白川静著作集

別巻　金文通釈1〔下〕

平凡社

金文通釋　1［下］

金文通釋卷一〔下〕目次

金文通釋八……三九五
金文通釋九……四六七
金文通釋一〇……五三九
金文通釋一一……又五九一
金文通釋一二……六四七
金文通釋一三……七一九
金文通釋一四……七七一

白鶴美術館誌

第八輯

白川靜

金文通釋八

三六、北子方鼎　邶鄘衞諸器

三七、鮽伯卣

三八、匽侯旨鼎　匽侯諸器

三九、伯害盉

四〇、害鼎

四一、大史友甗

四二、作册大方鼎

四三、[illegible]尊　[illegible]卣

四四、小臣𧴦鼎

臣辰卣

財團法人
白鶴美術館發行

三六、北子方鼎

器名　北子彝 攈古

時代　成康期 斷代

收藏　「山西洪洞劉鏡古（肇鑑）舊藏、一九五五年、見原器」 斷代

北子方鼎

著錄

器影　斷代・三・圖版二

銘文　攈古・二之一・三三

殷存・上・一八　三代・六・四二・四　斷代・三・六七

二玄・一二九

考釋　斷代・三・六六

器制　斷代にいう。「器高一九糎、口徑一二・八糎×一五・四糎」。雁公方鼎と同じく隋圓に近い

方鼎である。なお器制については、後の參考の項でふれる。

銘　文　　二行八字

北子乍母癸寶隮彝

北子は邶子であろうといわれ、直隷淶水張家窪出土の北伯の諸器と關聯して、これを邶子・邶伯とする解釋がある。陳氏は北子の諸器を聚成して次の三器をえている。

＊北子觶　綴遺・二四・一九・二
「北子華乍䵼彝」

＊北子尊　西清・九・一五
「北子乍彝」

＊北子盤　攈古・二之一・五三・一
江蘇陽湖呂堯僊藏

「北子宋乍文父乙寶隮彝」

右合せて四器。綴遺には「北與北伯鼎同、卽邶國也」という。その論は王國維の北伯鼎跋觀堂集林・一八に詳しい。右四器中、器の識るべきものは方鼎一器のみで、尊はその圖樣のみを傳えている。

また北伯と稱する一群の器について、陳氏はその三器を聚成している。

北　伯　卣

＊北伯鼎　貞松・二・二三　三代・二・四一・八
「北白乍隮」

＊北伯鬲　攈古・一之二・五三・四　綴遺・四・一四　三代・五・一四・八

「北白乍彝」

＊北伯卣　歐米・七七　通考・六六六　小校・二・四六・

四（誤爲鼎）　三代・一一・二六・二（誤爲尊）河出・一八二）　盛昱舊藏。Museum of Fine Arts, Boston.

北伯卣銘

「北白殁乍寶隮彝」

北伯の器は實は以上の三器にとどまらない。貞松に「光緒十六年一八九〇直隷淶水張家窪出土古器十餘、皆有北白字、此鼎其一也、今不知藏誰氏」という。通考にも「二尊同出、銘同」とあるから、卣と同銘の二尊があったわけである。次の器はあるいはその尊銘であるかも知れない。銹泐の状は卣銘といくらか違うところがみられるが、その同異を確かめがたい。

＊北伯尊　奇觚・五・七　貞松・續・中・八　小校・五・二五（鼎）

「北白殁乍寶隮彝」

なお金文編器目四三葉に八字銘の北伯毀拓本があるという。八字銘であるから、上掲の諸器とは異なる銘である。

北伯の器はもと十餘器存したものであるが、いまその器形をみるべきものは北伯卣の一器のみである。

北子と北伯とを一にする説は攈古・綴遺にもみえるが、王國維の「北伯鼎跋」にこれを詳論している。邶の問題は詩の邶鄘衞とも關聯があり、殷の舊王畿として重要な地であるから、いまその所説を引いておく。

彝器中多北伯北子器、不知出於何所、光緒庚寅、一六年、一八九〇 直隷淶水縣張家窪、又出北伯器數種、余所見拓本、有鼎一卣一、鼎文云、北伯作鼎、卣文云、北伯殁作寶隮彝、北葢古之邶國也、自來說邶國者、雖以爲在殷之北、然皆於朝歌左右求之、今則殷之故虛、得於洹水、大且大父大兄三戈、出於易州、則邶之故地、自不得不更於其北求之

余謂邶卽燕、鄘卽魯也、邶之爲燕、可以北伯諸器出土之地證之、邶既遠在殷北、則鄘亦不當求諸殷之境內、余謂鄘與奄聲相近、書雒誥、無若火始餤餤、漢書梅福傳、引作毋若火始庸庸、左文十八年傳、閻職、史記齊太公世家・說苑復恩篇、均作庸職、奄之爲鄘、猶談閻之爲庸矣、奄地在魯、左襄廿五年傳、魯地有弇中、漢初古文禮經、出於魯淹中、皆其證也

邶鄘去殷雖稍遠、然皆殷之故地、大荒東經言、王亥託于有易、而泰山之下、亦有相土之東都、自殷未有天下時、已入封域、又尚書疏及史記索隱、皆引汲冢古文、盤庚自奄遷于殷、則奄又嘗爲殷都、故其後皆爲大國、武庚之叛、奄助之尤力、及成王克殷踐奄、乃封康叔於衞、封周公子伯禽於

魯、封召公子於燕、而太師採詩之目、尙仍其故名、謂之邶鄘、然皆有目無詩、季札觀魯樂、爲之歌邶鄘衞、時猶未分爲三、後人以衞詩獨多、遂分隷之於邶鄘、因於殷地求邶鄘二國、斯失之矣

成王踐奄の役は周初の最も重要な大事件であるから、諸家はその地を求めて、金文にみえる埜や炎・[illegible]その他を以て奄に充てて解するなど種々の説を試みているが、王氏は邶を燕、鄘を奄すなわち魯とするのである。

邶鄘衞の名はすでに卜辭にみえ、何れも當時の殷王畿のうちにあつたと考えられる。稿本詩經研究通論篇第一章二　又、詩經蠡說、集刊外篇四種所收　いまの邶鄘衞の詩が衞風を任意割裂してなるとするのは一の臆說にすぎず、その詩にはみな淇域の詩を含んでおり、殷の舊王畿の詩である。殷滅亡の後にかりにその族が播遷して他に移ることがあつたとしても、燕魯の地が本來邶鄘であつたのではない。邶の諸器や匽器が河北から出土するのは、東方諸族の器が陝西から出土し、吳越の器がその本地以外から出土し、蔡楚の器が時期の異なる遺址から出土するのと同じく、遷徙あるいは將來の結果によることが多い。丹徒・凌源の諸器のごときもみなその例である。

北子・北伯の器の時代はかなり早く、陳氏は何れもこれを成王期であるとしている。器の識るべきものには北子の方鼎と北伯の卣とがあり、この二器についてその形制を考えることができる。

北子方鼎は四足隋方形の鼎で、一般の方鼎とかなり異なつた器制のものである。項下に一帶文あり、上下に小圈文を配し、中條は突起してその間に距離不等の直刻線文を配している。刻線は六乃至八本で不等、四邊の中間に小獸首を附している。器形は頗る雁公方鼎に類している。その器制・文様によつてほぼ器の時期を推すことができる。北伯卣については通考四二二にいう。

通高八寸四分、提梁兩端作羊首形、器及蓋各飾夔紋一道、夾以圈帶紋、蓋器各銘北白殁作寶隮彝、兩行七字、在腹內、光緒十四年秋、出于河北淶水縣釜山、一尊同出、銘同、美術史三八・精華七七・卣與觥二七　箸錄

文様の夔鳳は顧鳳、細い凸線を以てする雙鈎風の表出をもつている。なお圈足部に二條の凸文がある。蓋に兩角あり、成王期の器制とみられる。趞卣一九七頁　は蓋に兩角がないが、他の器制・文様は本器と殆んど同様である。

この北子方鼎と北伯卣とがほぼ近い時期のものとすれば、北子と北伯とを同一とみることに多少の疑問を生ずる。北字の字様も稍しく異なり、また北子は母癸・文父乙の器を作るが、北伯には干名を廟號とするものがない。また北伯の器は淶水の出土であるが、北子の諸器は出土地が知られていない。二者もし異なるものとすれば、干名を廟號とする北子の方が、殷代の邶の後に當りうる可能性が大きい。王國維の論は二者を一にして說いており、鄘を以て奄に充てる說とともに、なお檢討を要するものがある。

邶・鄘・衞は鄭玄の詩譜や漢書地理志にいうように殷の舊王畿であり、卜辭にそれぞれその名がみえ、金文にもその名をとどめている。尤も殷の滅亡後、その地は三監あるいはその後に入封した周側の諸侯によつて支配されたと考えられるが、北子・北伯のうち、北子は殷系の餘裔であるかも知れ

ない。鄘には周初の鄘器と定めうるものはないが、次の一器は字迹もかなり古く、あるいは鄘の器であろう。

*庸鼎　攈古一之二・四六　筠清四・二四　敬吾上・二七　小校二・二八　三代二・四二・六

「庸乍寶鼎」

庸は城墉の墉字。卜文と同形である。器影をとどめないので器の時期を考えることはできないが、字迹は一應初期に入りうるものである。なお別に庸伯の𣪘一器書道・六一あるも、昭穆期のものである。

庸鼎銘

衞には殷代の器と考えられる器が數器あり、圖象文字的な衞の一字を署している。周の支配に歸したのち、その地に周から入封したものがあり、その器もまた數器を存している。陳夢家氏は衞鼎以下五器を御正衞𣪘の條斷代・二・八五に列入し、これらはみな御正衞の器であるとしているが、文字・器制などからみて、必らずしも一代一人の器とはしがたい。衞諸器のうち、器制の最も古いものは衞卣であろう。

衞卣

衞卣器銘

*衞卣　歐米・七八　H. Oppenheim Collection, London.

「衞乍季衞父寶隮彝」

器蓋二文。二行八字。器蓋に夔鳳文を付している。何れも鳥首前向、鳥身は柔軟なS字状をなす。蓋に兩角あり、提梁にも文様がある。環耳及び器の頸部帶文の正中に各々羊首を飾つている。字迹は西周初期のものであるが、銘によると季衞父の器を作つているので、初封の人とは考えられない。

*衞尊　日本・一五三　貞松・七・一四　善齋・禮三・八五

小校・五・二六　三代・一一・二八・一

銘は前器と同文。字迹も殆んど同じ。器腹に夔鳳文二道を付し、帯文上下に二道の弦文がある。夔鳳は垂尾、亞醜方鼎善齋・四〇や令彝二七七頁の夔鳳に似ており、方形雷文を以て地を埋めている。前器と合せてその時期を推定しうる。成王期と考えてよいものである。

＊衞父卣　西清・一五・二七　攈古・上・三一　窸齋・一九・一八　恒軒・六六　綴遺・一一・三一　周存・五・一〇二　小校・四・四〇　三代・一三・一九・七，八

衞　尊

「衞父乍寶障彝」

恒軒の圖様によると殆んど北伯卣と同じ。衞卣も圏足部に夔鳳を付するほかは器制殆んど同じである。器葢二文あり、字迹も衞卣と極めて近い。ただ衞字の筆畫は白衞父盉と同構である。

＊伯衞父盉　善齋・一

〇八」　善齋・禮八・三二　小校・九・五三

「白衞父乍嬴𩰫彝、孫々子々、邁年永寶」

銘二行一五字。有葢。葢及び器の口縁部に夔鳳の帯文があり、鳳形は衞鼎に似ている。器腹は素文、分當形の四部に分れ、素文の圓足を附す。器形は頸部がくびれていて、臣辰盉一二、三四九頁　伯害盉　四二二頁と同形で、當時通行していた器制とみられる。

伯　衞　父　盉

＊衞鼎　善齋・二八」　貞松・三・二四　善齋・禮一・七八　小校・三・八　三代・四・一五・二」　文錄・一・三三　文選・下一・九

「衞肈乍厥文考己中寶𩰫鼎、用𣏟壽、匃永福、乃用鄉王出入事人眔多倗友、子孫永

寶」

器形は毀鼎に近く、同じく分尾の夔鳳を帯文としてめぐらす。前三器に比して時期は稍しく下るようである。銘六行三三字。字迹は伯衞父盉と似たところがある。

器はその文考を己中と稱している。陳氏ははじめの四器をみな衞鼎・御正衞毀の衞・御正衞と一人としていう。

凡此四器的衞、可能是御正衞、季衞父是衞的季父、白衞父也許與衞無關、但都是西周初期器

何れも西周初期の器であることは疑ないが、御正衞毀ではその文考を父戊と稱していてその名號は東方系に屬し、以上の衞諸器とは屬類を異にしている。かつ御正衞は伯懋父より賜賞をえてい

伯衞父盉銘

て、衞國の邦君たる人とも思われない。それで今しばらく別人としてとり扱う。

鼎の文は「奉壽」・「匄多福」の語など成王期の器銘にはみえぬ語を含み、「鄉王出入事人眔多倗友」なども麥器などに至つてみえる語であるから、上掲の衞器五器の中では時期最もおそく、あるいは康王期以後に屬すべきものと考えられる。またその文は封侯の語としてふさわしくないところもあるので、衞父と稱する前四器とは別の家であるかも知れない。

*賢毀　一、綴遺・一二・三一(卣)　愙齋・九・七　周存・五・六八(兕觥)　小校・八・二七　大系・二六四　三代・八・二八・三・四　二玄・一七〇　二、文物・一九五九・一〇　愙齋・九・八　小校・八・

賢毀第四器銘文

二六　大系・二六五　三代・八・二九・一，二　三、貞松・補上・二六　三代・八・二九・三　四、善齋・六四　二玄・一七二」　善齋・禮七・四九　小校・七・四七　大系・二六五

「隹九月初吉庚午、公叔初見于衞、賢從、公命事、晦賢百晦□、用乍寶彝」

一・二は器蓋二銘、四器合せて六銘。二・四は器を存するが、二は瓦文段で疑うべく、四は兩耳が獸頭曲尾のS字狀をなし、項下の帶文は圓渦・虺首を交互に配していて、宜侯夨段と同じ。器形は格伯段と似たところがある。六銘とも行款同じく、四行二七字。

賢はその主君公叔が衞に見事するのに從つて賜賞をえており、衞の陪臣に當る。大系に公叔を康叔とするも、公叔は衞に見事の禮を行なつている衞の臣下である。また積微居八一に公叔を衞の獻公の孫公叔文子發とするが、發は春秋末の人で時代が合わない。「初見」は匽侯旨鼎四一四頁の「匽侯旨初見事朽宗周」と同じ。公は上文の公叔。「公命事」を積微居に「公命使……」と下文につづけるが、使役の形ではない。

上の晦を郭氏は賄と訓するも、動詞の用法で收穫させる意であろう。□は祭享に用いる粢糧をいう。彝高四一〇頁にも「彝入□朽母子」とこの字を用いている。

三七、鮽伯卣

鮽伯卣

收藏　「榮厚氏舊藏」冠斝

著錄　器影　冠斝・上・五六

二玄・一三二

銘文　冠斝・上・五六

二玄・一三一

器制　素文の卣。提梁あり、耳は犧首。器の正中にも羊頭の犧首あり、蓋上平鈕、兩角がある。器制は盂卣三九二頁と極めて近い。

銘文　器蓋二文。何れも二行六字。

鮽白乍寶隮彝

緐伯卣器銘

緐伯はあるいは殷器の小臣緐犧尊にみえる緐の家であろう。緐伯の器には

*緐伯彝　三代・六・三八・二

*緐伯尊　三代・一一・二二・三

などあり、銘は同文、字迹も類している。なお緐舌盤録遺・四八五のほか、亞字形中に緐字を銘した器が數器ある。これら緐關係の器は、山東金文集存下四に緐尊以下八器を聚成している。

*𡨦卣　西清・乙・八・八　寶蘊・九八　故宮・下・二六九　三代・一三・二六・二

「𡨦乍父辛障彝、緐」と銘する。緐は亞字形中にある。器は縱長で器蓋に肉の太い饕餮を飾る。乙編には周器とするも、寶蘊のいうように商器と認めてよいものである。

*𢍉鬲　攈古・二之二・三二　殷存・上・九　綴遺・二七・一　小校・三・七〇　三代・五・三〇・三

「緐　𢍉入□丂母子、用乍又母辛障彝」と銘する。□は賢殷四〇七頁にもみえ、粢糧をいう語。攈古に山東の長山袁理堂藏という。あるいは山東出土の器であるかも知れない。

*曆鼎　西清・甲・一・一　三代・三・一・二

「緐　曆乍且己彝」と銘する。緐は亞字形中にある。

以上によると緐族には𡨦・𢍉・曆の諸氏があつて相當の大族であると思われ、周の統一後、その族は緐伯と稱したのであろう。山東壽張出土の梁山七器の一に小臣緐犧尊があり、召公關係の諸器と同出である。おそらく召公の族が東征して山東に及ぶ方面を經略したとき、緐はこれに協力し、殷の滅亡後も諸侯として殘りえたものかと思われる。

*小臣緐犧尊

著錄

器影　書道・二八　水野・七〇・七一　二玄・七九

銘文　濟寧・一・一四　攈古・二之三・四六　愙齋・一三・一〇　奇觚・五・一二　殷存・上・二六

周存・五・五　綴遺・一八・二　小校・五・三七　三代・一一・三四・一　書道・二八　二玄・七八

考釋　文錄・四・八　文選・下二・一　貝塚・三八二　赤塚・四三

器は極めて寫實的な犀形の犧尊である。銘文にいう。

丁巳、王省夒且、王易小臣艅夒貝、隹王來正夷方、隹王十祀又五肜日

董作賓氏の殷曆譜下編二・祀譜三によると、この器にいう夷方征伐は帝辛期の第二次の役で、帝辛十五祀正月丁巳、東征の途次夒祖を省視し、小臣艅に夒の貝を賜うたことを記したものという。祖はおそらく祭祀の場所であろうが、他に語例がない。卜辭に多くみえる某宗というに近いものであろう。小臣は身分稱號で貴遊の出自を示す。卜辭によると、殷以外の方國にも小子・小臣の稱があつた。殷周革命の後においても、艅が艅伯としてその故地を存していることからいえば、本來山東方面の族であろう。周の統一後、殷以來の舊族にして本領安堵をえた諸侯の一例としうると考えられ、また梁山出土の召氏諸器との關聯もあるので、周初諸侯器の一として艅伯の器を錄しておくのである。

三八、匽侯旨鼎

器名　匽侯鼎文錄

時代　「當在成康昭三王之時代」譚華　成王斷代

收藏　「今藏日本住友氏」貞松

著錄

器影　泉屋・彝二　海外・二　大系・二　二玄・四〇四

銘文　貞松・三・一六　周存・二・補　大系・二六六　河出・一七八　二玄・四〇三

匽侯旨鼎

考　釋　韡華・乙・四二　文錄・一・一六　文選・下一・六　積微居・一七三　大系・二二六

器　制　刪訂泉屋にいう。「通高六寸七分五厘、口徑五寸六分、重量五一六匁、器は瓜皮靑綠の色を呈し、靑藍の鏽を生ず。飾るに饕餮雷紋を以てす」。なおその饕餮の形態が若干圖紋化のあとのあることが指摘されている。器腹は稍しく分當形を示し、足はかなり長い。

銘文　　四行二一字

匽侯旨、初見事于宗周、王賞旨貝廿朋、用乍姒寶障彝

匽侯は後の燕侯。西周初期の器は匽、列國の器は郾と記している。害鼎に「隹九月既生霸辛酉、在匽、侯易害貝金」とみえ、その匽侯は本器にいう匽侯旨であるらしい。

匽侯旨には別に一鼎あり、父辛の器を作る。害鼎の盟伯父辛と同人であろう。すなわち匽侯は召氏の一族で、周初匽に封ぜられた人である。匽の地がはじめから北燕の地であつたかどうかは疑問の點があり、召氏の本貫はもと河南郾城をも含む河南西部の地であつたとみられ、いわゆる南燕もあるいはその故地の一であつたかと思われる。のち、匽はあるいは北して易縣の地に移封したのであろう。匽侯盂など一群の器が、さらに北方の熱河凌源の地から出土している。匽の原委については、列國の燕の條に述べる。旨は召の字形に似ているが、別の一鼎の字は稍しく異なる。字は䭫首の䭫の從うところと最も近い。やはり旨と釋すべきであろう。韡華に「旨當卽召公之子、或孫也」というが、別の一鼎に父辛の器を作り、この父辛が盟伯父辛であるとすれば、召公と同輩行となる。本器は分當鼎で器制・文様ともに獻侯鼎三三頁と似たところがあり、獻侯鼎は成王期のものである。從がつてこの器は成王期の後半、匽の初封のときの器と考えてよい。

「初見事于宗周」とは最初の朝見をいう。受封の後、あるいは嗣王に對する初めての入覲である。同樣の禮をいうものに次の諸器がある。

　　𡚸鼎　　己亥、𡚸見事于彭、車叔商𡚸馬、用作父庚障彝　天黿形圖象二玄・七七

　　賢𣪘　　隹九月初吉庚午、公叔初見于衞、賢從

積微居に書の康誥「見士于周」もまた見事の義に外ならないという。文錄に「見事、以事來見也」というのは正確でない。見事して賞賜を受け、貝二十朋を賜うている。銘文は新王に謁見する儀禮

とはみえないので初封の際とすべく、器の時期は成王の後半にあると考えられる。
姒はやや異體であるが、やはり姒であろう。大系にいう。

又疑乃又始之合、又始者有姒也、姒者匽侯之妻若母

南燕は黄帝の後にして姞姓の國であるという。南燕がもし召氏の分族であるならば、召氏は姞姓の國となる。召氏が通説にいう姬姓の國でないことはかつて論じた。小稿召方考參照。匽は姒姓と通婚關係にあつたらしく、本器の姒はおそらく匽侯の母であろう。妻のための祭器ならば、その旨を記しているはずである。韡華に

又按別一鼎、文字與此鼎殆出一人、文曰、作敖姒尊、疑亦卽匽侯所作器、敖姒卽此器之姒也、皆當爲同時出土之器

というがその器銘未見。郭氏が姒を又始の二字に離析してよむのは、字形上困難である。容庚氏の金文編には、この字を姒に收めず、別の一字としているが、文錄にいうように姒の緐文とみてよいようである。

訓讀

匽侯旨、初めて宗周に見事す。王、旨に貝廿朋を賞す。用て姒の寶𨽿彝を作る。

參考

匽侯旨及び匽侯關係の諸器を以下に錄しておく。

＊匽侯旨鼎二　攈古・一・一四　恒軒・一六」　愙齋・六・二　殷存・上・六　綴遺・四・一〇　小校・二・四五　三代・三・八・五」　愙齋賸稿・一三

匽侯旨鼎二銘

銘二行七字。「匽侯旨乍父辛𨽿」。父辛は𢑴器の𢑴伯父辛と同じ廟號である。器は攈古・恒軒の圖様全く同じく立耳三足、傾垂の少い鼎で、口下に帶文あり、上下の弦文の間をほぼ六分し、一區劃内の左右に目雷文の眼のような文様二個を配している。他に例のないもので圖様に疑問がもたれるが、器形はほぼ旂鼎に近い。匽侯旨鼎一とともに、易州出土の器と考えられる。

＊匽侯盂一　文參・一九五五・八・一二一　新獲・四〇・二　五省・二〇　二玄・一二七」　錄遺・五一一　二玄・一二六」　斷代・二・九九

一九五五年五月、熱河凌源縣海島營子村出土十六器中の一。概ね殷周期の古器である。器は器高二四糎、口徑三四糎、寬三八糎、底徑二三・五糎。文參にいう。「此器侈口圈足附耳、器外滿飾以夔鳳紋」。鳥首後向、器腹の文様は一見しては夔鳳ともみえぬものであるが、前垂あり垂尾あり、

匽侯盂一

ただ鳥啄の形が甚だ異なる。圏足の文様は龍身のようであるが鳥啄あり、これまた顧鳳である。器腹の顧鳳は、昭穆期に盛行する顧鳳と、かなり異趣がある。銘一行五字。「匽侯乍餴盂」と銘する。餴は說文にみえ、また饙に作る。蒸飯をいう。盂は說文に「飯器也」とあり、蒸米を盛る食器をいう。盂は傳世の器少く、斷代に白盂 西淸・甲・一六・一（今在故宮博物院）・康公盂 脫里多博物館・永盂 弗利亞・二五 の三器 斷代・二・圖版二〜七 をあげ、かつ匽侯旅盂二器を紹介している。

*匽侯盂二、三　斷代・二・一〇二

二器一對。陳氏いう。抗戰期間中の出土。紐約で寶見。有蓋。口徑一九糎、高一九糎。「惜不記其形制」。銘は器蓋各二文。「匽侯乍旅盂」と銘する。

匽侯盂一

盂にはその銘に𣪘と稱しているものもあり、陳氏は西淸・二七・一三（有蓋・座）頌齋・一一・尊古・二・六 及び陳氏舊藏の中盂 斷代・二・圖版一 をあげている。無耳𣪘と盂と𣪘とは殆んど一系の器種で、陳氏は𣪘盂の別は器の大小にあり、盂を大としているが、やはり侈口附耳というその器制によって分別すべきであろう。盂は通考二八三〜二八六・日本九三〜九七 にも數器の器影を錄している。なお凌源出土器については斷代・二・一〇一以下 及び樋口隆康氏「西周銅器の硏究」京都大學文學部硏究紀要第七、昭三八 第二章に概說がある。

*㠱侯吳盉　窓齋・一六・一九　周存・五・六九　綴遺・一四・二六　殷存・下・三三　小校・九・五二　三代・一四・一〇，七，八」　文錄・四・三一

器は匜・兕觥とも傳えられるが、盉であるらしい。舊潘祖蔭藏器。器蓋二文あり、銘にいう。

亞字形中㠱侯　吳　匽侯易亞貝、乍父乙寶障彝」

㠱侯吳が匽侯から貝を賜うて父乙の器を作っている。亞はおそらく㠱侯吳であろう。㠱侯吳の器はその數甚だ多く、王獻唐氏の「黃縣㠱器」一九六〇刊に關係彝器四十三例七十三器を錄している。㠱侯の名は卜辭前二・二・六にみえ、殷以來の故國であるが、おそらくもと河南の地にあり、のち次第に東徙して山東の黃縣に入ったらしく、黃縣からは㠱器八件が出土している。その㠱侯が匽侯の賜賞を受けて器を作っているのである。兩者の接觸がどういう事情のもとに行なわれたかに深い興味がもたれる。亞吳形標識の器には、征角續殷存・下・三八・中子㠱觥同・下・二九・小臣邑斝冠斝・上・三九 など注目すべきものがあり、殷の王子たる子征の家から出ているようである。また

亞㠱器中、高字形の下に黽字形の龜に似た字を加えたもの鄴中・三上・三六 巖窟・一・八，四六があり、第一次梁山出土の亞㠱爵の㠱字と關係があるかも知れない。第二次出土の七器中、𡧊鼎に「在匽、侯易𡧊貝金」とあるのが思い合わされる。これら諸器の關聯を求めてゆくと、周初の東方經營における匽侯を中心とする召族の活動をあとづけることができよう。

匽侯諸器は殆んど北燕の諸地から出土している。匽侯旨鼎二について、潘祖蔭いう。

同治丁卯一八六七年間、京師城外出土數器、蔭得一爵外、利津李氏所得、盉一爵一觚一卣一、倶一人所作器、內盉銘中正有匽侯字攈古・一・一五

盉はのち潘氏に歸し、綴遺には潘氏藏と記している。李氏舊藏の諸器は著錄をみないが、みな匽侯の器とすれば合せて九器、別に亞㠱の盉一器となる。

なおこれより先、山東長山縣の田野より旨卣が出ている。金索・一・二二 攈古・二之一・一二 筠淸・二・四二に著錄。銘は「□旨乍父辛𣪘彝」。第一字は字形不明、あるいは匽の譌形かともみえ、旨と釋した字も少し形は異なるが、同時に「父辛」銘の二爵が出土しているという。もし旨の器とすれば、桓臺の近くからも匽器が出土したことになり、また一の問題を提供するものである。

匽器には他に匽公・匽伯の器あり、郾諸器よりも早い時期のものであるが、西周後期の器制であるから略する。周初の匽器が東方諸族と種々の交渉を有することは、匽侯が北燕に入る以前、召氏の一族として東方の經略に重要な役割を荷つていた事實を示すものとみられる。

三九、伯𡧊盉

器名　伯憲盉攈古

時代　成王通考　康王斷代　昭王麻朔

出土　梁山七器の一。

收藏　「山東濟寧鍾養田藏」攈古　「秀水錢有山藏」從古　「南海李氏藏」周存

著錄

器影　頌齋・續・五六　善齋・禮八・三一　通考・四七七　周存・五・六三，六四（拓）

銘文　從古・一一・三一　攈古・二之一・五五　綴遺・一四・二六　周存・五・六三　殷存・下・三三　小校・九・五二　三代・一四・九・七，八　河出・四一八　二玄・一二五

考釋　濟寧・一・一三　麻朔・二・二三　通考・四六，三八八　斷代・三・八九

器制　通考にいう。「通蓋高六寸四分、口及蓋均飾弦紋二」。四足。器腹に僅かに分當形を存している。その形制はほぼ父癸臣辰盉故宮下・三四六に近い。臣辰盉三四九頁はこれに比して蓋淺く、相似た形制の伯衞父盉四〇五頁とともに、これとほぼ同期、あるいは稍しくこの器に先行するものがあろう。器腹の含らみが項下より急に張り出ており、その含らみの具合が麥盉に近い。盉としては後期の制である。

白　害　盉

銘　文　二行一〇字、器蓋二文。

白害乍𥁕白父辛寶障彝

白害は害鼎にみえる害である。𥁕白父辛は召公奭の父であるから、害は召公と同輩行に當る。害鼎にただ害と稱し、この器に白害と稱するのは、白懋父をあるいは懋父、懋というのと同じ。白害の白を、陳氏は伯叔の伯と解している。周人の名字のことについては別に述べるが、白某というときの白は必らずしも伯叔の伯とは限らない。上文に某白という場合、下文に白某ということがあり、彔白𢦚を伯𢦚𣪘では白𢦚と稱している。初期の金文には伯仲叔季を私名の上に冠して用いる例は殆んどない。もしありとするもそれは氏號としてである。白は某白の白の義であることが多く、この場合も白害とは某白害である。彔白𢦚・白𢦚の例によってこれを知ることができよう。

陳氏が𥁕伯父辛を𥁕公その人と考えたのは、一にはこの白害を以て𥁕公の長子と考えたからであろう。しかし朿觶六九頁に父辛の器を作っている朿は公朿であろうが、明らかに害と同輩行である。白は伯叔ではなく、侯伯の伯とみなければならない。

伯害盉銘

参　考

この器の形制について、陳氏はその康世にあるべきことを論じていう。

此器與士上組之盉善・一〇七和作册麥組之盉泉屋一・一〇一、同屬于四足盉類、它們是西周初期（尤其是成康時代）的代表形式、它們是從分當的三足盉衍化而來的、故其腹部底下、尚殘留微爲分當的形式、就此殘留的微爲分當的程度、可分別時代的先後、即士上—白害—麥爲次序—最後幾乎成爲平底腹、士上屬于成王時、已詳上文第廿一器（士上盉）、麥組當如郭沫若所定在康世

四足盉の形制の推移は、ほぼ陳氏のいう如くであるけれども、本器と麥盉との距離は、本器と臣辰盉との距離よりも大きなものがあると思われる。麥盉は同じく四足盉であるけれども耳に獸首もなく、底は殆んど平底であり、器制は纖巧に赴いている。

本器の字迹は次の寏鼎に比べるとはるかに雅馴の趣があつて、成王期の字様を示している。それで字迹を以ていえば、この盉銘は成王期に入りうるものがあり、寏鼎の銘は盉銘の字迹には及ばない。銘文及び器制・文字からいうと、寏の時代は成康期にわたるものがあり、寏は召公群弟の一人であると考えられる。

伯寏と同人の器かと思われるものに甗一器がある。

＊伯寏甗　頌齋・續・二四」　貞松・四・一八　善齋・禮二・三二　小校・三　九〇　三代・五・六・一

「白寏乍隮彝」

寏は广に從う　寏の異體とみられる。河南の出土という。通耳高一尺四分、素文の甗である。字は盉銘と極めて近い。

四〇、寏　鼎

器　名　召伯父辛鼎攈古　憲鼎綴遺

時　代　成王通考　康王斷代　昭王厤朔

出　土　梁山七器の一。

收　藏　「曾藏鍾養田・李宗岱、一九四八年冬、歸于清華大學」斷代

著　錄

器影　斷代・三・圖版二

銘文　綴遺・四・九　攈古・二之三・五〇　周存・二・補　小校・三・四　斷代・三・八八　錄遺・九四　二玄・一七七

考　釋　濟寧・一・一〇　文錄・一・一三　文選・下一・六　厤朔・二・二三　貝塚・三七八　斷代・三・八八

器　制　斷代にいう。「器高二四・八糎、口徑一九・六×二一・二糎」。項下に一道の弦文があるほかには文飾を加えていない。器はもと殘破していたのを補修して成るものであるが、器形はかなり完好である。立耳。傾垂がやや著しい。器形を以ていえば、衞鼎四〇五頁などと似ている。

富　　鼎

隹九月既生霸辛酉、才匽

匽は小臣𧷽鼎にもみえている。陳氏はその條（斷代・二・九四）下に匽を燕と解しているが、それではこの器が梁山から出土した事情を說きえない。匽はおそらく郾城・郾縣の郾で、當時召族の勢力は河南中部のこの方面に及んでおり、東方の經營が進むにつれて、その一族がついに梁山の地にも入つたものと解される。

小臣𧷽鼎によると、召公はこの地で圃藉のことを行なつている。その儀禮がどういうものであつたかはよく知られないが、この地が召公の支配する地であつたことは確かである。おそらく當時、その地は召族の東方進出の據點であつたらしい。梁山諸器にみえる召族の人々は、ここより東して梁山にその器を殘したものと思われる。

銘　文　六行三九字。從來の銘には九字未剔。文選・厤朔に至つてはじめて全文を出している。丁麟年の移林館金石拓本によつたものという。陳氏の記述によると、器銘は土銹のため清晰でなかつたが、剔清してその文を見うるに至つたという。

侯易富貝金

侯を陳氏は「當是匽侯」という。匽侯旨鼎・匽侯諸器にみえる匽侯とするのである。匽侯ならば召の一族であるから、𥃳伯父辛の器を作つている富もまたその同族であり、かつその同輩行となる。

覭侯休、用作𥃳白父辛寶障彝

作冊大方鼎には「大揚皇天尹大保宮」のような表現がとられており、この器では「揚侯休」という簡略な形式である。これによつてみると、器銘の「侯」は「皇天尹大保」とは別人のようである。

豐伯父辛は召公の父であろう。朿觶に

公賞朿、用作父辛于彝

とあるもので、召族諸器の群別標識とすべきものである。父辛の名のみえるものとして、陳氏は次の諸器をあげている。

父辛　　匽侯旨鼎二恒軒一・一六

豐伯父辛　　害鼎　伯害盉　餘鼎綴遺・四・八　擴古・二之一・三五・一（彝）善齋・禮六・五三（爵）

貝塚氏の書にはなお

父辛　　𡨦卣　林㚸鬲　御正衞爵

の三器を列しているが、上二器は小臣餘との關係を介してのことで確かではなく、また御正衞は召氏の臣屬である。父辛の名があるとしても、必らずしも召族と定めうるものではない。

害萬年、子〻孫〻、寶光用　　大保

末文を陳氏は「光用大保」とつづけて句とし、令方彝の「用光父丁」と同例としているが、「光用」と「用光」とは語法異なる。「寶光用」とは「寶用」と同じで、光は直接に大保に連なる語でない。かつ大保は銘末に文と離れて標識的にかかれており、他にも同様の書法をとつている例が多い。

遣鼎一・二・三　　遣作障彝　　大保

典鼎　　　典作寶障彝　　大保

大保宗室鼎　　大保　□作宗室寶障彝

これらは文末もしくは文初に、銘文とは區別して記されている。すなわち銘末の「大保」はこの族の標識である。

訓　讀

隹九月既生霸辛酉、匽に在り。侯、害に貝・金を賜ふ。侯の休に揚へて、用て豐伯父辛の寶障彝を作る。害萬年、子と孫と、寶として光用せんことを。　大保

參　考

陳氏は召族諸器中の召公・召伯を論じていう。

此鼎之侯、應是匽侯旨、乃召白父辛之子、詩甘棠・黍苗・崧高等篇的召伯和江漢的召公、應是召公奭、故梁山七器中、鼎盉稱召白而甗稱召公、然則匽侯旨是召公奭之子而非召公、就封于燕者、是召公次子、故鼎銘云、才匽、而上文第廿二器（小臣𧊒鼎）記召公𡪞匽、是召公至于匽、而不曰才匽、可證召公本人、不曾就封于燕

詩の諸篇にみえる召伯召公を召公奭とするのは舊說を踏襲するものであるが、それらの召伯が宣王期の召伯虎をいうものであることは明らかである。詩經研究通論篇第一章一參照　また梁山七器中の召伯が召公の父たる豐伯父辛であることは、朿觶の文によつて知られるところであり、大史友甗にいう

召公は、詩の江漢にみえる「召公是似」の召公、すなわち召公奭と考えて差支えない。

匽侯旨が何人であるかは明らかでない。しかし召公その人に非ずとする陳氏の推定は正しい。もし本器の侯が匽侯旨にして召公の子であるとすれば、害は召公の父と同名の盬伯父辛の器を作っているのであるから、諸父である害がその甥に當る匽侯から賜賞をえたことになる。しかるに匽侯旨鼎二には「匽侯旨作父辛𢀛」とあって、匽侯旨は明らかに盬伯父辛の子であり、召公奭とは同輩行、また從って害等とも同輩行である。この點陳氏の記述はまた誤るというべきである。

本器にいう匽はいわゆる北燕の地でなく、もと河南方面の地であろう。匽侯旨鼎は北燕の地から出土したものではあるが、匽はおそらくもと河南中部、徐偃王の傳說にみえる匽であり、北燕はその後の移封の地とみられる。それは「在匽」をいう本器のごときが梁山から出土しているのと同じ事情によるのである。

陳氏の說は、上述のようにいろいろの問題を含んでいるのであるが、陳氏は以上の前提に立って、召族關係の諸器の時代を論じている。

據顧命之文、召公奭在成王既沒之後、康王卽位之時、猶爲大保、則凡有召白父辛的諸器、應屬召公以後、至早在康王初以後、匽侯旨鼎一、形制同于成王時的旅鼎、而銘曰、匽侯旨初見事于宗周、則當在成王時、匽侯旨鼎二、形制略晚于前者、而銘有召白父辛之語、當屬于康王初以後的康王時代、害鼎形制、雖近于成王時的素鼎、因有召白父辛之語、亦當屬于康王初以後的康王時代、與此鼎同出的大史友甗、乍召公寶𢀛彝、亦可證其作于召公以後

匽侯旨、當爲召公的次子、而就封于燕者、可能是第一個燕侯、此人延至康世、其同輩的害、亦延至康世、據此鼎銘、害在燕受侯錫、則出土地的梁山、當爲他居住之邑

陳氏は盬伯父辛を召公の諡號とみているので、その名のあるものはすべて召公以後、少くとも康初以後の器と定めているのであるが、さきにも記したように朿觶において朿は盬伯父辛の器を作っており、この朿は作册大方鼎にみえる公朿、卽ち皇天尹大保である。それで凡そ盬伯父辛を稱するものはみな召公奭と同輩行と考えてよい。また大史友甗の召公を陳氏は盬伯父辛と同一人と考えているが、この召公は廟號として用いられているのであるから、もとより盬伯父辛と同じではない。かつ盬には盬圜器において伯懋父より賜與を受けている盬もあり、もしその盬とすれば康王期以後の人となる。何れにしても大史友甗は、盬伯父辛諸器より少くとも一世代後れるものである。陳氏はすでにこの害鼎の形制が成王期の素鼎と同じであることを認めながら、ただ盬伯父辛の名によって康初以後の器と定めたのであるが、盬伯父辛の名はむしろ器が少くとも成末康初を下らぬものであることを示すのである。

陳氏はこの器の器制を論じていう。

此鼎樸素、僅項下一帶弦文、上文第九器（宅鼎斷代・一・一七四）下、曾列述成康時的素鼎、而誤定此器爲成王、應正

成王與康王的素鼎的發展的趨向、是鼎腹弧度的改變、卽自口沿向下的弧綫、到足部以上處、向外伸出、口徑小于腹徑、而最大腹徑不在鼎腹中部、而在下部、如此鼎、從照片上觀察、腹部的左右

兩綫、形成一梯形、在此以前的鼎、形成大約爲平行的直綫或對稱的微向外拋的弧綫、這個腹部弧綫的改變、姑名之爲傾垂、此種現象、同樣的表現、在同時期的尊卣等器的發展上

すなわち器が成王期素鼎と異なるところとして、下腹部の膨脹、いわゆる傾垂現象を指摘している。しかしこれもいわば大體論であつて、その形制はすでに殷器にもみえており、たとえば安陽出土の叔龜鼎鄴上・一〇のごときは、この器よりもなお著しい傾垂が認められるし、また殷器と考えられている父乙鼎善齋・二九　通考・三二のごときは、項下から段を作つて腹徑を大にしている。傾垂が一般的に認められるのはほぼ康王期と考えられるのであるが、これを以て器を康王期とする決定的な徵證となしうるのではない。この器の時期は蠶伯父辛の號と、この傾垂をもつ形制と、兩者を綜合して定めるべきである。

召公は無類の長壽の人であつたという。その父である蠶伯父辛の沒年はおそらく成王初年、あるいはそれよりも前であるかも知れない。蠶伯父辛を銘するものが召公の同輩行であるとすれば、召公よりかなり年少、もしくは召公と同じく長壽の人でなくては、康王末に及ぶことは困難であろう。從つて蠶伯父辛諸器の時代は、ほぼ成末康初にあるとなしうる。ただそれらの器の間にも、また自ら前後のあることはいうまでもない。

四一、大史友甗

器名　太史甗綴遺　太史習彝、或作召公彝周存「攈古錄題爲甗、未見原器、姑從舊輯」

時代　成王通考　康王斷代

出土　梁山七器の一。

收藏　「濟寧鍾養田・南海李宗岱舊藏、今住友氏藏」海外

著錄
器影　泉屋・彝・一二　刪訂泉屋・三　海外・一二　通考・一八三　二玄・一二四
銘文　攈古・二之二・四二　綴遺・九・二三　小校・三・九一　三代・五・八・五　二玄・一二三

考釋　通考・三一七　斷代・三・九〇

器制　通考にいう。「通耳高一尺六寸、箅有十字穿五、口飾饕餮紋一道、三足飾饕餮紋」。また刪訂泉屋にいう。「此の甗の下部は整齊雄勁なる饕餮紋を以て飾り、また上邊には渦紋化の傾向を示せる細緻なる同種の帶文を繞らす。通體水銀色を呈し、紫褐青色の蝦蟇斑鏽を出せる處、鮮かなる土中古を示す。現存甗中の精品の一となす可く、其の製作の時代は盛周にあらむ」。鬲部の饕餮は眉目甚だ大、脚を中心に左右に展開するも身部は殆んど存しない。當時の甗に一般に行なわれた文様である。これを同じく泉屋藏するところの遹甗に比べると、

迺甗は下部の鬲甑が殆んど線刻に近く、また上邊には弦文二道を付するのみで、製作が簡略となつている。

大　史　友　甗

銘　文　　　三行九字

大史昝乍𥂴公寶障彝

大史は官名。官名に大を附してよぶものは周禮六官の屬であるが、金文にみえるものでは古く大史・大祝・大保があり、やや後れて大師の稱がみえる。大史は本器のほか中方鼎一・乍册䰧卣にみえている。昝は金文に習見する倗昝の昝と同字であろう。農卣三代・一三・四二・四では、この字と同じく口に從つている。

𥂴公はおそらく召公奭であろう。陳氏はこの𥂴公を𥂴伯父辛と同一人と解している。

同出土的鼎盉銘、害稱其父爲召白、此則大史友作障器以祭召公、召白召公所指是一、作器者作召公的障彝、則在召白已死之後、應在康世

𥂴公と𥂴伯とは金文においてはその稱號を異にし、おそらく別人であると思われる。束觶によると、𥂴公束の父は父辛、すなわち𥂴伯父辛である。

𥂴公はその子で公大保といわれ、その廟號も𥂴伯と異なつて𥂴公という。𥂴公の子は單に𥂴と生稱したらしく、𥂴圏器等にみえるものであり、𥂴は伯懋父から賜賞を受けている。𥂴氏の周初三代は𥂴伯—𥂴公—𥂴とつづいているようである。從つてこの器は𥂴公歿後のもので、康王前期末のものと考えてよい。ただ大史友が𥂴公と同輩であるのか子輩であるのかは不明であるが、一般に彝器はその祖考のために作るものであるから、一應𥂴公の子輩とするのが穩當であ

る。従つて寔等とは世代が異なるとすべきである。

なお「大史友」という語が書の酒誥篇にみえているが、これは官名であつて、この作器者とは關係がない。

參　考

陳氏はこの作器者の器とみられるものとして次の三器をあげている。

1、友鼎　頌齋・一

　內史令友事、易金一鈞非余

2、友尊　尊古・一・三三

　友作旅彝

3、友父鼎　三代・三・五・四

　考乍吝父隮鼎

前兩器友字倒寫、都是成王式的素器、應在成王時、第三器則爲考所作以祀友父者、當作于友死以後、器形未見、吉金文選下二・一五錄考段、未見器銘拓本及器形、善六八之友段、似稍晚、與大史友恐非一人

1の友字は册形の下に二友をかき、本器と字は異なるようである。かつその銘は、下文になお「內史龏、朕天君其萬年」とあつて、召公の家の器とは考えがたい。2は友字1と結構同じく倒文。二弦文のみの素文の尊である。1と同人の作とみてよく、また大史友と同人ではない。3の友字は本器と同形であるが、吝父が吝であるとしても、陳氏のいうように世代の下る器である。要するに三器ともみな友の作器とは認められない。

大史の職はもと祭祀の官であるが、のち册命の儀禮に與かるに至つた。召公の家は皇天尹大保の稱が示すように本來聖職の家であるから、大史友がその一族としてこの職を占めていたものと思われる。器は梁山七器の一で、銘文によつていえば七器中最も時期の下るものであるが、しかしなお器の形制、字迹は殆んど成王末のものと近い。陳氏いう。

　甗之形制、自殷末至西周初期、變化較少、此器項下花文、應不能遲于康王

今本紀年によると、召康公の卒は康王廿四年にあるという。大盂鼎より後れること一年である。その字迹よりみるに、本器が大盂鼎より後れるとは考えがたく、召公の卒年はあるいは康王期の前半にあるのではなかろうか。召公の後をついだ𥃝の諸器、また今大保の語のある御正良爵などは、何れも召公卒後のものであり、本器はそれらの諸器の中において、時期的にほぼ匹敵するものであると思われる。

梁山七器については大保卣の條五二頁にその器目をあげたが、いまその關係諸器を扱つた機會に簡單な概括を加えておく。

一、小臣艅犧尊　殷末、帝辛十五祀、帝辛が夷方を征し夔且を省し、その地で小臣艅に賜賞した

ことを記す。餘の諸器は三七、餘伯卣の條に列記したように餘伯の卣・尊・彝のほか餘舌盤・宭卣・鄭鬲・曆鼎などあり、山東の古族であるらしく、周初に餘伯の器があるのは、餘が周初の東方經營に協力したからであろう。

二、大保方鼎一　大保方鼎二　大保段 以上本通釋二・三　大保召公奭自作の器。段は王の征命を奉じて彔子耶を討伐し、余土を賜賞されたことを記す。余はおそらく後の宋の方面であると考えられる。大保自作の器にはなお大保卣があり、河南濬縣の出土と傳えられている。

三、伯害盉　害鼎　釁伯父辛の器を作る。公束も父辛の器を作つているから、伯害・害は召公奭の兄弟輩である。伯害には甗あり、河南の出土という。害鼎では害は匽において侯より貝金を賜うて器を作つている。釁伯父辛の器を作るものには他に鮴鼎、父辛の器を作るものに匽侯旨鼎二がある。また文末に大保を標識的に署しているが、同例のものに遣鼎三器・典鼎・大保宗室鼎などがある。

四、大史友甗　釁公の器を作る。釁公は奭であろう。大史友は釁公の子輩である。

すなわち梁山諸器は殷末の餘の一器と、大保召公、その兄弟輩の害、子輩の友の器より成る。餘はおそらく梁山附近の古族と思われるが、召族の器がここから出土しているのは、この方面の經營に召族が有力な役割を荷つていたからとみるべく、その時期は成康の際にあろう。諸器中に余・匽の地名がみえ、彔父の亂もみえる。召公奭は彔父の亂を伐つて殷の舊王畿より河南東部に達し、梁山に及んだが、匽はその作戰地域内にあるべきであるから北燕の地でないことは明らかであり、おそらくその作戰基地となつた郾城附近の古名かと思われる。陳夢家氏は匽を北燕とし、梁山より害鼎等が出土し凌源より匽侯器が出土しているので、北燕は當時凌源・梁山の間を奄有したとしている。斷代・二・一〇三　山東長山出土の旨卣も匽の器であるとすれば、山東の北部大半より河北・熱河の地も匽に屬したことになるが、考えがたいことである。

匽は小臣𧽊鼎にもみえる。その地の匽侯は召族の人であろうが、釁公とは別人であろう。匽侯旨は父辛の器を作つているから、匽の初封の人と考えてよい。この匽侯は後に徙つて北燕に入つたが、またいわゆる南燕は釁圜器にみえる畢・土方を領した釁であると思われる。釁の尊・卣によると、釁族は炎にも旅宮を營んでおり、當時召氏の勢力が河南の諸要地に及んでいたことが知られる。

以上のような想定のもとに梁山諸器の關聯を考えると、これらの器にみえる匽を北燕と解するのはいささか不自然であるように思われる。北燕の經營はこれより後、おそらくは康王期以後に至つて進められたものであろう。ただこの期以後、召氏の器は殆んどみえず、宣王期に至つてようやく釁伯虎の名が金文や詩にみえるのみである。北燕は異族の手に歸し、河南諸地の召氏も杳としてその消息を知りがたい。西周後期には、召氏は主としてその本地である召南の地を保ち、その詩にみられるような古代氏族の生活をつづけていたようである。召氏は殷代の召方に發しており、その隆替は殷周史を貫いて古代的氏族の一の典型を示している。召方考參照。論叢二集。梁山七器は周初における召氏最盛期の光芒を示すものであり、詩の大雅召旻はその輓歌であるということができる。

四二、作冊大方鼎

器名　大作且丁鼎貞松　大齋善齋　作册大齋大系　公朿鼎文錄　作册大伯鼎麻朔

器數　通考にいう。「同銘者三器、一器賞上無公字」。斷代・錄遺にまた別の一銘を收めており、銘文を以ていえば合せて四器である。

時代　康王大系・通考・斷代・唐蘭　昭王麻朔

出土　「近出洛陽、與此器同時出土者、有矢方彝一・矢方尊一・矢設二、不知此外尚有他鼎否」貞松　臣辰諸器も同出と傳えられている。令設・臣辰卣の條參照。

收藏　「歸廬江劉氏、此外尚有二器、不知歸何許」貞松　善齋舊藏の二器はいま中央博物院に入り、第三器は Freer Gallery of Art 藏。

著錄

器影

一、善齋・四三　大系・五一　故宮・下・六三

二、善齋・四四　大系・五二　通考・一三四　通論・二三　故宮・下・六四　二玄・一八六

銘文

一、貞松・三・二五　善齋・禮二・一一　大系・一七　小校・三・一三　三代・四・二〇・三　二玄・一八五

二、貞松・三・二六・一　善齋・禮二・一二　大系・一七　小校・三・一三　三代・四・二〇・二

三、貞松・三・二六・二　小校・三・一四　三代・四・二〇・四　書道・四七

四、斷代・三・八五　錄遺・九三

斷代にいう。「同銘之鼎、著錄者凡三器、一九四一年四月、在昆明桃園村、接獲第四器拓本、遂作記重考、善齋第二器、銘文筆畫與其它三器有所不同、若非僞作、則係剔誤、但器是眞的」。善齋第二器の銘はやや剔抉に拙なるところあるが、僞刻というべきものではない。

考釋　大系・三三　文錄・一・一二　文選・下・一・九　通考・三〇八　通論・三一　麻朔・二・八　積微居・一六四　斷代・三・八四

器制　故宮によると、第一器は通耳高二六・四糎、深一〇・八糎、口徑横一九・七糎、縦一四・八糎、底徑横一六・三糎、縦一一・八糎、腹圍六九糎、重四瓩餘。第二器も大小は殆んどこれと同じ。通論にいう。　「腹每面上飾兩尾龍紋、左右及下飾乳紋、四足飾饕餮紋、此方鼎與亞醜父丙方鼎西淸・圖二　形制花紋相同、可知爲殷末周初通行的形式」。立耳、足長く、四隅に稜がある。兩尾龍文と稱しているのは蛇身を左右に展開したもので、方鼎にはこの圖様をとるもの多く、故宮下に載せるものに二六・三五などあり、兩器とも器制殆んど本器と同じ。また鼎にも父辛鼎故宮・下・四〇 のごときは蛇身を展開した圖様である。通論に

いう亞醜父丙方鼎は通考・一二九に器影を出している。方鼎は牛鼎・鹿鼎・司母戊鼎など深腹短足のものから次第に上下均齊のとれた輕快な制作となり、殷周期に盛行した。この種の器制は、康王期頃まで行なわれていたようである。

作冊大方鼎第二器

銘文　八行四一字。第一器は第三行月、第四行丑よりはじまる。第三器は行款はこれと同じであるが、文字が稍々小さい。第二器は己丑の下に「公」字なく、四〇字。第三行は三月、第四行は己丑よりはじまり、第六行の保字左文。第四器は行款以上三器と異なり、第二行は王、第三行は隹ではじまり、以下各行の首字がみな異なる。四銘を通じて字の結構字様は殆んど同じである。

公朿鑄武王成王異鼎

公朿は下文にみえる皇天尹大保である。郭氏いう。

作冊大方鼎第一器銘

公朿卽下皇天尹大僳、康王初年之大保仍是召公、知此公朿卽召公君奭也、奭讀詩迹切、迹亦作速若蹟、正从朿聲、說文奭讀如郝、又引史篇、召公名醜、醜在穿紐、與審紐爲近、則郝乃一家師讀、不必卽是正音、今朿在清紐、與穿審均有轉變之可能、古从朿聲之字、如策在穿紐、卽其證、故公朿斷爲君奭無疑

朿の音の問題については、陳氏にもまたほぼ同様の説がある。いう。

此鼎的公朿鑄、猶言大保鑄、公朿應是大保召公奭、說文奭讀若郝、廣韻昔部同爲施隻切、而赤郝同爲昌石切、說文朿讀若刺、廣韻昔部刺、七迹切、

與赤奭可說是同音的、公朿是召公奭、則銘言皇天尹大保、則指銘首的公朿、召公奭存在于康王之世、並爲大保、和顧命的記述適相符合

公朿の大保召公奭であることは殆んど疑のないところと思われるが、積微居はこの釋に對して異論を提出し、字は來にして召公の名に非ずとした。容庚氏も來と稱する說を持している。康侯毁の解釋にも關係する重要な字釋であるから、一應楊說を揭げておく。

朿字自羅氏遺文以下、及近日治金文諸家、皆釋爲朿字、於形固合矣、然於義、殊不可通、或以公朿連讀、認爲人名、亦非是、下文云、公賞作册大白馬、此公字與彼義同、不得以公字與下一字連讀也、余謂古人作字、與後世經過統一者不同、故字形相近之字、往往彼此混淆無別、而不以爲異、余疑朿乃來字也、宰峀毁云、王來獸自豆榮、與此句例同、來字曶鼎作來、中二横畫略平、則如此器之朿字矣、銘文成周之成、時作戌字、追孝之孝、時作考字、宗周之周字、時作用字、皆其類例、必如字形讀之、則不可通、世有好學深思心知其意者、或不以余說爲誣也

文中引くところの宰峀毁の來字は中畫が明らかに來麥の形を示していて、この字とは形が異なる。この字と最も近いものは康侯毁で、その文首に「王朿伐商邑」という。これ音刺にして刺伐の義である。また人名に用いたものに朿觶がある。文にいう。

公賞朿、用乍父辛于彝

この父辛は梁山諸器をはじめ、周初の召伯召公關係の器に多くみえる𥂴伯父辛であると思われ、朿はまた召公奭である。この二字何れも來と筆意異なり、本器の朿と同字と認められる。來の字形は中畫の兩旁屈曲し、朿は兩旁が横垂しあるいは下垂する形をとつている。そして朿には、召公の名の場合と動詞の刺に用いる場合とがある。金文の賚は朿に從う字である。

第三字は貞松以來すべて鑄とよまれているが、容庚氏は作とよんでいる。字形は鑄作の象を示していて、やはり鑄とよんでよい。このところに用いる動詞には作・爲・鑄などがある。鑄はいうまでもなく後起の形聲字で、銘文の字形がその原初形であろう。字形は大保卣四〇頁大保方鼎四九頁と殆んど同じである。

武王成王の異鼎を作るというのであるから、器が康王期に屬すべきことは疑ない。異は大系に「禩省、說文祀或从異作禩」とあり、祀の異文とみている。しかしこれには陳氏に異論があつて、異は器の形制に關する字であるという。

廣韻職部曰、𪔂大鼎、集韻以爲鼎名、玉篇則从匚从異、注云大鼎、是異鼎爲大鼎之稱、楚世家、居三代之傳器、吞三翮六翼以高世主、索隱云、謂九鼎也、空足曰翮、六翼即六耳、翼近耳旁、事具小爾雅、作册大自乍之鼎、高不過一尺、而皇天尹大保公朿所鑄武王成王之異鼎、當是大鼎、或翼近耳旁之鼎

陳氏はさらに論を進めて、この時武王成王のために作られた異鼎について推論し、大保・成王の二方鼎を以て之に充てている。その說はすでに大保卣の條に紹介しておいたが、いわゆる異鼎について、陳氏の說にいう。

召公所鑄祭祀武王成王的異鼎、可能就是下將述及的二鼎、一爲大保鑄鼎、一爲成王隮鼎、此二者

都是方鼎、而耳上都有特殊的匍伏之獸、所謂異鼎、或即指此、前者之銘有主詞・動詞、而無賓詞、後者之銘、有賓詞而無主詞・動詞、合而觀之、則知大保所鑄者、爲致祭成王之隮鼎、這兩鼎、原非一對、但原來或有大保鑄・武王隮、和大保鑄・成王隮的兩對、異鼎之異、或是比翼之義

すなわち陳氏は異鼎について、大鼎・翼近耳旁鼎・耳上有獸鼎・比翼鼎という種々の解釋の可能性を示している。この種の名稱については、なお咎卣二玄・九六の廙、朿觶の于鼎をも加ええよう。廙は庇にして行屋の義、その義を用いるときは異鼎とは旅鼎と同義となる。また于は通訓大、異とはその聲が近い。しかし異鼎という稱は鼎名としては他にみえない呼稱であるから、これを祭儀を加えて祀尊・餗鼎・羞鼎・善鼎などという同類の名稱と合せて、郭説のように禩鼎とみておくのが最も通じやすいようである。容庚氏もその釋を用いている。

本銘の「鑄武王成王異鼎」の異鼎を大保方鼎・成王方鼎の二器に充て、二者の銘文は合せて一對となるという陳氏の説は甚だ興味あるものであるが、これはたとえば叔姜壺三代・一二・一〇・四において、器文に「子叔隮」といい、また葢文に「子叔作叔姜隮壺」とあるように、「成王隮」とは「成王作□□隮」の省文とみるべきである。「大保鑄」も同様「某作」というものと同形式の銘で、この兩者を前後二辭として結合することは妥當でない。そのことについては大保卣の條に詳説しておいた。

作册大がこの鑄鼎にどのような役割を果したものかは知られない。しかし下文に白馬を賜うているのは、この作器に關してのことであると思われる。直接作器のことに與からなかつたにしても、たとえば作器の際に行なわれる釁禮などは、作册のような祭祀儀禮の關係者によつて行なわれたであろう。大事紀年の形式であるが、下文の賜賞と關係のある文である。

隹四月既生霸己丑、公賞乍册大白馬

ここで單に公と稱しているところから、上文の公朿を公來とよむ説が導かれるのであるが、上文にあげた名號を下文に略していうのは金文の常例である。嗣鼎・盂卣では溓公・兮公をその下文では單に公と稱している。白馬はおそらく神事に用いられるもので、周頌有客・小雅白駒にみえる。白馬を賜う例は蠶尊にもあり、そこでは蠶が伯懋父から白馬を賞されている。

大覭皇天尹大保宣、用乍且丁寶隮彝　　鳥形册圖象

皇天尹大保は上文の公朿をいう。文選にいう。

吳北江先生曰、皇天尹太保者、言太保乃天所命之尹、猶言天吏天牧、謂召公之德、格于皇天也

文錄にはただ「若曰天牧天吏爾」とある。召公は書においては君奭という。周初において年歯すでに高く、周の克殷を佐けて甚だ威望があり、かつその家は殷代においてすでに西史召とよばれる宗教的傳統をもつものであつたから、その家は大保と稱し、召公自身は皇天尹大保の尊稱をえていたのである。書の顧命に當代卽位の禮を司つているのも、そのために外ならない。宣は休。令の器にみえている。

鳥形册も令彝・令段の銘末に署するものと同じ。令彝・令段には父丁・丁公といい、本器には祖丁と稱しているので、器は令器より一世代後のものである。郭氏いう。

與令彝令設等、同出于洛陽、作册大乃矢令子、令爲作册、大亦爲作册、父子世官、令之父爲丁、在大自爲祖丁、令器有鳥形文族徽、此亦然、令器以宦爲休、此亦然、令器已知作于成王時、此言鑄武王成王異鼎、知在康王之世也

大はおそらく作册の私名であろうと思われる。その氏號は矢であった。

令設　作册矢令、障宜于王姜、姜商令貝十朋」、令敢揚……

令彝　令矢告衎周公宮」、易令鬯金牛」、廼令曰、今我唯令女二人亢眔矢」、乍册令、敢揚明公尹厥宦

これによると令の氏號は矢、令は私名であるから、大は乍册矢大ということになる。當時官職の下につづけて私名をいう例があつたようである。

訓　讀

公束、武王・成王の禩鼎を鑄る。隹四月既生霸己丑、公、作册大に白馬を賞す。大、皇天尹大保の宦に揚へて、用て祖丁の寶障彝を作る。　鳥形册圖象

參　考

令設・令彝及びこの作册大鼎が何れも鳥形册標識をもち、二代にわたる器であることから、斷代上の參考となるところが多い。郭氏は銘文上より兩者の時代を論じているが、陳氏は器制上の問題を主としてその關係を考えている。陳氏の說にいう。

若不是由于銘文所表示的世次關係、我們幷不容易分別作册大鼎與其父輩作册令所作的方彝與設的差別、就花文與銘文來說、大器與令器亦有一部分相因襲之處、此鼎口沿下兩尾獸形、和方彝器口沿下的相似、而有早晚的不同、鼎銘的賞字、从商从貝、同于方彝、而晚于設文（作商）、其它的字、大致相近、就字體說、設早于方彝、方彝早于方鼎、但此處應指出、銅器（與一切古器物）的斷代、不可以是刻板的・固定的、器形・文飾・字體・文例和制度、雖然都一定的向前發展、它們各自有其發展的過程、彼此之間、只有平行發展的關係、而不一定是等速度發展的關係

康世的方鼎、已經向前發展、爲較新于成世的形制文飾、但仍可能保存成世的字體文例、或者相反的、字體文例已經改新了、而仍保存舊的形制文飾、在這些地方、銘文本身所說明的世次與年代、是決定性的、以下諸器中、亦有實例可以證明此說

これは常識的ではあるが穩妥な議論であつて、器の時期はこのような諸要素を綜合して判斷すべく、その場合銘文が最も決定的な資料であり、他はいわば蓋然的な性質のものであることも原則的には承認されねばならない。この意味において銘文の考釋は、考古學的研究に確實な編年的根據を與えるものとして、十分に重視されなければならぬものと考える。

四三、盟　尊

時代　成王断代

出土　「同出者、尚有一同銘之卣」断代

收藏　「一九四八年、見于北京、一九五一年七月、歸上海市文物管理委員會」断代 現藏上海博物館。

著錄

器影　斷代・二・圖版八　二玄・一八二

銘文　斷代・二・八〇　錄遺・二〇五　河出・一七六　二玄・一八一　上海・三七

考釋　斷代・二・七九

器制　斷代にいう。「此召所作的尊和卣、樸素無文、只有提梁兩端有羊頭、蓋上項上中間有小羊頭」。尊は三層の分界あるも、器の正中に羊頭の犧首を飾るほか無文。作册睘尊二四五頁と似ている。盟卣も作册睘卣と近い。何れも成康期通用の器制であると思われる。

盟　尊

銘文　七行四六字。別に卣あり。器蓋二文、尊と同文。

唯九月、才炎自、甲午、白懋父易釁白馬毎黃髮微

斷代に「與前令器、同月同地、應是同時之作」という。令段には「隹王于伐楚白、才炎、隹九月既死霸丁丑」とあり、甲午より丁丑まで二十四日であるから、その干支は同月に屬しうる。ただ釁器は、たとえば本器には伯懋父の名がみえていて康王期の器であることが知られ、令段よりは時期が稍しく下るものである。炎自は令段にみえる炎である。

伯懋父は本器をはじめ小臣宅段・師旅鼎などにみえ、これを群標識としてその器群を構成することができる。本通釋には、後にその器群を聚成しておいた。よほど有力な人であったらしく、この器においても軍の總帥として、釁に白馬を賜うている。

釁は釁圜器の釁。おそらく召公の後を嗣いだ人であろう。白馬は作册大方鼎にも「公賞作册大白馬」とあり、釁白ではなく、白馬とつづけてよむところである。

毎黃は敏黃。敏は詩の大雅生民に「履帝武敏歆」とある武敏、箋に「敏拇也、履其拇指之處」とあるものこれである。髮の字形は說文九上髮字の條に、その一體としてあげている字と同じである。微は牧師父段三代・八・二六・二七にその字がみえる。陳氏は字を說文一〇上の黴に外ならぬという。

說文、黴、中久雨靑黑也、从黑微省聲、義爲黑斑點、音義都近于霉

それで陳氏は白馬以下の句を「乃是形容白馬的黃拇斑髮」とみている。「毎黃髮微」は白馬の說明句である。馬書によると、白馬には槪ね朱髮赤鬣という。微はおそらくその系統の色目をいう語であろう。

白馬を賜うのは車服の用ではなく、宗教的儀禮に用いるものであろう。詩の周頌有客に「有客有客　亦白其馬」とあり、魯頌の有駜には「有駜有駜　駜彼乘黃　夙夜在公　在公明明」と歌われていて、何れも神事をいう。有駜は下文に振鷺の舞を以て奉仕することを述べているが、周頌振鷺は、殷の客神が周の宗廟に來格して白鷺を舞うことを歌う。白馬は殷人が周室の祭祀に奉仕するに當つて客神の乘るところのもので、神事用の馬である。殷人尙白、犧牲にも白色のものを多く用いたが、神事には白馬を用いた。作册大方鼎や本器において白馬を賜うているのも、神事に用いるためのものである。作册大方鼎では召公奭が大に白馬を賞し、本器では召公の後である釁が伯懋父から白馬を受けている。

用□

第二字未詳。陳氏は「用□不杯」を以て句としているが、銘文の例では賜與のときに用事・用祀・用享・用歲・用征などの語を添える。「用□」はそれらの語と同例で、□はおそらく祭祀の意であろう。字は識りがたい。

不杯釁、多用追于炎不朁白懋父昚

不杯と不朁とを對用しているのは大豐段に同じ。大豐段では不顯・不䋣・不克を對擧して文武の諸王に冠し、この器では釁自ら不杯を冠し、伯懋父には不朁と稱している。不杯は師遽段「天子不杯休」・番生段「皇且考不杯元德」のように天子や祖考に用いるが、ここでは釁自らいう。陳氏は上文の「用□」につづけているが、不杯は用例上、體言の上下に用いる。體言の下につける例には、

守宮盤に「周師不𠄞」の語がある。𥁕は皇天尹大保の後で聖職の地位にあり、この語を冠しても驕泰とはされなかつたのであろう。

追は追孝の意。令彝に「敢追明公賞𠂤父丁」とあり、明公の賞を祖考に被らしめることをいう。炎は上文の炎𠂤。令段にもみえる。この器銘によるとそこに團宮があり、𥁕氏の旅宮である。「多用追于炎不朁白懋父𠭰」とは、令彝の「追明公賞𠂤父丁」という語法に改めていうと、「多用追不朁白懋父𠭰𠂤炎」となる。すなわち伯懋父より受けた休榮を、遡つて炎の團宮に祀る祖靈に及ぼすという意である。朁は𠧪文では𢿚に作つている。

𠭰は金文では多く朋友の意に用い、趞曹鼎に「用鄉倗𠭰」の語がある。その字形は册書の上に兩手をおく象で、もと加宥の意。師遽方彝に「王在周康寢、饗醴、師遽蔑曆、𠭰」とあるのがその本義で、本器もその本義に用いている。

𥁕萬年永光、用乍團宮𩍂彝

「萬年永光」は珍らしい語例である。初期金文に光を動詞、あるいは休光の意の名詞に用いるが、これを祝嘏の辭に用いた例はあまりみられない。

團宮は炎の地にある𥁕家の旅宮であろう。𥁕圜器においては𥁕は畢・土方の地を賜うて𣢾宮の旅彝を作つている。伯懋父の𠭰を炎に追孝して團宮の旅彝を作つているのであるから、炎にも𥁕氏の旅宮があつたのである。𥁕氏は殷代召方の後で、殷周の間に介在した大族であり、周初には各地に所領があつた。團宮・𣢾宮はその旅宮の名で、他の氏族にはこのように旅宮の名をとどめているものは殆んどない。旅彝とは、これら旅宮の彝器をいうのであろう。すでに明公段にみえているが、本器銘は𥁕圜器と合せて旅器の問題を考える好資料であるから、この機會に旅器について一言しておく。

旅器については從來種々の說があつて、なお定論をうるに至つていない。旅彝と銘する銘文に長文のものが少く、その銘辭によつて旅器の性質を推考しうるような資料に乏しいことが、解決を困難にしている。

阮元は旅鐘に注して旅を陳列の義とし、旅鐘とは編鐘の義であるという。積古・一・二 その銘は「□、□作旅」とあるものであるが、編鐘に旅鐘と銘した例もなく、また他の彝器には編鐘のように二肆一堵というような陳列のしかたもないので、他の旅彝銘には通じがたい說である。また阮氏は咎父癸卣の「咎乍父癸寶隮彝、用𩍂」の末一字を「旅車」の二字に析つてよみ、「言用以臚列主車之器也」と解している。積古・一・三四 これは征行の際などに、宮廟の主や社主を齋車に載せてゆき、舍するごとにこれに饋奠のことを行なつたとするので、また別の一義である。𩍂はもと一字であるから析つてよむべきではないが、ただ𩍂が車に從う字形であることから、この說を執る人も多い。しかし龔自珍は、「祭器不踰竟」禮記曲禮下という禮の規定からいえば、出行の器は用器のみで祭器には及ばぬわけであるから、器銘にいう旅とはいわゆる旅祭であるという。筠清・一・一引 郭沫若氏もこれと同說で、旅を「季氏旅於泰山」の旅であると解している。金文餘釋之餘、壴卣釋文 しかし旅は天子諸侯の行なう祭祀で、この說では多くの氏族が多數の旅器を殘していることを說明しえない。

また郭氏が例としている壴卣には「壴乍父癸旅宗障彝」とあり、郭氏は旅を祭名、宗を宗廟と解するも、旅祭は宗廟外の祭であるから宗廟とは本來結びつかぬものである。旅宗卣寧壽・七・四に「周夆鑄旅宗彝」とあるものなどを参照すると、旅と宗とを分つのは誤で、旅宗の二字は連文によむべきである。內藤戊申氏の金文札記も、旅器の銘がつねに旅宗とつづき、宗旅という例のない事實に注意されているが、これは旅宗二字連文の證となしうる。

旅器の數は甚だ多く、三代に錄するもののみでも二百器を遙かに超えている。その器種を以ていえば、鼎・甗・彝・段・簠・盨・尊・壺・卣・盉・觶・爵・匜・鐳・鑵などにみな旅器と銘するものがあり、三代にその例のない器種のうちでも、たとえば斝に白貞斝小校・六・八七　舉斝西清・一三・一あり、鐘に叡仲鐘奇觚・九・三三內公鐘貞松・續上・一　楚公嘆鐘小校・一・一八などがあり、旅器の適例をみないものは極めて限られた器種にすぎない。これを以ていえば、旅器には殆んどの器種が備わっていて、祭器・禮器としてセットをなしうるものであったことが知られる。しかもそれらの旅器は、他の彝器と制作上何ら區別があるとは思われない。

旅器については別に專論する機會をもちたいと思うが、旅器は要するに本宗外の旅宮において用いる器であろうと思われる。䍙氏の器に「團宮肇彝」・「歅宮肇彝」と稱するものは、䍙氏本貫の地の宗廟以外に團宮・歅宮と稱する旅宮があり、そこで用いられる器であろう。一般に旅彝・旅宗彝と稱しているものは、それぞれの旅宗の器と考えてよい。楚王酓章鐘によると、楚王は西陽大去の後に、その地に殘された曾侯乙の宗のために器を作って、これを西陽におくことを記している。これは他家のために器を作ってその宗に寘く例である。また作册魖卣においては、作册魖がその辟王とともに宗周に見服し、豐において馬を賜うて旅彝を作っている。器の寘かれたところを明らかにしないが、本貫を離れた地で作られている器であるから、これを旅宗に用いたものと考えられる。旅器については、まず本宗と旅宮の問題、行器・從器との關係、その器種や制作、起原・沿革の問題など、なお検討を要することが多く、簡單に結論を定めうるものではないが、䍙氏の團器や尊・卣に「團宮肇彝」・「歅宮肇彝」のように宮名につづけて肇彝と稱しているのは、旅器の性質を示唆する好資料であると思われるので、この機會にその概略を記しておくのである。

訓　讀

隹九月、炎の𠂤に在り。甲午、伯懋父、䍙に白馬の敏黃、髮微なるを賜ふ。用て〓れ、と。丕环なる䍙、多く用て炎に丕朁なる伯懋父の畓を追ふ。䍙、萬年永光ならんことを。用て團宮の肇彝を作る。

參　考

斷代に䍙尊・䍙卣と形制文様の似たもの五器、及び器銘の內容に關聯のあるもの五器を列して、それによつて若干の問題を提示している。器名と標記事項は次のごとくである。

1　員父尊　　夢續・二四　　傳易州出土

2　嬴季卣　　商周・六六七

3	乍册翻卣			明保				
4	乍册睘卣	王・王姜						十九年
5	乍册睘尊		君					
6	令方彝	王		明公	明保	令		
7	令毀	王・王姜				令	白丁父	九月在炎
8	矢毀	成王				矢		
9	史叔彝	王・王姜					大保	
10	召尊						白懋父	九月在炎

右の圖表によつて、陳氏は次のような結論をのべている。

一、これらの諸器の王は成王、王姜は成王の后である。從つてその關係諸器は成王期に屬する。

二、「隹王十又九年」によつて、成王の在位は少くとも十九年以上であることが知られる。

三、召・令の諸器は史實によると成王の初年のものであるが、召の器と十九年の睘卣とは形制花文極めて近く、ただ字體に若干早晩の差が認められるのみである。だから器の形制花紋のみに依據して、その時期を定めうるものではない。

四、召の尊・卣は成王以前の殷器の形制と異なるところがあり、成王期における西周尊卣の形式を代表する。

五、素樸な制作である召器と、繁縟を極めた令彝とがともに成王の初年にあり、同じ時期に並行し

ている。周初成康期には簡樸な形式の一系も行なわれていたが、初期以後には中庸式が盛行するようになつた。

以上の要約は陳氏の成王期彝器に對する基本的な考え方を示したものとみられるが、いまこれについて簡單に私見を附記する。

1、王姜の名のみえる三器及び5は、相近い時期のものと考えてよい。王姜の外的な活動は特定の事情のもとに行なわれた一時のこととみられるからである。

2、「隹王十九年」は成王の年紀とみてよい。その關聯器である王姜諸器は、成王末年の器と考えられる。

3、召・令の諸器は時期異なる。令器は成王親政の後、明保が周公の後をついでからの器で、令毀を介して王姜諸器に連なる。召器は尊卣の伯懋父などからみて、明らかに康王期に入るものである。

4、召の尊卣は銘文からみて康王期に屬すべきである。陳氏は三において召卣と睘卣との例をあげ、形制花文のみに依據して時期を決しがたいことを戒めているが、睘卣は成末、召卣は康王期に入る。召の尊卣の形式は、むしろ成康期としておく方がよい。

5、令・召の器は3に述べたように時期異なる。繁簡の二系はすでに殷器にあり、周初の特殊な現象ではない。いわゆる中庸式器制の盛行は、様式史的には周式彝器の成立として理解すべきものであろう。

なお陳氏の列示した十器のうち、8の宜侯夨毁はその銘文により、10の召尊はその銘文及び關聯器により、何れも康王期に屬すべきものである。

本器と同出の卣がある。上海博物館に藏する。

*匽卣

器影　斷代・二・圖版八二

銘文　斷代・二・八一、錄遺・二七七・一・二　上海・三八

匽　卣

銘は器蓋二文。尊と同銘である。兩器とも字迹は殆んど同じく雄偉の風であり、字様はやや縦長で雅馴の趣がある。器影は蓋を伴なつていないが、匽尊とともに上海博物館で直接撮影したもの樋口隆康博士撮影を掲げておく。蓋には小さな兩角があり、蓋鈕平底、器蓋の正中に小犧首を付しているほかは無文である。

四四、小臣𧸘鼎

時代　成王斷代

收藏　「器不知所在」斷代

著錄

銘文　斷代・二・九五（據于省吾拓本摸錄）　錄遺・八五

考釋　斷代・二・九四

器制　「器形所未見」斷代

銘文　三行一七字

匽公建匽

斷代に匽公を召公奭の生稱であろうかとしていう。

器形所未見、就其字體文例、定爲成王時器、召公應是召公奭的生稱

第三字構形複雜、不能識、但它介于兩名詞之間、必須是表示行動作爲的動詞、它和寓鼎的才匽、有所不同

罍公は罍尊・罍卣の罍であろう。召公奭の後を嗣いだ人と考えられる。第三字の右旁は藉の従うところと同じ。藉は耒耜を執つて足をあげてこれを插す形である。この字もまた耒耜と銛鍬の形に従うものであるから、本來は圃藉に關する字であろう。ただ康侯段「啚于衞」においては介詞于を用いており、この文には介詞を用いていない。字は踏藉の象であるから、農耕あるいは踐土の儀禮を示すものかと思われるが、左旁の形象の意味は明らかでない。

匽を陳氏は北燕の地と解している。

燕世家說、周武王之滅紂、封召公于北燕、由于此器召公不「在燕」而是往(?)于燕、則召公亦猶周公之未就封于魯、並未就封于燕、就此點而言、鄭玄與司馬貞之說、甚是正確、檀弓上正義引鄭玄詩譜謂、周召二公、元子世之、其次子亦世守采地、在王官、燕世家索隱說、亦以元子就封、而次子留周室、代爲召公、史記所述周諸侯世家、其篇名可分爲三類

1、齊太公　魯周公　燕召公

2、吳太伯　衞康叔　宋微子　越王勾踐　田敬仲完

3、管蔡（曹）　陳杞　晉　楚　鄭　趙　魏　韓

3以國爲篇名、2以國與開國之君爲篇名、而1則以始就封者之父與國爲篇名、1中的魯燕、實際上爲魯燕諸侯世家、而周公召公之世在王室者、並不在世家文內

齊魯の二國は周の東方經略の關係上、周室親縁の最も有力なものが受封したので、その事情を理解しうるが、召公の本宗が北燕に移つたという傳承については疑問とすべきところが多い。匽器は多く北燕の易縣から出土しており、召公の族が一時その地に入つていたことは認められるし、最近ではさらに北方の凌源などから殷周の器も出土しているけれども、一方また宜侯夨段のごときが江南の丹徒から出土しているという事情を考慮すると、匽の初封の地がはじめから易縣の地であつたとすることには、少なからぬ問題がある。匽と北燕・南燕との問題は別に列國の器においてとり扱うが、匽はもと河南の地であつたのではないかと考えられる。匽侯及びその關係の罍伯父辛・□侯・□關係の諸器が壽張や長山・萊陰あるいは易縣・凌源などから出土しているという事實は、當時の封建關係が決して單純なものではなかつたことを示している。

陳氏は召公の元子が北燕に入つたとする史傳によつて、下文の小臣を燕侯の臣とし、この器は召公

奭が燕に赴いたときにその小臣に賜賞したものと解している。

此器之小臣、乃燕侯（召公元子）之小臣、故與下燕侯盂、皆是燕器而非召器、召公至燕而以五朋賞于其子燕侯之小臣、此人乃作器、以記其光寵

召公奭の本貫は河南洛陽の附近であり、その地から遠く薊北に赴くことは尋常のことではないが、器銘にはその事實を示す何らの表現もみられない。また小臣が燕侯の臣であるならば、その旨を文中に記すはずである。金文において、大保召公奭の生號として豐公の名號を用いた適例はみえない。梁山出土と傳えられる害鼎に「在匽」の語がある。陳氏はこの器銘とは「有所不同」としているが、兩器の匽はもとより一地である。害鼎の文にいう。

隹九月既生霸辛酉、才匽、侯易害貝金、揚侯休、用乍豐白父辛寶隮彝、害萬年、子〻孫〻、寶光用　大保

文中の侯を貝塚氏は匽侯旨鼎の匽侯に充て、匽は奄にして曲阜の地であるとする。發展・四二五頁　尤もこれは文獻に徵證のないことであるから、匽侯ははじめ奄に入り、のち北燕に移されたという移封說を以てこれを補つている。

思うに匽は郾城・偃師の方面の古名であり、徐偃王說話の偃もこれら淮域の地をいう。その關係彝器が山東・河北から出土するのは、その行動の範圍・移動のあとを物語るものとみられ、匽が卽ち北燕なのではない。匽の本地は召族の東邊の地に當り、周初には召族の勢力圏に屬していた。豐公が匽に赴いているのは、そういう關係から考えると自然に理解しうるのである。器は豐公が匽におい
ておそらくは農耕あるいは踐土の意味をもつ儀禮を行なつたとき、その儀禮を佐けた小臣に貝を賜賞することを記したものである。

休弙小臣𧶠貝五朋、用乍寶隮彝

休は休賜。もと旌表の義である。小臣は小臣單觶にみえる。𧶠を陳氏は一應字のまま隸釋を試みているが、字は未詳。五朋の二字は合文である。

訓　讀

豐公、匽に建す。小臣𧶠に貝五朋を休せらる。用て寶隮彝を作る。

参　考

生號としての豐公・豐は召公奭の後を嗣ぎその名號を襲つたものと思われ、從つてその器は康王期に入る。豐尊に伯懋父の名がみえる。ただ本器はその器制が知られず、器に卽して時期を考えることができない。銘文も錄遺にはじめて錄入されたものである。字はやや讓右なるも勁直の體である。

昭和三十九年十一月印刷發行
昭和五十一年 九 月再版發行

神戸市東灘區住吉町
發行所　財團法人　白鶴美術館

京都市下京區七條御所ノ內中町
印刷所　中村印刷株式會社

白鶴美術館誌

第九輯

白川 靜

金文通釋九

四五、𧶅圜器
四六、鄭父方鼎
四七、效父𣪘
四八、雁公鼎 雁公諸器
四九、獻𣪘
五〇、史䀇彝
五一、𨩽方鼎

臣辰卣

財團法人
白鶴美術館發行

四五、罍圜器

器名　召彝澂秋　召尊文錄　召鍘王國維　召卣積微居

時代　成王斷代

收藏　「閩縣陳氏澂秋館藏」貞松

著錄

器影　澂秋・五〇　大系・一九六　二玄・一九〇

銘文　周存・五補　貞松・八・三一　澂秋・五〇　彙攷・二・一〇　大系・八一　三代・一三・四二・一　二玄・一八九　Dobson・二〇一

考釋　續攷・一〇　大系・九三　文錄・四・一〇　積微居・一三六　斷代・二・一〇四

器制　澂秋にいう。「器高建初尺四寸、口徑四寸一分、深三寸、腹圍一尺二寸八分、重庫平三十一兩」。また斷代に「器高九・五糎、口徑一〇糎」と記している。

器は全體が圓筒形をなしている。貞松に「失葢」というから、葢があつたものであろう。口緣部・圈足部にあたるところにそれぞれ蝺文があり、口緣部はS字條、圈足部はZ字狀をなす。腹部中央に太い瓦稜をめぐらし、口緣・圈足の間に雷文と蝺文様の帶狀花文を交互に斜に付している。兩鐶耳あり、口緣帶文の正中に獸首を飾る。器形・文様ともにまこ

とに異色に富むもので、その器名もあるいは奩・彝・尊とし、卣・圜器とするなど、定説がない。王國維いう。

此周初器、而形制似後世所謂奩、銘中又不著器名、按三代禮器、除木製之俎外、今殆皆見之、獨禮經盛羹之鉶、於古器中絶未之見、疑此是也、器小而深、與酒器及黍稷器皆不類、而於盛羹爲宜、古人用鉶、數不下於鼎敦諸器、而傳世之少如此何耶、乙丑六月、王國維記

これ王氏が澂秋館の拓に跋すところで、器を鉶とみるものである。しかしもしこの器制の鉶の一類が存したものとすれば、王氏のいうように他にこの器制のものをみないのがいかにも不審である。またその後に羅氏の釋と跋とを列しているが、羅氏も「此器前輩或以爲尊、或以爲奩、不能確定」として、自己の解釋を示していない。この器制は從來のどの器種にも屬しがたいものであるから、陳氏は

〓圜器

特に圜器の名を以て稱している。

此器形制極小、僅可用作飮器或食器、舊以爲尊或卣、均不切合、王國維跋文以爲是鉶、今暫名之爲圜器

その兩鐶あるは卣・壺に近く、形は筒形卣の變形ともみえる。蓋・提梁の有無は知られない。

銘　文　　七行四四字

隹十又三月初吉丁卯、〓啓進事旋徙

「十又三月」を斷代に「十又二月」と釋している。三月は合文。「十又三月」と釋するのがよい。趞卣の「十又三月辛卯」と相去る二週であるが、趞卣は成王期にあるべく、本器は康王初年の器と考えられる。〓以下の銘文の句讀には異説が多い。いま數例をあげておく。

文錄　　召啓進事、旋徙吏、皇辟君休、王自穀事賞……
大系新　〓啓進事旋徙事、皇辟君休、王自穀吏賞……
積微居　〓啓進、事旋徙、事皇辟君、休王自穀吏賞……
斷代　　召啓進事、旋走事皇辟君、休王自穀吏賞……

それぞれ句讀の異なるに從つて、解釋もまた異なつてくる。最も大きな相違點は休王を文首におくか否かにかかり、それによつて器の時期も定められることになるが、他の部分でも句讀は殆んど一

致していないのである。

啓を郭氏は爾雅釋詁によつて「猶肇也、始也」と解し、陳氏はまた補足して「啓肇皆是門戸之象、……所以啓初義同、啓進事、猶燕侯旨鼎的初見事」という。啓は門戸を啓く義ではなく、啓籥見書の啓を初義とし、金櫃の戸樞を啓く意である。進事は下句の奔走と對句になるところであるから、見事と同義にみてよい。それで啓はこの場合初見の意と解される。事はもと使より出て祭事を行う意。令毀「用隮史于皇宗」のように本來祭祀用語で靈廟に謁する意がある。見事・進事とはそういう宗教的意味をもつ儀禮である。受封ののち、はじめて王に謁見することをいう。

「旋徙」は奔走。焚毀「克奔走上下帝」のようにこれも本來は祭祀用語であるが、その宗廟に進事し奔走することがすなわち事君恭順の意味をもつので、「進事奔走」は見事のことに當る。

この二語が「初見事」の意であるとすれば、本銘の「䍙」を斷代のように畢公高と解するときは、器は武成の際にあるものとなる。この䍙が何人であるかは、下文の「休王」の解とともに、器の時期を定める重要なポイントである。郭氏は下文の「休王」をはじめ孝王の生稱とみていたので器を孝王期に屬し、從つて䍙を名は畢という人物であるとしたが、のち成王期の器と改め、畢公説を撤回している。またに陳氏は下文の「皇辟君」とは王姜に外ならぬと考えて器を成王期に屬し、從つて成王期の人名中にその人を求めて、䍙とは畢公高であるという。陳説にいう。

此王賞畢土之召、疑是畢公高、左傳僖廿四、畢文之昭也、漢書古今人表、畢公文王子、但管蔡世家、武王同母兄弟不數召畢、周本紀、周初封建、亦不數畢、魏世家曰、魏之先畢公高之後也、畢

公高與周同姓、武王之伐紂、而高封于畢、索隱引馬融亦云、畢毛文王庶子、逸周書和寤篇、召邵公奭・畢公高、畢公名高、始見于此、說文、卲高也、潁水注、召者高也、法言脩身篇、公儀子董仲舒之才之卲也、說文羔下云、照省聲、可知召與高音近義通

これは下文に䍙が畢を賜うていることから、この䍙を畢公高とし、召と高と音義の通ずることを證しようとしたものであるが、陳氏はすでに下文の皇辟君を王姜とみているのであるから、その說によると王の庶父に當る畢公高が畢に封ぜられて、はじめて王姜に見事したことをいうものとなる。その關係が不自然であるのみならず、䍙を畢公の名高と解することが殊に牽强の說で、これでは金文に多くみえている䍙・䍙公・䍙伯關係の諸器を統說することは困難となる。

召公の家が周の同姓でありえないことはかつて論じた。召方考 史記管蔡世家や左傳に召を武王の兄弟輩に加えていないのは當然のことである。召は金文では䍙とかかれている。従つて本器の䍙ももとより召公家のことであるが、本器の䍙が召家の何人であるかを考えなくてはならない。䍙は召公奭とはおそらく別人であろう。その理由を項目的に以下に記しておく。

一、召公奭は金文には公朿・朿・大保・皇天尹大保の名であらわれていて、これらの器銘に䍙という單名を用いたものがない。奭はその沒後に䍙公とよばれた。

二、䍙は䍙公の後をついだもので、自ら稱しては䍙といい、尊稱して䍙公とよばれた。すなわち召家の直系は䍙伯父辛―召公奭（追號䍙公）―䍙（尊號䍙公）となる。關係諸器の銘文を通覽するに、このように解釋して矛盾するところがない。

三、䍙伯父辛は召公奭の文考である。従つて䍙伯父辛の器を作つているものは召公奭の兄弟輩に外ならない。ただ召公奭は異數の長壽の人であつたらしく、顧命では康王卽位の禮を主宰し、康世の前半末にまで及んだらしい。他の兄弟は奭よりも早く沒したと考えられるから、その器は成末康初より下るものではない。䍙器には伯懋父の名のみえるものがあるが、伯懋父關係の諸器から考えると、その時期は康末にわたつている。

四、䍙鼎をはじめ、遣鼎三器・典鼎一器には文末に、また大保宗室鼎は文首に、銘文とは別に大保の二字を署している。これらの人々がすべて大保の職にあつたとは考えがたいから、大保は召伯・召公家の族號として用いられたのであろう。奭のあとを嗣いだと思われる䍙の器には、自ら大保と稱した例がない。

要するに䍙伯父辛あるいは大保標識を用いるものは召伯の子にして召公奭と兄弟輩、大保と生稱するものは召公奭、單に䍙と稱するのは召公の後嗣であろうと思われる。

文錄・大系は「奔走事」で句讀し、事を奔走につづけている。奔走の語例は次の如くである。

大盂鼎　　享奔走、畏天畏

𤼈𣪘　　克奔走上下帝

麥尊　　終用造德、妥多友、享奔走命

麥盉　　用奔走夙夕

效卣　　烏虖、效、不敢不邁年、夙夜奔走、揚公休亦

すなわち「奔走命」の語はあるが、「奔走事」という語例はない。「進事奔走」は二字連文の動詞で、その下に事をつけるのは複重の嫌がある。從つて事は下句につづけてよむべきである。

事皇辟君

「皇辟君」を陳氏は王姜その人であると解している。乍册睘卣の條下に、その説を述べている。

王姜稱君、君爲君后之稱、是以春秋稱魯侯之妻爲小君、左傳謂之君氏、西周金文則稱君・天君・君氏、其例如下

友鼎　內史龔朕天君其萬年頌・一

天君鼎　天君賞厥征人斤貝三代・四・四・一

召圜器　召……事皇辟君……賞畢土

穆公鬲　休天君弗望穆公……君蔑尹姞曆……稽首對揚天君休（冠・上・一二　錄遺・九七）

子中鬲　天君蔑公姞曆事、易公姞魚三百（斷代・五・一二〇）

羌鼎　（君）令羌死嗣車□官、羌對揚君令于彝攈古・二之三・三四・二

五年琱生𣪘　婦氏以壺告曰、以君氏令曰……

以上諸器、最後一器、是西周晚期、兩鬲是西周中期、最前三器是西周初期器、第一鼎與尊古・一・三三的友尊、乃一人之作、此鼎與尊、皆屬於成王時的簡樸式、友鼎同於商周・四七之鼎、友尊形近於趞尊、而文飾近於睘尊・召尊、由此可知成王時的王姜・君・天君・皇辟君、都指一人、但此天君・君・君氏之稱、沿至成王以後、直到春秋

此器（乍册睘卣）王姜命乍册、令𣪘王姜賞乍册、友鼎友頌內史與天君之萬年、召圜器召事皇辟君、賞賜畢土、召是作册畢公、如此則成王君后所直接命令者、乃屬作册內史之官

畢公を作册とするのは書序、史記によるものであるが、陳説によると、本器の盥はすなわち作册畢公高で、王姜に事え、王よりこの賜賞を得たという解釋となる。皇辟君を女君とみての解である。君氏・小君が女君をいうことは陳氏のいうごとくであるけれども、君・皇辟君が君氏の專稱であるとは必ずしも定めがたいようである。たとえば時期は後のものであるが、叔夷鐘には

公曰、夷、女敬共辞命、……夷敢用拜稽首、弗敢不對揚朕辟皇君之易休命

のような例がある。

辟とは辟事する君をいう。辟天子・朕辟天子・厥辟・朕辟・辟侯・乃辟一人・辟我一人・乃辟・辟井侯・麥辟侯のように、辟は君臣の關係を以ていう。陳氏は王姜が作册諸職を臣としたとみているが、王姜のように婦人が公的行爲に關與している例は周初の極めて特殊な事例とすべく、これによつて王姜と作册諸臣との間に直接の君臣關係があつたとはしがたい。辟を女君に用いた例はない。

この句は、盥がはじめて周王に見事することをいう。

休王自穀使賞畢土方五十里

この句は最も難解である。問題は「休王」の解、及び賜土の內容の二に歸する。その解釋は本器の時期、及び器銘の理解上の重要なポイントをなしている。

郭氏ははじめ「休王」を孝王と解し、上句につづけて「皇辟君休王」とよみ、下文の主語としたが、

のち𨟻卣に伯懋父の名がみえるので孝王説をやめて成王期説をとり、舊釋の句讀を全面的に改めて、休を動詞にして一字句とした。陳氏はすでに皇辟君を成王の妃王姜と解して器を成王期に屬しており、從つて郭氏の舊說のように休王を王名とみることは不可能であるから、休を動詞にして休賜の義とし、以下のような文例をあげている。

休王云々、與以下諸器、同其文例

小臣逋鼎　休中易逋

小臣𧶠鼎　休于小臣𧶠貝五朋

效父𣪘　休王易效父呂三

穆公鬲　休天君弗望穆公……

㝨𣪘　休朕匋君公白易厥臣弟……

可證休王不能如郭沫若讀作休王

陳氏はこれらの諸例をすべて休賜の一義で解しようとするのであるが、休には種々の用法があるので、文例についてもつと詳しい分析を必要とするのである。

一、小臣逋鼎　小臣逋、即事于西、休、中易逋鼎、揚中皇、乍寶

この休は休善の意。匽卣「王曰、休」・不嬰𣪘「女休」・兮甲盤「休、亡敃」・史頌𣪘「休、又成事」などみな同義の例である。

二、小臣𧶠鼎　𨟻公𡨦匽、休于小臣𧶠貝五朋、用乍寶𨻰彝

小臣と貝とは休に對する雙賓語。これは休賜の解を施すべき例である。

三、效父𣪘　休王易效父〓三、用乍厥寶𨻰彝　⊠

㠱父方鼎　休王易㠱父貝、用乍厥寶𨻰彝

この二例とも文首に休王とあり、郭氏の舊說はこれによつて休王―孝王說を立てていたのである。その訓み方については、次の三つの場合がありうる。

1、休王を主語とする場合。イ、休王を固有名詞とする。ロ、休は皇と同義の修飾語とする。

2、「休于王」の省文とみる。休を休賜の義とするのである。

3、休を休光の意の動詞によむ。「王の效父に金三を賜へるを休とし」とよむのである。

四、穆公鬲（尹姞鼎）冠斝・一二

穆公乍尹姞宗室于□林、隹六月既生霸乙卯、休天君弗望穆公聖粦明□、事先王、各于尹姞宗室□林、君蔑尹姞曆、易玉五品・馬四匹、拜𩒨首、對䚄天君休、用乍寶䵼

文中に「休天君」・「君」・「天君休」の語がある。「休天君」は三の場合と同じく文首にある。從つて三と同様、三種の解がありうる。

五、縣改𣪘　白屖父休于縣改、曰、𠭰、乃任縣白室、易女婦爵、……縣改每䚄白屖父休、曰、休白𡘇益卹縣白室、易君我、隹易壽、……其自今日、孫々子々、毋敢望白休

休字四見。解釋上問題となるのは「休白」の部分である。郭氏は舊說では休王を固有名詞と解していたので、この休白も同例としているが、白屖父の他に休白という人物を加えては文義が疏通しな

い。三3の解をなすべきところである。

この亹圜器の銘では、下文に「亹弗敢望（忘）王休異」という文があり、語端を改めて「亹弗敢望」の語を加えているので、「王休異」が忘という動詞の目的語であることが知られる。しかし文首に直ちに「休王……」というものは一應これを主語とみることも可能であるから、郭氏が休王をはじめ名詞と解したのは、語法的には必ずしも成立しがたいものではない。ただ西周の列世中に休王の諡號がないためこれを孝王に充てたのは、器の時期觀を誤るものであつた。器は明らかに周初の様式をもち、時期からいえばほぼ康王期にあたるものと考えられる。文首に「休王……」をおく形式の文も、また特定の一時に行なわれたもので、この時期にのみ行なわれた様式のものと考えられる。

西周諸王の名號は文武よりはじめて共懿に至るまで金文中にその名がみえ、文武以下八王中名のみえないのは康王のみである。いま休王の名のみえる三器をみるに、その器制・銘文の當る時期を求めると、康王期以外にその妥當するところをえがたい。

康王の名は久しく彝銘に現われず、一時はこの休王がその生稱であろうかとも考えたが、康宮・康昭宮・康穆宮の名もあり、生號としての康王の名があるべきことが豫想された。郭氏が一時孝王に比定を試みたのも、孝王の名が既出の器にみえぬからであつた。康王の名は、のち一九七六年一二月、陝西扶風法門の荘白一號窖藏器の中から史牆盤が出土し、文首に文王・武王・成王・康王・卲王・穆王の名を列次してその功業を稱する文があり、「淵悊する康王、彖（したが）ひて億疆を尹す」という。

他の諸王については皆數句を費やし、殊に穆王については十數句を列ねているに拘わらず、康王については僅か一句にすぎないのは、史牆の家にとつて、その親疏の關係が異なるからであろう。この器の出現によつて、文首にある「休王」は「王の〜を休とし」とよむべきことが明らかとなつた。

殺はのちに榖とかかれている地であろう。河南・涿郡・上黨・湖北の四所にその名がみえるが、おそらく河南の榖であろう。陳氏いう。

　殺、地名、疑在河南、左傳定八、單子伐榖城、杜注云、榖城在河南縣西、地臨榖水、故址今洛陽西北、又湖北榖城縣亦古榖國、春秋桓七、榖伯綏來朝、杜注云、榖國在南鄕筑陽縣北

陳氏は右の兩地をあげてその何れとも定めていないが、すでに上文に進事奔走のことをいい、ついて王よりの賞賜が記されているのであるから、洛陽西北の榖城とみるのがよい。康王期には、この種の儀禮はなお成周において行なわれていたのであろう。見事の禮終つて王は殺にあり、その地より使者を以て賜土のことを傳達せしめたのである。「使賞……」は小盂鼎に「王令賞盂……」というのと同じ形式である。

畢を郭氏の舊説では亹の名とし、令彝において矢令をあるいは矢といい、また令というのと同じとしたが、のちその説を删つている。楊樹達氏は金文の賜土をいうものに余土・杞土のようにいう例があるから、この文は畢土・方五十里とよむべしとし、陳氏も同じ句讀である。そして陳氏は畢を周本紀贊・魯世家にいう畢、孟子離婁にいう畢郢、魯世家正義に引く括地志にみえる畢原であるとする。それならば王畿の畢で、史記集解に引く皇覽によると、文王・武王・周公の陵墓のある地で

ある。このような陵墓の地を王室が采地として他に與えることは、普通には考えがたいことである。そこで陳氏は、この畢を賜うている罝こそ畢公高に外ならず、文の昭たる畢公が先世陵墓の地を領したものと解するのである。その說はすでにさきに引いたが、召と高とは音義近く、邵公奭はすなわち畢公高であるとするのである。もし本器の罝が畢公高ならば、罝卣においては文の昭たる畢公が伯懋父から賜賞をえていることとなり、その身分關係からも、また時代からみても不適當である。上文に罝を召公奭とする說の成立しがたいことを述べたが、それはそのまま畢公―召公說にも適用しうる。

畢土の二字をつづけるとすれば、下文は「方五十里」となり、賜土の廣さをいうこととなる。陳氏はいう。

畢在周京畿內、方五十里、已不爲小、由畢公封地大小、可推測周初封地亦近乎此、王制所說、公侯田方百里、伯七十里、子男五十里、又說、天子之縣內、方百里之國九、七十里之國廿有一、五十里之國六十有三、以五等爵分配大小、自屬後世追想之制、但由此記載、亦可知傳說的封地、通常在五十~百里之間

すなわち銘文は五十里の國を封建したことをいうとするのである。

郭氏の舊說では、子男五十里の制はこの種文獻の誤讀による後世儒家の謬說で、この句は「乃謂賞畢以土方之邑里五十」と解したが、新訂版ではその說を改めて、文を「使賞畢土・方五十里」とよみ、「正爲周初施行井田制之一佳證」という。五十里がどうして井田制の證となりうるのか不明であるが、ともかく畢を召公、土方を國名とする舊說全部を廢している。

受賜者が罝であるとすれば、畢はもとより地名であり、方五十里という子男の制を認めなければ、土方もまた地名である。ただ訓み方としては、「畢・土方」と「畢土・方」の二解がありうる。畢は陳氏のいう文武陵墓の地以外にも、その地がある。書序によると

康王命作册、畢分居里成周郊、作畢命

とあり、畢公は康王初年に成周の郊に居り、そこは畢とよばれていたと思われる。畢は卜辭にも族名としてみえ

貞、畢受年　乙・五六七〇

貞、事人于畢　戩・二六・一〇

丙子卜、正畢　續存・六五六

などのほか、龜を納めることを記した甲橋刻辭乙・三四二七，四六九六，八〇八七がある。河邊の族であろうが、その地望は明らかでない。卜辭にはまた罼と稱するものあり、おそらく殷の王室出自の大族であると思われる。關係卜辭からみて、その地は殷都の西方、河內に近い地であろう。この罼が召方と交涉をもつていることは注意すべきである。

甲辰貞、罼以衆甾伐召方、受又　粹・一一二四

丁亥貞、王令罼衆甾伐召方、受又　摭・續・一四四

辛卯貞、𦣞以衆由伐召方　京大・二五二三

召方は當時河南西部、おそらく洛・淮の間におり、殷は𦣞に命じてこれを伐たせている。河内の方面に殷室田獵の地があり、その中に𥂴の名がみえる。この𥂴がもし召方の舊地であつたとすれば、召方は河内の地を殷に奪われて河南に屛息していたことになる。召方が殷周の際に周に荷擔してその創業を助けたのも、そういう歴史的な事情があつたことと思われる。召方の後はいうまでもなく𥂴伯父辛・召公奭、さらに本器の𥂴へと受けつがれている。その𥂴に對して𦣞の舊地が與えられるのは、大いに因緣のあることである。

卜辭にはまた土方・方の二國の名がみえている。この場合、𦣞と合せて地を賜うとすれば、土方の可能性が多い。文も畢土・方と切るよりは、畢・土方とよむ方が自然である。土方には

貞、王勿省土方　前・七・七・四

省土方」　勿省土方　前・七・一二・四

のように王が自ら省察を行なうことを卜したものがあり、その地は殷王の行動範圍のうちにある。𢀛方は山西方面の外族でしばしば殷に侵寇し、武丁のとき𢀛方に對して大規模な作戰を行なつたことがあるが、そのとき武丁はまず土方に對して戡定を試みている。殷曆譜・卷九・武丁日譜關係卜辭によつて考えると、その地望はおそらく晉南・河內に近い地で殷都の西、太行に沿う地帶であろう。この畢・土方の五十里を以て𥂴に賜與されたのである。

五十里という數は甚だ整數にすぎ、それで陳氏は子男の國五十里とし、郭氏は井田制の區劃であるとする。しかし里はおそらく邑里の意であろうと思われる。宜侯夨𣪕によると邑卅五邑が與えられており、𬰞鎛では二百九十九邑を賜與されている。史頌𣪕に「瀕友里君百生」の語があり、大𣪕二にも里を轉賜する例が記され、𩰫𣪕には成周里人を諸侯大亞と並稱している。里は一定の行政區の稱であるらしい。

𥂴が畢・土方の五十里を賜うていることは、あるいは南燕の問題にも示唆するところがあるようである。南燕は黄帝の後にして姞姓、衞輝附近に國したというほか、詳しいことはすべて知られていない。畢・土方の地はそれよりやや太行寄りの地であると思われるから、地望の點では近い。また北燕召氏は姬姓というもその證なく、召族の支配した匽の名が、北燕の古稱としても用いられている。しからば南燕・北燕は何れも召氏の國であつたとも考えられ、殊に南燕は殷王畋獵の地となつた召氏の舊領𥂴を召氏が恢復して、その國を建てたという想定もできるのである。この畢・土方五十里の賜土が直ちに南燕の建國を意味するものとは定めがたいとしても、少くとも本器銘は、南燕・北燕と召氏との關係を示す有力な一資料といえよう。

𥂴弗敢望王休異、用乍歁宮旅彝

望は忘。異は翼であろう。大盂鼎に「異臨」の語があり、虢叔旅鐘に「嚴在上、異在下」といい、異を翼の義に用いている。この部分の表現は尹姞鼎と似たところがある。

歁を吳大澂は郜と釋し、郭氏らは歁と釋する。拓迹は何れとも確かめがたい。一應郭氏らの釋による。

旅彝を郭氏は旅陳の義とし

謂陳祭于宮廟之彝器、彝銘稱旅彝者、多係此義、非盡羈旅字

という。𤔲氏は𤔲尊では團宮の旅彝を作っている。その文に

不杯𤔲、多用追于炎不瞀白懋父晉……用乍團宮旅彝

とあって、團宮は炎にある𤔲氏の宮廟、すなわち旅宮であると思われる。本器にいう㰱宮もおそらく旅宮の名で、その彝器を作ることを記したのである。𤔲尊の條參照。

訓　讀

隹十又三月初吉丁卯、𤔲、啓めて進事奔走し、皇辟君に事ふ。王の𣪊よりして、畢・土方の五十里を賞せしむることを休(よろこ)びとす。𤔲、敢て王の休異を忘れず、用て㰱宮の旅彝を作る。

參　考

器形は類例のないものであるが、文様は周初の特徴をもち、𤔲尊・𤔲卣と同人の器と考えられる。器制・字迹より推して、康王期の器であろう。器銘は南燕の問題を考える上に重要な資料である。

四六、鄹父方鼎

器　名　勠父鼎奇觚

時　代　成王斷代　穆王唐蘭　孝王厤朔

收　藏　一、「故宮博物院藏器」故宮　二、「潘文勤藏器」奇觚

著　錄

器影　一、通考・一三九　故宮・上・四四　周存・二・五五（拓）一〜三　西清・三・二五〜二九

銘文　一、西清・三・二九　大系・八二・一　小校・二・六四　三代・三・二四・二　二玄・一九三

二、西清・三・二七　奇觚・一・二三　綴遺・四・一一　小校・二・六四　三代・三・二四・三

三、西清・三・二五　彙攷・二・一二　窓齋・六・一二　周存・二・五四　貞松・二・四七

大系・八二・二　三代・三・二四・四

考　釋　大系・九五　通考・三〇九　厤朔・三・二八

器　制　三器とも形制同じく、大小また殆んど同じ。すなわち雙器とみてよい。西清の一器は故宮に現存する。故宮にいう。「通耳高二五・六糎、深一〇・四糎、口縱一五・六糎、橫一九・六糎、底縱一二・二糎、橫一六糎、重三・二三五瓩、腹每面四周作鳥紋、而虛其中、有八稜、四足飾饕餮紋」。立耳。器腹に匡栿をめぐらして文樣を配するのは方鼎通有

の器制で、殷末周初に行なわれたものであるから、郭氏の初説のようにこれを孝王期に屬することは器制上到底認めがたい。器腹に繞らしてある夔風はいずれも後尾下垂、殷周期に多く行なわれたものである。ただ本器の鳥形は殊に浮雕的で軟かく、雋鋭の風がない。

𨞰父方鼎第一器

銘文

三行一二字。西清三器中、第一器は別に圖象款識を付している。いま二、三の拓迹に多少それらしいものを認めるが、形は確かめがたい。

休王易𨞰父貝、用乍厥寶䵼彝

郭氏ははじめ休王を孝王とする説をとり、釁卣にみえる休王と同じと解したが、のち釁卣の文を「奔走事皇辟君、休」と改め、この器についても孝王説を捨て、

今按殊不確、器制與字體、均有古意、當在孝王之前

という。しかし今度はその屬するところを定めていない。容庚氏の通考にも、休王を人名と解している。陳氏は休を休賜の義とみる説である。（釁圓器條參照）しかし休を休賜の義に解すると、文は銘辭の末文のみを錄したことになりいかにも唐突であり、銘辭の一般的な形式ではない。かつそういう形式のものは、ある時期の器にのみ見ることができる。一般にこの種の形式のものは「某易某貝」という關係である。

銘文の文首に休をおく形式の銘文には、通じて一の特異とすべき點がある。それはその休賜について、殆んどその由來するところの事功について、觸れることがないという事實である。普通にはまずその事功について述べ、その榮光を以て子孫に傳えることを記す例である。しかしこれらの文は、

その事功を略した形式をとる。事功無くして妄りにこれらの賜與を受けることは考えがたい。それでこれらの銘文は、その事功を意識的に省略したものと考えられる。

一般に彝器を作るのは、事功によつて賜與を得、その寵光を以て先祖を祀り、子孫に傳えようとするものであるから、この種の銘辭はその中にあつて、甚だ特異なものとしなければならぬ。それでこれらの銘辭の間に、何らか共通する事情があるものと考えられる。いまそのことから、關係諸器を考えると、小臣遡鼎・小臣𧸘鼎四七六頁、以下同じの小臣は、もと殷系の官名であり、殷の王族中の祭祀儀禮を司るものがその職に任じた。また效父段の銘末には「六八八」の數字による易象を示すらしい圖象があり、これらは甲骨文にもみえるもので、これも殷人の俗を示すものである。また穆公鬲七二、尹姞鼎に「休天君弗望忘穆公……」のような天君という稱號は公姞鼎にもみえ、その文中に「子中」という殷の王子名の稱謂がみえる。これらの事情を合わせると、この形式をとる銘辭は多く殷系の器銘にみえるものであり、一時そのような形式が特定の關係者の間に行なわれたのであろう。䖒段卷六・四八三も文首に「䖒拜䭫首」とあり、「厥臣弟䖒」と稱するなど、西周の器にその文例をみないものである。これらを通じて、この形式をとる諸器は、周初のある時期に、殷人の餘裔が用いた文の形式であつたとみることができる。

鄭父はその人を知らず、綴遺にも「無孜」という。字も未詳。事功によつて貝を賜與せられ、この器を作つたのである。事功によつて貝を賜う者は多くは殷系の族であり、この作器者もおそらく殷の餘裔であろう。

訓　讀

王の、鄭父に貝を賜ふを休(よろこ)びとし、用て厥の寶障彝を作る。

參　考

器制は成康期のものと思われるが鑄成に鋭さがなく、字迹も蝌蚪狀に近くて健爽の風に乏しい。郭氏ははじめ孝王說を出し、その期に一時復古的風潮が行なわれたので古制の器が作られたものと解したが、のちその說を棄て、陳氏は器制文字よりして成王期に入りうるものとした。しかし器・銘ともに氣象に乏しい憾みがあり、また一應周初の經營が安定した狀態にあるものと考えられることから、康王期頃の器であると考えられる。

四七、效父𣪘

器名　效父彝攈古

時代　成王斷代　孝王厤朔

收藏　「江蘇呉縣黃秋舫藏」攈古　「寧樂美術館藏」日本

著錄

器影　懷米・上・三　大系・七〇　日本・一〇六　二玄・一九二

銘文　攈古・二之二・四　奇觚・一　七・一三　大系・八二　三代・六・四　六・三　二玄・一九一

考釋　大系・九五　文錄・二・一八　文選・下・二・一〇

器制　懷米にいう。「高四寸八分、口六寸一分、足五寸、深三寸六分、重一百兩、鏤款腹底」。曹氏の載せる圖象は文様に失眞のところがあるが、いま寧樂に藏する器である。器腹の主文様は叔德𣪘と同じく大きな卷尾様の獸文である。おそらく象文の變化したものとみられ、大豐𣪘・㸚𣪘・象紋𣪘・故宮・下・一六八仲爯𣪘海外・一八などみな同系に屬する。兩耳犧首、犧首の耳は張大にして大保𣪘と似ている。前後の正中に鉤稜がある。圈足部に稜間二羽の夔鳳を列し、鳥首前向垂尾。文様の空間はすべて雷文を以て埋めている。この器や大豐𣪘によつて、この種象文の諸器は康王期に屬すべきことが知られる。

效　父　𣪘

銘文　三行一四字

休王易效父■■三、用乍厥寶隮彝　⋈

文首は鄭父方鼎・𥂴圜器と同じ。この休を嘉休の意の動詞によむ說は文錄にはじまり、于・陳氏らもこれに據る。文錄にいう。

休者嘉也、鄭父鼎、休王

錫鄭父貝、縣妃彝、**休伯見益**、卽所謂揚君休也、郭以休王爲孝王、殊非

郭氏がこの器をはじめ孝王期と定めたのは、休王を孝王と解したのにもよるが、一には作器者の效父を𣄨鼎にみえる效父と同一人とし、𣄨鼎には「穆王大室」の語があるのでこれを恭王以後と考え、休王孝王說を按出して器を孝王に屬したのであつた。しかしこの器の器制・銘文の字迹は、少くとも康王期より下るものではない。また吳氏らが休王を王の名號とみず、休を休賜嘉賞の義として解したが、**その特異な銘辭の形式について、特に考說を試ることはなかつた。文首にこの形式を用いる銘辭は、周初の殷人によつて用いられたものと考えられる。**

〓の字釋について、郭氏はこれを冰と解し、音通によつて掤すなわち覆矢であると解した。陳逆毁の冰月の冰はこの形に從い、また金字の金文形もこの形を添えている。郭氏はこれを、古人が金は水から生ずるという觀念を有していたからであるとし、〓が冰の初文である確證に外ならないという。ただこの器銘にみえる〓は冰ではなくて、その音の掤を假りて箙の意に用いたとするのである。

左傳昭十三年、奉壺飮冰、杜注、冰箭筩蓋、可以取飮、又二十五年、公徒釋甲執冰而踞、注云、冰櫝丸蓋、或云櫝丸是箭筩、其蓋可以取飮、正義引賈逵說、亦以冰爲櫝丸蓋、鄭風大叔于田、抑釋掤忌、**抑鬯弓忌**、**傳云**、**掤所以覆矢**、**鬯弓弢弓**、釋文、掤音冰、所以覆矢也、馬云、櫝丸蓋也、杜預云、櫝丸箭筩也、正義引左昭二十五年服虔注亦謂、冰櫝丸蓋、然方言九云、弓藏謂之鞬、或謂之櫝丸、則櫝丸實藏弓之器、竝非箭筩、**詩之掤鬯對言**、**鬯者韔之叚借字**、**掤卽是冰**、**鬯與韔同**在陽部、掤與冰同在蒸部也

更有進者、掤與冰、**實卽葡之音變**、**葡字典籍多作箙**、又多省作箙、紐屬輕脣、音在之部、然古音輕重脣無別、而之蒸乃陰陽對轉之聲也、故冰若掤、**實卽是葡**、**葡字象形**、乃盛矢箭器、自來無異說、則冰實箭筩、其蓋可以取飮、杜預以冰爲箭筩蓋、已不免稍失、更從服賈以爲櫝丸蓋、則失之愈遠矣、本銘言「**錫仌三**」者、卽是錫以箭筩三事、斷不至錫物而僅錫其蓋、有此尤足證諸家之誤之爲絕對矣

この說は冰を掤・箙と假借通用することを說いて甚だ詳しいが、しかし凡そ物を賜うに箙のみを三器賜うということは甚だ品類を失したものといわねばならぬ。後期の金文には魚箙を賜うことが多くみえるけれども、その場合は概ね他の諸器と合せて賜うており、箙のみを三器賜うというような例はない。

〓に從う字には、金文では氷と金・匀とがある。陳逆毁に「氷月丁亥」とあり、晏子春秋によると十一月を氷月と稱したという。字は水旁に〓を加えているが、〓が形聲であるかどうかは知られない。それで本器の〓を直ちに氷と釋し、これをさらに**掤・葡**と同音とし箙と釋するのは、牽强にすぎる解である。金もこの形に從うが、氷と音の關係はない。おそらく〓は象形字であり、水の〓形をなすものを氷といい、金もまた〓形に作られているのでこの形を添えたものであろう。〓は氷にも金にも施こしうる形であり、これを直ちに氷の初文とは定めがたい。

周禮凌人に

凌人掌冰、正歲十有二月、**令斬冰**、三其凌、春始治鑑、凡外內饔之膳羞、鑑焉、**凡酒漿之酒醴亦**

如之、祭祀共冰鑑、賓客共冰、大喪共夷槃冰、夏頒冰掌事、秋刷

とあつて藏氷賜氷の法がみえており、氷は祭事の際にも重要なものとされ、祭祀・疾病のときにこれを賜うた例も左傳にみえているが、この器銘の〓が氷であるとはしがたい。

郪父鼎の銘文は本器と同形式のものであるが、貝を賜うている。もし氷を賜うならばその例は極めて特異なものであるから、祭祀・疾病などその事由についての記載があるべきである。すでに「氷三」とは解しがたく、また「箙三」というのも義をなさぬとすれば、この〓は金字の従うところの〓と解すべく、金に關する語とみて差支えない。ただ金ならば禽𣪘「金百寽」のように明らかに金であることを表示し、かつその重量を以ていう例であるから、〓をそのまま金と釋することはできない。

思うに金文に「易金」という例は多いが、金はおそらく一定の形狀に精製されているもので、單に「易金」といえばその材質・形狀・重量などに定まりがあり、從つて「〓三」といえばそれで賜與の内容を明示しえたのであろう。〓は一定量の質料を意味するものであつたと解すべきである。おそらく〓は氷や箙ではなく、貝と並んで當時最も多く賜賞のものとされていた金を示す字であろう。金文に「易金一勻」三代・四・七・一というものがあり、勻字もまた〓に従う字形である。勻とは三十斤であるから、「〓三」とは「金三勻」にして金九十斤の意となる。これを以ていえば字はあるいは勻の初文であるかも知れない。□高卣三代・一三・三〇・一に「王易□高〓、用乍彝」とみえる。また追承卣三代・一三・二八・四の銘末にもこの一字をおき、若□鼎三代・三・一七・五には「宗隮〓彝」の語がある。彝器に關する語であることは確かである。

銘末の圖象文字は多く例をみない。易象としては數字の五八六、☶艮卦の象に當たる。これと似た形のものが中斿父鼎貞松・二・四二及び莫伯𣪘三代・六・三九・五にみえている。字迹は何れも西周初期のものである。

訓　讀

王の、效父に〓三を賜へるを休(よろこ)びとし、用て厥の寶隮彝を作る。☒

參　考

器制が康王期の諸器と最も近いものであることはすでに述べた。また字迹は、たとえばこの王字の形のごときは作册大方鼎・燮𣪘・大盂鼎に最も近く、器の時期もまたこれらの諸器の間に在るものとみてよい。おそらく大方鼎よりのち、また盂鼎より稍しく先立つものと考えられる。これを以ていえば、文首に「休王~」の形式をとるものは、康王期前後の器とするのが妥當であると思われる。

四八、雁公鼎

器名　應公鼎 攈古

時代　成康期斷代

收藏　「一浙江錢唐瞿潁山藏、一山東長山袁理堂藏」攈古「錢唐徐問蘧所藏器」筠清・綴遺

雁公鼎第一器銘

著錄

銘文　攈古・二之二・二五　筠清・四・一四　古文審・二・一〇　從古・八・六　敬吾・上・二六　周存・二・五一　又補遺　綴遺・四・二三　小校・二・七〇・二，三，四　三代・三・三六・二，三　二玄・一二八

考釋　文錄・一・三六　文選・下一・一〇　韡華・乙・

上・二三　積微居・一九二

銘文　一、四行十六字　二、器蓋二文、各三行一六字

雁公乍寶隣彝

雁はおそらく應の初文であろう。綴遺にいう。

左僖公二十四年傳曰、邘晉應韓、武之穆也、杜注、應國在襄陽城父縣西、按今之應城是其地也、水經溠水注、應城故應鄉也、應侯之國、博古圖有應侯敦、釋應爲雍、云、周室武王第四子曰雍侯、其後乃有雍姓、薛氏款識從其說、殊誤

かくて雁字の形聲を說き、鷹・應はもと一字にして、字は山石巖穴の間に巢窠する鷹の象であるという。應は河南魯山の東の地で、淮の上游より洛に至る地を扼する要害であるから、周室の一族がここに受封したことは當然考えうる。水經注には上引の文につづいて「詩所謂應侯順德者也」という。詩は大雅下武の四章、「媚茲一人、應侯順德」とあるもので、傳には應を當、侯を維と訓している。しかしこれはあるいは應侯にして武の穆たるものと解してよいようである。韡華にいう。

按詩固屢用侯作惟字、唯是章之應侯、若讀爲惟、於文義似未順、疑應侯當爲人稱、蓋成王時有德之臣、紀載既闕、傳莫能詳也、因跋是鼎、附記之以俟考

詩中に「成王之孚」・「繩其祖武」などの句があり、あるいは應侯のことをいう詩であろうかと思わ

れる。水經注にはこれを人名と解している。逸周書王會解に、成周の會に應侯・曹叔が列したことがみえ、孔注に「應侯、成王弟、曹叔、武王弟」という。成王の弟として、當時天下の重きに任じていた人であろう。

曰、□、以乃弟、用夙夕鬺享

まず「作寶隮彝」といい、のちに曰以下の語を記すのはめずらしい例である。曰下の一字は申と大とに從う。吳榮光は□を申の繁文とし、次の一字とつづけて神祀と釋したが、第二字は以である。徐同柏は、字は申大に從い古文の奄字であるとし、攈古以下その說を取るものが多い。韡華も奄と釋して應公の名とし、「奄蓋應公名也、蓋爲其弟所作器」と解する。曰以下を自述の語とみるものである。しかしそれならば「乃弟」といわずに「朕弟」あるいは「厥弟」といわなくてはならない。□はいま字を識りがたいが、おそらく應公の族人であろう。族人に器を與えて、兄弟相ともに鬺享することを命じたものと思われる。以は與。弟は古く弔と釋されていたが、弟である。鬺は玉篇に「煮也」とあり、式羊の切。曶鼎に「鬺牛鼎」の語がある。詩の周頌我將に「我將我享、維牛維羊」とある將は鬺の省文である。

訓讀

應公、寶隮彝を作る。曰く、□よ、乃の弟と、用て夙夕鬺享せよ。

雁公觶銘

雁公觶

參考

雁公の器はいま存するものかなり多く、陳氏は雁公觶以下十二器を聚成している。いまその目に從つて下に列次する。

＊雁公觶　斷代・三・圖版六」

攈古・一之二・二五　敬吾・下・五七　綴遺・二四・一八・一　周存・五・一三三　小校・五・七四　斷代・三・六八」　韡華・辛下・三

「雁公」

銘二字。斷代にいう。

「器高一二・五糎、口徑六・五糎×八糎、吳式芬

舊藏、後經火焚、稍有殘裂、已修復」。器は柄のある特異な形制のもので、柄は方形雷文のある帶文に犧首を付し、そこから下腹に及んでいる。この種の柄はときに尊にもみられるもので、通考五三一〜五三三に三器を録しているが、觶では柄あるものはこの一器であると陳氏はいう。觶といい尊というも、殆んど差異のないような形制である。銘は字迹甚だ姸勁。雁字の鳥形に目形をはつきりと示し、公字は口形の上を連ねず、筆意頗る雋鋭である。他の雁公諸器に比して、字に最も特徴がある。

*雁公壺　故宮・上・一三八　貞松・七・二六・二七　三代・一二・七・四・五

「雁公乍寶隮彝」

舊內府藏。器蓋二文。故宮には卣としている。器蓋に二弦文、器に一犧首あり、梁を缺く。

雁公壺銘

*雁公方鼎　周存・二・五一　斷代・三・圖版五」貞松・二・三五　綴遺・四・二二・二　小校・二・四一　三代・三・三・三

「雁公乍寶隮彝」

周存に南海李氏の藏という。方鼎。項下に相對う夔鳳の帶文を配する。夔鳳は垂尾、雷文を配した鮮麗な文樣である。器影は何れも拓。周存の拓によると高さ約一九・五糎、口徑約一五糎である。

*雁公卣　西清一六・一

「雁公乍寶彝」

器蓋二文。蓋二行、器一行。蓋は兩角なく平鈕。器腹のふくらみ大きく、器蓋に顧鳳の帶文がある。提梁に方形雷文、環耳に羊首を飾る。大體趞卣一九七頁に近く、北

雁公方鼎

伯卣三九七頁の兩角を去つた形とみてよい。

*雁公毁一，二　西清・一三・一八，一九　窓齋・九・四　小校・七・六六　三代・六・二九・二

「雁公乍肇彝」

二器。著録に彝とするも、みな毁である。第一器は項下に夔鳳文、第二器は弦文を飾る。兩耳の下に何れも魚尾形に反轉する耳を付しているが、この種の耳は殷器・殷周期の毁にその例がある。第

二器はもと潘祖蔭藏。

＊雁公鼎一，二　　擴古・一之三・四一　筠清・四・一五　綴遺・四・二一，二二　三代・二・四八・八

「雁公乍𩰫彝」

第一器は韓韻海、第二器は潘祖蔭藏。器制は何れも未詳。

＊雁公尊　　擴古・一之三・五〇　簠齋・尊三　奇觚・五・七　從古・一三・二二　周存・五・一六　綴遺・一八・二七・一　小校・五・二二　三代・一一・二三・五

「雁公乍寶隮彝」

もと陳介祺藏。

＊雁公尊　　綴遺・一八・二七・二

「雁公乍寶彝」

字は讓右の體である。綴遺にいう。「文在口內橫行、器見上海古肆」。器名を應公壺尊と稱している。

＊雁公尊　　小校・五・一九

「雁公乍𩰫彝」

銘は鼎一，二と極めて近似している。小校に「尊藏東武劉喜海家」とあり、器種・收藏が異なるので別器であろうと思われる。

別に雁叔と稱するものあり、またその族の器であろう。

＊雁叔方鼎　　擴古・一之三・四〇　從古・七・二五（鬲）　敬吾・上・二八　周存・二・六二　綴遺・四・二四　小校・二・四一　三代・三・四・三」韡華・乙中・三九

「雁叔乍寶隮齍」

なお宋刻に雁侯毁と稱するものを錄するが、器制は西周後期のものである。

以上雁公十二器は何れも西周初期の器であるが、出土地の明らかなものがない。

未著錄のものかと思われる戣に雁父戣というものがある。

＊雁父戣

「王易雁父兵、以征以衞、用毋妄」

雁　父　戣

窓齋舊藏の拓による。王が雁父と稱しているものは、おそらく武の穆たる應公、あるいはその後人であろう。衞字はやや異體。「以征以衞」は概ね「以征以行」という。「毋妄」の語も毛公鼎に「女毋敢妄寧」とあるほか、西周の器には他に例をみない。ただ荒寧という語は、書の無逸や文侯之命にみえている。しかし「以征以衞」にしても、「毋妄」にしても、金文ではかなり後に至つて用いられている語であるから、時期について問題はあると思われるが、戣の行なわれた時期からみて、中期以後に下ることは考えられない。

克殷の後、文の昭・武の穆など多數の侯伯が新封されたが、それらのうち魯・衞を除いてはその消息を知りうるものが乏しい。武の穆には邘晉應韓の四國があるが、そのうち周初の器を徵すべきものはひとり雁のみである。もしこの雁公が武の穆たる雁公の家であるとすれば、この一群は、その數少い周の宗室侯伯の遺器の一となしえよう。

四九、獻　殷

器名　獻彝大系　猷伯彝夢郼

時代　成王斷代　康王大系・通考・庥朔

出土　「近出保安、未著錄」夢郼

收藏　「羅振玉舊藏」夢郼

著錄

器影　夢郼・上・二五　續攷・七　二玄・一六三

銘文　夢郼・上・二五　周存・三・一〇五　續攷・七　大系・二三　小校・七・四九　三代・六・五三・二　河出・二〇一　二玄・一六二

考釋　續攷・六　大系・四五　文錄・二・一九　庥朔・一・五一　積微居・一二四　斷代・二・一〇六　Dobson・二〇四

器制　鄒安いう。「初見秖殘銅一片、旋成器、是否原璧不可知」。郭氏も「其湊合之處皎然可辨、斷非原璧也」とし、通考四九には「此器殘破、只存有銘之一片、後補綴成器、故器形不足據」としている。しかし陳氏は「據說出土時殘破、今驗圖錄、有修補的痕迹、它的形制花文、和第十三器（禽殷）全相近似、所以可能修補不錯」といい、その器形を一應

獻　𣪘

認める態度をとつている。補修のあとは著しいけれども、その復原は大體信じてよいのではないかと思われる。大小未詳。その器形文様は禽𣪘と極めて似ている。もし原片を綴合して成るものならば、また周初の器である。いまその器形により、獻𣪘と稱しておく。

銘　文　六行五二字。銘文の部分は原器のままで、字迹には何の損傷もない。

隹九月既望庚寅、獻白于遣王、休亡尤

この文の句讀は諸家各その説を異にする。

吳闓生　獻白于遣、王休、亡豕…天子

郭沫若　獻白于遣王休、亡尤

楊樹達　獻白于遣王、休亡尤

陳夢家　獻白于遣王休亡尤

吳氏は遣を祭名とし、郭氏は「于遣王休」を「與令𣪘于伐楚伯同例」といい、楊氏は于を往、「休亡尤」は兮甲盤「休亡敃」・師頌𣪘「休又成事」と同義とする。そしてここに記す事實は、麥尊に「侯見于宗周、亡述」とあるのと同じく、ただ彼には見、此には遣といい、字は異るも義は同じとみている。吳氏は、遣を祭名とするも金文にはその例なく、郭氏が「于伐楚伯」と同じというのは義例合わず、楊氏の遣を見と同じとするのは、また金文に例がない。陳氏には句讀なく、その解釋を知りがたい。

遣は𣪘器に多くみえるが、概ね下に介詞于を伴ない、また祭名がその下にある。卬其卣一「遣于妣丙肜日」・豐彝「遣于武乙肜日」のごとし。また祭名を加えない場合にも、「遣于妣戊、武乙奭」

のように祖妣の名を記している。王に朝見する意に遣の字を用いる例はないようである。周器では多く逭を用いる。麥尊「侯見于宗周、亡述、逭王客葊京酌祀」のごとし。おそらくこの器では遣は殷器の遣、麥尊の逭の意に用いられているものとみられ、王の下にその行なう祭名を略した形であろう。従つて句讀は楊説を是とするが、その字は殷器の遣の義で、來つて助祭する意がある。それで下文に「休亡尤」を以て承けるのである。史頌段の「休又成事」は遹省を終えて成果あることをいい、「休亡尤」と同例の語である。休とは休善、よくその事を終えたことをいう。「遣于」の于は殷器では略する例もあるが、本器では「于遣」となつていて于は語詞である。あるいは于往の義としてもよい。鮴伯が王の祭祀を助けて、滞りなくその禮を終えたので、そのことに従つたその臣獻に賜賞するのである。

朕辟天子鮴白、令厥臣獻金車

郭氏は「朕辟天子」と「鮴白」とを二人並列とみて、

言獻之君、天子與鮴伯、錫之以金與車、金當是天子所錫、車當是鮴伯所錫

という。二人から各々物を賜うという例は、金文に所見がないように思われる。陳氏はこのように分説はしていないが、やはり天子と鮴伯とから金車を賜うたとする解である。金車は小臣宅段「易金車馬兩」の例からも知られるように、金と車とに分つべきものでなく、金車で一物である。獻は鮴伯の臣で、王よりいえば陪臣に當る。陪臣たるものが王と自己の主君から合せて金車一兩を賜與されるというのも理解しがたい。「朕辟天子」と「鮴伯」とを二人とするために、こういう混亂に陥るのである。「朕辟天子」と「鮴白」とは、同位語に解すべきであろう。天子と王とは後世同義語とされているが、古くは兩者の間に區別があつたらしく、「朕辟天子」とは「朕辟」というのと同じ。「朕辟」は王に限らず、その主君を稱する語であつた。それで主従の關係を以ていうときには、㚇段「朕臣天子」・頌鼎「畯臣天子」のように天子と臣とを對稱している。㚇段・麥尊では天子・王・辟がそれぞれの語義において使いわけられていて、その關係をみることができる。また銘文中の記事には王といい、對揚の語には天子と稱する例が多いが、そこにも用語上の區別がみられる。天子はもと東方系の語であつたようである。彔父・彔子耶は殷の滅亡後においても天子耶と稱している。天子の語を用いている周初の金文例をみると、東方系の器にその例が甚だ多い。帝の嫡子・大子の意から出た語で、多くは自己の辟君に對する尊稱として用いている。また彔伯㦰段にはその文考を釐王と稱しているが、その家系・出自によつては、祖考に王の語を用いる慣用もあつたものと思われる。

「朕辟天子」とは盨圜器に「皇辟君」というのと語例同じ。上文に單に鮴伯というのは王の助祭のときのことであり、ここに「朕辟天子鮴白」というのは獻の主君としての稱である。下文の對揚の語においては單に「朕辟」と稱している。

鮴伯が何人であるかについて、郭氏は「薔畢公子」といい、陳氏は同じく畢公の子にして畢仲であり、鮴中盃尊古・一・四九の鮴中と本器の鮴伯とは同一人であるという。鮴伯の伯は侯伯の伯、鮴中の中は仲叔の仲、畢中は畢公の子にして鮴に所封をえたものとする考えである。鮴伯が畢公の族で

あることは、下文にみえていて疑のないところである。

陳氏は𩁹を説文の櫨にして鄠とその音近しというが、鄠ならば西安西南の地である。この器は陝北の洛水上游である保安から出土している。畢公は畢の地にあつたとみられるが、𩁹伯の地が陝北の保安であるとすれば、それは畢氏の別封であろう。涇・洛上游の地は周の北境であるから、あるいは周の親縁を以てその地に配したことも考えられる。作器者の獻はその文考を父乙といい、もと東方の族であることが知られるが、𩁹伯を「朕辟天子」と稱し、その臣從として仕えているもので、下文に「厥臣獻」と稱している。

令は賜與の義。康鼎や夒𣪘貞松・五・三三にその例がある。金車を郭氏は金・車に分ち、天子と𩁹伯と各〻その一物を賜與したと解するが、彔伯𢦚𣪘・吳方彝・毛公鼎にもその名がみえる。銅飾を施した堅牢な車をいう。金車を賜與する例としては、本器などは時期の早いものである。獻は獻侯鼎三三四頁の獻とは稍しく異構、かつ鼎では銘末に〓形の圖象を付している。

對朕辟休、乍朕文考光父乙

「朕辟」は「朕辟天子」の略、𩁹伯をいう。「光父乙」を吳其昌は潛夫論志氏姓篇にみえる姞姓の光氏にして、文考の父乙であるから𩁹伯の祖考に當るという金文世族譜二・三六が、甚だ牽强の解である。郭氏は「當是作朕文考父乙光、文誤倒」という。しかし殷器をはじめ數字の銘刻には「作父辛」・「作父己」など祖考の名で終るものが多く、必らずしも誤倒とみる要はない。かつ「某作文考」という例は殆んどないから、「乍」は父乙までかかる語法とみるべく、光は父乙の修飾語である。もしこれを詳言すると、令彝「敢追明公賞于父丁、用光父丁」という表現をとることになる。

十枻不䜆、獻身才畢公家、受天子休

對揚の語である。郭・陳二氏は十世より畢公家までを一讀とするも、「永世毋忘」は金文の常語であり、十枻の四字一讀、獻以下は自ら誓う語で、詞氣が別である。

畢公家を郭氏は「猶卜辭言母辛家、謂畢公之廟、知爲畢公死後事、器必作于康王末年無疑」という。これに對して陳氏は「此器的畢公應是生稱」とし、家を家族・家室の義とみている。毛公鼎や叔向父禹鼎には「我邦我家」といい、また「我家內外」という語もあつて、家というときは領主としての邦族をいう場合が多い。家を廟所の義とするのは卜辭にみえる特殊な用法で、金文にはその適例をみない。在もまた事仕をいう。後の例であるが、曾姬無卹壺に「用作宗彝隫壺、後嗣用之、職在王室」という。「朕臣天子」というのと相似た語例である。望𣪘「死嗣畢王家」・康鼎「死嗣王家」などは册命の語であるが、それを自述の語法を以ていうと、「獻身在畢公家」・「職在王室」となる。

天子とは、上文の「朕辟天子𩁹伯」をいう。對揚の語中、「朕辟」と「天子」とを離析して用いているのである。從つて末文は、永く畢公の家に仕えて畢公の休寵に浴しようとの意である。郭説のように家を家廟の意に解しては通じがたい。

訓　讀

隹九月既望庚寅、𪏽伯、于(ここ)に王（の祀）に遘ふ。休にして尤亡し。朕が辟天子𪏽伯、厥の臣獻に金車を令(たま)ふ。朕が辟の休に對へて、朕が文考、光ける父乙（の器）を作る。十世まで忘れず、獻は身、畢公の家に在りて、天子の休を受けむ。

参　考

器の時期について、陳氏は成王說をとる。その說にいう。

此器的畢公、應是生稱、**望𣪘曰**、**死司畢王家**、器在西周初期之後、我們若定獻器爲成王或康王初期的、則畢公應是畢公高、而銘之中、王與天子前後互擧、則天子之稱、起於成王之時、小臣靜卣、亦王與天子、並見於一銘、而器乃成王時

畢公尙見於一彝（史䛏彝）、原器形所未見、但就字體文例來看、應在成康時

傳世段𣪘、應是成康以後器、銘記、王才畢烝、……念畢中孫子、此畢中疑是畢公之子、獻身在畢公家、而受命于𪏽白、此人恐卽畢仲

すなわち人物關係・他器との關係・語彙などから、器を成王期とするのである。

郭氏は「畢公家」をその廟とし、文王の子にして顧命にみえる畢公の廟に事えるものであるから、器を康王期に屬すべしとする。吳氏もまた康王說をとるが、その論據は次の如くである。

按此器雖不銘年、當亦在康王時、此有數點可推、其一、此器之畢公、當卽尙書顧命之畢公、乃受成王遺命、輔康王之臣、其二、此器文法、與作册夌𠭯多同、如云亡尤、如數見天子休、皆同、況亡尤、又見于殷契與武王三年之大豐𣪘、其三、此器字體、與大小盂鼎・周公彝・作册夌𠭯彝、宛肖如出一笵

字迹を以ていえば**㚖𣪘**に近く、筆意に雋鋭のところがあつて、二盂鼎よりは古意に富み、高雅の趣がある。語彙には遘・亡尤・光など殷系の名殘を存し、辟君を天子と稱するごときも注意すべきものであるが、金車を賜う例は成王期にはみえず、器はほぼ康王期にあるものと考えてよい。畢公の名は康王の卽位をいう顧命篇に召公と並んでみえ、また書疏に逸篇畢命の文を引いて「惟十有二年六月庚午朏」の語があるという。康王の十二年であると考えられている。ただこの逸文は鄭玄によると書序のいうところと相應ぜず、惠棟のように冏命の文であるとする說もあつて證とはしがたいが、畢公が成康期の人であることは疑なく、器は康王の初年を下るものではあるまいと思われる。

五〇、史䛗彝

器名　乙亥彝筠清　畢公彝周存
時代　成王斷代　康王大系・麻朔
著録
銘文　筠清・五・二　攈古・二之三・二二　周存・三・一〇七　大系・二三　三代・六・五〇・二
考釋　餘論・二・二三　大系・四五　文錄・二・一八　文選・上・二・二七　積微居・一一七　斷代・二・一〇六

史䛗彝銘

銘文　四行二三字。孫詒讓は文を僞銘とし、王國維の三代著錄表にも「文不順、可疑」としているが、三代に著録する文をみるに、必らずしも僞銘とは定めがたく、字は周初の風を存している。その器影がないので、器の眞僞を考えることはできない。のち第二器が出土、巻六・四五五以下に補說がある。

乙亥、王賞畢公

畢公を郭・陳二氏は文王の子にして尚書顧命篇にみえる畢公のことであるとしている。畢公高とみるものである。

畢の名は彝銘に數見している。

1、獻　𣪘　十枻不諲、獻身在畢公家、受天子休
2、䀇圜器　休王自穀使賞畢土方五十里
3、段　𣪘　王在畢、烝、戊辰、會、王蔑段曆、念畢仲孫子
4、望　𣪘　冊令望、死𤔲畢王家

右のうち2は土方と連稱されていて殷の畢氏の地と思われ、3は王がその地で烝・會を行なつているのであるから王畿の陵墓の地である畢であろう。畢仲はおそらくその地を宰領する者であろう。1は陝北保安の出土に係り、作器者は畢公の家臣で、畢公はあるいは畢仲であろう。畢の地には王領もあり、4はその地にある宮室の死𤔲を命じている。畢は周の同宗で左傳僖公廿四年に「文之昭」の一としてあげられ、史記魏世家にもみえている。王族の一として王陵の地である畢を管掌していたのであろう。畢に「賞」とのみいつてその事由も賞賜のことをも記していないが、下文に貝を賜

賞されたことを記しており、史䛓の職掌からみて、おそらく祭事に與かって賜與をえたのであろう。

廼易史䛓貝十朋

廼は令彝にみえる。史䛓について郭氏はいう。

史䛓當卽畢公之屬吏、吏屬爲史、知是在畢公已爲作册時、史記周本紀、康王命作策畢公分居里、成東郊、作畢命、是畢公乃康王時作册

畢公が作册の職にあったのでその下屬に史があるとするもので、陳氏も同じ考えである。しかし周初の作册には概ね特定の傳統をもつ氏族が任ぜられており、畢公が作册の職にあったとするのは疑わしく、また史の屬するところは必らずしも作册には限らない。史記に引くところは書序の文であるが、今の書序には「康王命作册畢」とあって公字がなく、また書序のよみ方にも問題がある。書序の文は、作册と畢公とを分けてよむべきであろう。䛓はあるいは𧪥の省文であろう。

䛓占丂彝

占の字形がよくわからないが、攈古・餘論に召と釋したのはよくない。郭氏は文錄に「占卽佔畢之佔、說文作笘」というのを是としている。字は卜兆を祝册の上におく象であるから、兆繇を以て祝告する意であり、この場合は彝に銘して祖考に告げる意となるのであろう。楊氏は羌鼎「羌對□君命于彝」の例をあげて「與此銘文義略同」としている。大保𣪘にも「用兹彝對令」とあり、何れも彝銘に記して休命に對揚する意である。縣改𣪘の「肆敢𨽍于彝曰」とあるのも參考されよう。

其丂之朝夕監

楊氏は「謂于此朝夕監也」と訓している。監には監戒・監嗣・降監の三義が考えられるが、克盨「克其用朝夕、享于皇祖考」というのと相似た語法であるから、享祀を謹しむ意であろう。朝夕は祭祀用語で夙夕と同じ。朝と夕とに神明を祀るのである。之は此。卜辭に習見する語であるが、西周金文にはこのような修飾語的用法は殆んど例をみない。

訓　讀

乙亥、王、畢公に賞す。廼ち、史䛓に貝十朋を賜ふ。䛓、彝に占す。其れ之の朝夕において監せよ。

參　考

この銘文について孫詒讓に僞作說がある。餘論に攈古の文をあげていう。

按筠清館亦有此器、文小異、然通校兩器、篆體散漫、文義疏舛、疑是僞作、凡金文丂字常見、舊竝釋爲刊、陳介祺謂、當从于、與于通、合校諸器、其說甚允、葢此字當从弓从于、卽說文弓部之弙字、作丂者形聲左右迻易、實非刊字也、獨此器兩丂字、與刊字義適合、殆沿舊釋之誤、其僞跡顯然、不可不辨也

しかしこれは楊氏も辨じているように孫氏に誤解があるらしく、兩丂字は文中于字の義に用いられている。孫氏は攈古・筠清などの摸本をみて字の散漫を疑ったのであるが、いま周存・三代の錄する拓をみるに、泐損はかなり甚しいが周初の暢達なる字風である。また王國維が「文不順、可疑」

としたのは、どこを指していうのか知られないが、文は簡省にして讀解しにくいものであるとしても、辭意に特に疑うべきところはないようである。

陳氏は器を成康期のものとし、

　原器形所未見、但就字體文例來看、應在成康時

という。獻𣪘にみえる畢公はその生稱と考えられるが、本器にも畢公の名がみえている。字は剔抉のしかたにもよるが、大豐𣪘に似て柔軟のところがあり、語彙としては「朝夕」の語は大盂鼎にもみえている。これらのことを考え合せると、陳氏の推測はほぼ妥當とすべく、前器とともに康王期に排次しうるようである。

左傳僖廿四年に文の昭として管蔡以下十六國をあげており、そのうち周初の器を徵しうるものは魯衞の他には畢があるのみである。なお毛については毛公旅鼎周存・二・五があるいはその器であろうが、器は周存の拓影によると附耳の方鼎で口下に斜格文あり、字は行款の整った細字で時期が稍しく下るとみられる。

五一、厥方

時代　成王断代

收藏　「一九五〇年、見于北京廠肆」断代　ブランデージ・コレクション

厥　方　鼎

著錄

器影　斷代・二・圖版二一

銘文　斷代・二・一〇七　錄遺・九二　二玄・一六一

考釋　斷代・二・一〇七

器制　斷代にいう。

「此器極爲難得、高不過三〇糎」。

その器影をみるに、

立耳は角のある龍形の雙獸が耳の兩旁から上部で相對し、成王方鼎・大保方鼎五四・五頁と同じ形式である。器腹に八稜あり、四面に饕餮文を飾る。頭部が大きく張目開口、木葉形の耳をつけ、角飾は乙字形に獸頭の後に下垂し、身尾はない。空間は方形雷文を以て埋めている。脚頭に翼稜あり、稜を中心に饕餮を付している。文様は異るが、器形は殆んど成王・大保兩方鼎と等しく、時期の近いことを思わせる。饕餮はやや變様というべく、一見して蝸頭のような感じを受ける。斷代にいう。

此方鼎器四面和足的花文、同于厚趠方鼎通考・一三八、後者陳介祺舊藏、與續考古圖四・一七的素方鼎同銘、而器形花文、全不相似、銘文所及的人物、則當屬成王、詳上第一〇器(睘鼎)、今由此方鼎、而知陳介祺的方鼎、雖與宋人圖錄不同、可能還是眞的、若如此、則此方鼎的形制花紋、俱屬成王

器制は確かに古いものであるが、この種の文様はたとえば厚趠方鼎三五八頁や服方尊故宮・上・一二などにもみえている。服方尊は扁耳直上して上端が魚尾の形をなすものであるが、これと同形式の耳をもつ師遽方彝は、穆王期の器と考えられるものである。從つて器制は成王・大保の器に近いとしても、文様からいえば康以後にも行なわれているものであり、字迹も獻毀より早いとはしがたい。

銘文　六行三二字

隹二月初吉庚寅、才宗周

宗周を陳氏は岐山の周都とみているが、豐鎬の鎬の地である。臣辰卣・獻侯鼎にみえている。單に周と稱するものも同じ地である。

獻中賞厥歔遂毛兩馬匹

獻は左偏の下に口を加えた字形であるが、獻毀にみえる獻伯の獻であろう。獻中を陳氏は史𨩁彝にみえる畢公の子、畢仲であるとしていう。

作器者的上司是尹、其人亦卽前器(史𨩁彝)的主賞者、乃畢公之子畢仲、畢公是作册、故其子襲爲尹、尹亦作册、此銘第二行第六字(卽主賞者之名)、起初不敢認爲中字、因它與金文伯仲之中不同、上畫是平的、及比較前器所論的獻中乍旅盂、其第一字、與此器全同、而中作伯仲之中、因

知中乃中之異體、說文史字解云、从又持中、中正也、金文小篆史字从中、許愼以爲是中正之中、是正確的、王國維釋史以爲、史所從之中、卽周禮凡射事餙中舍筭之中、中乃盛筭之器、亦用以盛簡策、對于王氏此說、久所致疑、今因此器而可釋然于懷

𪓰中を獻𣪘の𪓰伯にして畢仲であるとみるのであるが、𪓰伯が畢公の族であることは知られるにしても、兩者を同一人とするのは、伯・中の名の異なることからも疑問である。陳氏は中を伯仲の中と同じく、史字の從うところの中にして、說文の史の釋字は正しく、王國維の史字說は疑問であるというが、金文の史・事の從うところはみな中の形であって、一として伯仲の中の形に作るものはない。ただこの器文の中はやはり中の異體字とみるべく、𪓰中𣪘では明らかに伯仲の仲字がかかれている。

第五字は構形複雜にして字未詳。陳氏は臣僮の僮を以てこれに充てている。

今以爲是从女从臺（又从兩臣）、說文有此字、此假作左傳昭七僕臣臺之臺・方言三之僮

說文には嬯の字がみえ「遲鈍也」とあり、嬯はまた僮に作る。陳氏は斷代二の附記にまたこの字に及んでいう。

嬯字、有關于古代奴隸身分、極爲重要、說文釋爲遲鈍、乃引申義、本義當是低賤的一種身分、左傳昭七、楚無宇所述十等人、僕臣臺、服虔云、臺給臺下微名也、昭七又曰、是無陪臺也、韋昭注楚語云、臣之臣爲陪、孟子萬章篇下、蓋自是臺無餽也、趙岐注云、臺賤官主使令者、方言三、僮、農夫之醜稱也、南楚凡罵傭賤、謂之田僮、郭注云、亦至賤之號也

そしてこれを臣僮の僮とする證として、叔德𣪘の「臣數十人」の例をあげている。かつその身分を論じていう。

由此知嬯乃臣之一種、乃以奴隸身分、用作賞賜物品的一種人、此處應注意一事、在西周金文中、臣或嬯、是一種身分名稱、但地位有所不同、如叔德𣪘的臺十人和令𣪘的臣十家、都是用作賞賜物品的奴隸、獻𣪘卿鼎稱爲臣獻臣卿、而賞金于公伯、此方鼎的作器者稱臺某、而得賞遂毛馬匹

陳氏はこの第五字が臣僮の僮の字であることを論じたのち、第六字をその僮の名とし、𪓰中から賜賞をえた作器者その人とするのであるが、しかも成王・大保の二鼎と並ぶようなこの彝器の作器者について、「方鼎的作者、身分地位很高、此可由他受賞物品知之」といい、以下に賜物の隆を說いている。すでに叔德𣪘においては全くの徒隸として物品同樣に賜與されている臣僮十人の僮の身分にすぎないものが、ここでは身分地位甚だ高しとされているのは矛盾というべく、左傳では僮は十等の徒隸中最下位におかれている。

陳氏が僮と釋している叔德𣪘の數と本器の數とは、形も多少異なり、殊にその地位は決して同じものではない。叔德𣪘では臣と合せて臣數十人を賜與しており、これは徒隸人と考えてよく、字はあるいは妾の義に近いものであろう。左旁は二姜の形に從う。本器の字は二臣の形に從い、臣系統の字と思われる。臣に二義あり、社會的階層としての臣妾の臣と、身分的關係よりする君臣主從の義とがある。主從關係を以ていえば、諸侯貴游といえども、その辟君に對しては臣である。本器の數はその意味での臣を示すもので、「その臣𢿢」とよむべきところであろう。獻𣪘・臣卿鼎にいう「臣

獻」・「臣卿」と同じ。ただこの字が叔德毁の數と字の構造において似ているところがあるのは、字の初義が臣妾の臣から出ているからであろう。

遂毛とは旞旄であろう。陳氏は周禮司常「掌九旗之物名、全羽爲旞、析羽爲旌、……道車載旞」、及び説文「旞導車、所以載全羽以爲允、允進也」を引いている。毛は旄。旗頭に著けるものであるが、羽旄・羽毛ともいい、羽飾を用いた。左傳定四年「晉人假羽旄於鄭」、襄十四年「范宣子假羽毛於齊而弗歸」など、羽毛を假る話が記されているが、おそらく孔雀翡翠など珍奇な羽飾が用いられたのであろう。范宣子が齊の羽旄を假りてこれを歸さなかつたために、齊晉の間に隙を招き、晉の覇業失墜の一因となつたとも傳えられている。羽旄が當時極めて貴重視されていたことが知られる。

「遂毛兩」とは「旞旄の飾ある車兩」の意である。それに馬匹を添えて賜與しているので、その賜物からみると敠は殆んど一方の部將たる地位にあつたものと思われ、この地位のものが臣僕十等中の最下位である僕とよばれたとは考えることができない。

對獻尹休、用乍己公寶隮彝

尹は祭祀・儀禮を掌る官の長。令彝において明保は明公尹とよばれている。また作册史官の長をも尹という。頌鼎では尹氏が王に命書を授けている。ここでは獻中がその職にあつたので、その官を以て尹という。敠は賜賞を受けて己公の器を作つており、おそらく東方系出自のものであろう。

訓讀

隹二月初吉庚寅、宗周に在り。獻中、厥の數臣敠に旞旄の兩・馬匹を賜ふ。尹の休に對揚して、用て己公の寶隮彝を作る。

參考

獻中は獻毁にみえる獻伯のことと思われる。伯は侯伯の伯である。獻毁では獻を「厥臣獻」といい、本器では「厥數敠」とあつて語法も同じ。ただ獻毁は器制古く、その鑋銎は殷器にみえる形式のものであり、また字迹にも雋鋭の風を存していて、同じく康王期とするもその初年にあるべく、本器は字迹にやや筆勢を失つており、それより稍しく下るものと考えられる。

獻中毁銘

獻中には別に鼎・毁二器がある。

*獻中鼎　三代・二・五一・二

　獻中乍寶彝

*獻中毁　尊古・一・四九　通考・二八三

　三代・六・二五・五（彝）

　獻中乍彝

器蓋二銘。器は大小未詳。弇口附耳にして蓋あり、變形の毁である。口及び蓋には各

〻弦文二、圏足に一弦文を付している。
麻伯と麻中とは少くとも同じ家であると考えられ、獻段によるとその家は畢公の族であるらしい。時期は稍しく下るが

麻侯器蓋

師趛盨　　師趛乍麻姫旅盨　三代・一〇・三八・一

は麻姫の器を作つており、麻は姫姓であることが知られる。尤も

吹方鼎　　吹乍麻妊隮彝　貞松・上・一四

三代・三・九・二

周棘生段　　周棘生乍麻娟媞賸段、其孫〻子〻、永寶用　田　三代・七・四八・二

のような器もあるが、師趛には別に師趛鼎三代・四・一〇・三があつて文母聖姫の器を作つており、姫姓と通婚關係のあつたことが知られる。周氏は亟皇父匜三代・一七・三一・三によると娟姓であり、麻娟媞とは周氏より麻に入嫁した婦人の名であると思われる。麻伯・麻中が姫姓であることが推定されるならば、獻段の「獻身在畢公家、受天子休」という語も理解されよう。[illegible]方鼎によると麻中は尹とよばれており、當時中央の盛職に任じていたようである。

麻中の麻と同じ字形を用いたものにまた麻侯と稱するものがある。器は隋方形の蓋のみを存していて器種を知りがたいが、梅原博士は壺であろうとされている。器は書道博物館に藏する。

麻侯器蓋銘

＊　麻侯器蓋　　日本・三〇四

蓋鈕は杯狀に大きく、蓋緣正中の犧首形を中心に顧龍文を配する。顧龍の尾部は內卷して細い三角狀をなす。鈕と緣邊との間には直文帶を飾る。銘は四行三三字。

麻侯乍姜氏寶䵼彝、方事姜氏乍寶段、用永皇方身、用乍文母麻妊寶段、方其日受宦

文はかなり異例の形式である。文首にまず麻侯が姜氏の寶䵼彝を作ることをいう。そして下文に方

が姜氏に事えて寶段を作り、用て方の身を永皇にし、用て文母獻妊の段を作るという。獻侯の作つた姜氏の寶䵼彝と、方の作つた姜氏の寶段・文母獻妊の寶段は各〻別器である。おそらく獻侯が姜氏の寶䵼彝を作るに當つて、方も姜氏の祭器を作つてこれを本宗に納れ、また自らの文母獻妊の器をも作つたという事情なのであろう。姜氏は獻侯の妃もしくは母、方は獻侯の族でその母は妊姓より獻に嫁した人である。この器は方が文母獻妊のために作つた段で、銘に段という以上、壺ではない。壺の銘辭にその器を段と稱している例はない。段には方段通考・二五一あり、また仲競段通考・三一五のような隋方の段もあることであるから、器はおそらく段であろう。宔は令器・作冊大方鼎・盂卣など周初の器のみにみえる字で、本器の制作も獻伯・獻中の器と時期は近いとみてよい。獻侯にはまた壺一器あり、「獻侯乍䵼彝」録遺・二二三と銘するも、その器をみず、時期を定めがたい。また叔値觶録遺・三七四に「叔値乍獻公寶彝」とみえ、獻公と稱するものもある。畢公の族とみられる獻氏は、相當の大族であつたと考えられるのである。

周室の一族、殊に文武の昭穆といわれる家〻の資料は乏しく、その消息は容易に追迹しえないが、いま周初における應・畢二家關係の器について所見を記しておく。

昭和四十年三月印刷發行
昭和五十一年九月再版發行

發行所　神戸市東灘區住吉町
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ内中町
中村印刷株式會社

白鶴美術館誌

第一〇輯

白川靜

金文通釋 一〇

五二、宜侯夨殷
五三、叔德殷
五四、德方鼎
　　德諸器
五五、小臣𧻚鼎
　　中・公中諸器
五六、耳尊
五七、鼉殷
五八、作册魖卣

臣辰卣

財團法人
白鶴美術館發行

五二、宜侯夨𣪘

器　名　夨𣪘郭沫若・陳邦福

時　代　成王斷代・郭沫若・陳邦福　　康王唐蘭・斷代（四・九四）

出　土　一九五四年六月、丹徒縣龍泉鄉下聶村の農民が煙墩山南麓斜坡上の墒溝から發見、地下三分の一乃至三分の二米のところから、合せて銅器十二件を出土した。鼎一・𣪘二・鬲一・大盤一・小盤一・盉一對・犧觥一對・角狀器一對である。煙墩山は北のかた長江に臨み、西は丹徒を距ること三十粁、山頂に三米餘の土墩があり、古く烽火臺のあつたところで、出土地は烽火臺の北約五十米の地點である。その後、發見地の西北隅から、なお小銅鼎・石器・人牙、別に銅鼎・青釉陶豆・銅鐏が發見された。それらは陪葬に用いたものとみられている。同出諸器の照片は、文參・斷代・江蘇の諸書、及び樋口隆康氏の論文「西周銅器の研究」に收められている。

收　藏　江蘇省文物管理委員會

著　錄

器影　文參・一九五五・五・五九　斷代・一・圖版七　考報・一九五六・二　斷代・四・圖版一，二

B氏・圖版一　新獲・三九　五省・一二　江蘇・七〇～七六　二玄・一八七

銘文　文參・同右　斷代・一・圖版八　考報・同右　錄遺・一六七　B氏・圖版二,三　五省・一二　二玄・一八八

考釋　斷代・一・一六五

陳夢家　宜侯夨𣪘和它的意義文參・一九五五・五

陳邦福　夨𣪘考釋同右

郭沫若　夨𣪘銘考釋考報・一九五六・一(文史論集再錄)

唐蘭　宜侯夨𣪘考釋同・二

岑仲勉　宜侯夨𣪘銘試釋西周社會制度問題(一九五六・三)

Noel Barnard, A Recently Excavated Inscribed Bronze of Western Chou Date. Monumenta, Serica, Vol. XVII, 1958.

宜侯夨𣪘

器制　陳氏いう。「高一五・七糎、口徑二二・五糎、腹深一〇・五糎、圈足徑一八糎、四耳、圈足高、腹外以大旋渦文爲主題」。文參「這一組銅器的形制花文、都一致地屬於西周初期」。斷代

器腹の主文は、兩耳の間に渦文と𩠐首とを交互に配したもので、殷周期の器にその例がある。父乙𣪘(三五四頁)・才𣪘(故宮・下・一二六)など。器の圈足部はかなり高く、四耳下に鈎稜があり、稜間に左右相對う夔鳳文を配する。器形文様は全體として荷貝形父乙𣪘通考・二四七に最も近い。ただその父乙𣪘には長珥を付している。本器は明らかに康王期の制作であるが、この種の器制文様は當時なお行なわれていたのである。圖は樋口隆康博士の撮影によるる。

銘文　一二行約一二六字。陳氏いう。「殘泐約十七字、銘在腹內底、出土後破碎、重加綴合、未能十分密合、並失去第七行至十二行上部的一塊、使文義難以通讀、銘文上的銹亦有蒙蔽未去的、因此更增通讀的困難」。文參出土後に、このように銘文の一部を缺失したのは、貴重な資料であるだけに深く惜しまれる。

隹四月、辰才丁未

丁未の二字は明晰でない。陳邦福氏は丁巳と釋するが、未字の左半は字形を確かめうるようである。「辰在」をいうものは、周初の器では令彝・耳尊など二三の器にすぎず、兩周を通じても二十數器

宜侯夨毀銘

を數えるのみである。辰とは日をいう。

□□珷王成王伐商圖

郭・唐兩氏の句讀による。斷代は珷王で斷句。上二字は缺損してよめないが、第二字の下部は目形に近い。唐蘭氏は「王省」の二字を充て、陳氏はその目形を認めるが、「二字不能辨認、當是祭名」とし、伐商の途に上るに當つて、珷王を祀つたのであろうという。

金文において武・成を列ねていうものには

作册大方鼎　　公束鑄武王成王異鼎
小盂鼎　　禘周王武王成王

などがあり、**大豐毀**では「丕顯考文王」に對して武・成を「丕顯王作省」・「丕緖王作賡」といい、文武成三王を列している。また宗周鐘に「王肇遹省文武堇疆土」とあり、その語法は大盂鼎「雩我其遹省先王受民受疆土」というのと同じ。これらを以ていえば、この句首にも遹省の語があつて然るべきところで、唐氏が「王省」の二字を充てたのはほぼ首肯してよい。下文の「徃省東或圖」と對應する文である。

斷代は「珷王」で句讀、武王を祀つた後に成王が商鄙を伐ち、遂に東國の鄙を省したと解している。それならば成王の二字は主語として句首にあるべきである。陳氏はさきに器を成王期とする説であつたが、のち康王期説に改めているから、この句讀は放棄されたものとみてよい。

商圖を斷代に商鄙とよみ、商丘の鄙であるという。

銘記成王伐商鄙、則武庚之叛、成王東踐奄之事、乃是事實、此商鄙當指商奄或商丘之鄙、因伐商奄或商丘之鄙、遂省於東國之鄙一卽宜

これも成王期説の立場よりする解釋であるから、その前提がなければ、商はそのまま殷都と解してよい。

郭氏は圖を圖繪にして、廟堂の壁畫であるという。

兩圖字當卽圖繪之圖、古代廟堂中、每有壁畫、此所圖內容、爲武王成王二代伐商幷巡省東國時事

宮廟に壁畫を描くことは、楚辭天問や後の魯靈光殿賦など、例のないことではないが、銘文の主旨に關するところなく、標奇の說というほかない。

唐蘭氏は圖を圖象にして典型の意であるとし、この文は國語周語の「省其典圖刑法」と文例が同じであるという。しかし金文では省を遹省の意に用いるのであるから、國語の文例よりも、大盂鼎・宗周鐘の文例によるべきである。

圖は鄙に外郭を加えた形で、耕作地たる鄙を含む地域の一帶を圖面化したものと解され、地圖・版圖の圖がその原義である。圖繪・典圖の義はそれから轉化したものに外ならない。散氏盤銘は土地の劃定を內容とする契約文書としての性質をもつものであるが、その銘末に、「厥受圖矢王于豆新宮東廷」と記している。盤銘にその地域境界を記述するのみでなく、別に地圖を添えて授受したものであろう。周禮地官大司徒に「土地之圖」というものがこれである。從って圖は耕作地たる鄙を地圖化したものをいい、轉じてその圖に記載されている彊土をいう。「珷王成王伐商圖」とは、すなわち「文武堇彊土」というに等しい。下文に王を以てはじまる句があり、册命の定位に卽き誥辭を述べている。それで以上の文も、文首に主語として王の一字を加えているものとみられ、文は「王省珷王成王伐商圖」となるところである。

祉省東或圖

陳邦福氏は上三字缺釋。郭氏・斷代は第一字を「遂」と釋するも、唐氏が「祉」と釋するのがよい。祉には之往・出の義がある。令彝二九〇頁・臣辰卣三四二頁などにその例がある。これらの地に王が遹省を行なっているのは、周の東方經營が進捗している事實を示す。商圖は商の王畿であった地域、東國圖は殷東の殷の舊版圖をいう。

王〔立〕于宜〔宗土、南〕鄉

字に缺損多く、諸家の釋は各々異なる。陳邦福氏は「王入于俎□□□□」のように殆んど空格のままである。斷代では「王卜於宜、齊侯□鄉」と釋し、「成王赴於宜、而齊侯饗之」と說いたが、後に成王說を棄てている。その字釋も適確としがたい。唐蘭氏は「王卜于宜入土、南鄉」とよんで、「入土南三字、很淸晰」と稱しているが、兩入字の字形はやはり疑問である。郭氏は「王立于宜宗土、南鄉」とよみ、土を社と釋している。

第二字は諸家多く入あるいは卜と釋するも、立の字形に最も近い。その位に卽く意である。第四字は宜とよむべく、說文宜字下にあげている古文の形と同じ。

宜は殷代の宜子の地であろう。戎甬鼎窸齋・六・五 殷存・上・八 小校・三・三 三代・四・七・二にいう。

丁卯、王令宜子、迨西方于省、隹反、王賞戎甬貝二朋、用乍父乙齋

銘の文首に亞字形中に見字を加えた圖象を付している。子字は左右の手を一上一下している象で、殷代の王子に用いる字形であるから、宜子とは殷の王子の宜に封ぜられたものであろう。西方の方は方國。西方の方國を省に會同せしめ、終って宜子を助けた戎甬が王より賜賞をえているのである。銘によると、宜子の地は東方にあるものと考えてよい。

また西清一六・二〇に宜生卣殷存・上・四一 三代・一三・三四・六があり、いわゆる天黿形圖象を付している。文にいう。

宜生商□、用乍父辛隮彝 〓

生字は銘拓でみるとやや疑問の釋であるが、西清には器蓋二銘をあげ、何れも生の字形に作っている。商下の一字は禮器の形である。器は器腹が稍しく下脹れした形で器蓋に肉の厚い夔龍を飾り、旁に尾端を立刀形に上げている虺龍文を付している。蓋鈕は平底、蓋に兩角なく、器蓋を通じて耳に沿うて鉤稜がある。器制上、周初の成王期ごろのものとみられる。銘末の圖象については獻侯鼎三三七頁參照。

以上の二器にみえる宜が本器の宜地であるとするならば、その地は古くは殷の王子の宰領したところで、おそらくは殷の滅亡ののち、〓標識をもつ部族の一に與えられて宜生と稱していたことになる。すなわち宜は殷以來の經營地であったわけである。

宜字下の二字は「宗土」とよむべきであろう。宗土は宗社、そこで南鄉してこの封建の册命が行なわれたのである。唐氏は南鄉を南卿とよみ、戎甬鼎の「迨西方于省」と同じくここも「迨南方時」と解しているが、語法的にも無理であり、宜侯夨を虞仲とする自說に牽合した解である。

思うに宜はおそらく河南中・東部の地名で、下文に「在宜王人」・「宜庶人」の語があることからも知られるように、當時は周の直領地に歸していたものであろう。宗字は泐して明らかでないが、上部に宮室の象を殘している。この宗社はいわゆる社稷に當るものであろう。およそ殷代の作邑は廣大な農耕地の設營を意味したと思われるが、そういう邑土には宗社を設けて祭祀儀禮を行なったとみられる。この器銘では、そこで册命がなされているのである。

後の册命形式金文では、册命は王宮、もしくは受命者の宮廟で行なわれる。王がその宮廟に格り、受命者が右者に導かれてそれぞれの定位置につき、ついで册命の辭が述べられる順序である。この銘ではその禮が社において行なわれているのであるが、現地における册命も同じ次第で行なわれているのである。

王令虎侯夨曰

陳氏二家・郭氏らはすべて第三字を虔と釋している。唐蘭氏はその字釋を疑って、字は虞であるとしていう。

虞字各家都釋成虔、如果是虔、下半應該从文、這個字上从虍、下从矢、矢字頭向左傾、頭部中間爲銹隔斷、但筆畫還很清楚、从矢虍聲、應該是虞字的早期的寫法

唐氏は字を虞にして、文獻に虞公・虞仲とよばれている仲雍の封地と考え、器の出土地たる丹徒はその地に外ならないとしている。これは器銘を出土地との關係において理解しようとしたものであるが、字は他の虞字のように口に從わず、また周初の時代にこの方面に所封の國があつたとは考えがたい。字形・地望の何れからみても無理である。夨はその父を父丁と稱していて、もと關以東の族であることが知られ、姫姓の虞氏ではありえない。

虎の字は最末行にかなり明瞭な字形でみえており、おそらく虎であろうと思われる。矢に從う形とはみえない。虎侯・虎公とは、あるいは中方鼎二・三にみえる虎方であろう。中方鼎には、虎方が反したとき、王が南宮に命じてこれを討たせたことを記している。おそらく虎方はその征討によつて周に歸服し、周の正朔を奉じて侯命をえ、虎侯と稱していたものであろう。虎方の名は卜辭にもみえており、殷の時代にも外方として聞えていたものである。その辭にいう。

〓其叀虎方、告于祖乙、十一月

〓其叀虎方、告于丁、十一月

〓其叀虎方、告于大甲、十一月

貞、令望乘眔〓、叀虎方、十一月粲攷・綴合例三、佚存・九四五

郭氏は虎方の地を「其地望當在淮水上遊也」としている。陳夢家氏は字を豸方と釋し、「字或釋虎、但與西周金文南宮中鼎、伐反虎方之虎不同」綜述・二九〇としているが、理由を述べていない。おそらくその地望を異にするとみたのであろう。

右の卜辭中に望乘の名がみえるが、望乘は晉南方面の雄族であつたらしく、その方面の征役にしばしば出動している。中方鼎においては、南宮が虎方を伐つに當つて中が南國に行動することを命ぜられており、虎方はおそらく郭氏の推定するように淮の上流方面に在つたのであろう。それで望乘が南してこの方面に作戰することも可能であつたのである。前掲卜辭の叀は途上において行なわれる呪的儀禮で、虎方の侵寇を杜塞し、これを祖靈に告訴するものである。もしこの虎方が中方鼎の虎方であるとすれば、その後虎方は周に承順して虎侯となり、このとき宜地に宜侯として移されたものと解しうる。中氏の諸器は成王後期にあると考えられる。安州六器通釋、論叢十集

䌛、侯于宜

陳夢家・唐蘭二氏は第一字缺釋。陳邦福氏はこの句を詩の魯頌閟宮「乃命魯公　俾侯于東　錫之山川　土田附庸」の「俾侯于東」と句例類似とし、B氏はこれに據る。しかし金文では、ここに使役の字を用いる例がない。器銘の字形には糸形の部分がわずかに認められ、郭氏はこれによつて䌛と釋し感動詞とする。王の册命の語が感動詞を以てはじまることは、他にも例のあることである。

彔伯𢦏段　王若曰、彔伯𢦏、䌛、自乃祖考、又勳于周邦

彔𢦏卣　王令𢦏曰、䖒、淮夷敢伐內國

大盂鼎　王曰、𠂣、令女盂、井乃嗣祖南公

など、何れもこの例となしうる。字形・語法からみて、郭釋によるべきである。

「侯于宜」とは宜地に封册することをいう。

麥　尊　　王令辟井侯、出矿、侯矦井

伯晨鼎　　王令瓶侯伯晨曰、飼乃祖考、侯于瓶

と語法同じ。宜の宗社において册命し、その地を以て虎侯に與えたのである。これより後、虎侯は宜侯と稱し、銘末にはその稱を用いている。

易𧶠鬯一卣・商鬲一

第二字は諸家各々隷釋を異にするが、帚を執って器上におく象である。郭氏・B氏は字を地名とし、その地の鬯の義とするが、語例からいうと秬鬯一卣と同じ。斷代には史叔彝の「□鬯」という例をあげている。□字は林に從う。林もまた帚と同じく祼鬯の器である。𧶠鬯と商鬲とは對文である。

商鬲はおそらく瓚章・圭瓚と同じく挹鬯の具であろう。斷代にいう。

商下一字是挹鬯的玉具、稱爲瓚、稱之爲商瓚、是商的挹鬯之玉具、同此的瓚字、見於以下西周金文

小盂鼎　　卽立、瓚賓

卯　𣪘　　易女瓚章三

師詢𣪘　　易女秬鬯一卣・圭瓚

敔　𣪘　　使尹氏受、贅敔圭瓚

毛公鼎　　易女秬鬯一卣・鄆圭瓚寶

なお斷代には、その形制について、詩旱麓箋・周禮典瑞注・考工記玉人注・國語魯語韋昭注を引いて說いている。その形狀大小については諸說あるも、要するに祼禮に用いる挹鬯の器である。郭・唐氏らは「商鬲一」の下一字を連ねて「𧶠鬯一卣」と對文とし、郭氏は「商鬲一枚」とよんでいる。字は枚とは字形異なり、また秬鬯には一卣・三卣と稱する例であるが、瓚章には助數詞を用いた例がなく、强いて卣の場合と對文にする必要はない。なおこの字については陳邦福氏に異釋があり、

鬲、疑卽毛公鼎鬲寶、卯敦鬲章四瑴的略文、左傳定四年傳載成王「分魯公以夏后氏之璜」、並可參證

という。陳氏の釋文には「商鬲一」の下一字を脫しているが、卯𣪘の「鬲章四瑴」と同じく助數詞をもつとするものであろう。しかし卯𣪘の文は「鬲章四、瑴、宗彝一」とよむべく、助數詞をもつ例とはしがたい。瓚を特に商鬲と稱するのは、おそらく殷式の形制のものという意であろう。漢代注家の說が各々異なるのも、その形制に異式のものがあつたからであろうと思われる。

以上鬯と鬲とはひとしく祼鬯の具である。

□・彤弓一・彤矢百・旅弓十・旅矢千

第一字は字形が明らかでない。字は戈に從う字形とみられ、干戈の屬であろう。金文においては弓矢干戈の屬を賜うこと多く、小盂鼎・趞曹鼎二・虢季子白盤などには弓矢戈鉞の類を賜うたことが

みえる。

弓矢を賜うときには彤弓彤矢・旅弓旅矢を用い、弓一に對して矢は百の割合である。

小盂鼎　弓一・矢百

不嬰𣪘　弓一・矢束

文侯之命　彤弓一・彤矢百・盧弓一・盧矢百

左傳僖廿八年　彤弓一・彤矢百・玈弓矢千

彤弓彤矢を彤彤のように書くのは伯晨鼎にもその例がある。彤は丹塗り。左傳の杜注に「玈、黑弓」とあり、これは黑塗りである。何れも儀禮に用いた。公羊傳定四年注に「天子彫弓、諸侯彤弓、大夫嬰弓、士盧弓」、あるいは荀子大略篇に「大夫黑弓」とあるのは、もとより後世の禮說である。以上兵器の類。前項の圭瓚の具とこれらの兵器とを合せて、句首に一「易」字を著けている。この器銘においては、各々その屬類の異なるごとに一「易」字を著けて區別の意を示しているが、以上は何れも禮器としての賜物である。

易土、厥川三百□、厥□百又□、厥□邑卅又五、厥□百又卅

この節は授土をいう。「易土」の二字はまず授土を總括して述べ、「厥川」以下はその內容を分說したものとみられる。

「厥川」を陳夢家氏等は字のままに解し、詩の魯頌にいう「錫之山川　土田附庸」に當るとする。そして陳氏は「錫川之事、僅見於此」とし、その意味で稀有の資料であることを注意している。「厥川」の下を二百とよむ說と三百とよむ說とがある。何れにしても成數で、次の一字は助數詞と解されるが字未詳。もし自然の河川とすれば餘りにも多く、かつ成數であることも不審であり、川は甽の省文であろうとする說がある。郭・唐二氏はその釋であるが、兩氏の間にもまた解釋の相違がある。

郭氏は川とは甽にして畎の義であるという。

川如爲周禮遂人、萬夫有川之川、則三百川爲三百萬夫、一夫百畝、爲田三萬萬畝、錫土面積、未免過大、川殆甽之省、甽同畎、一畝三畎（見漢書食貨志）、則三百畎爲田百畝、賜土又未免過狹、三百下所缺一字、不當爲畎之單位名詞、如爲百以下之數字、依本銘文例、當加又字、銘中無此餘隙、如爲百以上之數字、千字不合、億字爲數太大、當是萬字、三百萬畎、爲田一百萬畝、乃萬夫之地、似頗合適、此等數字似有一定之比例、如一百四十爲三十五之四倍、百又卅上所缺一字如爲井字、則恰合于四井爲邑之古說、然此等重要文字適遭毀滅、實爲莫大憾事

すなわち郭氏は「厥川三百□」は「厥甽三百萬」にして田一百萬畝のことであるという。「萬夫有川」の數に巧合した郭氏らしい說である。しかし古代においては、數は十進法を以て數える例であり、金文には十萬・百萬のような數はみえない。

唐蘭氏は川を甽にして畎であるとすることは郭氏と同じであるが、畎を畝積を示す語とせず、名詞にして田土の種類であるという。

郭沫若先生認爲川就是甽、同畎、是對的、但川字在這裏應該是名詞、而不數量詞、禹貢岱畎絲枲、

羽畎夏翟、廣雅釋山、畎谷也、釋名釋山、山下根之受霤處曰甽、甽吮也、吮得山之肥潤也、這裏的川、應指山下肥沃的土地、如散盤濕田牆田之類、三百下可能是田字

およそ金文において、土田を賜うときには「田若干田」というのが例である。廣大な地域を賜うときにはその地名をあげ、あるいは「某里」・「某五十里」のようにいう。「川三百田」のような表現は例がない。かつこの一條のうち、數字の下に助數詞を用いたものなく、もしこの一句のみにありとすれば、この句が賜土の全體を示し、他の句と語例を別にしたものであるかも知れない。周禮には、田野の制として鄰里酇鄙縣遂、あるいは比閭族黨州鄉の名をあげ、また治野の法として遂徑・溝畛・洫涂・澮道・川路の目をあげているが、これを西周の金文に徵しうるものは殆んどない。遂人に「萬夫有川」というのは方三十三里餘、四縣の田をめぐる溝洫をいう。その川が三百ではいかにも廣大であるから、郭氏は川を甽にして畎とし、畎三百萬にして田一百萬畝と解したが、これは下文にみえる邑里との關係からいうと、狹少に過ぎるようである。また唐氏はこれを田の種類としたが、それならば濕田牆田のように「川田三百」というべきであろう。

下文に「厥□邑卅又五」とあり、つづいて「厥□百又卅」の文がある。あたかも四倍の數に當る。地官において、黨州の制は五の倍數により、縣都の制は四の倍數による。四の倍數によるものが田野の舊制であったらしく、經營地がもし條里的地割のものであったとすれば、その方が自然である。小司徒の職にいう。

乃經土地、而井牧其田野、九夫爲井、四井爲邑、四邑爲丘、四丘爲甸、四甸爲縣、四縣爲都、以任地事而令貢賦

周禮は後世の書であるから、このような田野の組織が西周の古法であるのか、またどこまで一般的なものであったか何れも疑問であるが、この銘文は宜侯封建のことを記し、虎侯の移住を命じているものであるから、その地は少くとも領土的規模をもつものでなくてはならない。小司徒の文によると、その地の夫は九二一六、その人口はこれに數倍するものとなり、銘文にいう賜土・賜人とほぼ對應する。遂人の「萬夫有川」も、これに匹敵するものである。ただ本銘にいう川と遂人の川とはその廣狹が同じでなく、銘文のいう賜土の全體的規模において近い。おそらくその移封の地は、全區劃が三百前後の區劃をなす條里的な經營地で、下文はその領域內の邑里の數などを分說したものであろう。

陳邦福氏は三百を二百と釋し、「二百是川上餘民數字」としてこれを人口とみているが、人口ならば「川二百」という表現は適當でない。

「厥□百又□」については諸家に說なく、殘破してよみにくいところであるが、末一字は廿であるらしい。それならばまた四の倍數である。周禮の載師・遂人などにも田野の法を記しているが、缺文を補うべき適當な資料はない。あるいは井などであるかも知れないが、井にしても必らずしも周禮にいう「四井爲邑」の井ではあるまい。金文の册命賜與には多く「田若干田」という。敔𣪘三に淮夷征伐の殊功を賞して、五十田二箇所を賜うている。ここでは、田よりも大きな單位のはずである。

「厥□邑卅又五」の邑上の一字は未詳。斷代には小、唐蘭氏は宅と釋するも、字迹は明らかでない。何れにしても邑に對する修飾語の入るべきところである。邑は必ずしも都邑の邑ではなく、漢志に「春令民畢出在野、冬則畢入於邑」とある邑で、農作者の聚居するところをいう。邑にも大小あり、論語公冶長・穀梁莊九年にみえる十室の邑をはじめ、易の訟卦の「其邑人三百戶」、大にしては新邑・新大邑のように都邑をもいう。齊器の黏鎛にいう二百九十九邑のごときは、いわゆる邑里の邑であろうと考えられる。

「厥□百卅」は郭氏のいうように上文邑の四倍に當る。漢志に「四里爲族」、周禮大司徒の族師に「四閭爲族」、また小司徒に「四井爲邑」とあり、斷代附記には小司徒の文によって、銘を「厥井」であろうかという。B氏は里字を補う。金文には井字がみえず、里には里人・某里・某五十里・易里のような例がある。四里一邑の邑里とすれば、卅五邑と百四十里とは同じ區域を分別して記したものとなり、遡っていえば上文の「川三百」の中に賜土の一切が包含されるという解釋が成立する。川以下四項目の記述を一定の地域を分說したものとするか、それとも各項別個のものとみるかは、解釋上重要な分岐點となるが、文に缺損が多くてなお定めがたい。

何れにしても、以上の土地表示の形式を通じて、宜地がいわば條里的な地割りをもつ經營的な農耕地であることが知られる。散氏盤における土地表示の形式が、山川陵谷や道路・樹木を標識とする地域的表示であるのに對して、宜地のそれは區劃的表示をもつことは注意すべきであろう。册命の行なわれている宜社がその地の社稷であるとすれば、本器の賜土は、卜辭にみえる作邑や東土・西土の問題とも關聯して、古代における土地經營の實態を示す重要な資料といえよう。

以上は賜土をいい、その廣袤と區劃構成とをいう。

易才宜王人□又七生

斷代には「**易才宜**」の三字を一句讀とするも、「在宜」は王人の修飾語である。また陳氏ははじめ「□又七生」を「七牛」とよんだが、のち「七里」とよみ改め、「意義不淸楚」という。しかし字はやはり「七生」とよむべきであろう。陳邦福氏はいう。

> 王人二字、雖然見於尙書君奭、但是前人的解說、頗不一致、惟有公羊僖公八年傳云、王人者何、微者也、**而孔穎**達疏左僖公八年經下、以爲下士、這個解說比較適當、連合上文錫在**俎**王人、意思**是指在俎**的周代王族部下的下士、像管蔡以下的寮友徒從之類

「又七□」、郭沫若先生釋作「又七里」、容庚先生釋作「又七生」、古時生與姓字本可借用、頌鼎「里君百生」、卽里君百姓、文中的又七生、大概指的是王人下士的七姓

王人を周の下士と解するものであるが、郭氏はこれを殷人の奴隷化したものと解している。郭氏ははじめ「又七里」と釋したのを改めて、考釋では容庚氏の釋に從っている。

> 生假爲姓、一姓代表一族、則王人下所缺一字當爲十、爲數不能過多、王人之在宜者、當卽殷王之人、原爲貴族、故有姓、今亦轉化爲奴、而成賜與之物、尙書君奭、殷禮陟配天、多歷年所、天惟**純佑、命則商（賞）實**、百姓王人罔不秉德明卹、**此周初稱殷代貴族爲王人之證**、入後周有天下既**久、則王人之稱、轉爲周王之人矣**

唐蘭氏は王人を郭説のように殷人貴族の奴隷化したものと解するのを穩妥ならずとし、王人を王臣とみて、左傳定四年の殷民七族・六族を賜與した例を引いている。

卜辭・金文において某人と稱するときは、その出自氏族名・地名を冠しているものが多い。卜辭において戈人・蕭人といい、金文では𤔲段に「賜臣三品、州人・叀人・庸人」の語があるが、何れもその意味の呼稱である。春秋期の「某人」も「國人」の意であることが多い。そういう氏族關係をもたぬ聚合體に屬するものを衆という。器銘の「在宜王人」は下文の「宜庶人」に對して用いられているが、王人とは殷あるいは周の王族出自のものの意ではなく、おそらく王室私有の私人の意であると思われる。王人と庶人との別は、王人において「□又七生」というように氏姓を單位としてあげ、庶人には「六百又□□六夫」とその口數を示していることから知られるように、王人はなお氏族組織をもつものであり、庶人は衆のようにその氏族紐帶をすてた呼稱である點が異なる。詩の大雅崧高の第三章に

王命申伯　式是南邦　因是謝人　以作爾庸　王命召伯　徹申伯土田　王命傅御　遷其私人

と歌われているが、本器にいう王人とは王室所有の私人の意であろう。これを「□又七生」と姓を以て稱するのは、殷民の六族・七族というのと同じく、なお氏族的形態を保有しているからに外ならない。郭氏は王人を殷の餘裔とし、奴隷的身分のものと解するが、これを王人と稱するのは當らない。また服從關係にある氏族を直ちに奴隷とみることも、殷系の餘裔が周初においてすぐれた彝器の類を多く殘している事實からみて、容易に首肯しがたい。陳邦福氏が王人を周の下士としているのは、賜與の對象として不適當であり、これまた成立しがたい説である。

これらの王人は、王室の經營する宜社に屬するものとして、すでに宜地に入居していたものであり、このとき新たに遷されたのではない。「在宜王人」とはその意である。邑里に私人をおく場合にも、族姓を分つて住ませていたと考えられ、「四里爲族」・「四閭爲族」という族と里閭との關係的表現のうちにも、なおその遺意をみることができる。

易奠七白、厥鬲〔千〕又五十夫

白は伯。大盂鼎に人を賜うことを記し、「邦𤔲四伯」「尸𤔲王臣十又三伯」をあげている。奠伯もその例に同じ。奠について郭氏はこれを地名とみず、侯甸の甸と解していう。

奠假爲甸、卽君奭篇、小臣屏侯甸之甸、亦卽所謂甸人、鄭玄以爲、主爲公田者禮文王世子注、韋昭以爲、掌薪蒸之官國語周語注大率卽詩所見田畯之類、白通伯、官之單位以伯言、與大盂鼎同

奠は卜文にみえる鄭と同構の字で鄭州の鄭であること疑なく、ここも地名である。鄭は武丁期に封ぜられた子鄭の後で、かつては殷の都であつたこともあり、最近發見された鄭州遺址の調査によつて、百工・庶人の多い生産的な地域であつたことが知られている。殷の滅亡の後これらの生産者は諸方に割裂され、陝西の地にも鄭を稱する地名が數處殘されている。殷代雄族考・鄭參照　百工・庶人の長は伯とよばれ、鄭七伯とは下文の鬲を率いるもので、一伯の下に百五十人の鬲が屬していたのである。奠を甸の假借とする説は董作賓氏の「殷曆譜」巻九にみえ、陳夢家氏も「殷虛卜辭綜述」三二三頁において奠は甸服にして殷代にすでに五服の制があつたと論じている。しかしこれらの説の

成立しがたいことについてはかつて論じた。甲骨金文學論叢五集三〇頁以下　鄭七伯とは鄭地より遷された冉の管理者で、冉百五十人に一伯の割合である。冉を郭氏は甿と釋している。

甿字稍損、似是上體从田、下體从亡、然當爲甿隸之類、固無可疑

唐蘭氏は「厥盧」と釋し、漢代奴隷の稱である盧兒の語はこれより發するものとしている。

冉讀如盧、趞曹鼎・師湯父鼎、均从冉从虍、詩公劉、京師之野、于時處處、于時盧旅、于時言言、于時語語、毛傳、盧寄也、從文義說、盧旅跟處處言言語語、是一樣的、可以寫作盧盧、或旅旅、管子小匡、狄人攻衞、衞人出旅于曹、齊語作衞人出盧于曹、……左傳襄公二十年傳、盧井有伍、漢志食貨志、在野曰盧、可見盧在田野、易剝卦、小人剝盧、左傳襄公十七年傳、吾儕小人、皆有闔盧、以辟燥濕寒暑、可見盧是小人所住的、這種小人、可以稱爲旅、也可以稱爲盧、漢書鮑宣傳、蒼頭盧兒、皆用致富、漢代的盧已从田舍、引伸爲値宿的盧、但盧兒還是奴隸的名稱、這裏所說、易奠七白、厥冉千又五十夫、是指由鄭地的七伯所率領的旅寄在宜地的農業奴隸

唐氏は冉は盧の初文にして寄旅の奴隸的耕作者とみているのである。

冉は卜辭乙・五六四七等にその字がみえ、また虎頭に從う字形甲・八八六等も同字とみられ、何れも犧牲の用法に關する字である。その音義を確かめがたいが、もし盧と聲義近いものがあるとすれ、冉とは大盂鼎にいう人鬲と同語であろう。逸周書世俘解には字を磿に作る。その音に通ずるところがある。冉は卜辭において用牲の法を示す字であり、從つてこれを人鬲に用いるのは假借義であろう。盧・厤も聲の假借なるべく、盧はその本字ではない。金文では射盧・虎盧など、儀禮を行なうべき建物の名に用いられている。

鄭の七伯に對して、その鬲千又五十夫が與えられている。一伯の下に鬲百五十人がある計算である。大盂鼎では十三伯の下に同じく千又五十夫があり、もし一伯に他を攝するものがあるとすれば、一伯の所屬は七十五人、本器の半數となる。このような配屬の關係は、農地の地割りや、その生產形態と直接連なるところがあると考えられる。

郭氏は夫について、「夫字所指、當不止一人、一戶以其成年者一人計算、其意似與戶同」と述べている。すなわち氏はこれらを奴隸と解しながらも、それぞれ家族をもつ一家の成人者とみているのであるが、もし成年者を以ていえばその數は必らずしも一戶一夫とは限らない。家を以ていうときは「臣五家」・「臣十家」・「䪞僕三百又五十家」のように明らかに家という。また上文にいう「王人□又七生」のごときも氏姓を以ていう。これに對して夫はあくまでも一夫としての計算とみるべきである。家族關係は、この表示のうちには考慮されておらず、また家族を含む場合、こういう成數的な配分は不可能である。

易宜庶人六百又□□六夫

大盂鼎では、「人鬲、自駿至于庶人」とあつて、庶人も人鬲の中に加えられている。ここに兩者が區別されているのは、前項の人鬲は鄭の七伯に屬するものであり、この庶人は「宜庶人」として別個の集團であるからであろう。庶人とは概ね農耕に從うものをいう。

左傳襄九年　其庶人力於農穡

管子五輔篇　庶人耕農樹藝

書胤征　嗇夫馳、庶人走

大盂鼎では庶人は人鬲の最下層におかれている。郭氏は、上文の甹すなわち甿と同列にあるべきものであるが、甿は外來のものであるから土着の庶人と區別してかかれているのであるという。庶人もまた夫を以て數えられており、その點では人鬲と同じ。大盂鼎では庶人も邦嗣四伯の隷下にあるが、この器では伯の下に屬せず、單に宜の地名を冠している。「六百又□□六夫」を郭氏は「六百又六十夫」ではないかと疑っている。缺損した一塊の部分に當っているので確かめがたいが、六夫の六は六十とはよめない形である。

以上の賜物を、斷代には五類に分って

第一類　鬯及鬯具　第二類　弓矢　第三類　錫土分四項　第四類　又七里未詳

第五類　人鬲卽奴隷共分三等

としている。この器銘では類ごとに「易」の字を用いているので、それによって列記すると次のようになる。

一、易𩰬鬯一卣・商瓚一、□・彤弓一・彤矢百・旅弓十・旅矢千

二、易土、厥川三百□、厥□百又□、厥□邑卅又五、厥□百又卌

三、易才宜王人□又七生

易奠七伯、厥甹〔千〕又五十夫

易宜庶人六百又□□六夫

賜人は特に項目ごとに記されていて、禮器・田邑と扱い方が異なっている。

上文に「侯于宜」とあり、册命に當ってこれらの賜與を記しているのは、封建の實際をみるに足る資料である。詩の崧高とともに、西周期における封建の規模の一斑を知りうる。

宜侯夨、䵼王休、乍虎公父丁障彝

すでに宜に移封されたので、虎侯の稱を廢して宜侯と稱している。しかし父丁に對しては、舊稱による虎公を冠している。夨といい、父を父丁と稱していることから、令彝・令毀にみえる夨との關係が注意されるが、そのことについては參考の條に述べる。廟號に干名を稱するは東方系の氏族とみてよく、虎侯と卜辭にみえる虎方との關係についても顧慮すべきものがあろう。陳・郭氏らは虎公を虔公と釋しているが、文に從っている字とはみえない。

訓　讀

隹四月、辰は丁未に在り。(王)、武王・成王の伐ちし商の圖を(省し)、祉でて東國の圖を省す。

王、宜の(宗社)に立ちて、(南)鄕す。

王、虎侯夨に命じて曰く、繇(ああ)、宜に侯となれ。

𩰬鬯一卣・商瓚一・□・彤弓一・彤矢百・旅弓十・旅矢千を賜ふ。

土を賜ふ。厥の川は三百□、厥の□は百又□、厥の□邑は卅又五、厥の□は百又四十なり。

宜に在る王人、□又七生を賜ふ
鄭の**七伯**、厥の鬲（千）又五十夫を賜ふ。
宜の庶人六百又□□六夫を賜ふ。
宜侯夨、王の休に揚へて、虎公父丁の障彝を作る。

参考

唐蘭氏はこの器の虎を虞とよみ、虞公父丁とは姫姓の虞公に外ならずとし、出土地との關係を以下のように論じている。

虞侯夨一定是姫姓之虞、但他也不能是北虞、銘文說到東或和南卿、都說明這一點、這箇𣪘出土在丹徒、它在春秋時是朱方、正是吳國的地域、皇覽所說太伯的墳墓在無錫梅里、在它的東南、後來給吳國呑幷了的邗國、在它的對面、長江北岸、邗末、𣪘銘所說的宜、可能就在丹徒或其附近地區由于吳語跟中原不同、人名從來有很多紛岐、……邗末、虞侯夨應該就是周章、夨和周章的聲母是很接近的、周章在武成之間封爲虞侯、隔三十多年到康王時、封爲宜侯、……他是仲雍的曾孫、伯禽是王季的曾孫、他們是兄弟的關係

こうして唐氏は、器を吳國最古の遺品とし、また姫姓の虞が周初にこの地に入った證と考え、この器によって周初の大封建の事實を徵しうるとするのである。

しかし虎を虞とよむ字釋にすでに問題があり、父丁という干名の廟號からも、宜侯を姫姓の出自と

することは困難である。また同時出土の器に春秋期のものを含むことは、器が後に至って出土地に將來されたものであることを示唆している。夨を周章と解することなども甚だ疑問であり、南鄉を南卿とよんで吳地に赴いたとするのも牽强である。周初における東方經營の狀態からみて、當時周室の勢力がこの地にまで及んでいたとは到底考えがたい。

この器の銘文を出土地と直接關係させて解する注家が多い中で、岑仲勉氏が**宜を俎**とよんで胙とし、左傳僖公廿四年にみえる周公の胤たる六國の一に充てていることは一應注意すべきである。岑氏は**宜を俎**とよむべきことを論じた後、上文の商圖・東國圖の解釋からも、その地は安陽の附近であるとし、安陽の南、いまの延津縣の北に當る胙城こそ、この器にいう虎侯封建の地に外ならないという。この說は、淮夷・東南夷の服屬をもみないうちから、長江の下流に周が封建を行なったとする說よりも遙かにすぐれている。しかし本銘の宜の字は、說文にも宜の古文として錄しており、また虎侯はおそらく殷代の虎方、中の諸器にみえる虎方にして河よりも南と考えられること、廟號に干名を用いていること、銘末に圖象款識をもつ夨令との關係も一應考えられること、などの諸點から、地を延津の胙とし、その族を周公の胤とすることに、なお疑問が殘るのである。

陳夢家・郭沫若氏らは、本器の夨と令器の夨とを同一人と解している。陳氏はいう。

作器者夨亦見於洛陽出土的令方彝・令尊和令𣪘、此諸器並同出的乍册大鼎、在銘末都有鳥形册的族銘、乃是一家之器、此𣪘之父爲父丁、與令方彝・令尊相同、而據令𣪘、夨令曾從王東征至於炎、然則此𣪘的宜侯夨和令方彝・令尊・令𣪘的作册夨令、應是一人、但諸器鑄作、有先後之別

令方彝・令尊　八月甲申、王令周公子明保、丁亥明公令乍册夨、告于周公宮、十月癸未、明公朝至于成周

令𣪘　九月既死霸丁丑、乍册夨令從王伐楚白、才炎

宜侯夨𣪘　四月丁未、夨從成王省東或圖

前兩項夨令是乍册、後一項夨是宜侯、因知前兩項應在前、十月令在成周、則九月令在炎、當在次年、而四月夨在宜、應在第三年

郭氏も本器の夨と令器の夨とを同一人と推定し、かつ武王成王の名は生號としても用いるから、器は必らずしも成王以後に下るものではないと論じて、陳氏の説に支持を與えている。

思うにこれらの論斷は隨分と大膽なものであつて、器が康王期に屬すべきことは銘文上明らかな事實であるから、陳・郭氏らの成王期說はもとより成立せず、また年次一年差にすぎないとする令器は洛陽から出土し、本器が江南から出土しているという事實についても、十分な說明を與ええない。岑氏は令器の丁公・父丁と作册大方鼎の祖丁とは一人であり、また何れも鳥册形款識をもつこと、その器銘は周室との關係をもつことなどから、夨は周室の一族であるとし、器を胙侯の器とする援證としている。これまた令器の夨と本器の夨とを一人とする點において、陳・郭兩氏の說と同じく、ただ夨を周公の胤とする點のみが異なる。夨令關係の諸器と本器とはその時期も近く、名も同じであるから、兩者の間に關係があろうと推定することは一應自然である。しかしその場合、虎侯夨の稱、令器の圖象款識、宜の所在と鄭・洛陽との關係など、なお考究を要する問題が多い。いま兩者を同族とする假定のもとに、その問題を考えよう。

一、虎侯夨は殷代における虎方の後である。殷周鼎革の後においても、虎方は淮水上游方面の雄族として、周に抵抗をつづけていたが、成王期の後半に、周の東方經略がほぼその緒につき、周が淮域諸國の裁定作戰をはじめるに及んで、その討伐の對象となつた。中方鼎二・三に「隹王令南宮、伐反虎方之年」とあるものがそれで、中氏諸器にみえる南方作戰はこの虎方を主たる對象としている。

二、南宮の虎方征討の結果、虎方は周に歸服してその正朔を奉ずることとなり、虎侯夨と稱した。そしてその一族中、夨令たちは成周に遷されて周の監視を受け、作册として祭祀儀禮に奉仕した。かれらは鳥形册を標識としたが、册形は周におけるその職掌を示したもので、鳥は本來虎方の族徽であつたかも知れない。中氏が南國虎方に對する作戰の賜賞として生鳳を與えられていることも、考え合されることである。すなわち鳥形册標識は、鳥形標識をもつ虎方の分族として、これに册形を加えた分化圖象の一であるかも知れない。令の諸器に父丁とあるのが本器の父丁と一人ならば、虎侯夨と夨令とは兄弟輩である。また作册大方鼎も鳥形册標識をもつものであるが、祖丁の器を作つており、夨の子輩にあたる。なお周初の器に夨王方鼎貞松・二・三一　十二・居四後期の器に散氏盤三代・一七・二〇があり、何れも夨王の名がみえるが、本器の夨との關係は明らかでない。

三、虎方はすでに歸順して虎侯と稱し、その本宗は舊貫を保ち、その分族は成周に入つて作册として周に事えたが、虎侯は淮水上游の雄邦としてなお侮りがたい勢力があつたので、康王の初年、

王が殷の舊王畿・東國の諸地を遹省するに當り、虎侯を伴なつて、いまは王領となつている宜地に至り、その社で册命してこれを宜侯に封じ、その地にある王の私人、また近接の地である鄭より七伯とその隷下の鬲、及び宜の庶人を賜うた。その地はおそらく虎侯の本貫より東、鄭に近い地と思われる。

四、宜という地名は甚だ多いが、殊に河南南部から湖北・江西・安徽の方面に集中的な分布をみせている。殷代に宜子というものあり、「王令宜子、迨西方[歹丂]省」とあつて東方の族である。五三六頁 宜侯が封ぜられたのはおそらくその地で、宜を名とする諸地には、この宜子・宜侯が中原を逐われて東南に移動する際に殘したものもあろう。丹徒出土の本器が、春秋期の諸器と同出であるのは、そういう事情が考えられる。

以上は本器と令器との關係、また出土地と宜地との關係を求めるために試みた一の推定にすぎないが、全く無稽の言ではない。もし一應この推定が成立しうるものとすれば、被征服氏族の割裂・周の異族統制策・封建移封の實際・氏族遷徙の問題など、關聯して考慮すべきものが少くない。

岑氏はいわゆる圖象款識の問題について、これを族徽とする郭説をしりぞけ、この種の款識は後世の印章と同じ性質のもので、記號・吉祥の意に外ならず、これを以て殷周の兩系を區別する理由はないという。そして上述の宜子の鼎に圖象款識あるも本器にはなく、令器の款識と戎甬鼎のそれとはまた異なることを指摘している。しかし殷代の宜子と本器の宜侯は全く別の氏族であるからその點は問題がなく、また令器と本器とは、かりに同族とするも東西に割裂され、職掌も異なることであるから、款識を異にすることもありうる。また岑氏もすでに承知しているように、員の諸器二〇・二一には[illegible]形款識を付するものとないものとがあり、令器と同じ款識が本器に付されていないとしても、格別異しむに足らぬことである。尤も令矢と宜侯矢とが、必らず同族でなければならぬという必然性はなく、宜侯矢の矢は私名、矢令の矢は氏號として、兩者を關係なしとすることもできる。ただ虎侯が虎方の後であるとすれば、殷周何れからもかつて異邦として討伐を受けた國であるから、もと殷・周の圏外にあつた族邦であることが知られるのである。

丹徒出土兕觥

器は四耳なるも珥なく、圈足が高くて方座はない。文様は圓渦文・虺首を交互に配し、殷式の特徴を殘している。字迹は泐損が多いが、完好なる部分を以ていえば周初の雅健なる趣があり、大盂鼎の字様より古色に富んでいる。器銘の解釋よりするも、康王初年の器と定めてよいものと思われる。丹徒出土器群については、樋口隆康氏の「西周銅器の研究」京都大學文學部研究紀要第七 昭卅八・三に形態學的な考察がある。そこでは令𣪘・令彝と本器とを同一の作器者とし、また宜地は丹徒に比定され、その立場から器群の

考察がされている。器群のうち最も特徴的なものは、ほぼ穆王期のもので、それらには中原の器と性格の異なるものがあり、隣接文化の影響があるとされる。しかし本器や兕觥は周初の一般的器制であるから、宜侯の南方轉徙はあるいは昭穆期ころに行なわれたものかも知れない。器群中、鉤連虁文をもつ盉や盤が出ているが、壽縣出土の春秋期の器に同系統の文様が多いことも、注目すべき事實である。

五三、叔德殷

時代　成王 斷代・郭沫若

收藏　「福格博物館」斷代

著錄

器影　斷代・二・圖版・一七、一八　文物・一九五九・七・二　文史論集・圖版三二

銘文　斷代・二・一〇九　文物・一九五九・七・二

考釋　斷代・二・一〇八　文物・一九五九・七・一　郭沫若　由周初四德器的考釋談到殷代已在進行文字簡化 文物・一九五九・七　文史論集（一九六一）再錄

器制　兩耳方座。兩耳に羊角形

叔德殷

の獸首を飾り、長い耳がある。器の前後正中に稜あり、これを中心に左右に饕餮文を展開しているが、これはいわば犧首というべきもので、器腹及び臺座の主文は大豐𣪘二頁と同じ文様である。從來怪鳥文とよばれているものであるが、象文の身部を大きな渦文に變化した文様である。臣辰卣三五〇頁・卣三四〇頁・象紋𣪘故宮・上・六一等の文様と比較すると、その便化の過程を考えることができよう。また圏足部の左右にZ字形の蝸文各二を配する。文様は肉のついた浮雕的な表出であるが、大豐𣪘に比べると力があり鮮鋭である。大豐𣪘は四耳の方座𣪘であるが、この器は兩耳にして方座をもつている。

銘文　三行一八字

叔德𣪘銘文

王易叔德臣數十人・貝十朋・羊百、
用乍寶障彝

易は深い器から水を注ぐ形に作り、同じ作器者とみられる德𣪘・德鼎銘にのみ、その例がある。陳氏は字を益と釋し、易の初文であるという。

益字實際上、是保存了古式的未簡化的易字、可知易字原象皿中水之溢出或傾出、故有增益賜予之義、殷武丁卜辭的易字、和西周初期金文相近、而在西土的成康銅器、却居然保存了更古形式的寫作益形的易、由此可見殷周文字的相互關係、說明了不但在武王勝殷以前、殷周兩國的銅器發展、可以是平行的、即其文字的發展、也是同源而平行的、則其語言之屬于一系、更是當然的事了

陳氏の論は、殷周革命の以前において、殷周はそれぞれ文字と青銅器文化を有し、しかも兩者は一源より發しており、そのゆえに周初の器に卜辭以前の未簡化の文字を存するとするのである。陳氏はすでに大豐𣪘・保卣を武王期の器とし、周が殷と平行して早くから青銅彝器文化を所有していたと主張しているので、この未簡化の一字をあげてその一證とするのであるが、この種の問題はこのような方法で論ずべきものではない。かつ德器の作者が果して周人であるか否かもにわかに定めがたく、周初に賜貝のことを記す彝器が概ね東方系氏族の作器であることからいえば、この器のごときも東方出自氏族の作器と考えてよいものである。銘文は後にもいうごとく武王の祭祀を助け、成周において賜貝をえたことを記しており、作器者は成周庶殷の一である可能性が多い。

易を陳氏は益とし、郭氏は溢の初文とする。そして何れも引伸して賜予の義となつたとするのであるが、聲義の上から疑問とすべく、字は易の初文とみて差支えない。おそらく祼酌を賜う象であろう。ただこの字形は他器にみえず、ひとり德器にのみ用いられている。德の四器中、方鼎のみは通行の字體によつている。

叔德は德𣪘等の德と一人であろう。字は旁の目上に一あるいは二の縱點を加えている。省とも釋し

うる字である。

臣數の數は左旁に二妾を重ねている。厶方鼎にもこれと似た字があり、左旁は羌下に二臣を重ねていて、字の立意が相似ている。陳氏はこれを左傳昭七年にみえる「僕臣臺」の臺、方言に農夫の醜稱としてあげる儓の初文とし、本器の數をもそれと同字としている。郭氏は左傳昭七年にみえる「陪儓」は**僕臺**と同語であり、臣儓とは臣妾というに同じく、この古語がいま「太太」として殘っているのではないかという。随分と思いつきの議論である。

金文には臣儓の語例がなく、字もまた臺とは形が遠い。**師獣𣪘**に「我西偏東偏僕駿百工牧臣妾」、**また伊𣪘**に「康宮王臣妾百工」の語があり、金文では臣妾を連用している。字はおそらく厶方鼎にみえる**𢿘**と同義の字であろう。

金文にみえる徒隷は、夫を以て數える。

宜侯夨𣪘　「厥甿千又五十夫」・「易宜庶人六百又□□六夫」

大盂鼎　「人鬲自駿至于庶人、六百又五十又九夫」・「人鬲千又五十夫」

これに對して人と稱するのは、概ねその族種を以ていうときである。**𤼈𣪘**に「臣三品」の目をあげて、州人・庸人などと稱するのがその例である。もし數が臣儓の屬であるならば、人鬲と同じく夫というべく、ここに「臣數十人」というのはおそらく異種族のものであろう。字は女に從う。その頭部に何か特別の頭飾を用いているようであるが、鼎文錄遺・二七にその立人形と思われるものがある。これを以ていえば、この十人は異族出自の臣妾の屬であるらしい。

貝朋のほかに、羊百を賜うというのは珍らしい例である。金文では小盂鼎や**師寰𣪘**に俘獲の牛羊を獻ずる例があり、曶鼎には代償として酒・羊・絲が交付されることがみえている。しかし賜物として與えられるのは、臣辰卣に豚を賜うものとともに稀有の例といえよう。

臣下の一字は羌形の字であるいは羌種の臣妾かと思われ、羊を賜うているのもそれと關係があることかも知れない。羌族は牧羊人とされているからである。臣數と貝・羊とを列記して、語端を改めていないことも注意される。

訓　讀

王、叔德に臣數十人・貝十朋・羊百を賜ふ。用て寶隮彝を作る。

參　考

陳氏は作器者を周人とし、銘文の文字によつて周文化の古いことを論じ、克殷以前に周に彝器文化の行なわれた可能性を說いたが、賜物の例を以ていえば、作器者はむしろ東方出自の族とすべきであろう。

同じ作器者の器と思われるものになお**𣪘一器**・鼎二器がある。何れも單に德と稱していて名號が異なるので、その三器を合せて次條に錄する。

五四、德方鼎

時代　成王郭沫若

收藏　上海博物館

著錄

器影　文物・一九五九・七・封面裏

文史論集・圖版二九

上海・二八

銘文　同右

考釋　郭沫若　由周初四德器的考釋談到殷代已在進行文字簡化文物・一九五九・七

器制　通高二四・二糎、耳高四・六糎、足高一一・七糎、口徑横一七・八糎、口徑直一四・四糎。立耳、足はかなり長く、器の深さを超えている。器の四面正中に稜あり、稜を中心に饕餮文を展開する。角と身尾とは頭部からはなれ、尾部は立刀形に近い虺龍狀の獨立した獸文をなしている。その文様は德毁の方座器腹の饕餮と似たところがある。脚頭にも鈎稜を中心に饕餮文を飾っている。

德方鼎

銘文　五行二四字

隹三月、王才成周、祉珷禫自蒿、咸、王易德貝廿朋、用乍寶隮彝

「王才成周」というものは、成康期の器に多い。臣辰卣をはじめ盂爵・厚趠方鼎・𤔲鼎・史獸鼎等に成周の名がある。成周ははじめ新邑と稱し、𠰻士卿尊・臣卿鼎にみえている。祉は字に泐損があるらしいが、祉には侍・出・之往などの義がある。郭氏は延と釋し、說文の「安步延延也」を引き、等候の意があるというが、やや文意に合わない。小盂鼎・呂方鼎には侍の意に用いられている。ここでは珷の禫禮に侍したことをいう。珷を郭氏は武王の合文にして、大盂鼎にその例があるとする。しかし大盂鼎では玟王・珷王のように別に王字を添えており、合文ではなく、玟珷は文武の緐文である。大盂鼎に「𤔲玟」の語があり、王號を文・武と單稱することもあつたのである。書の洛誥に「文武受民」といい、後の左傳等に僖之某年・文之某年と稱する例がある。

徳方鼎銘文

武下の一字を郭氏は福と釋している。しかし金文にみえる福字はすべて兩手に從わず、また器口を開く形にかいたものがない。この字は卜文及び金文にみえている。卜文には

甲申卜貞、王賓大甲禫、亡尤前・一・五・一

庚辰卜行貞、王賓夕禫、亡囚後下二五・四

のように用い、祭儀の名である。酒醴を用いるものであるから、おそらく修祓し祼する儀禮を意味すると思われ、禫と釋すべく、福の字ではない。器銘には

徃鼎　遣禫二□・貝五朋一八五頁

咎卣　王在廙、降令曰、歸禫矦我多高二亥・九六

のように用いられ、何れも上に遣・歸の語がある。徃鼎では賜賞としてそれを與えられており、咎卣では多高にその行爲を爲すことを命ぜられている。郭氏は字を福と釋し、胙にして酒肉の義であるという。

福者胙也、祭祀之酒肉也、古者、祭後分遂其酒肉、曰致福、或歸福、周禮天官膳夫、凡祭祀之致福者、國語晉語、必速祠而歸福、肉易腐化、酒較能保持、故福字金文或作禫、从示从酉、酉者酒器也、想見古人致福或歸福、乃以酒𨠋爲主、肉經醃製、亦可保存、然道遠處、恐不易立致

いま右の解によつて器銘を釋すると、徳は鎬京における武王の祭祀を行ない、その胙たる酒肉を成周にある王に致したことになる。しかし「王在成周」とは、賜賞のときに王が成周にあることをいうもので、王が武の禫禮に與からなかつたことをいうものではない。徳は王の行なうその禮に從つて蒿より成周に來り、終つて王の休賜を受けているのであるから、以上は王の祭祀に奉仕することを述べた語とみるべく、單に胙を致遂するという文意ではない。貝廿朋は重賜であり、器銘の禫は卜文「王賓大甲禫」という場合の禫で、作器者はその禮に與かつて賜賞をえたのである。「武禫」とは「王賓武王禫」を省略した語法である。馬承源氏の「徳方鼎銘文管見」文物・一九六三・一一にも禫を祭名としている。

徃は侍候のときには、呂方鼎「王饗于大室、呂徃于大室、王易呂𨠋三卣・貝卅朋」のように介詞于を用いる例であるが、この文では省略している。徃鼎の「遣禫二□・貝五朋」は、禫禮についての賜與である。

蒿を郭氏は「蒿通鎬、即鎬京」という。蒿は𨛜刧尊の「朕蒿祖」の蒿と字近く、鎬の初文とみてよい。鎬は宗周にあり、のちに璧雝が造營されたところで、當時すでに周室の祀處があつたのであろう。王が武王に賓して禫祭を行ない、徳はこれに侍して蒿より成周に赴き、その禮を終えて賜賞をえたのである。咸は儀節の終ることを意味し、一字を文末におく例が多い。字は祝册を封緘する象

を示す。かくて德は貝廿朋を賜うているのであるが、貝廿朋は當時にあつては相當の重賜であつた。

訓　讀

隹三月、王、成周に在り。武の禘に侍して、蒿よりす。咸る。王、德に貝廿朋を賜ふ。用て寶障彝を作る。

參　考

德は何人であるか知られない。郭氏は齊の太公の孫に乙公得というものがあるが、作器者と同人なるか否かを知らぬという。郭氏は器の時期を成王期に屬している。

此當爲成王時器、器之形制花紋字體文體、均合、當屬于周初、周室在鎬京、對武王擧行春祭、成王因事在成周、未能親臨、故恭候其祭後之致福、候到、王賞德貝廿朋、德因以作器、德當卽致福的使者、故受王賞賜

郭氏は、王が成周にあり、德に命じて鎬における武王の春祭を代行させたとみているのであるが、それならば**臣辰卣**のようにこれを行なうことを命ずる文があるべきである。祉には待つ義の用法はなく、またその義に解しては文末に咸の一字をおく理由がない。それでいま、德は蒿における助祭の功によつて、成周において賜賞をえたものと解しておく。

器を成王期とすることについて、郭氏は武王の春祭であるから成王の行なう祀禮であるとし、器制

字迹もみなその期に協うとするが、德の圓鼎については、「**與康王時的大盂鼎、形制相近**」という。兩者は殆んど同制である。大盂鼎には廿又三祀の紀年があり、康王後期の器である。また**叔德毁**の文様は、**大豐毁・癸毁**と近く、この**二毁**もまた康王期のものと考えられる。かつこの器銘の文字は、王・珷の字形が大盂鼎と最も近く、德の二鼎は、大盂鼎よりそれほど時期の早いものとはしがたい。**二毁**・圓鼎の字迹にいくらか古意を存するところがあるとしても、德の四器はすべて康王期のころと定めてよいようである。

德　毁

同じ作器者による**德毁**・德鼎の二器を次に錄しておく。

＊**德毁**　器影　斷代・二・圖版・一六
銘文　斷代・二・一〇九

器制は兩耳方座。耳に羊角の犧首を飾り、肉耳がある。器腹・方座に饕餮文あり、肉太の浮雕的なもので、角飾の端は下卷内向、尾部は獨立した獸文となり、蹲踞形をなす。**全體の文様は**、**德鼎と極めて近**

い。中央の饕餮の額部に、また一獸首がある。器の圏足部には夔鳳文を飾り、尾端は垂尾。器形は叔德毁と殆んど同様であるが、文様は悉く異なつている。銘にいう。

王易德貝廿朋、用乍寶隮彝

文は左行。易の字は器中に水液のある形。叔德毁の字と同形である。普通の字形は、この皿形の部分を省略したものである。「王、德に貝廿朋を賜ふ。用て寶隮彝を作る」。銘は縦一〇・五糎、横四糎。拓迹の明らかなものがない。

*德鼎

器影　文物・一九五九・七・封面裏　文史論集・圖版二九　上海・二七

銘文　同右　二玄・一四一

考釋　郭氏・文物・一九五九・七　又・論集・三三三

器制　通高七八糎、口徑五六糎、腹徑五八・四糎、腹深三五・四糎、耳高一六糎、足高三〇・八糎。郭氏いう。「與康王時的大盂鼎、形制相近」。器文は細身の虺龍文。正中の稜を中心に左右に展開し、脚頭に翼稜を付している。

銘は前器と同文、二行右行である。陳氏いう。

上所述德之兩器、尙有一同銘之鼎、一九五四年夏日、在上海十三層大樓餐廳廊上、見一大盂鼎式的大鼎、其銘同于德毁、一行直書、其後又見拓本于于省吾處、德所作之三器、關係重要、由於德鼎和大盂鼎的形似、可知後者的年代不得晚于康王、由于德毁與大保毁的形似、可知兩者倶當在成康時代

陳氏は德毁と大保毁五九頁との器制の近似を説いているが、あまり似ているとはいえない。むしろ叔德毁の文様が大豐毁と近いことを注意すべきである。

なお陳氏の文中にみえる于氏所藏の鼎銘は一行直書というも、于氏の錄遺にも收められておらず、郭氏の收めるものと同異を知りがたい。

德の四器のうち、叔德毁・德毁の二器は Fogg Museum of Art に、他の二器は上海博物館に藏している。

德鼎

德鼎銘

五五、小臣遫鼎

時代　成王断代
收藏　「此鼎今在清華大學、一九四九年前後、購于北京廠肆」断代
著錄
器影　「器殘破」断代
銘文　断代・二・二〇　錄遺・八四
器制　断代にいう。「器甚小、高不過二〇糎」。
銘文　三行一七字。「器殘破、銘文塡以黑色物、不能施拓、此據照像本」断代　断代に載せる寫眞も不鮮明で、複寫製版することが困難である。

小臣遫卽事于西、休

小臣は官名。遫は他に未見。徐器に「余迭斯于」の名あり、遫はあるいは迭の緐文であるかも知れない。

「卽事于西」とは西方に祭事などがあつて、それに從事することをいう。從つてこの小臣遫は東方の人で、祭事のために成周より葊京に赴いたものであろう。小臣靜彝に

隹十又三月、王客葊京、小臣靜卽事、王易貝五十朋

とあり、同じく小臣の職にある靜が葊京の儀禮に參加している。本器にいう西とは、葊京などをいうのであろう。

休を陳氏は下文に屬して「休中易遫」と句讀し、「中の遫に易へるを休とし」とよんでいるが、休は一字で讀とするのがよい。匡卣「王曰、休」・不嬰殷「女休」・兮甲盤「休、亡敃」のように用いられる。その意を詳しくいえば、史頌殷「休、又成事」である。ここでは事に卽いて奔走し、休あり、その事を全うしたことをいう。

中易遫鼎

中はその字様が繇方鼎にみえる獻中の中と字形同じく、陳氏は同一人であろうかという。しかし他にもこの字形に作るものがあるので、必らずしも獻中とは定めがたい。文中初見のところに、その氏號をあらわしていうのが例である。

小　臣　遫　卽　事　于　西
休　中　易　遫　鼎
揚　中　皇　乍　寶

鼎文配字表

遫字の下に鼎字があり、陳氏はこれを「中易遫」・「乍寶鼎」とよんでいる。銘末の字を右折してよむ例は乏しくはないが、「中易遫」のように賜物を記さぬ例は殆んどない。右折よみは、一應他のよみ方が成立しない場合になすべきものと思われるから、この場合は鼎を賜物としてよんでおく。同じく中

から賜與を受けて器を作るものに、先尊參考附記があり、禮器を賜うて尊を作つている。また史獸鼎においても、鼎を賜うて、その寵榮を記念する鼎を作つている。禮器を賜うことは、必らずしもその例が乏しくない。

覭中皇、乍寶

皇は休と同義。競卣に「白屖父皇競、各于官」のように動詞として用いられ、この文はその名詞化した用法である。鼎銘には稀に寶・旅・旅寶・賸で文を終るものがある。羞鼎のごときも、單に「羞作寶」の三字を銘している。

訓　讀

小臣趞、事に西に卽き、休とせらる。中、趞に鼎を賜ふ。中の皇に揚へて、寶を作る。

參　考

斷代にいう。「此鼎爲簡樸式、毫無花文、項下收束、近于頌續八的立鼎、其時代當屬成王晚期」。立鼎は傾垂の強い素文鼎で、羞鼎故宮・下・七七も同形である。おそらく同期のものであろう。器銘にみえる中は、また先尊にもみえているので、ここに附記する。

＊先尊

收藏　「江蘇吳縣曹秋舫藏」攈古　「曹秋舫舊藏器、今歸潘季玉」綴遺

著錄
器影　懷米・一・一二
銘文　攈古・二之三・三七　周存・五・七　綴遺・一八・一五　小校・五・三五　三代・一一・三三・二　二玄・一四〇
考釋　餘論・二・二四　韡華・戊上・五　文錄・四・一一
器制　懷米にいう。「高六寸三分、口六寸、腹五寸一分、足四寸五分、深五寸二分、重七十四兩」。器は分層なく、腹に夔鳳の帯文を繞らしている。

先尊銘

銘文四行二五字。文にいう。

隹四月、王工、从先各中、中易先□、先覭中休、用乍文考障彝、永寶

工は史獸鼎の「立工」の工と同じく、何らかの儀禮を擧行するために、その設營をなすをいう。それで王は先を中のもとに件なつたのであろう。

文錄に「王工王事也、王工从𢦏、即𢦏从王工、倒句耳」とあるが、語法的に無理である。各は多く祭事に用いる語であるが、𢦏は中の祭事をなすを助け、よつて中より賜與を受けたのであろう。

陳氏はこの尊について、「尊的形制花文銘文、都可定爲成王時器」とし、鼎をも成王晩期に屬したのであるが、尊はすでに三層の分界なく、文様は盠刼尊に似たところもあるが、器制はそれよりも下るようである。字は柔軟な書風で、甚だ異色がある。たとえば王字の末畫は斧鉞の刃部を示して太く描かれ、初期の字様である。この字形は靜毀・貉子卣などにもみえる。四・工の横畫下筆のところに逆入に近い筆意がみえ、康王期に多く行なわれた。字の結體に異構多く、文・障彝・寶をはじめ、𢦏の字なども三字三樣である。

缺釋の字はあるいは鬲の異構であるかも知れない。それならば祼禮を以て賜うたこととなる。文錄には字を璧と釋するも、字形が異なる。小臣逋鼎において、逋は西に赴いて祭事を助けて賜賞をえているが、本器もまた祭事に關して賜與を受けたものである。

兩器にみえる中は、あるいは公中とよばれる人ではないかと思われる。

＊羿彝　　擴古・二之三・一〇　三代・六・四九・四　河出・一八四

佳八月甲申、公中在宗周、易羿貝五朋、用乍父辛障彝　□

從來宗魯彝の名でよばれているのは、宗周を宗魯と誤讀したからである。羿はかりに釋した。說文によると羿は弓と二干とに從う。字形が最もこれに近い。左傳襄三十年に、亥に二首六身あり、二萬六千六百有六旬の義とされているが、孔廣森はこれを古の算籌における縱横紀數の法と考えた。孫詒讓の餘論二・二三にその說を用いて、この字は弓と二丁に從い、丁は數六であるから、これは弓十二を賜うことをいい、下文の貝五朋とまさに相應ずるという。孫說のごとくならば受賜者の名が文中にみえぬことになるし、また弓十二をそのように表記することも考えがたい。羿は弓と二干とに從うという。しばらくその字に釋しておく。小臣逋鼎に「即事于西」といい、𢦏尊に王の工のため中に格るといい、この器に「在宗周」という。それで中・公中はあるいは一人かと思われるが、なお確かめがたい。銘末の一字は圖象文字、屋下に執字形を描く。器影未見。字迹よりみて、成康期に入りうるものと思われる。

五六、耳　尊

時代　成康期斷代

著錄

器影　斷代・三・圖版七（拓）　二玄・一九八

銘文　斷代・三・圖版七　錄遺・二〇六　二玄・一九七

考釋　斷代・三・八一

器制　斷代にいう。「器高約二五糎、口徑二〇糎、花文近于本文第三〇器（趞卣）、形制亦屬成康時」。器腹に上下二條の顧龍文を付し、その帶文に小圏文を配している。文様は凸線より成るものらしく、北伯卣三九七頁に近い。

耳　尊

銘文　七行五二字

隹六月初吉、辰才辛卯、侯各于耳□

才字は交叉部の含らみがなく、殆んど十字形に近い。「辰在」をいうものは令彝・宜侯矢𣪕などからみえる。各は廟や宮室などの聖處に至るときに用いる。從って耳下の一字は廟寢を示す字であろう。字形奇異にして隸釋しがたい。陳氏は麥彝の麥宮の宮字と比較すべきものとしているが、由形の字は亞醜の醜形にもみえる祀官の禮冠の形と近い。要するに祀處をいう。この器は出土も明らかでなく、文中の侯は何人であるかを知りがたい。

侯休于耳、易臣十家

斷代に「錫臣十家之語、可補以前著錄所未及」というも、臣十家の語は令殷にみえている。

長師耳、對䚄侯休、肇乍京公寶障彝

長師の長を陳氏は地名とみている。官職の師の上に地名をおく例は殆んどなく、「成周師氏」などとは語例が異なる。凡そ身分や官職は文の初出のときにいう例であるから、長師の語についてはなお疑問があるが、一應その官職とみておく。京公は下文によると耳の父考ではなく、あるいはその本宗であろう。

京公孫子寶

耳がその子孫に對していう語氣ではないようである。しかしその實用を命じているのであるから、一家の器であることは疑ない。「孫子寶」の語は、鼂殷にもみえる。

侯萬年、壽考黃耇

侯を祝頌する辭である。萬の字は異體。黃耇は早期の器には殆んどみえず、師奎父鼎・師餘殷など、後期に入つて多く用いられている。爾雅釋詁に「黃髮耇老、壽也」とある。陳氏は詩の南山有臺「遐不黃耇」・行葦「以祈黃耇」・周頌烈祖「綏我眉壽　黃耇無疆」の例をあげている。萬年の語は害鼎「害萬年」・盠尊「盠萬年永光」のように自らいうものが早く、剌鼎に「天子萬年」のように祝頌に用いるのは、稍しく後の用法である。

耳日受休

師餘殷に「日易魯休」というのと近い。作器者自らに對する祝嘏の辭である。

訓讀

隹六月初吉、辰は辛卯に在り。侯、耳の□に格る。侯、耳に休して、臣十家を賜ふ。長師耳、侯の休に對揚して、肇めて京公の寶障彝を作る。

京公の孫子、寶とせよ。侯、萬年、壽考黃耇ならんことを。耳、日に休を授けられんことを。

參考

末辭の部分に寶・耇・休の三字押韻。金文における押韻は、令彝・大豐殷など成康期にみえるが、この銘文の末辭は、後期の器銘に多くみえる形式であるから、陳氏のように器を成康期に屬しうるかどうかは疑問である。文字は吉・在・各・彝・萬・壽・受など、成王期のものと字形・筆意を異にするものがあり、字の肥瘠少く力感に乏しい。盠器の字樣に似て、それより稍しく時期が下るものと思われる。

五七、鼂　殷

時　代　　成康期断代

出　土　　「解放前後、傳河南出土」断代

收　藏　　「今在傅晉生處」断代

著　錄

　器影　　断代・三・圖版三・上

　銘文　　断代・三・六九　錄遺・一六三

考　釋　　断代・三・六八

器　制　　断代にいう。「器高一二・七糎、口徑一九・六糎、兩耳之間二七糎、此器花文中的鳥、較之成王時代的已略有伸長、而尾與身尚未脱離、當在成康之際、或康王時、此器的鳥形、介于成王障鼎與師旂鼎之間」。兩耳、珥あり、帶文の正中、夔鳳の間に犧首、帶文下に一條の凸文を付している。夔鳳の身下の空間を、三角形で埋めているが、これは鳥の後足の硬化したものとみられ、作旅彝卣武英・一三〇の項下帶文は殆んどこれと同じ。その卣の主文は靜殷と近く、卣の作器者と同一人の殷と思われる一器武英・四八　通考・二七二も主文は同じ。これらは康昭期ごろから行なわれたものと考えてよく、器の帶文は御正衛殷の帶文よりも様式的には後のものである。字迹も昭穆期の小字風に近づいている。

鼂　殷

銘　文　　五行四〇字

隹正月初吉丁卯、鼂𧊒公

鼂は作器者の名であるが、字書になく未詳。やどかりを聯想させる字である。𧊒を陳氏は造と釋している。語例からみると、出、之往などの義がある。

令彝　　公令𧊒同卿事寮

臣辰卣　　隹王大龠于宗周、𧊒饗葊京年

いずれも之往の義で通ずる。下文に賜賞のことがみえているので、おそらく見事・見服の禮などを行なつたものと思われる。公は何人をさすのか未詳。鼂の辟君に當る人であろう。

公易鼂宗彝一肆、易鼎二、易貝五朋

宗彝については陳氏に詳論があり、器を大別して宗彝・將彝の二系とし、宗彝は盛酒の器、將彝は

烹飪・溫酒・盛食の器であるという。器種を分つと次の如くである。

宗彝　卣・尊・方彝・爵・壺・鼎（僅一見）

將彝　鼎・鬲・甗・角・盃・殷・盨・簠

すなわちここにいう宗彝一肆とは、そういう盛酒類のセットであるとみるのであるが、鼎に宗彝の名なしとするは當らず、三代にその例を多くみうるのみならず、たとえば小克鼎には自ら「寶宗彝」と銘していて、しかも傳世の器七器あり、宗婦鼎にも「爲宗彝䵼彝」とあつて同文四器を數える。鼎もまた宗彝としてセットとすることがあつたのである。

鼂　殷

陣は肆。編鐘に最も普通に用いられている字で、大鐘八聿・鼓鐘一銉のようにいう。鐘以外のものでは、亟皇父鼎に「而豕鼎降十又一殷八兩罍兩壺」という例があり、鼎もまた大小相次していたようである。本銘の宗彝一陣の器數は知られないが、亟皇父鼎の例でいうと、十二器とか八器とかで一肆をなしていたのであろう。

他に鼎二・貝五朋を賜うているが、一項ごとに易字を加えている。宜侯夨殷の例と同じ。鼎二もまた一組をなすものであろう。賜與物として既製の彝器が與えられる例は、史獸鼎や本器などが早い時期のものである。

陳氏はこの賜物中、鼎には單に「鼎二」といつて「宗彝一肆」のように助數詞を用いていないことに注意し、鼎は宗彝の列に入らぬもので、彝器には宗彝・將彝の二系が嚴然と區別されていたのだとしているが、肆とは成數のものをいうので、必らずしも鼎を除外したとは限らない。宗彝と將彝とは器の性質的な區別とともに、陳設・使用の際の區別もあつたかと思うが、何れも宗廟の彝器であることにかわりはない。

鼂對䫉公休、用乍辛公殷、其萬年、孫子寶

父祖を辛公と稱しているのは作器者が東方系の人であることを示す。賜賞の事功も、おそらく助祭などのことであろう。それで祭器を賜うたのである。器は河南の出土と傳えられるが、その地を明らかにしない

參　考

陳氏は器制・文様からみて、成康期の器という推定をしているが、銘文は行款整齊であつて字迹謹

飭、鋭さも氣象もみられない。厚趠方鼎三五九頁の系統に屬し、後の靜・遹の器に連なるものと思われる。また花文の夔鳳も尾部が様式化しており、後起の形式である。彝器を賜うことは史獸鼎にみえるが、字迹はそれよりも遙かに下る。康王末期より遡りうるものではなく、むしろ康昭期に屬すべきものであろう。

五八、作册魖卣

時代　成王斷代

出土　「解放前、傳洛陽出土」斷代

收藏　「今在傅晉生處」斷代

著錄

器影　斷代・二・圖版九

銘文　斷代・二・一一　錄遺・二七八・一・二　二玄・二三六

考釋　斷代・二・一一

器制　斷代にいう。「器高二三・五糎、寬二一・五糎、器口一〇糎×一二糎」。「此器與本文第二〇器（作册翻卣）・第三一器（作册睘卣）、同爲箇様式的卣、但晚于該二器、因它少去葢沿中和

作册魖卣

器項下的小羊頭、而蓋上的立角已縮短、故可能爲成末康初之器」。器は素文、蓋上の兩角はほぼ璽卣と等しい。器制のみを以ていえば陳氏の説はほぼ當るところがあるが、銘文の字迹は昭穆期の小字様の文字で譲右の趣があり、以上の諸器よりかなり下るものが感ぜられる。

銘　文　　六行六三字、器蓋二文。行款は二文全く同じである。蓋銘は中央に泐損のあとがある。

隹公大史、見服于宗周年、才二月、既望乙亥、公大史咸見服于辟王、辨于多正

公大史を陳氏は畢公とみるべき可能性があるとして、次のように論じている。

此公大史、疑卽作册畢公、故附述于此、懷米二・一九有大史罍、其形制屬于成王、安州六器中、中方鼎有隨王南行的大史、立政第二命書、周公若曰、太史司寇蘇公……、此器・懷米・中方鼎及立政的大史、俱稱大史而不名、其位甚尊、與大保等、因此很可能是畢公、梁山七器有大史友甗、則屬于康世、左傳襄四、昔周辛甲之爲太史也、杜注云、辛甲、周武王太史、逸周書王會篇、有大史魚、成王時銅器、惟周公大保大史最尊、或者就是所謂三公

しかし陳説のように公大史を畢公と解すると、下文の見服やあるいは「辨于多正」の語が不適當となるようである。見服とは見事と同じく諸侯初見の禮であり、「辨于多正」とはいわば就任挨拶のごとき禮であると思われるからである。それで陳氏は、見服の服を名詞にして侯服の服とし、「服を辟王に見えしむ」とよみ、次のように説いている。

作册䰧卣器銘

見服與咸見服、是一事、謂在宗周、見服于王、見的主詞是大史、服是直接賓詞、而王是間接賓詞、公大史率諸侯、使見于王、故曰咸見服、咸皆也、服是侯服、酒誥稱諸侯爲外服、班𣪘、王令毛白、更號城公服、井侯𣪘、割井侯服、詩蕩、曾是在位、曾是在服、毛公鼎、才乃服、此器大史見服于王、與顧命大保率西方諸侯入應門左、畢公率東方諸侯入應門右之事相類、小盂鼎記、三左三右多君入服酉、明、王各周廟……、賓其旅服、東鄉、所述亦諸侯分班、見于王之事

これは器銘を顧命篇にいうところの新王卽位の儀禮と結びつけて解するものであるが、顧命篇は卽位繼體の大禮をいうものであつて、もとより本器にいうところと同じではない。思うに金文にみえる服はみな服事あるいはその服職の意であつて、外服內服など侯服の意に用いた例をみない。この文を雙賓語を以て解するのは、たとえば匽侯旨鼎に「匽侯旨初見事丂宗周」とある文例に徵するも無理なよみ方であつて、もし多服を率いて王に入見する意味ならば、「見服于辟王」というような表現をとるはずはない。服と事とは同義、見服とは見事の意であつて、諸侯謁見の禮である。陳氏も前說が文義に順でないことを認め、別に一解として見事と同義とする說をも述べている。それは下句の「辨于多正」の句との關聯においてである。

正長也、多正猶多方之大小多正、大盂鼎之二三正、公大史咸見服于辟王、辨于多正、應作一句讀、謂公大史旣見服于辟王、又辨于多正

又此句可有另一解說、以見服爲一動詞組、**與辨幷立**、謂公大史自己見服于王、辨于多正、故曰咸、若如此解、則見服指公大史自己之朝見辟王

思うに見は上揭匽侯旨鼎のほか、**賢𣪘**「公叔初見于衞、賢從、公命事」・麥尊「**侯見丂宗周、亡述**」・**𡚸鼎**「**𡚸見事丂彭**」・宗周鐘「**南夷東夷**、具見廿又六邦」のようにみな謁見することをいう。これを見事というのは、事は使して祭ることを原義とし、その廟に伺候する意である。ゆえに麥尊には入寢の儀禮がある。服もまた見事をいう。詩の大雅文王に「商之孫子　其麗不億　上帝旣命　侯于周服」・「**侯服于周**　天命靡常　殷士膚敏　祼將于京」とあつて、ここでは服とは祼將のことをいう。従つて見服・見事は同義、みな宗教的意味をもつた儀禮である。「辨于多正」とは諸官の正長に咸く相見辨はおそらく辯にして徧、禮記にいう**辯殺**の辯であろう。「辨于多正」とは諸官の正長に咸く相見る禮をいうものと解される。

この文は大事紀年の形式をとつている。しかしそれは公大史の初見の禮としての大事であつて、このときたとえば新王が多服に謁を賜うというような禮ではなく、況んや陳說のように、公大史が見服の禮の右者や統率者をつとめる意味ではない。金文には父の服職を以て子に命ずる册命が多いが、それは新しい嗣襲者に對して時王が行なつているので、見事の禮はそういう受命者の受封嗣職のときに行なわれるのが例である。この器銘も、もとよりそういう場合のことと考えてよい。

雩四月既生霸庚午、王遣公大史

二月乙亥より四月庚午まで五十六日である。乙亥の見服の禮と、庚午の遣とが連續した儀禮であるのか、どういう關係をもつものかよく知られない。あるいは上文は大事紀年形式でかかれていて一事、ここにいう遣はまた一事とみてもよい。臣辰卣に、文首に「隹王大龠于宗周、徃䙳莽京年」とあつて、その五月既望、改めて士上らに成周における殷を命じているのと同じ形式である。陳氏は

王乃遣公大史、**自宗周歸于豐邑**

というが、ただ歸らせるだけならば遣とはいわない。遣の初義は胙を奉じて赴かせる意味で、そのゆえに兩手に𠂤を奉じ、祝册を以て赴く象を示す。ここは特定の祭祀儀禮を執行するため**豐**に**赴か**せたとみるべきである。**豐の地**には莽京辟雍があり、麥尊によると王は**ここ**で**大豐**の禮を行い、入

寝の儀禮をしている。見服の後の儀禮であるから、ここにいうところもおそらく麥尊の儀禮に近いものであろう。

公大史在豐、賞乍冊䰧馬

「在豐」とは、莽京における入寝の禮なども終り、退いて豐にある意で、見服の儀禮はこれですべて終了したのである。それで今次の見服の禮に、公大史に從ってその禮を助けた作冊䰧に對し、賜與のことを行なつた。麥尊などでは、莽京儀禮が終つて歸國した後に賜賞が行なわれている。なお豐については小臣宅毀の條參照。

作冊䰧は作冊として公大史を助けたもので、旅彝を作つていることからみると、本貫を離れて周・豐の地にあり、作冊の職に從つていたものであろう。䰧は説文にその字があり、「鬼皃、从鬼虎聲」という。殆んど用例のない字である。

作冊に馬を賜う例としては、作冊大方鼎や矍卣に白馬を賜うたことがみえる。この器の公大史も皇天尹大保と同例の呼稱であり、作冊䰧に賜うた馬も一般の車馬用のものではなく、白馬の類であろう。白馬は周頌有客にみえるように、周廟の祭祀に客神が參入するとき用いた神事用のものである。作冊の職務は、本來そういう神事を掌るものであつた。

𩁹公休、用乍日己肇障彝

對揚の語。父考を日己と稱するのは東方の俗である。旅彝を作つているのは、作器者たる作冊が、その本貫の地を離れていたからとみられる。器は洛陽の出土と傳えるが、しからば公大史は洛陽の人で、このとき宗周に入見したものであろう。作器者もまたその本貫を離れて成周に一廛を給せられ、旅宗をもつていたのである。

訓讀

隹公大史、宗周に見服するの年、二月に在り、既望乙亥、公大史、咸く辟王に見服し、多正に辨くす。雩に四月既生霸庚午、王、公大史を遣はす。公大史、豐に在りて、作冊䰧に馬を賞す。公の休に揚へて、用て日己の肇障彝を作る。

參考

陳氏は本器の器制より推して成末康初の器とし、公大史を畢公に擬定している。しかしその字迹は小字にして行格整い、稍しく讓右の頽靡なる書風で、最も師旂鼎の字迹に近い。師旂鼎には伯懋父の名があり、陳氏は懋父を成王期の人とする立場からこの器をも成王期にありとしたのであるが、懋父の時期はむしろ康昭期にわたるものと思われる。懋父關係の諸器中最も古色に富むものは矍卣・矍圜器の類であるが、矍圜器は「休王〜」形式の銘があり、康王期の器である。懋父諸器中、師旂鼎のごときは最も時期の後れるものであろうが、本器の字迹がその師旂鼎とほぼ轍を一にするものであることを思うと、器の時期は康末以後にあろう。從來の斷代研究において、成王の器はその數甚だ多く、大系においては成廿七器・康十一器、通考は成九十一器・康十三器、斷代は成卅四器・成

康十一器・康十八器であるが、何れも稍しく成王期に偏しすぎている嫌いがある。

本器には二月既望乙亥・四月既生霸庚午の月象干支がみえ、生霸死霸の問題に有力な資料を提供している。既望乙亥より既生霸庚午までは五十六日、二月既望より起算して庚午は四月十二・三日に當る。董作賓氏は漢志により既生霸を十五・六日とし、王國維・新城氏らは八・九より十四・五日を既生霸とするが、本器によつて後説の正しさが知られる。金文において一銘中に月象・干支の名を前後二日記している例は稀有であり、後の頌器・琱生器等とともに、四週の排次を考定すべき重要な資料といえよう。

以上、耳尊以下の三器は、侯・公・公大史の名號を含む器を錄した。何れもその名を識られないが、祭祀儀禮に關する器である。

昭和四十年六月印刷發行
昭和五十一年九月再版發行

發行所　神戸市東灘區住吉町
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ内中町
中村印刷株式會社

白鶴美術館誌

第一一輯

白川静

金文通釋　一一

五九、㚖　設
㚖諸器
六〇、麥　盉
麥諸器

㚖子方彝

財團法人　白鶴美術館發行

五九、𤇾　毁

器名　周公毁大系　周公彝貞松　邢侯毁通考　邢侯彝小校

時代　成康期斷代　康王大系・通考・麻朔

出土　「近年出土」貞松　「二十年前出土」斷代

收藏　「英人猷穆佛鮑羅士所藏」釋餘　「今在倫敦博物館」斷代

British Museum, London.

著錄

器影　歐米・一〇三　猷氏・一三・一四　釋餘・三八　大系・六一　通考・二八二　斷代・三・圖版三　通論・六八　水野・九六　二玄・一六六

銘文　貞松・四・四八　釋餘・三九　大系・二〇　小校・七・五〇　三代・六・五四・二　書道・五〇　河出・一八九　水野・九七　Dobson・一九二　二玄・一六五

考釋　韡華・己・一八　釋餘・三八　大系・三九　文錄・三・四　文選・上・二・二五　麻朔・一・四八　通考・三四〇　積微居・一〇八　斷代・三・七三　Dobson・一九二

內藤虎次郎　周公彝釋文　高瀨博士還曆記念支那學論叢　昭三

于省吾　井侯毁考釋　考古四期・一二　民二五

夋　毁

器制　通論にいう。「高一八・五糎、腹飾象紋、足飾夔紋、四耳作獸首形、有珥」。主文は象文であるが、身部は**大豐毁**・**效父毁**・**叔德毁**と同じく渦文狀をなしている。この文樣は臣辰卣・尊の象文の系統を引くもので、その變樣文とみられる。文樣はすべて細い凸線によつて構成され、長鼻を垂れ、足部も備わり、身部渦文の上部に立刀形の文樣を付するなど、**大豐毁**に先行する形式である。圈足部の夔鳳は顧首垂尾。花文の空間は美しい雷文によつて埋められている。器形は下部の脹らみが大きく、文樣の配合と相俟つて、堂々とした安定感がある。

銘文　八行六八字。銘は器底にある。

隹三月、王令夋**眔內史曰**

夋を內藤湖南博士は艾にして耆艾の稱とする。字を棨と釋すべきことについては、積微居に詳說があるが、いま字形のまま隸釋しておく。人名。金文に夋・夋子・夋伯・夋季の名がみえ、夋・夋子と稱するものは周初の器である。白鶴美術館に夋子方尊・夋子旅卣があり、ほぼ成康期の遺品とみられる。單に夋と稱するものに、次の諸器がある。

小盂鼎　王令夋、〔**遣罯**、**夋廼卽**〕**罯**、**遣**其故
夋彝　夋賞□□貝百朋三代・六・四九・五

肄設　王使燮蔑曆、令□邦三代・八・四九・一，二

內史は何人であるか知られない。後期金文に內史某というものが多いが、初期にはその官名が殆んどみえない。その職は册命の儀禮を掌り、**師虎設**・**趩觶**・**豆閉設**など、內史が册命を行なつている例が多い。

楊氏は本器の內史をもこの場合の册命者と解して

王令燮眔內史者、周禮春官內史職云、凡命諸侯及孤卿大夫、則策命之、王今將與井侯以職事、故以命內史、猶趩尊之王乎內史册命趩也

と論じているが、この場合の內史は燮とともに受命者とみるべきである。

䔍井侯服

䔍を韡華に莴の初文とし、人名とするも、それでは句中に動詞がなくなつて文意が通じがたい。韡華も文意の通じないことを認めて、「詞近古、頗難曉」という。ここは䔍を動詞によむべきところである。丁佛言の説文古籀補補に䔍井の二字を連讀し、「葢畫井田於侯服之地也」という。文例としては班設に「王令毛白、更虢城公服」・趩觶「册令趩、更厥且考服」と同じく、䔍は「井侯服」を賓語とする動詞である。

文錄には、字を割にして釐の意、その初封の疆域を釐正することをいうとする。丁氏と同じく、土地を畫する義とみるものである。大系には字を更の假借とし、

䔍卽蕫之繁文、方言、蘇芥草也、沅湘之南、或謂之蕫、卽此字、字在此乃叚爲更

という。**更は賡續**の意であるが、それならば井侯の服事を、燮と內史と二人に嗣がせることになつて、乖戾を免れない。楊氏は字を匄・介の假借にして賜與の義であるという。

按䔍字从𦱨害聲、當讀爲匄、廣雅釋詁三云、匄與也、漢書西域傳云、我匄若馬、顏注云、匄乞與也、又廣川惠王傳云、盡取善繒、匄諸宮人、顏注云、匄乞遺之也、後漢書竇憲傳云、匄施貧民、諸匄字皆與字之義、古害匄音同、字多通作、曷與害、經典通用、是其證也、伯家父設云、用錫害釁壽黃耇、錫害連言、亦假害爲匄、與此銘可以互證

害・匄は同聲でその通假の例は周末の器に多いが、周初にはその例がない。また匄は專ら匄求の意に用い賜與に用いた例なく、楊氏の引く伯家父設の文もまた匄求の義である。

陳氏は字を芥の繁文にして、經籍にみえる介、たとえば詩七月「以介眉壽」・既醉「介爾景福」・酌「是用大介」の介はすべて賜與の義であり、本器の䔍は介の義であるという。賜與と解する點においては楊說と同じ。**賡續**とするも賜與とするも、一人のものを二人に分屬することとなつて、文義に無理を生ずる。

于省吾氏は字を害の繁文とし、盇封の義とするが、訓義の例なく、かつ服は所領の意ではなく職掌をいう語であるから、この場合適解とはしがたい。服は班設「登于大服」・毛公鼎「在乃服」のように、位や職事をいう。

器銘にみえる受命者は、**燮と內史**と二人である。すでに受命者が二人である以上、井侯の身分や職掌を二人で分ち嗣ぐことは不可能であるが、積微居のように、內史を册命者として燮と區別するこ

とも、語法の上から成立しない。従つて韍を賜與・嗣服の義に解することは困難である。受命者が二人であるのは、二人共同してその事に當りうるという場合でなくてはならない。たとえば令彝「今我唯令女二人、亢眔矢、奭左右于乃寮以乃友事」、あるいは班殷「王令吳白曰、以乃自左比毛父、王令呂白曰、以乃自右比毛父」のごときは二人受命の例であるが、その職事は共同あるいは分擔しうる性質のものである。しかし井侯の地位は分割しうるものではない。

韍はおそらく輔佐の意で、その音も輔と近い音であろうと思われる。輔は西周後期に至つてはじめてその字がみえ、初期にはその字の用例がない。䪥の字形は、あるいは古に從い、あるいは害・䖒に從う。古は載書を嚴封する意、害は把手のある辛を載書に加える字形で、字の立意に通ずるところがあり、古・害が䪥の聲符とされていることからみて、同聲の字としてよい。すなわち䪥の聲である。輔もまた甫聲に從う。「韍井侯服」とは「輔井侯服」であり、左右・左比右比と同義であると考えられる。

服を韡華には服采の地とし、大系は內服、陳氏は命服の義とする。陳氏は左傳僖廿八年「周王命晉侯、錫之大輅之服」、また國語周語上「太宰以王命、命冕服」をその證としているが、金文では職事を服という。積微居にその例を多く徵引している。

井侯は邢侯。銘末に「作周公彝」とあつて作器者は周公の家に屬しており、邢侯も周公の胤の一人であるから、研究者は多く熒がこのとき邢侯の服を嗣いだものと解した。しかし熒には熒子・熒伯・熒季・熒公と稱するものがあり、井には井伯・井公・井叔と稱する器が多く、熒・井はそれぞれ別の家である。

井侯は左傳僖廿四年に「凡蔣邢茅胙祭、周公之胤也」とみえる邢で、その家が周公の後であることは、金文によつても知ることができる。麥方鼎に

隹十又二月、井侯、征嗝于麥、麥易赤金、用乍鼎、用從井侯征事、用鄉多□友

とみえ、この井侯征は征盤に「征乍周公隮彝」一二三頁とみえている征である。この征を邢に封建したときの册命は、麥尊にその記事がある。

邢の地については、大系に今の河北邢臺縣の西南、襄國の故城であるとする。邢には二地あり、說文に「邢、周公子所封、地近河內懷」という。すなわち左傳宣六年「赤狄伐晉、圍懷及邢丘」の邢丘、今の溫縣の地に當る。漢書地理志河內郡平皐下の應劭注に「邢侯自襄國徙此」とあり、邢臺はその初封、溫はのちに遷つたところである。その遷つた時期は明らかでない。金文分域編に太平寰宇記を引いて、北齊の武平のはじめ、邢臺の地から邢侯夫人姜氏鼎と稱する銅鼎が出土したという。銘は蝌蚪文の字體であるといわれ、また邢侯夫人のような語があることからみて、かなり時期の下るものである。

郭氏はまた卯殷の文によつて、井を豐の近くであろうとしている。卯殷によると、熒季が莽の地を治めており、郭氏は、本器にみえる熒が井侯の服をつぎ、河內の地から王畿に移封したもので、この器銘はその册命を記したものに外ならないという。しかし器銘は熒が井侯の位を嗣ぐことを記したものではなく、井侯と熒とは別の家である。

奚は小盂鼎によると、大廷において虜酉の訊鞫に當つている。銘末に、征盤と同じく周公の器を作ることを記しているが、後にいうように奚の家はおそらく東方系出自の奚子の族とみられ、周公家とは直接の關係はないようである。

易臣三品、州人・柬人・𩫏人

三品は三種族の人の意。臣には伯・家を以て稱するときと、人・夫と稱するときとあり、同じく臣隷のことであるが、身分的に種々の等位があつたようである。某人というのはその出自の氏族名を以て稱ぶもので、徒隷の屬とみてよい。

州以下を郭氏は簡單に「殆渭水沿岸之部落氏族」としているが、その出自の地についてはなお檢討の要がある。湖南博士の說にいう。

州人、荀子君道篇、文王偶然乃擧太公於州人而用之、俞氏樾謂當從韓詩外傳作舟人、太公身爲漁父而釣於渭濱、故言舟人也、舟州古字通、王氏筠謂州爲疇借字、卽說文所云各疇其土而生之義、案兩說皆非、州說文水中可居者、詩關雎在河之州、是其本義、張華博物志、趙東臨九州、西瞻恆嶽、是九州者卽九河之州、齊侯鎛所云、咸又九州、處禹之堵、亦此意、……孟子云、太公辟紂居東海之濱、九河之州、實濱東海、荀子州人乃此義、……可知此銘州人、亦卽九河之州所棲之民

金文では某人という場合、特定の氏族名を冠していうのが例であり、「九河之州所棲之民」という漠然たる表現をとることがない。

州は左傳隱十一年に、王室が鄭に與えた蘇忿生の田にその名がみえ、懷慶附近の地である。おそらく殷代の故地で、殷滅亡の後、その住民は徒隷とされたのであろう。柬を于・陳二氏は重と釋し、陳氏は字を董の初文とみて、「重或卽鄭語己姓之董」とするが、字は重とは結構を異にしている。人と東とに従う字であるが字未詳、その地も知られない。湖南博士は東にして東人・東土の人とする解であるが、やはり語例に合わない。𩫏を于・陳二氏は左傳文十六年「庸人帥群蠻以叛楚」の庸、すなわち上庸縣をその地としている。同じ說が湖南博士の考釋にもみえている。字はおそらく邶・鄘・衞の鄘の初文、卜辭にも多くみえる。州・𩫏が殷の王畿附近の地であることからいえば、柬もまたこの方面の地名で、周は克殷の後、これらの諸地から人を移して徒隷とし、その出自の地名を冠して某人と稱したのである。その數は記されていないが、一人ずつとみてよく、家內奴隷としては同一地の出身者を避けたものかと思われる。

拜䭬首、魯天子寴厥順福

郭・楊二氏はこの句讀であるが、于・陳兩氏は「拜䭬首、魯天子」で一讀、「寴厥順福」以下を對揚の語としている。しかし魯の目的語に天子のみを用いる例はなく、魯は多く魯命・魯休命・魯繁休のように形容詞に用い、動詞に用いるときも休・命などを目的語にとる語法とすべく、この場合順福までを目的語とみるべきである。于氏は書の召誥「拜手稽首、旅王若公」、尚書序「旅天子之命」を例としているが、これは旅陳の義である。韡華に魯を純嘏の嘏と通じ、大也と訓する。魯と休とは同義であるから、この文は、豦彝「豦拜䭬首、休朕匋君公白易厥弟豦……」三代・六・五二・三と同例としてよい。

天子は作器者の主君をいう。天子と王とは一般に同義語に用いられ、文中に王と天子とを互用する例が多い。

彔伯𢦚𣪘　王若曰、……彔白𢦚敢拜手稽首、對揚天子不顯休

靜　𣪘　王易靜鞞剢、靜敢拜稽首、對揚天子不顯休

しかし兩者には本來用義上の區別があり、天子とはその主君をいう語である。

獻　𣪘　𩁹白于遣王、休亡尤、朕辟天子𩁹白、令厥臣獻金車、對朕辟休、乍朕文考光父乙、十枻不黯、獻身才畢公家、受天子休五〇五頁

この文において、王は周王、天子は獻の主君たる「朕辟天子𩁹伯」であり、獻は畢公の家なる𩁹伯の臣。「受天子休」とは𩁹伯の顧寵をねがう語である。王の直臣である場合には王と天子との呼稱は一致するが、**獻𣪘**のように作器者が王の陪臣であるときには、直接の君を天子という。天子は主從關係の意味を含む語で、他にも大克鼎「永念于厥孫辟天子」のような例がある。王には「朕辟」を加えていう用法はない。本器の場合、王と天子を一人とするか別人とするかによつて關係が異なるが、㚇と內史は王の册命・賜與を受け、井侯の服職を佐けることを命ぜられているもので、井侯に服事することになつたのではない。すなわち陪臣關係にあるものでなく、王臣の身分のままで井侯を輔佐することを命ぜられているのである。從がつて本銘の王・天子は一人とみてよく、作器者の身分はいわば出向關係にあるものといえよう。

𡨦を郭氏は造と釋する。

𡨦亦造字、令𣪘、用鄉王逆逆、麥尊、用𩛥侯逆逆、□𣪘、用鄉王逆逆事、……說文、**造或作𦨶**陳氏は同じく麥尊の文例を證として、これを酬の義とみる。舟聲の字であるから、𡨦・酬を音通の字とみたのである。譚華は𡨦を受の異文とし、文を「受厥順福」の四字で一句とする。しかしここは、魯の目的語として「天子𡨦厥順福」をつづけてよむべきである。麥尊の逆逆は逆造、また說文に**𦨶**に作ることからみて、郭釋のように字は造の初文とすべく、ここでは造爲の義。「厥順福」にかかる。厥は領格の助詞に用いることもあるが、その場合は名詞を承ける。

順を文錄には優、于氏は瀕にして多福の義とするが、效卣の「順子效」は頁を省いた形に作るも同字とみてよく、順と釋すべき字である。郭氏は「逆厥順福」の四字を釋して、「猶言報以介福、順又假爲峻、長也大也」という。順とは孝享して神意に愜う意である。句の意は、天子が優渥の命を賜うて、祖靈に孝享しうることを喜びとするもので、この場合、井侯の服職を佐けることを命ぜられ、賜與をえたことをいう。

克奔走上下帝、無冬令于有周

奔走は祭祀用語。詩の淸廟に「駿奔走在廟」の句がある。わが國では「わしる」という。

上下帝は三字合文の書法である。厤朔に字を三帝と釋していう。

三帝者、文武成三帝也、則爲康王時器、尤爲顯證、此與小盂鼎云用牲禘周王□王成王者、意正相同、小盂鼎卽康王廿五祀器也、下武之詩云、成王之孚、下土之式、……永言孝思、**昭哉嗣服**、爲成王之嗣服、則亦康王時詩也、而云、三后在天、三后與此彝銘云三帝同義、亦謂文武成也

內藤博士もまた字を三帝と釋し、「三帝謂虞夏商之帝、三恪之祖所自出」とし、禮記祭法の三代禘祀の說を引いている。

字は四畫の上下短く、上下の合文である。周においては先王を帝ということなく、「先王其嚴在帝左右」のように兩者を區別していう。郭氏が「上帝指天神、下帝指人王」としているのも、その意味では正確でない。

于省吾氏は上下で句絕、帝を下句につづけてよんでいる。その說にいう。

周人無稱王爲帝者、按此應讀克奔走上下句、帝無終命于有周句、詩淸廟、駿奔走在廟、盂鼎、享奔走畏天畏、效卣、效不敢不萬年奔走揚公休、又書君奭、大弗克恭上下、召誥、毖祀于上下、與此克奔走上下、句例略同

陳氏は于氏の句讀を是とし、毛公鼎「上下四方」の語例などを加えている。

上下の語は卜文に習見している。上下とも、また下上ともいう。

王征𢀛方、下上若、我受又」 勿征𢀛方、下上弗若、不我其受又 鐵・二四四・一

亡又」自上下受又 前・四・三七・四

上下・下上はまた帝ともいう。

勿伐𢀛、帝不我其受又 前・六・五八・四

上下・下上と帝とは同義であるから、これを合せて上下帝という。文獻では上下神示という。周禮小宗伯「禱祠于上下神示」・論語述而「禱爾于上下神祇」などその例で、何れも神示を意味し、人王をいう語ではない。上下帝三字連ねてよむべきである。

于氏は帝を下句に屬し、その句の主語と解する。

言帝對有周之命、永無終極也、楚辭天問、何親就上帝罰、殷之命以不救、書召誥、天既遐終大邦殷之命、多士、殷命終于帝、此與帝無終命于有周、意有正反、句有倒正耳

陳氏もまたその說をとり、「上述三語、是井侯嘉美天子之辭」として、井侯が天子を贊頌する嘏辭とみている。

こういう理解のしかたは、すでに內藤博士の說にみえるもので、博士は「三帝無終、令于有周」を句として次のように述べている。

無終者、天命不能竟也、論語堯曰、天祿永終、皇侃疏、永長也、終猶卒竟也、若內正中國、外被四海、則天祚祿位、長卒竟汝身也、正與此終字同義、閻氏若璩謂、魏晉以後、解永終爲永絕、不應古義、猶信、要之三帝無終者、猶書多士・多方・立政諸篇、夏商周三代迭興之說也

これは周室の命が永遠であることを願った意とするもので、于・陳の解も要するにこれと同じ。

思うに銘文は次の三節より成る。

1、「隹三月」より「𦎫人」まで。王命を受け、賜賞をえたことを述べる。

2、「拜䭫首」より「朕臣天子」まで。對揚自誓の語。永く周室を奉じて臣となることをいう。

3、「用册」以下。末文。作器のことをいう。

これを以ていえば、2は作器者がその家の永終にして周室の恩寵を受けることを願った辭であつて、

奔走・追孝はみな作器者がその家のためにいう語であり、直接周室のことをいう語ではない。于氏の引く書の多士「殷命終于帝」とは、殷王朝の命運が帝意によつて終極したという意であるから、この銘の「無終令于有周」とは、その家の**命運が周室に**おいて終極することなきを願う意である。殷の命は帝意にかかり、作器者の家の命は周室の**眷寵を**得るか否かにかかつている。語例は同じであるが、命の繋るところが異なつているのである。従つて帝は上句につけて上下帝とよむべく、帝をこの句の主語とするときは、文意は異なるものとなる。

追考對不敢家、**卲朕福盟**、朕臣天子

上文に上下帝に奔走することをいい、この文には祖考に追孝することをいう。兩者を合せて「**卲朕**福盟、朕臣天子」というところに、この一節の眼目がある。

考は孝。「不敢家」は金文の常語。家は墜。よく廟祀を守ることをいう。**卲は金文では多く卲各の**ように使うが、**ここでは也段「卲告朕吾考」**の用法に近い。內藤博士は「今讀爲紹」という。福盟を郭氏は福血と釋するも義をなさない。金文には明祀・盟祀などの語がみえるので、いま近似の形をとつて盟と釋しておく。その廟祀を紹ぐことをいう。「朕臣天子」は頌鼎「畯臣天子」と語例同じ。梁其鐘には「農臣先王」の語がある。「朕臣」以下は、上文「無終令于有周」の意を申說したものである。

用册王令、乍周公彝

册の字は下に二横畫があり、動詞に用いる。卜文にもその字がみえる。于氏は字を典とよみ、法言重黎「或問秦楚既爲天典命矣、注、典主也」を引き、「言主於王命而不易也」と解しているが、册錄の意としてよい。陳氏はこれと語法の同じものとして、大保段「用茲彝對令」・史䛁彝「䛁占于彝」・師旂鼎「弘以告中史書、旂對厥賀于障彝」・縣改段「肆敢隊于彝」の諸例をあげている。對・占・隊は册と同じく、彝銘に錄することをいう。

周公の彝を作つているのは、その主家が周公の胤であるからである。作器者は、器の受命者「焚眔內史」のうち、その名をあげている焚であろう。焚と內史とは、王命を受けて井侯を佐けることになつたが、その職事はおそらく祭事に關することと思われ、この器はそれに關して作られたものであろう。自家の祖考に捧げる意味の表現は含まれていない。

訓讀

隹三月、王、焚と內史とに命じて曰く、**井侯の服を䈞(なす)けよ。臣三品、州人・東人・庸人を賜ふと。**

拜して稽首し、天子の厥の順福を造(な)したまへるを魯(よろこび)とし、克く上下帝に奔走して、命を有周に終**ふること無く、**追孝して對へて敢て墜さず、朕が福盟を紹ぎ、朕(なが)く天子に臣とならむ。

用て王命を册して、周公の彝を作る。

參考

內藤博士はこの器を周初分封の行なわれたときの器とし、邢侯の封建を記したものと解する。

按周公既平武庚管蔡之亂、遂踐奄、作新邑于東國洛、四方民大和會、侯甸男邦采衞百工播、民和、伯禽・康叔・唐叔皆受分土、……此器疑作于此分封之際、以紀周公之政、割井侯服、賜州人東人、皆其事也

韡華もまた器を邢侯初封の時期のものとし、

此器疑初封之邢侯爲周公所作者、字體亦當在周初成康之時者也

という。邢侯の初封は麥尊に明らかに「侯于井」と記されており、麥盉にみえる「井侯徃」が徃盤の徃であるとすれば、井侯徃は周公の子であり、成王と同輩である。ただ本器の井侯が井侯徃であるのか、その子輩であるのかは明らかでない。

大系以下はみな器を康王期に屬している。井侯の名のみえる麥の諸器との關聯、また焚の名が小盂鼎にみえること、その字迹も作册大方鼎や獻毀と近く、それらの點から、大小盂鼎よりもやや先行する時期と考えられる。

器の象文は臣辰卣に比べると稍しく便化のあとがみられ、德毀・中爯毀・大豐毀などよりも雋鋭にして古色がある。ほぼ康王前期の器であろう。焚の諸器も大體において成康期前後に排次することができる。

作器者は焚であるから、器は「焚毀」とよぶべきである。從來は「周公毀」・「邢侯毀」の名で知られているものであるが、焚が邢侯その人であるという誤解を招きやすいので名を改め、他の焚の諸器と合せてとり扱う。

焚の諸器中、この期に近いと思われる器をあげておく。

1、焚子方尊　白鶴美術館藏

白鶴・五　通考・五五三　日本・一四三　水野・一一，一〇六

器は三層の方尊。四方及び器腹以下の正中に鈎稜あり、四稜の上端は口緣より外に反轉している。口下に蕉葉形の虺文あり、その下に鈎稜を界して相對する垂尾の夔鳳を飾る。中層は饕餮、圈足部には顧龍文がある。表出は極めて重厚。通體白緑色にして口緣の一部に靑緑銹あり、美しい色澤を示している。方尊には一般に佳品が多いが、本器は殊に制作のすぐれた優品である。銘文二行六字。

焚子乍寶隮彝

と銘する。焚子は焚と同じ家とみられる。

焚　子　方　尊

2、焚子戈　巖窟・下・四七

銘二字。「焚子」と銘する。焚の字は上に火形なく、巖窟には艾子と釋しているが、同字であろ

う。子字は殷の王子の稱號に用いる子と同じく、左右の手を一上一下した形である。癸の家はおそらく殷系の貴族であるらしく、8には□形標識があり、5では父の廟號を父戊と稱している。梁上椿氏はこの戈を周末の作としているが、これと同制の目戈下・四八を商末の作とする。戈の内の部分に匡郭を作り、その中に銘を加えるのは、商器につねにみえるところであるから、この戈は殷周期のものと考えてよい。民國廿八年、開封より出土。仿製の一戈があるということである。

3、癸子方彝一　　Art Institute of Chicago 藏

前器方尊についての白鶴吉金集解說に、「米國シカゴの美術館に、同文同銘の方彝一個を藏せり。蓋し同時發見の器なるべし」とみえる。器はあるいは陳氏「海外」三六に著錄するものであろう。陳氏の解說には銘文の有無にふれていないが、器蓋の文様は殆んど方尊と同じ。蓋に夔鳳・饕餮、器に夔鳳・饕餮・虺龍を飾り、何れも方尊の文様に近い。

癸子方彝二

4、癸子方彝二　　根津美術館藏

青山莊清賞　水野・一〇五，

癸子盉二

癸子盉二，器銘

一〇七　三代・六・三六・四

本器をシカゴ美術館藏の前器と比較すると、器制・文様は全く同じく、雙器であることは疑ない。方彝一は、陳氏によると「高三二・七糎、長二一・九糎、寬一六・八糎」、根津の藏器は高さ二六糎である。銘は方尊と同じく六字。

以上1・3・4の三器は文様も殆んど同じく、1・4は同銘。方尊は高さ二七・八糎、三器ほぼ高さも匹敵している。方尊は洛陽出土。同時出土のものに鼎・鬲・方彝・盤などがあるという。

5、癸子盉一　　善齋・禮八・三

〇頌齊・續・五四　通考・四七五」　小校・九・四九　三代・一四・七・七，八

素文の盉。器蓋に二弦文を附している。器蓋二文、何れも一行五字。「癸子乍父戊」と銘している。癸字は下に小さな口形を附していて、癸子の字と稍しく異なるが、同じ氏族とみてよい。器腹から足は鬲形をなし、魚從盉など殷器のもつ形制と近い。次器の癸字も、本器銘と同形の字である。頌齊續によると、癸子盉は11・13・14のほか、12と同銘の𣪘一、1と同銘の𣪘一・盤一、合せて七器が洛陽から出土したものであるという。

癸　盉　一

6、癸子盉二　　冠斝・補・五

二玄一三九

器腹は大きな分當形をなしている。器蓋に相對う夔鳳を配し、流に蟬文、鋬首に羊犧首を飾る。器銘は鋬下にあり、五字。文は前の第一器と同じであるが、器制は稍しく異なる。

7、癸盉一　　十二家・尊・一六

尊古・三・一三　通考・四六

七」　貞松・八・四一　三代・一四・六・七，八

器蓋二文。「戈形　癸乍厥」と銘する。器形は頸のくれた三足盉で大きな分當あり、蓋縁と器の頸の部分に美しい線状の目雷文を飾っている。銘は鋬下にあり、文末を厥を以て結ぶ銘文形式は、殷系の器にみられるものである。

8、癸盉二　　武英・一二六　故宮・下・三四五」　貞松・八・四三

圜體四足の盉。流も蓋もなく、一鋬あり、素文。銘二行、「乍公□癸　[illegible]」と銘する。その家が殷の貴游の後であることが知られる。7・10に戈形標識がみえるが、あるいは癸氏の分族であろう。癸子旅と稱するものも、この族の器であろう。

癸　盉　二

9、癸子旅卣　　白鶴美術館藏

白鶴・撰・二六　日本・七四

水野・一〇〇，一〇一

器體は臣辰卣に似ているが、鈎稜はない。蓋鈕平底、兩角あり、蓋の口縁に長尾の夔鳳、蓋上には華

癸子旅卣

麗な冠文をもつ大鳳を三角形の匡郭内に飾っている。器腹にも下邊に近く、三角形内に同形の虁鳳を飾る。他に多く例をみない構圖であり、白緑の色澤も美しく、異色ある佳品である。銘は器蓋二文、二行六字。「癸子旅乍彝」と銘している。

10、戈旨中尊　**白鶴美術館藏**

白鶴・撰・二七

豊かな口頸部と下膨らみの器腹をもち、器腹に前器の卣と同じく三角形內に相對う虁鳳、口頸部に花瓣形に近い蕉葉內に虺龍狀の便化文を附している。三角形內の虁鳳は癸子旅卣と全く同じであり、かつ卣の提梁を除いた高さは尊の高さと等しい。この尊卣がセットをなしていたことが知られる。銘文は器の內底にあり、二行七字、「旨中乍父己彝　戈形」の銘がある。この戈形はさきにあげた7癸盉一にみえている。癸盉一と戈旨中尊は戈形標識、戈旨中尊と癸子旅卣はその器と文様を通じて、關聯をもつている。

11、癸子旅鼎

善齋・禮一・五九　小校・二・六五　三代・三・二九・三

戈旨中尊

立耳三足鼎。項下に相對う虺龍の帶文あり、文様は子媚鼎通考・三五に近い。銘二行一四字。

癸子旅乍父戊寶隮彝、其孫子永寶

父戊の廟號は、5・6癸子盉と同じである。

12、癸子旅甗　日本・二〇八

上下別鑄の甗。高さ四四糎。甗部は方形。立耳なく、段のような犧首鋬あり、珥を附している。鬲部は四足。鬲に大きな附耳あり、足を中心に饕餮を飾っている。甗部項下に虺龍の帶文を配しているが、虺龍の形は變様文への變化の兆をみせている。銘は器內にあり、二行一二字。

癸子旅乍且乙寶彝、子孫永寶

癸子旅の祖は祖乙、父は11によると父戊である。梅原博士はこの器について、「もと紐育ホームス夫人の所藏した方彝・兕觥、白鶴美術館藏の虁鳳饕餮文方尊などと一具をなした器」と推定

されている。㚇・㚇子・㚇子旅の器は甚だ多く、そのあるものはセットをなしていたことが考えられる。これと同銘の器が彝三代・六・四五・四として著錄されているが、この甗の銘を誤まり錄したものと思われる。

㚇子旅甗

13、㚇子旅段　　三代・七・一四・二

器蓋二文、一行六字。「㚇子旅乍寶段」と銘する。字迹は周初の字様である。

14、㚇子旅鬲　　三代・五・二一・二

銘二行八字。「㚇子旅乍父戊寶彝」と銘する。㚇字は下に口形のある字形で、5㚇子盉一と同じ。父戊は5・6・11にみえる。旅字は左文。

15、㚇彝　　西清・甲・六・四二　三代・六・四九・五

器は四耳段。器腹に圓渦文と虺首とを交互に配した帶文、圏足部に夔文を飾る。圏足部は器腹に匹敵するほど高い。銘五行。

隹正月甲申、□□各王、休于厥□□父、㚇賞□□貝□朋、(拜䭬首) 䟒休、用乍旅障彝

字に殘泐多く、作器者の名も記されていないが、㚇が賜賞を受けたものとすれば、㚇の器である。器制も文字も古調を存しており、時期的にも以上の諸器と近い。

なお㚇の關與する器物のうち、時期は稍々下るが、㚇氏の消息を考える上に參考となしうる一器を錄しておく。

*䍜段　　兩罍・六・二三　攈古・下・三四　恒軒・二九」　攈古・三之二・二二　愙齋・一一・一四　從古・六・二三　周存・三・四三　小校・八・四五　三代・八・四九・一・二

器は瓦文段。器蓋二文。一は文左行。文字は敔段二に類したところがある。

隹十又二月既生霸丁亥、王吏㚇蔑曆、令□邦、乎易䜌旂、用保厥邦、䍜對䟒王休、用自乍寶器、萬年以厥孫子寶用

以上1〜14の㚇の諸器は、みな㚇の一族の作器と考えられる。その器は主として洛陽から出土し、また開封出土のものがある。方彝・卣・尊・鼎など制作みな精巧であり、一時の雄族であったことが知られる。關係器に[illegible]の圖象標識もみえ、その家は殷の貴游の後、おそらく成周にあつて祭祀儀禮に與かつていた庶殷の一であろう。その族は、㚇・㚇子・㚇子旅と稱し、10の旨中はあるいはその分族であろう。

西周中・後期にわたつて、㚇伯同段・康鼎・敔段三・卯段・㚇季卯段・㚇公卯段などの名がみえるが、これと㚇・㚇子との關係は明らかでない。書序によると、成王は肅愼の貢を以て榮伯に賜うており、論

語泰伯篇にみえる亂臣十人の馬・鄭注に、榮公の名がみえている。武・成の際にすでに榮公・榮伯と稱していたものとすれば、焚・焚子とは別と考うべく、また焚伯・焚季は何れも宗周の廷禮に右者としてみえていて、成周にいたとみられる焚・焚子とはその點においても異なる。焚の子孫が後に宗周に移されたものとすれば同一の氏族となるが、宗周の榮伯が周初以來の周の懿親であることを考えると、一應兩者を區別しておく方が穩當であろう。厲末大亂の因をなした榮夷公は、宗周榮氏の後であると思われる。

焚の諸器には優品が多い。焚段をはじめ、白鶴に藏する方尊・卣、根津に藏する方尊など、みな周初の彝器文化を代表するに足る優品である。すでにみてきたように、焚には[illegible]形圖象標識をもつものがあり、その家は殷の王族から出ている。おそらく周が庶殷を成周に移したとき、焚氏もその地に移されたものであろう。その器の多くが洛陽から出土するのは、その事實を示している。2焚子戈の子字が殷の多子と同形にかかれており、また焚の諸器が祖考の廟號に干名を用いていることなども、その證である。

成周の地は、令彝の銘文によつて知られるように、周公及びその子明保がその地の宰としてこの方面を治めていた。周公の子征が井侯に命ぜられたことは麥器によつて知りうるが、焚はその井侯に服事することを命ぜられ、焚段を作つた。王命を奉ずることは、その家系を保つ所以であり、周室の顧寵を受けることによつて、かれらはその族生活を維持することができた。焚氏が周公の彝を作つてその恩命を記念しているのは、王命によつて新たにつかえることとなつた主君井侯の文考である周公を祀るためである。ただし、その器に王の册命を銘しているのは、これをその家廟に入れて、周室に恭順する意を明らかにしたものであろう。

焚氏の器群は、全體として成末・康初に位置しうるものであると思われる。

六〇、麥盉

器名　邢侯盉西清

時代　康王大系・通考・厤朔　昭王厤朔

收藏　「淸內府舊藏、曾藏歸安丁彥臣、今住友氏藏」海外

麥　盉

著錄

器影　西淸・三一・三一　泉屋・一〇一　海外・一二一　大系・一九五　通考・四七八

銘文　周存・五・六一　貞松・八・四一　泉屋・五七　大系・二二　綴遺・一四・二九　小校・九・五四　三代・一四・一一・四

考釋　韡華・庚下・一　大系・四二　文錄・四・二九　文選・下三・一四　厤朔・一・四九　通考・三

八八　積微居・一五四

器制　通考にいう。「通蓋高七寸七分、純素無文」。その形は伯害盉四二二頁に類し、ただ伯害盉が蓋に獸首を飾るに對し、この器はその部分にも文飾がない。器制上、伯害盉と同期と考えてよい。麥氏の器は四器あるも、器の所在の知られるものはこの一器にすぎない。

銘文　一五行三〇字。銘は口內に一行二字ずつを記している。麥鼎の銘も一三行二九字、概ね一行二字である。初期銘文には殆んど類例をみない形式である。

井侯光厥吏麥、嚆于麥𡧊、侯易麥金

麥彝の文と殆んど同じ。彝では「辟井侯、光厥正吏、嚆𢁉麥𡧊、易金」に作る。

積微居に光を貺、吏を事にして職事の義であるという。光當讀爲貺、詩小雅彤弓云、中心貺之、毛傳云、貺賜也、井侯光厥事麥者、事謂職事、謂井侯貺職事於麥也、說文云、事職也、國語魯

語云、卿大夫佐之受事焉、呂氏春秋高義篇云、王曰、追而不及、豈必伏罪哉、子復事矣、韋昭・高誘注並云、事職事也、詩小雅雨無正云、三事大夫、鄭箋釋三事爲三公、左傳哀公十六年云、沈諸粱兼二事、杜注釋二事爲令尹司馬、據此言之、光事卽後世之授職也、今語謂有職者爲有事、謀職者爲謀事、正合古義、守宮彝云、周師光守宮事、光亦當讀爲貺、宰峀殷云、王光宰峀貝五朋……、光亦貺也、叔夷鐘云、敢再拜䭫首、膺受君公之錫光、錫光卽賜貺也、隹卣云、子光賞貝二朋、光賞卽貺賞也、井侯彝云、䢅井侯服、䢅讀爲匄、服事義同、與此文句意同也

楊說は「井侯光厥吏麥」を守宮盤の「周師光守宮事」と文例同じとし、光の目的語を雙賓語と解しているが、麥彝の「辟井侯光厥正吏」には麥の名がみえず、この解は成立しない。もし授職のことをいうものならば、被命者の名を略するはずはない。かつ嚊は必らずしも授職のときに行なう禮ではなく、下句にはすぐつづいて恩賞賜與のことが記されている。楊氏のあげる光の例はみな賜與を寵榮とする意を含むものであつて、休と同じ。競卣に「白屖父皇競、各于官」とあるのと文例が似ており、皇もまた光と同義である。

嚊を楊氏は𧶠と釋し、音過にして至の義とする。その說にいう。

𧶠、說文云、秦名土鬴曰𧶠、與此文義不協、然說文𧶠讀若過、知古經傳之文、必有假𧶠爲過者、故許君云爾、而此銘亦正假𧶠爲過也、呂氏春秋異寶篇云、伍員過於吳、高注云、過猶至也、麥鼎與此盉、爲一人之器、鼎銘云、井侯延𧶠于麥、𧶠亦過也

楊說は說文の「𧶠讀若過」の音により、字を過至の義とするものであるが、單に辟君が來至したと

いう理由で寶彝を作る例もなく、また麥彝に「用嚊井侯出入、遅命」とある文は、その訓詁では通じがたい。

嚊は鬲とその形が近い。鬲は圭鬲と連用される字で瓚の初文と思われるが、小盂鼎では鬲を動詞に用いている。鬲の動詞形は、本器の嚊であろう。毛公鼎に「䣝圭鬲寶」の語あり、圭瓚を用いる禮は䣝とよばれる。噩侯鼎にも「噩侯駿方、內豊于王、乃僳之」とあり、王國維は䣝・僳を何れも祼禮と解している。庚嬴鼎にはまた「𤔲章」の語があり、史獸鼎では史獸は𤔲を賞せられている。鬲・嚊・䣝・僳・𤔲はみな祼禮に關する字と考えられる。

鬲を圭瓚の瓚とし、嚊をその動詞形とすれば、嚊は後の祼禮に當るものと考えてよい。

周禮典瑞　祼圭有瓚、以肆先王、以祼賓客

同　鬱人　凡祭祀賓客之祼事、和鬱鬯以實彝、而陳之

同　玉人　祼圭尺有二寸、有瓚、以祀廟

祼は祭祀賓客の際に行なわれる禮である。

窨は麥器の彝にもみえている。宮の異文であると思われる。郭氏いう。

淮南道應訓、禽獸有艽、人民有室、又脩務訓、野彘有艽莦槎櫛堀虛連比、以像宮室、从宮省

麥の二器には、何れも麥の窨において祼禮の行なわれたことを記している。必らずしも禽獸の艽とみなくても、宮の繁文とみてよい。麥はその宮において主君井侯より祼禮を賜い、かつ金を賜うてこの器を作つている。

乍盉、用從井侯征事、用旋走夙夕、嗝□□

征を舊釋にはすべて征と釋している。征は征盤に「征乍周公障彝」とあり、周公の子。井侯征はその人をいう。「井侯征事」とは、焚毁の「井侯服」というのと同じ。ただ麥は作册の職にあり、祭事に與かるものであるから、服に易えて事を用いているのであろう。事とは祭事をいう。旋走夙夕は祭事用語である。

麥は麥尊においては、井侯移封の地である井において、その祭祀儀禮に與かっている。旋走は䵼圜器にみえている。

「嗝□□」を郭氏は「爯逆造」の意とする。第二字を御にして迓、第三字を吳にして逆の義とするのである。尊には「嗝侯逆造」、彝には「嗝井侯出入」とあり、三器みな表現を異にするも、何れも嗝の字を用いている。

楊氏はこの句についても別解を出していう。

爯字、與上爯字同、而用法異、別有麥尊、亦此人之器、其銘文云、麥揚用作寶障彝、**用爯侯逆造、**于思泊釋之云、矢令毁、用饗王逆造、**可證爯爲燕饗之義、**其說是也、古人字義、**往往相因、**經過謂之過、燕饗過者、亦謂之過也、麥彝云、**用爯井侯出入、**逆造謂逆造之人、出入亦謂出入之人、**此銘云爯御事、**亦謂御事之人也

すなわち銘末三字を「**爯御事**」とよみ、**爯を饗宴**の義とするものであるが、**爯を過**とし、また饗宴過とするなど無理な訓釋である。御事は貞松・通考にその釋をとるも、字形上疑問である。嗝下の一字は卲あるいは頴の形に近いが不明。末一字は大系に吳と釋するも、これも明らかでない。いましばらく缺釋としておく。

訓　讀

井侯、厥の吏麥を光やかさんとして、麥の宮に嗝す。侯、麥に金を賜ふ。盉を作りて、用て井侯征の事に從ひ、用て奔走夙夕して、□□に嗝せむ。

參　考

麥氏の器には、なお尊・方鼎・彝がある。尊は井侯の封建を記したもので、麥氏四器のうち最も早いものであるが、西清に錄するのみで拓影も存しない。方鼎・彝はその銘文が盉と近く、相關聯する器物であると思われる。

＊麥方鼎

收藏　「光緒丙申二二年、一八九六三月、得此鼎於永嘉」述林

著錄　通考・一四三」　厤朔・一・五〇　錄遺・九一　二玄・一六四

考釋　述林・七・二九　大系・四二　文錄・一・三〇　文選・下一・九　通考・三〇九

器制　通考にいう。「大小未詳、附耳、橢圓、四足作馬蹄形、失蓋」。器は素文の隋圓方鼎であるが獸足。馬蹄形の足は殆んど例をみないものである。

麥方鼎

麥方鼎銘

銘文　一三行二九字。その字迹は遒勁にして甚だみるべきものがある。述林にその字を論じていう。「此鼎篆體峭勁、横畫發端、率用方筆、而標特纖鋭、斜曲處又善爲波折之勢、與吳縣潘尙書所藏盂鼎、似同出一原」。その第一字の隹のごときも圖象に近い象形字にかかれ、孫氏は「此鼎首隹字、乃眞象鳥喙首腹翼足尾之形、尤彝器文所僅見」と稱している。孫氏は賞翫の餘、丙申四月一八九六、器をえたその翌月に、自ら一本を拓して、これを當時精鑒絶倫といわれた黃氏に贈つたと記している。

隹十又二月、井侯征、嚆䄍麥、麥易赤金

十又二月の二月合文。征を大系に虛詞の誕とし、文選・文錄などみな同じ解であるが、井侯の名である。嚆は祼。盉には「井侯光厥吏麥、嚆于麥宮」といい、彝に「辟井侯、光厥正吏、嚆䄍麥宮」とみえ、ここもその意を以て祼禮が行なわれたのである。赤金は銅であろう。

用乍鼎、用從井侯征事、用鄉多□友

各句みな用の字を以てはじまる。「井侯征事」は從來「井侯征事」と釋されていたが、上文の「井侯征」と同じである。事は祭祀。麥氏は井侯の正吏として、祭祀のことを管掌した。その官は尊銘にみえるように作册である。

「用鄉多□友」は盉の「用奔走夙夕、嚆□□」の部分に當る。孫・郭は多下の一字を寮の義とし、通考・文錄・厤朔は「多諸友」と釋している。字は者と生とを合せたような字で、あるいは生の繁

文であるかも知れない。也𣪘には多弟子の語がある。

麥氏四器の銘の末文は、盉・尊・彝においては嗝をいい、方鼎においては饗をいう。盉・尊・彝が何れも嗝禮に用いられる器であるのに對して、鼎は饗に用いる器である。

訓　讀

隹十又二月、井侯征、麥に嗝す。麥、赤金を賜ふ。用て鼎を作り、用て井侯征の事に従ひ、用て多□友を饗せむ。

＊麥彝

器名　邢侯方彝西清

收藏　清內府藏西清

著錄　西清・一三・一〇　大系・五六」　大系・二一

考釋　大系・四二　文錄・二・一九　文選・下二・九

器制　西清にいう。「通蓋高七寸七分、深三寸三分、口縱三寸七分、横四寸七分、底縱三寸三分、横四寸二分、重七十九兩」。器は方彝、八稜あり、蓋と器腹に夔龍文、項下及び圏足部に蝸文を付している。蝸文は多く𣪘器にみえる文様で、その器制とともに、古い形式をもつている。

銘　文　器蓋二文。各々五行三七字。行款は蓋銘は第四行が彝、器銘は用ではじまり、他は同じ。

才八月乙亥、辟井侯、光厥正吏、嗝鬲麥宮、易金

舊釋に「才八月」を「十八月」とするも、もとより誤である。「辟井侯」は尊銘に、また光は盉銘にみえる。正吏と稱するのは本器のみであるが、作册は祭祀官の正長であつたのであろう。盉・尊とともに、三器にみな嗝禮をいう。

麥彝器銘

用乍障彝、用嗝井侯出入、運命、孫々子々、其永寶

出入・逆造に對して饗をいう器は多いが、嗝をいうものは麥器の他にはない。「運命」は尊銘の「運明命」というのと同じ。末文に「孫々子々」をいうものは、四器中、本器と尊とのみである。

訓　讀

八月に在り、乙亥、辟井侯、厥の正吏を光かさんとして、麥の宮に嗝し、金を賜ふ。用て障彝を作り、用て井侯の出入に嗝し、**命に運（こた）ふ。孫々子々、其れ永く寶とせよ。**

＊麥尊

器名　邢侯尊西清　井侯尊古文審

時代　康王大系・通考・麻朔　昭王唐蘭

著錄　西清・八・三三　大系・一九九」　古文審・三・二　大系・二〇

考釋　大系・四〇　文錄・四・六　文選・上三・二〇　積微居・一三三

器制　西清にいう。「高八寸四分、深六寸五分、口徑六寸八分、腹闊一尺二寸八分、重一百十一兩」。圖形によつてみるに、圓口方足、四稜あり、腹の正中にも稜を加えている。文様は上層に蕉葉形の相背く夔鳳、その下に相對する夔鳳を配している。また中層・下層の左右に顧鳳を飾るが、大きな垂啄、直上する尾部の形などは、效子の方尊や卣の夔鳳と通ずるものがある。器

麥　尊

制・文様は全體として鳥紋方尊通考・五五五に最も近いが、その方尊には通考によると伯龢父の名を含む僞銘があり、器も仿造であろうという。稜の形がやや異なるのみで、他は殆んど同じであるから、この方尊などが範型とされたものかも知れない。

銘　文　八行一六七字

麥尊銘

王令辟井侯、出𧈪、侯于井

辟は君。「辟井侯」とは、麥よりしていう。下文に「唯天子休于麥辟侯之年」とみえる。彝銘にも「辟井侯」の語がある。

井は金文に井侯のほか、井公・井伯・井叔・井季・鄭井・咸井などの名がみえる。古文審に、文獻

にいう邢とこれらの井とは別の國であるとしていう。

井舊釋作邢、誤、凡鐘鼎文井白井叔、黄伯思輩動釋爲邢、此但知邢爲周公後、不知井亦古國也、且周公後國、其字从邑从井、見說文、何得以井當之、今按左傳有子牙後、碻非邢矣

左傳僖公五年に虞の大夫井伯の名があり、それと邢とは異なるとするものであろう。しかし金文では奠・曾・朱・無・匽などすべて邑に從わず、說文においてはみな邑に從う。邑に從うのは後起の字形である。ただ井にも、時代によつてその統屬を異にするものがあることは事實であり、殷に井方・婦井の名がみえ、周初に周公徂の封ぜられた井侯とは自ら別國である。また井伯・井叔以下においても、井を特に井と記すものもあつて、その間に家系を異にするものもあつたようである。本器の井はいうまでもなく井侯徂である。

矿は地名。噩侯鼎にもみえ、競卣の𩁹もあるいは同じ地であろう。噩侯鼎に

王南征伐角訊、唯還自征、才矿、噩侯駿方、內豊于王

とあり、南征よりの歸途、ここで軍を留めている。おそらく成周に近い地であろうと思われる。郭氏いう。

王國維謂、彼鼎之矿、卽大伾、余意、當卽今河南汜水縣西北里許之大伾山、與濬縣東南二十里同名之山、有別

汜水は滎澤の少しく東に當る。また競卣に

隹白屖父以成𠂤卽東命、戍南夷、正月既生霸辛丑、在𩁹

とみえ、その地は東南征の經路に當る。東南夷に對する戰略上の要地であり、このときまで井侯がその地を領していたのである。「出矿」とは從つて從來の所領であつた矿を去つて、新たに井に侯となることをいう。井侯の名もその移封によつて定まつたものであろう。宜侯夨段に「王令虎侯夨曰、繇、侯于宜」とあつて、虎侯は宜に移封して宜侯と稱している。明らかに移封のことをいう金文としては、本器と宜侯夨段があるのみである。井の封地が河內の懷方面であるとすれば、矿とは河を隔てて南北の地である。

雩若二月、侯見𣦼宗周、亡述

雩若は書にみえる粤若・越若と同じ。小盂鼎にも「雩若翌乙酉」の語がある。靜段「雩八月初吉庚寅」のように、若字を加えない例も多い。

井侯は井に移封改易の命を受け、すでに移つたのち、宗周に赴いて見事の禮を行なつた。見は見事。賢段に「公叔初見于衞」、また匽侯旨鼎に「匽侯旨初見事𣦼宗周」の語がある。封建の册命を受けたときには、見事の禮を行なうのである。

「亡述」を古文審に亡違と釋するも、字異なる。下文に「亡尤」の語があり、字を尤に作る。獻段にも「亡尤」の語がみえ、述・尤は同字異文とみてよい。

洽王客葊京酌祀

洽は說文に「洽、遝也」とあり、洽遝は疊韻の字。沇兒鐘に「龢逾百生」とある逾とその義が近い。客は各の繁文、格の意。葊京は辟雍のあるところで、そこでは多く祭祀儀禮が行なわれた。大系に

いう。

葊京卽豐京、此與宗周、相距僅一日、其地復有**辟雝在**焉、其爲文王之舊都無疑、**史記周**本紀集解引徐廣云、豐京在**京兆鄠縣東**、有靈臺、鎬在上林昆明北、有鎬池、去豐二十五里、皆在長安南數十里、豐鎬相去甚近、故可崇朝而至、近時唐蘭又謂、葊京是豳、本銘卽其反證、葊豳距宗周亦甚遠也

近時陳夢家氏はまた葊京を鎬京と釋する說を出し、詩の鎬京辟雍とはすなわち金文の葊京辟雍であるという。そして宗周を岐山の地に比定しているが、兩地の間は一日に往來しうる距離ではない。鎬京辟雍は、おそらく葊京辟雍の荒廢の後、鎬池の附近に移されたものであろう。金文にみえる葊京儀禮は周初よりして昭穆期に及び、その後はみえていない。詩の鎬京辟雍は、鎬池に辟雍が移されたのちに歌われたものと思われ、その詩篇成立の上限を示すものとなしうる。郭氏は葊を豐と釋するも、豐は別に作册魖卣・小臣宅毁などにもみえ、葊とは別字である。ただ豐は地の大名にしてそこに葊京があり、そのため文獻にはまた豐京の名もみえている。三四三頁以下參照。彡祀は卜文の彡日、文獻の肜日に當る。尤も卜文には彡彡を並擧する例が多いが、本器の彡祀は、殷金文の豐彝「遣朽武乙彡日」・卬其卣一「遣朽妣丙彡日」と同例である。湌・遣は同義。

霽若翌日、才璧雝、王乘朽舟爲大豐

辟雍の制については、白虎通辟雍の條に古制に關する記載があるが、明らかでない點が多く、惠棟の明堂大道錄をはじめ、これを論じたものは少くない。潁谷の春秋釋例に太廟の異名八をあげ、淸廟・大廟・大室・明堂、辟雍・靈臺・大學及び總名としての宮名、合せて八であるという。しかし金文には射盧・宣榭・學宮などの名もみえ、祖廟を中心に多くの附帶的施設を有していたようである。惠棟はここで行なわれる儀禮を禘・宗祀・朝覲・耕藉・養老・尊賢・饗射・獻俘・治曆・望氣・告朔及び行政的な諸事としている。しかし金文にみえるところを以ていうと、辟雍の儀禮はそれほど廣汎な範圍に及ぶものとは考えられず、宗周が政治の中心であつたのに對して、葊京は神都的な性格のところであつたらしい。從がつて種々の宗教的儀禮がここで行なわれたことは疑なく、本器銘に記す儀禮のごときも、他の器銘にもみえ、何れも神事的な性質のものである。

「王乘朽舟」は、大池における漁の禮と關係があろう。靜毁にも同じく葊京において大池に鳥を射ることが記されており、井鼎においても王が井をして葊京の池水に魚を漁することを命じている。

辟雍という語も、靈臺をめぐる大池の形からその名をえたといわれる。詩の靈臺「於樂辟廱」の傳に「水旋丘如璧、曰辟廱」とあり、白虎通にも「水圓如璧」とみえる。詩の正義に引く韓詩說に、「天子之學、圓如璧」、また大戴禮明堂篇「明堂者、所以明諸侯尊卑、外水曰辟雍」などによると、明堂そのものが圓形に作られていて、それをめぐる外水も從つて圓形であると考えられていたらしい。漢書郊祀志に、武帝が明堂を造營したことを記し、水中の高樓に上帝を祀つたという。

辟雍の遺構に關する記述としては、酈道元の水經注泗水の條に、魯の泮宮について、

魯恭王殿之東南、卽泮宮也、……宮中有臺、臺南水、東西一百步、南北六十步、臺西水、南北四百步、東西六十步

と記していることが注意される。これによると、臺の西と南にL字狀の池があつたことになる。泮宮は外水が辟雍の半であるから泮宮と稱したという說もあるが、大體は川流を導入したものと思われ、必らずしも圓形の池であつたとは考えられない。莽京辟雍の場合でも、おそらくは豐水の流れがとり入れられていたのであろう。

大豐は大豐段にみえる。聞一多氏は大豐段の「王日三方」を「王汎三方」と釋し、辟雍三面の水上で儀禮が行なわれたものと解しているが、ここにはそういう記述がない。大豐の後に射禽のことが行なわれ、つづいて入寢の禮などがなされている。大豐段においても、大豐の後に天室の祀が行なわれている。兩者は同一の儀禮とみてよい。

大豐を封建の禮と關聯させて、周禮大宗伯などにいう大封之禮と解する注家も多いが、この器においては見事の禮がすでに終つて、たまたま王が莽京に彭祀を行なうに際會し、王に從つて助祭しているのであるから、見事の禮と大豐とが一聯の儀禮であるとはしがたい。大豐段では衣祀がその主要な儀禮であつた。

王射、大龔禽、侯乘弜赤旂舟從死、咸

大系に「王射大龔禽」と句讀し、「大龔禽、當是禽名、以聲類求之、疑卽是鴻」という。鴻雁の屬を射たとするのである。辟雍に鴻雁の屬が多かつたことは、詩の大雅靈臺に「白鳥翯翯」の句があり、孟子には齊の雪宮に鴻雁麋鹿の遊ぶことが記されていて、それらが放養されていたらしい。詩の大雅鳧鷖に「鳧鷖在涇、公尸來燕來寧」とあるのは、涇水の鳧鷖を以て、祖靈が鳥形靈として來現することを興したものであろうが、起原的には、冬季に鴻雁の類が沼池に飛來することから、そういう渡り鳥の下りたつ池沼のあたりを靈臺靈沼として、祖靈を祀る地としたのであろう。靈沼に放鳥放魚を行なうようになつたのは、後の形態であると思われる。

莽京の祭祀に漁することはしばしば金文にみえるところであるから、射禽のこともあつたであろうが、大龔禽を大鴻禽と釋するのは語法的に無理がある。大禽もしくは大鴻といえば足るところであるし、大の一字も不要といえよう。文錄・文選には、「王射、大龔禽」と句讀し、龔を供にして動詞とする。文錄にいう。

龔供同字、所謂虞人翼五豝、以待公發、西都賦所夸、命荊州使起鳥、詔梁野而驅獸、毛群內闐、飛羽上覆者也

すなわち淵叢を驅つて鳥を起發させる意とするのであるが、辟雍大池における射や漁は、遊獵のような規模で行なわれるものではない。

積微居は「王射大龔、禽」と句讀し、龔を郭說に從つて鴻とするも、禽は動詞によむ說である。

禽一字爲句、謂射而獲之也、卜辭云、乙巳卜、出貞、逐六馬、禽後上・三〇・一〇、逸周書克殷解云、武王狩、禽虎二十有三、貓二、此皆用禽爲動字者也、左傳襄公廿四年云、收禽挾囚、杜注云、禽獲也、王射大鴻、中而獲之、故云禽也

禽は金文においては獻禽・告禽など俘囚を擒にする意に用いるが、勿論鳥獸の場合にも用いてよい語である。また下文に「用龔義寧侯顯考于井」の句があり、龔を單用していて、郭・楊二家のよう

に鴻と釋しても文義の通ずるところであるが、鳥名は多く形聲の字に作り、字釋に問題が殘る。かつ鴻雁の大なるものを鴻というのであるから、大を付して大龔というのも疑わしく、「用龔」のように、牲禽の名をあげていう例もない。いま假りに供薦の供と解しておく。龔はまた𩏂にも作るが、供・𩏂は同義。王が自ら禽を射て、その禽獲を供して祀る意であろう。

赤旂舟は赤旂を樹てた舟である。周禮春官司常に

及國之大閱、贊司馬頒旗物、王建大常、諸侯建旂

とあり、また夏官大司馬職に

中春教振旅、……獻禽以祭社、」中夏教茇舍、如振旅之陳、……獻禽以享礿、」中秋教治兵、如振旅之陳、辨旗物之用、王載大常、**諸侯載旂**、……遂以獮田、**如蒐田之灋**、羅弊、致禽以祀祊、」中冬教大閱、……入獻禽以享烝

とみえるものは、必らずしも周初の古法を傳えるものではないとしても、なお參考とすべきであろう。龔禽はこの獻禽に當るものと思われる。禮記月令に、孟夏の月に赤旂を**載てる**ことを記している。これも五行思想による配當で、この器銘にいう二月とは季節が一致しないが、獻禽祀享の禮に赤旂を樹てる古禮があつたのであろう。

句末を郭氏は次句の之字までつづけて「死咸之」の三字句とし、

咸讀爲克滅韓宣多之滅、書君奭、咸劉厥敵、逸周書世俘、咸劉商王紂

といい、殺の義とする。しかし金文には咸を咸劉の意に用いた例をみない。文選に「死通尸、此則借爲事、事咸、猶言既事也」というが、それならば死の一字は不要である。金文には咸を一字句とする例があり、班設「令易鋚勒、咸」などがその語法である。死はおそらく尸に通ずる字で、この場合は尸陳の意であろう。漁のときには矢魚といい、禽のときには展禽という例であるが、尸は矢と同義とみてよい。古文審に字を餐と釋し、備食の意であるという。しかし餐禽のことは、經籍に所見がない。いま矢魚と同じく、展禽の義としておく。咸は儀節の終ることをいう。

之日、王以侯內㐆𡨦、侯易玄周戈

郭氏は之を上文に屬し、「日者、與下巳夕爲對、當表時刻、疑指正午」というが、咸はすでに述べたように儀節の終るを示す一字句。從つて之は下につづけて之日とよむべきである。字は時のようにもみえ、文錄・文選には時と釋しているが、之日は卜文にも多くみえる語である。積微居にいう。

之日謂是日也、卜辭云、乙卯卜、𣪘貞、今日王征于𩫖、之日、大采、雨、王不步粹・一〇四三

之を領格に用いる例は卜文・金文にあり、文獻では莊子にその例がみえる。

𡨦は卜辭・殷金文にみえ、寢の初文。そこで賜與が行なわれていることもあり、周金文の大室に當る。王が井侯を寢に伴なつているのは、井侯が周公の子にして周の一族であるからであろう。一般にはこの種の禮が行なわれることはなかつたようである。

「侯易」は被動形である。玄周戈を古文審・文錄・文選は周戈と二字に釋している。そして古文審は周を琱にして素錦琱柲の琱、琱戈とは「**以帛纏戈柄**」と解している。文錄は琱の字を充て、文選は玄に從う字形とみる。また大系・積微居は玄周戈と釋するも、その器制を說いていない。玄はお

そらく材質の色をいい、雕飾を施こした玉戈であろう。吉日劍に玄鏐などの語がみえ、戈に用いた銅質の色ともとれるが、雕戈には玉材のものが多い。もとより禮器として用いられたもので、その遺品も乏しくない。

霚王才庍、巳夕、侯易者䋣臣二百家、儕用王乘車馬、金[]・冂衣・市・舄

庍を文錄に「郎岸字」とするも疑わしい。睘・趞の器には厈という地名がみえるが、庍との異同は知られない。巳は十二支の巳の字で祀の義であろう。郭氏は巳夕二字を時刻の名とするが、夕は朝日夕日の夕で、もと祀禮の名である。積微居に

夕謂夕見、左傳昭公十二年云、右尹子革夕、杜注、訓夕爲莫見、是也

という夕禮とみてよい。大采朝日・小采夕日の禮は殷以來行なわれており、廷禮もそのときになされた。本器では、夕日の禮のとき、册命に伴なう賜與を受けている。「侯易」もまた被動形である。郭氏いう。

二侯易語、均言井侯被錫于王、與下侯乍册麥易金于辟侯同例、言侯之作册之麥、被錫金于我主井侯也、古文動詞用例、主動與被動無別、如小臣謎段、小臣謎蔑曆眔易貝

「侯易」は受賜者たる侯の立場から記述する形式をとつたものである。

「者䋣臣二百家」を古文審に「諸虎臣百家」と釋していう。

虎臣百家、即虎賁百人、古稱人爲家、禮記檀弓、管庫之士七十有餘家、史記封禪書、封泰山禪梁父者七十二家、令鼎、余其舍女臣十家、皆謂人也

虎賁の士百人を賜うたと解するものである。郭氏は「易者䋣臣二百家劑」とよみ、劑を奴券と解し、銘は奴隷の賜與をいうものとする。

者當讀爲赭、䋣字說文云、擊踝也、讀若踝、此當讀爲踝、言井侯受天子錫以赭衣踝跣之臣二百家之劵契也、此語可證古有奴劵

劑は劵契であり、その劑を賜うのは奴籍を與えられたと解するのであるが、者䋣臣を赭衣踝跣の臣とするのはやや奇僻に過ぎる。文錄には

䋣象執戈形、謂執戈拱衞之臣也、錫以拱衞之臣二百家

と解し、者䋣臣を侍衞の臣とする。また劑を濟にして咸と同じく事の畢る義とみている。文選は劑を「儕用」と下文につづけてよんでいるが、どう訓釋したものか知られない。

者は金文ではすべて諸の義に用い、諸の初文である。䋣は執戈の象を示し、武臣をいう。執戟の諸臣の意であることは疑ない。秦の穆公が晉の文公に紀綱の僕三千を與えたように、井侯はその新封に當つて王室から執戟侍衞の臣を與えられたのである。これを人僕奴隷の徒を賜うた宜侯夨段の文と比較してみると、兩者の賜與の相違するところが知られる。

郭氏が者䋣臣を赭衣踝跣の奴隷などと解したのは、劑を約劑にして奴劵とみたからであるが、銘文の字が劑と釋しうるかどうかにも問題がある。金文には約劑の字は未見。この字は殷𣪘盤三代・一七・一二・一の「儕孫殷𣪘作盨盤」の儕と同形である。「儕用王乘車馬」は、王の車馬等を以て賜う意で、儕はおそらく齎の義であろう。周禮外府に「齎賜予之財用」とあり、掌皮には「歲終則會其

財賚」の文がある。儕は車馬より市・舄までにかかる。この字を上文につけて二百家劑とよめば、車馬以下の賜物を承ける動詞がなくなるのである。

車馬を賜う例は多いが、王の乘に用いるものを賜與することは殊禮とすべく、それも井侯が周王の懿親であるからである。金□は下一字未詳。郭氏は金虢と釋し、「刻本詭變、幾不可識、以小盂鼎文較之、當如此、言金甲也」というが、字形は似ていない。古文審には金勒とし、車馬の具とみている。車馬の具としては金甬・金軛・金童などの名があるが、攸勒を金勒と稱している例はない。大盂鼎に

易女鬯一卣・冂衣・市・舄・車馬

とあり、その賜物は禮器・禮服・車馬という順序である。この器では車馬が特別の賜物であるので首に列した。大盂鼎の例でいえば、冂衣の前には秬鬯の器がおかれるわけであるが、あるいは車馬につづいて車馬の具を列したものかも知れない。字は幹・韓の形に似たところがあり、旗杠の類かとも思われるが、明らかでない。

冂衣を古文審に冕衣と釋し、郭氏もこれに據る。しかし金文の賜與に冕と衣とを合せていう例なく、冂は絅の省文と思われる。市は黹、蔽膝をいう。冂衣・市・舄は禮服として賜うものである。

以上は封侯の册命に伴なう賜與である。大盂鼎・宜侯夨毁とはたがいに出入あり、そこに各々王室との關係の相違を見ることができる。

唯歸、遲天子休告、亡尤、用龏義寧侯顯考于井

井侯がその本領に歸つて廟告し、祖靈を井の地に迎えることをいう。

遲は麥氏の諸器及び史頌毁にみえる。揚・將奉などの義をもつ語である。麥彝の「遲令」・史頌毁の「日遲天子顯令」は命を承け、この銘では「天子休」を承けている。史頌毁の語例に近いものには、中甗「日傳□王□休」・小克鼎「克其日用𩟄朕辟魯休」があり、遲は傳・𩟄と語義において近い。本器の末文には「用噣侯逆造、遲明令」とみえる。郭氏は「字書所無、大率乃光大顯揚之意」とし、文錄には「猶揚也」という。揚・傳・𩟄の語義を含む字である。

告は移封のことを以て廟告するをいう。亡尤は告祭して祖靈の允諾をうるをいう。郭氏らは「告亡尤」を句とするが、亡尤を以て告げる意と解したものかどうか、明らかでない。亡尤は繇辭的な語であるから、祭事の結果をいう語とすべきである。

告祭が終つて、新封の井に祖靈を移すいわば遷座の儀禮が行なわれる。用龏以下はその儀禮をいうものと解される。郭氏はその句を釋していう。

龏卽上大龏禽之龏、義其羽也、易漸之上九、鴻漸于陸、其羽可用爲儀、義古文儀

龏義二字を連讀し、鴻羽を飾とする意に解している。義は金文において二義の用法があり、後期金文においては專ら威儀の字に用いる。初期のものでは、たとえば師旂鼎「義敉叡厥不從厥右征」のように、宜の意に用いるものがある。ここもおそらくその用法でむしろ義寧二字を連文とすべく、祖靈を遷して鎭座させる意とみられる。「侯顯考」とは麥の辟君である井侯の文考で、おそらく周公であろう。その靈を井に迎える鎭座の儀禮を、麥が井侯を右けて行なつたのである。寧は卜辭に

は寧風・寧雨の儀禮が多くみえ、ここでは移封に當って祖靈を寧んずる禮を行なう意である。いわゆる歸寧の禮も、祖廟に對するものである。書の君奭「我亦不敢寧于上帝命」、詩の文王「文王以寧」・生民「上帝不寧」・鳧鷖「公尸來燕來寧」など、みな靈意を安んずることをいう。新封あるいは改易・移封によって家廟を遷すに當り、祖靈を招格してそのことを告げ、その靈を安んずる儀禮は必らず行なわれたであろうが、文獻には殆んどその禮を傳えるところがない。この銘はその缺を補うに足るものがある。

この禮において遷座を請うているものが顯考のみであることは、注意すべきである。井侯は麥盉にみえる井侯祉、すなわち祉盤にみえる祉で周公の子である。その家廟は周公を以て別子の祖とするもので、周初における宗法制の一端をみることができる。

侯乍册麥、易金于辟侯

「侯乍册」とは井侯の家臣たる作册の意。王官としての作册と區別したいい方とみられる。麥は上文における祖靈遷座の儀禮に與かって、井侯より褒賞として金を賜うたのである。このような祭祀儀禮は、作册の職掌とするところであった。

この銘文では雩・朽・于の三字を用いている。雩は雩若とつづけて句首に用い、朽は井侯の行爲に關する部分に、于は麥に關する部分に用いられている。意識的に使い分けられているようである。また顯考の顯は、後期金文に行なわれている字形である。銘が眞拓でないため確言はできないが、用字法や字形の上にも注意すべきことが多い。

麥䵼用乍寶障彝、用嗝侯逆遊、遲明令

揚字の下に「侯休」などの語が略されている。「嗝侯逆造」は令毀「用鄉王逆造」・小子生尊「用鄉出內事人」と語例同じ。嗝は賓を迎えるときの祼禮である。郭氏は大系新版に附記して、「嗝聲在歌部、燕在元部、歌元二部、可陰陽對轉」といい、字を燕と同義とみている。饗と同義に解しようとしたものであるが、嗝と饗とは儀節が異なり、周禮典瑞・鬱人には祼禮だけを獨立に記している。遊は造。字は屋形に從う。

唯天子休于麥辟侯之年、盟孫々子々、其永亡冬、冬用遊德、妥多叐、享旋走令

「唯天子」の句は大事紀年の形式で、麥の辟侯たる井侯が天子の休命を受けた年、すなわち井侯移封のことを以て年を紀した。盟を郭氏は戎にして汝の意であるという。

盟字、與說文膿之作盟者相似、疑摹刻有失、可讀爲民勞戎雖小子之戎、鄭玄云、戎猶汝也

說文の字は自に從わず、由に從う形であるが、いま便宜に從う。文錄には字を洎と釋し、文選には「吳北江先生曰、盟卽眔字、見盤庚、今作洎」という。洎は暨と同字。金文の語法としては、「子々孫々」の上に爾汝の語をおく例がなく、この場合、吳說のように眔と解する方が適當である。走毀に「走其眔厥子々孫々、萬年永寶用」の語がある。逮及の義である。

亡冬は亡終。狄毀にみえる。冬字下に重文あり、下句においては副詞に用いる。終を副詞に用いる例は稀である。

造德の語も他にみえぬものであるが、敬雍德經の意であろう。妥は綏。多叐を文錄・文選に多友と

釋するも、伯𢦚𣪘に「隹用妥神懷」、蔡姞𣪘に「用妥多福于皇考德尹叀姫」のように用いる例があるから、郭氏が多祜と釋しているのをとるべきである。

「享奔走命」を文錄に「享考之神命」と釋するは誤る。奔走は異構の字である。

訓讀

王、辟井侯に命じて、矿を出でて井に侯たらしむ。雩若に二月、侯、宗周に見するに、尤亡し。王の、葊京に格つて酌祀するに迨ふ。雩若に翌日、辟雍に在り。王、舟に乘りて大豐を爲したまふ。王、射て大いに禽を龔供す。侯、赤旂舟に乘りて從ひ、死ぬ。咸る。之の日、王、侯を以ゐて寢に內る。侯、玄彫戈を賜はれり。雩に王、庥に在りて巳夕したまふ。侯、諸妍臣二百家を賜ふ。王の乘に用ふる車馬・金□、冂衣・市・舄を齎らる。

唯歸りて、天子の休に還へて告したるに、尤亡し。用て龔して、侯の顯考を井に義寧す。侯の作冊麥、金を辟侯より賜ふ。麥、揚へて用て寶障彝を作る。用て侯の逆造に嘼し、明命に還へむ。唯天子、麥の辟侯に休したまふの年なり。孫々子々に盟ぶまで、其れ永く終ふること亡く、終に用て德を造し、多祜を綏んじ、享く命に奔走せよ。

麥尊の銘は尊銘としては有數の長文であり、かつその內容は古代の册命儀禮に關する重要な資料であるが、その眞拓・器影を傳えていないのが惜しまれる。大豐の禮は本器と大豐𣪘とにみえるのみであり、特に受封入土の際の儀禮を記しているものは本器のみである。語彙語法の上にも特異な點がみられ、周初の注目すべき彝銘の一である。文錄にいう。

此邢侯就封之始、矞皇典麗、可補禮經、周公之胤、凡蔣邢茅胙蔡、與魯而七、而邢爲盛、金文邢伯邢叔、所在多有、就封之始、赫奕如是、詩人所以稱邢侯之姨也

詩は衞風碩人の篇。時期甚だ下り、周初の井との關係は知られない。ただ井氏は金文にもその後伯・叔・季の諸家がみえ、非常な盛族であつたことは疑ない。

麥器の時期について、郭氏は次のように說いている。

統觀各銘、辭均古樸、用字多與盂鼎周公𣪘等相同、而麥尊麥彝之花紋器制、亦非昭穆以後物、益以孫氏所言字體、必爲康世之物無疑、麥尊之王令辟井侯出矿侯于井、與周公𣪘之王令焚冞內史曰、葊井侯服、蓋相關聯也、又尊銘言、寧侯顯考于井、則知麥辟井侯、竝非始封于井者、認爲康世、亦正相宜

その時代觀は大體において正しいが、麥尊の銘文中、「王令辟井侯出矿、侯于井」とあるのは井侯としての始封をいい、盉・方鼎の井侯征が征盤の征であるとすれば、この井侯は周公の子である。周公の卒世は成王初年にあり、その子征が舊封の矿から井に移つた時期は明らかでないとしても、大體成末・康初より下ることはありえない。そして井侯の移封に關係ある焚・麥諸器の時代は、概

ねその時期に入りうるものである。

麥氏の器は四器。尊に井侯の移封をいい、他の三器はみな麥が井侯より嗝禮を賜うことをいう。その職は作册であり、𤼈毀にみえる𤼈・內史らとともに、井侯の祭祀儀禮を佐けた。𤼈・內史は王命を受けて井侯の下に配せられたが、作册麥は井侯の家臣である。いま井侯の入封に關聯する𤼈氏と麥氏との器をここに列しておく。

昭和四十年十月　初版發行
平成四年十月　再版發行

發行所　神戸市東灘區住吉山手六丁目一番一號
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ內中町五〇
中村印刷株式會社

白鶴美術館誌

第一二輯

白川静

金文通釋 一二

六一、大盂鼎
六二、小盂鼎

婪子方尊

財團法人 白鶴美術館發行

六一、大盂鼎

器名　盂鼎 攈古　全盂鼎 積微居

時代　成王 從古・愙齋・韡華・麻朔　康王 大系・通考・斷代・唐蘭　穆王 董作賓

出土　「出郿縣禮邨」攈古　「道光間、岐山出土」奇觚　「道光中岐山河岸崩、出三大鼎、皆爲邑紳郭氏所得、周雨樵大令宰岐山、取其一」綴遺

收藏　「潘文勤公藏器」愙齋　「右潘師器、鮑康觀古閣叢稿跋此鼎云、道光間岐山出土、初爲宋氏所得、置祕室、不以示人、周雨樵偵知之、遽豪奪去、余曾乞其打本、請觀則不可、雨樵逝、此鼎復出、左相國購以重貲、心源案、光緒初、潘文勤師聞鼎在關中、函致左文襄公乞打本、左卽遣人輦鼎贈之」奇觚　「盂鼎大小二器、據劉燕庭說、與虢盤同出岐山禮邨、先後爲縣令宣城李文瀚・嘉定周雩雨樵所得、此由袁文誠歸左文襄、文襄贈與潘文勤」周存　「今陳列在上海博物館」斷代

なお出土・收藏の事情については參考の項に附載した。

著錄

器影　恒軒・九　麻朔・一・三二　大系・五　通考・四五　斷代・三・圖版一一，一二　盂鼎・五・一三　二玄・一八四　上海・二九

銘文　從古・一六・三一　擦古・三之三・三一　窓齋・四・一二　奇觚・二・三四　周存・二・一〇
綴遺・三・二三　大系・一八　小校・三・四一　三代・四・四二　書道・五四，五五　河出・一九九
盂鼎・一四　Dobson・二一〇　二玄・一八三　上海・二九

考釋　餘論・三・四六　觀堂古金文考釋・一　韡華・乙中・五七　大系・三三　文錄・一・五
文選・上二・二　厤朔・一・三二　通考・二九二　積微居・五八　斷代・三・九三　奴隸制時代・卷首
高鴻縉　大盂鼎考釋　南大中文學報一　一九六二・一二

大盂鼎

器制　斷代にいう。「器通高一〇二・一糎、耳高二一・三糎、耳寬二六・四糎、足高三一・五糎、足底圓徑一〇・八糎、口徑七八・四糎、腹徑八三糎、腹圍二五八糎、腹深四九糎、重一五三・五瓩」。なお詳細な實測は「盂鼎・克鼎」上海博物館・一九五九年に記されている。高さ三尺を超え、制作重厚、堂々たる偉容をもつ大鼎である。項下に饕餮文一道、また足にも饕餮文を飾つている。饕餮は角飾・身尾が頭部から離れて各々獨立した乙字形をなし、地は雷文を埋めている。また帯文の部分と足には翼稜がある。器腹は下脹らみで少しく傾垂があり、足は比較的短い。日華事變中、再び土中に埋藏し、戰後に掘り出されたが、何ら損傷するところはなかつたという。

銘文　一九行二九一字。前段一〇行。後段九行。行各々一五字。奇觚に「釋者十餘家、不暇記也」という。

隹九月、王才宗周、令盂

王國維いう。

金文中、凡稱鎬京曰宗周、洛邑曰成周、穆天子傳乃云、自宗周瀍水以西、稱洛邑爲宗周、可知其爲六國後人語矣

宗周を鎬京と解するのは定説とみてよいが、陳氏は宗周を以て岐山の地としている。臣辰卣の條三四四頁參照。

王若曰、盂

册命のはじめに述べる語。この器が初出である。「若曰」とは傳聞の語法で、史官が王の語を傳達する形式である。若は孟子梁惠上「以若所爲、求若所欲」の若と用法同じ。以下の記述は四部に分

れ、各節上に「王曰」の語を用いている。後期の器においては、この前に册命の廷禮を記すのが例である。

不顯玟王、受天有大令

王氏いう。

文王作玟王、下文武王亦作珷、並從王、與歸夆敦同、但歸夆敦云、朕不顯祖玟珷、膺受大命、殆以玟珷爲文王武王二字合文、此云玟王珷王、則玟珷各自爲字

王氏のいう歸夆㲃とは彔伯㲃のことである。この器と同じく、「王若曰、彔伯、朕不顯且玟珷、膺受大命」の語がある。その表現も似ており、玟珷をこの字様に作っていることが注意される。本器の下文にも「在珷王、嗣玟乍邦」とあり、玟珷は各々一字であることが知られる。

陳氏は「天有大令」を「天佑大命」にして受の賓語とし、詩我將「維天其右之」・易大有「自天佑之」・詩小宛「天命不又」・易无妄「天命不佑」、また書の多方「昊天大降喪于殷、我有周佑命」・君奭「天維純佑命」などの語例をあげ、「卽文王受到天佑之大命」と訓している。天有を天佑と解するものであるが、天の保有する大命の義とみてよい。金文には天祐の語はない。

在珷王、嗣玟乍邦

大豐㲃に「不顯王乍省、不緣王乍庚」とあるのと語義同じ。「在珷王」は書の無逸「其在祖甲」と同じ語法である。「乍邦」について、王氏は詩大雅の皇矣「帝作邦作對」の句を引いている。

闢厥匿、匍有四方、畯正厥民

闕は古文の闢字。説文門部に「闢開也」とみえ、重文として闕を出し、虞書の「闢四門」の文を引いている。匿は慝。陳氏は闕を辟の假借とし、辟治の義としていう。

辟字、同于説文辟下所引虞書、此假作辟、説文、辟法也、嬖治也、爾雅釋詁、辟辠也、廣雅釋詁三、慝惡也、辟厥匿、即刑除紂及其惡臣、逸周書世俘篇曰、則咸劉商王紂、執矢惡臣百人、武王乃廢于紂矢惡臣百人、周頌武曰、于皇武王、無競維烈、允文文王、克開厥後、嗣武受之、勝殷遏劉、耆定爾功

彔伯䤵𣪘に「右闕四方、惠囝天命」とあり、闕を四方に對して用いている。やはり闢の字として解する方がよい。本器では「闕厥匿、匍有四方」と下句に四方の語を用いる。

「匍有」について、王國維は書の金縢「乃命于帝庭、敷佑四方」の句を引證している。積微居にいう。

按匍有義難通、匍當讀爲撫、襄公十三年左傳云、赫赫楚國、而君臨之、撫有蠻夷、奄征四海、以屬諸夏、又昭公元年云、君辱貺寡大夫圍、謂圍、將使豐氏撫有爾室、又昭公三年云、君……若惠顧敝邑、撫有晉國、賜之內主、秦公鐘云、匍又四方、匍亦當讀爲撫、禮記文王世子云、君王其終撫諸、鄭注云、撫猶有也、撫與有義同、故二文連用、匍與撫古音同、故二器皆假匍爲撫矣

書金縢云、乃命於帝廷、敷佑四方、敷佑亦當讀爲撫有、……王靜安以敷佑四方證此銘之匍有四方、字音雖合、而義則不明也

秦公鐘の「匍又四方」は秦公𣪘では「竈囿四方」とかかれており、撫有とは必らずしも同語でないようである。それぞれ一時の用語であったとしてよい。叔夷鐘に「咸有九州」、また詩の執競には「奄有四方」の句がある。

「畯正厥民」は上二句を承ける。金文では畯を宗周鐘「㪤其萬年、畯保四或」・大克鼎「天子其萬年無疆、保辥周邦、畯尹四方」、あるいは頌鼎・克盨「畯臣天子」のように用いる。畯正・畯保・畯尹はみな語例同じ。文獻では畯をこの義に用いる例はない。

在雩御事、䖒酉無敢酖

上句について王國維いう。

雩古文粵字、説文分雩粵爲二字、失之矣、在粵、疑粵在之誤倒、書酒誥、越在外服、越在內服

雩はこの場合于の緐文とみてよく、誤倒ではない。書を證として金文を誤とするのは本末を誤る。また御事を內服・外服に對して官名とみているようであるが、官名としては御正・御史の例あるも、御事はこの場合動詞的な語であろう。

御・事は語原的には何れも祭祀を意味する語で、御には禦祀の義と用御の義があり、事は祭祀をいう。のちにはひろく儀禮一般より、政治・行政をも事という。洹子孟姜壺にいう。

用從爾大樂、用鑄爾羞銅、用御天子之事、洹子孟姜、用气嘉命、用旂眉壽、萬年無疆、御爾事

右の文中、二ケ所に御と事とを析用している。本銘の御事もこの用法とみるべく、祭事に従うときに、飲酒を愼しむべきことを述べたものと思われる。書の酒誥にも御事の語があり

惟御事、厥棐有恭、不敢自暇自逸、矧曰其敢崇飲

という。文義もまたこの銘にいうところと似ている。

𠭰を奇觚に取と釋し、「𠭰取也、說文、𠭰叉取也、寅篕、奪𠭰行道、亦是奪取之義」という。陳氏は𠭰酒とつづけて助酒と訓しているが、何れも文義において妥適でない。許子鐘「中翰𠭰煬」の句からも知られるように、𠭰は且の音によみ、「中…𠭰…」は詩の「既…且…」・「終…且…」の語法に當る。金文においては𠭰を發語あるいは感動詞によむ例が多く、韡華・積微居にはこの𠭰を感動詞として扱つている。大保𣪘に「王伐彔子耶、𠭰厥反、王降征令于大保」の文があり、𠭰には及の義も含まれている。いまその義によんでおく。

醆を王國維は醮の初文としていう。

　醆、从酉貢聲、貢卽𤆎字、說文、𤆎小熱也、詩曰、憂心如𤆎、今本誤作𤆎𤆎、詩大雅正義所引不誤、以聲類求之、疑卽醮、經傳通作湛、𤆎聲在談部、甚聲在侵部、二部最相近

「無敢醆」は下文の「無敢醿」と對句をなし、醿は酒に擾亂する意であるから、醆も過度の飲酒の義であろう。孫釋には字を酣の假字とし、奇觚には酷と釋し、高氏も字を酷の初文であろうとして「殆舌傷酒嚴烈之意」というが、酒に沈湎酖溺する意である。

有□䔍祀、無敢醿

䔍は烝。上句を郭氏は「有祡烝祀」、陳氏は「右祡烝祀」と訓する。上文の「在雩御事」と相對する語で、何れも祭事を行なうをいう。從つて文は「□し烝祀すること有るも」と訓むべきである。

第二字は字形甚だ奇異にして釋しがたいが、文義よりみて祭儀の名であると思われる。

醿を王氏は未詳とし、高氏の考釋には醉の初文とする。右旁は夒の形であり、音を以ていえば擾に近い。上文の醆に對する語である。詩の小雅賓之初筵に「是曰既醉　不知其郵」という。「無敢醆」・「無敢醿」とは醉亂を戒める語である。

古天異臨、子灋保先王、□有四方

古は故。下文に「古喪𠂤」の語があり、何れも故と訓する。師詢𣪘「王曰、師詢、哀哉、今日天疾畏降喪、秉德不克妻、古亡承于先王」も同例である。班𣪘には故の字を用い、「隹民亡徣、在彝、忝天命、故亡尤、在顯」とみえ、早くから故の字も用いられていたのである。異は翼。「異在下」・「趩々」など、みな翼の音でよむべき字である。灋は金文では概ね廢の義に用いる。下文にも「盂、若巧乃正、勿灋朕令」の語がある。王氏いう。

　灋讀爲廢、廢大也、詩小雅、廢爲殘賊、釋詁、廢大也

灋保を大保と訓するものである。しかし灋保は、大克鼎「肆克龔保厥辟龔王」・叔向父禹𣪘「奠保我邦我家」・毛公鼎「臨保我有周」などの語例に徵すると、灋保も二字連文の語とみてよい。上二句の意を、王氏は書の召誥「天迪從子保」と同義とする。詩の周頌時邁にも「昊天其子之」の句がある。高氏は子を爾汝の意とするが、金文にその用法はない。子は保に對する副詞的な語で、也𣪘「懿父廼是子」は子を動詞に用いた例である。

以上はすべて文武のことをいう。從つて先王とは文武のことである。郭氏は

　卽指成王、如依舊說爲指文武、則辭語犯複、且不得言故、細心讀之、自能知其然

というが、下文に殷の墜命のことをいい、その原因を肆酒のためとし、上文に酒を愼しんで天の眷寵をえたことを論じているのであるから、ここは受命を主題とした文である。成王一代のことに限るべき理由はない。

有の上一字は、泐損して識られない。敷有・奄有の意であろうが、殘畫からみてその何れでもない。孫氏は聞と釋するも、それでは文義が通じがたい。

韡華に、上文に先王受命のことを追述しているのは、盂が武成の二王に歷事した人であるからだというが、ここはただ往事を追述し、先王受命の因るところを述べて將來を戒めたものとみられる。韡華は器を成王期に屬するものとして、說を成しているのである。

我聞、殷遂令、隹殷邊侯田雩殷正百辟、率肆于酉、古喪𠂤

聞を王氏は昏と釋していう。

昏之言勉也、勞也、昏殷隊命、猶他器言勤勞大命矣

殷の墜命に勉めたと解したのであるが、文義が下につづかない。かつ昏の字釋も確かでなく、蔡𣪕「死嗣王家外內、毋敢又不聞」・者減鐘一「其登于上下□□、聞于四旁」などの語例からみても、字は聞と釋すべきである。郭氏はこの聞の一字に注意し、器銘は殷の墜命を傳聞として記しており、器が康王期に屬する一證であるという。

又如言我聞殷墜命之一聞字、亦可注意、殷之亡爲成王所目睹、康王則當得自傳聞矣

遂を王氏は隊、郭・陳氏らは述にして墜の假借字とする。王氏は書の君奭「乃其墜命」の墜を、魏の三體石經古文の字形がこの字形に近いことを指摘している。朮は象の形の變化したものと思われ、銘文の字は遂、墜の初文である。

「殷邊侯田」は令彝に「諸侯、侯・田・男」とあるものに近い。殷以來、外服の諸侯に侯・田・男の別があつたのである。雩はこの場合眔と同じく連詞。「殷正百辟」は令彝にいう卿事寮・諸尹・里君・百工に當るものであろう。邊侯田は書の酒誥にいう外服、正百辟はその內服とみてよい。令彝の條參照。

率は相率いる意。肆は王氏缺釋。肆習の意であろう。書の酒誥に「荒腆于酒」・「庶群自酒」とあるように、殷滅亡の因は、殷人が酒に耽湎したためとされている。殷の彝器には酒器が多く、祭祀に當つても巫俗が盛であつたので、周人からみればそれは敗德の因と考えられたのであろう。

古は故。上文にもみえる。郭氏は𠂤巳を純祀とよみ、「純、大也、祀有傳統之義、故純祀猶言大統」という。𠂤は師の初文。喪𠂤とは敗軍をいう。巳を祀に用いる例はなく、喪𠂤は上文墜命と對文、卜文にみえる噩𠂤・噩衆と同じく、師衆の離散することをいう。高氏は𠂤巳とつづけて師祀、すなわち祀戎の義とするが、金文では祀を巳に作る例はない。上文にも烝祀の語がみえ、字を祀に作つている。

巳、女、妹辰又大服、余隹卽朕小學

巳は文首におく感動詞。毛公鼎にも「王曰、父厝、巳、曰……」の例があり、經籍にも習見する。本器銘や毛公鼎のような長文の册命を記したものには、その語氣をも寫す表現をとることが多く、

そのためときに感動詞を加えている。下文にも「王曰、𣅀」のような句がある。この文は書の大誥「巳、予惟小子」の巳であるが、陳氏は洛誥の「余往巳」の例をあげて器銘の巳を終助詞とし、字を上文に屬している。しかし毛公鼎では巳を句首におき、また書においても、前掲大誥の文や洛誥「公曰、巳、汝惟小子」・「王曰、公定、予往、巳、公功肅將祗歡」など、句首とみるべき例が多い。

妹辰は王釋に未詳という。以下二句は文意のとりがいたところである。從古には妹を妹邦の義とし、奇觚は女と妹とを同格の語として「女妹卽盂爲衞人矣」というも、前後の脈絡がえられない。近時李平心氏の「大盂鼎銘女妹辰又大服解」中華文史論叢第五輯、一九六四・六にも、妹辰を古衞國の別名とし、妹を妹邦、辰は振にして殷の祖王亥の別名、「女妹辰」とは詩の蕩「咨女殷商」の意であると論じているが、奇觚の說と同斷である。韡華にはこの句を牝雞の晨する意であるという。

按韓非子詭使篇、女妹有色、辰或通晨、牧誓、牝雞無晨、卽此義、言紂寵女色、使之晨夕、與天下之事也

これは「女妹晨、有大服」とよみ、殷紂のことを追述した語とみるものであるが、上文にすでに語端を改めて「巳、女」といい、以下は輔弼のことを以て盂に囑する語がつづいており、殷事を追述することはすでに終つている。

愙齋に「妹辰」を「猶昧爽也」という。易略例「明微、故見昧」の釋文に「昧本作妹、又作沬」とあり、妹・昧は通用の字である。小盂鼎・免𣪕には昧爽の語を用いている。

大服は班𣪕・番生𣪕にもみえる。班𣪕「登于大服、廣成厥工」・番生𣪕「不顯皇且考、穆〻克誓厥德、嚴在上、廣啓厥孫子于下、勵于大服」のように用いる。大服とは重要な職事をいい、王の職事をいうことが多い。ここでは、この昧爽に行なわれる大禮について、輔弼を命ずる意で、職事の內容は下文に記されている。

卽は卽位・卽大廷・卽命のように用い、位や職事に卽くをいう。朕は領格。小學は靜𣪕にみえる學宮と同じく、儀禮を行なう場所であろう。周禮大司樂に學政に與かるものとして、「凡有道者有德者、使教焉」とあり、その職には有道の長老者が命ぜられた。學は辟雍にあり、辟雍儀禮の行なわれる諸宮の一である。文は盂に對しその職事を命ずるをいう。下文に詳說されている盂の職事は、學宮における教戒のことにとどまらず、王德を輔弼し、戎事・聽訟のことにまで及んでいる。

郭氏はその大系新版に附記していう。

妹辰二字、舊未得其解、今案、妹與昧通、昧辰謂童蒙知識未開之時也、盂父殆早世、故盂幼年卽承繼顯職、康王曾命其入貴冑小學、有所深造

幼年にして盂は大服を嗣いだので、余は盂を朕が小學に卽いて學習させたと解するのである。しかし妹辰を幼時とし、少年學習のときをいうとするのは殆んど曲說に近く、ここは下文にいう册命儀禮に關する文とみるべきであろう。盂の若年學習のことをいうものではなく、有道長老の人として小學における教導を命じた語である。

女勿昆余乃辟一人

依囑のことを總括的に概言する。第三字を奇觚に勝の義をもつ字とし、「此言、女勿有勝我之心、

埜欲其聽訓」というも、誥命の辭として適當でなく、下文の銘辭と對應しない。文錄に字を剋と釋していう。

剋者刻責期待之意、克刻同字、微子、我舊云刻子、後漢書李賢注、刻猶責也、此言勿過期待我、當輔弼我、辟輔也、寅簋、用辟我一人、師望鼎、用辟于先王、幷同

剋は刻責の意で、これを期待の義とするも、「勿過期待我」の意とはならず、またこの場合文義としても不似合である。陳氏は「勿勉」と釋して二字連語とし、古語の密勿と同語とする。

勉字从免从刀、舊不釋、此字亦見漢世君有行鏡銘中、西周金文則爲人名、三代・八・二〇・一、又從肉从免之字、見本文第八（小臣謎段）・四四（耳尊）等器、勿勉、卽詩十月之交、黽勉從事、漢書劉向傳引作密勿

勿毘の二字を黽勉と解する說は、すでに韡華にもみえているが、黽勉は自ら勉めることをいう。この部分の文意は、毛公鼎・師詢段に「欲女弗以乃辟圅于艱」と似ており、輔弼の責を求める語とみられる。

陳氏は上文以來の文意を總括して

女妹辰又大服、余隹卽朕小學、女勿勉余乃辟一人、似說盂早年（昧晨）有服位、就事于王之小學、勿勉于王、故有下今余隹令女盂云云

という。「盂よ、汝は早年に服位の事を命ぜられて事に王の小學に卽き、王を敎戒すべき職務にありながら、王に敎えることがなかつた。それで今、汝に以下のことを命する」の意であるが、誥命の語としては甚だ優渥の意を失なつたものである。郭氏の新版も妹辰を早年の義と解している。第三字は字釋の困難な字であるが、小獸の象に從う。それで柯・陳氏らは兔に從う字とみて勉と釋したのであるが、兔とは字形異なる。おそらく毘の初文であろう。爾雅釋訓に「夸毗體柔也」とあり、李巡の注に「屈己卑身、求得於人曰體柔」とみえる。爾雅の訓は詩の大雅板「無爲夸毗」の夸毗を釋したものであるが、「無爲夸毗」はまさに「勿毘余乃辟一人」と同じ意である。それはまた毛鼎・詢段の「欲女弗以乃辟圅于艱」とも文意が通ずる。天子たる我に媚佞することなく、善を責めて直言せよと命じているのである。

「余乃辟一人」は「乃辟」と「余一人」との結合したもので同位語。毛公鼎には「乃辟」・「余一人」・「我一人」の語がみえる。

以上は、まず殷の墜命と周の受命のことをいい、盂に册命するに當つて誠實につかえることを命じた語である。特に殷の墜命を述べているのは、周書五誥の類にしばしばそれをくりかえしているように、殷人に對して、新王朝たる周への臣服が天命によるものであることを納得させようとする趣旨である。

今我隹卽井亘于玟王正德、若玟王令二三正

井は刑。金文には懷井・帥井・明井等の語があり、儀刑とするをいう。亘を窸齋に憲、奇觚に黽、餘論に稟と釋する。井亘の語は叔□鼎西清・二・二七にもみえる。「卽井亘」とは典刑に就く意である。若を文錄に「若及也、刑法文王及文王所命之二三執政」というも、若をその意に用いた例はない。

他の用法としては「雩若」・「若召公壽」・「王若曰」のほか、若順の義に用いるものに「世々是若」・「子孫是若」があり、毛公鼎に「告余先王若德」の語がある。この銘では「郈井亯于玟王正德」と「若玟王令二三正」と對文、若は「郈井亯」の意である。「玟王令」は「二三正」にかかる修飾語。文王の正德を儀刑とし、文王の定めた職事と施政方針を變更せず、それを循守することをいう。以上は王の執政の方針をいう。

今余隹令女盂𨜾燮

文錄に燮を艾と釋し、「艾治也」という。文選もその字釋を承けているが解を異にし、「燮舊釋艾、輔召耆艾」と注している。韡華は昭艾と釋し、文錄と同義。餘論は燮を勞の省文とするが、いずれにしても文義は順でない。

郭・陳・高氏らは燮を人名とする。周初成康期の前後に燮・燮子などの諸器あり、小盂鼎には「王令燮」の語がある。しかしこの語は下文の「𨜾夾」と相對するもので、燮が人名ならば夾もまた人名でなくてはならぬ。郭氏はそれで夾をも人名としているが、文意を以ていえば、この王命は他人の輔佐を命じたものでなく、王德の輔弼を命ずる語である。いま兩條の文を對照すると次のようになる。

今余隹令女盂𨜾燮、丂雝德巠、敏朝夕入讕、享奔走、畏天畏

王曰、盂、廼𨜾夾、死嗣戎、敏諫罰訟、夙夕𨜾我一人、豋四方

「𨜾燮」は「朝夕入讕」・「畏天畏」の語などからみても、これは燮を輔佐することを命じた語とはみえず、また「𨜾夾」は下文に「夙夕𨜾我一人、豋四方」と承けていて、これまた王の輔弼を命じた語である。これを以ていえば、𨜾燮・𨜾夾の二字は各々連文の動詞とみるべきである。

𨜾は下文に「夙夕𨜾我一人」とあつて輔相の義。周禮大行人「則詔相諸侯之禮」の注に「詔相左右、教告之也」という詔と同じ。周禮には詔をその義に用いる例が多い。

燮を方濬益等は燮と釋している。字は炬火を交叉する象。その形象よりいえば熒に近く、文義からいえば榮・燮などの義が考えられる。いま字のままに燮と隷釋しておく。

丂雝德巠、敏朝夕入讕

「丂雝德經」は班𣪘にいう「敬德」と同じ。敏は勉。朝夕は夙夜と似た語であるが、何れかといえば、夙夜は祭事に用い、朝夕は政事に用いる。尤も金文では朝夕を克盨「其用朝夕、享于皇祖考」のように祭事に用いることがあり、また經籍では詩の雨無正「三事大夫　莫肯夙夜　邦君諸侯　莫肯朝夕」のように兩語を同じように用いる例もある。この文は上を承けて王の政事を助けることを命じている。讕は諫の緐文。盂は他人の輔佐を命ぜられているのでなく、王を輔弼入諫する任務を與えられている。

享奔走、畏天畏

享は副詞。奔走はもと祭祀用語であるが、ここは敬德入諫を承けていう。天畏は天威。詩の我將「我其夙夜　畏天之威」、書の康誥「天畏棐忱」などの例があり、金文では班𣪘に「亡不成昇天畏」とみえている。

以上、「王若曰」以下、册命の第一節である。以下節の改まるごとに「王曰」の語を著けて語端を改めている。

王曰、〓、令女盂、井乃嗣且南公

〓を從古に永、奇觚・窓齋に於、文選に烏と釋している。韡華に示と釋し、「示命、文誼亦通」というも「令女盂」の三字は一讀、上文にもみえており、〓は一字句である。黺鎛・僎兒鐘にみえる於字は、この形に近い。說文「烏、孝鳥也」の重文に古文二字をあげているが、その字の左偏はこの形から脫化したものとみられる。於・烏の二字はもと一系の字であるらしく、說文には於字をあげていない。

說文㫃字の條に「旌旗之游、㫃蹇之皃」とあつて次に古文をあげ、「古文㫃字、象旌旗之游、及㫃之形」という。おそらく於と關係のある字で、於㫃は雙聲である。游絲・羽飾を示すものであるらしい。いま於と釋して感動詞とする。〓に近い字形が金文の烏や鷫𪄌の字に含まれており、游絲・羽飾を示すものであるらしい。いま於と釋して感動詞とする。

井は帥井。帥井の語は金文に習見する。南公は何人であるか知られないが、盂の祖に當る人である。盂の家はその祖南公のときよりして周室に忠順を致し、それでその孫に當る盂にも、南公を儀範とすることを命じたのである。器を成王期に屬する說は、その點からみても早きに失することが知られる。「乃嗣」は南公にかかる修飾語。「天有大命」・「余乃辟一人」のような修飾語の加え方が當時行なわれていたのである。後文によると、盂は册命の證として南公の旂を賜うている。嗣襲の際に祖考のものを賜う禮があつた。

以上、册命の第二節。服事を嗣ぐことを言わず、祖に帥井することのみを命じている。これは後期の册命形式金文と多少異なるところである。後期の册命ではまず册命の廷禮を記し、官職服事を授與するのに嗣襲の次第を述べ、末に訓誥の辭を添える。本器は下文の賜與からいうと殆んど封建にひとしい內容をもつもので、單なる官職册命とは異なるようである。

王曰、盂、廼𠭯夾、死𤔲戎

郭氏・高氏は夾を上文の「𠭯燮」の燮と同じく人名とするが、その人物については何も述べていない。金文には夾𠭯と連用する動詞があり

禹　鼎　　不顯趠𧾷皇且穆公、克夾𠭯先王

師訇設　　用夾𠭯厥辟、奠大令

のように用いられる。𠭯夾と夾𠭯とは同語であろう。これを以ていえば、上文の𠭯燮もまた二字連文の動詞によむべきである。

死𤔲も二字連文。攈古に「𤔲戎」とつづけて、「卽小司寇之職」といい、下文の「敏諫罰訟」がその職事に當るとし、餘論もその說をとつている。死を一字單用するものは

師𤞞設　　余令女死我家、𣪕𤔲我西隔東隔僕馭百工牧臣妾

のように末期の金文にみえるが、この文も死・𤔲を上下に析用したものであり、後期金文には概ね「死𤔲王家」・「死𤔲𢍰人」・「死𤔲燮公室」のように二字を連用する。戎は戎工・戎兵のようにひろく兵事をいう。しかし凡そ死𤔲という語は特定の職事を掌る意味であるから、この場合の戎は特定

の職事の對象としての戎をいう。金文では戎を種族の名として用いる例が多く、班𣪘「伐東國𤞷戎」・不嬰𣪘「戎大同、從追女、女彶、戎大敦伐」は何れも異種族の名である。「死嗣葬人」の語例からいうと、戎にも異族奴隷として王室に隷屬しているものがあつて、その管理のことを以て盂に命じたのであろう。小盂鼎によると、盂は鬼方と戰つて大いにその虜醜を獲ている。この戎は北方種族のものと考えられる。

敏諫罰訟、夙夕醟我一人、登四方

諫は從來諫あるいは勅と釋されている字であるが、陳氏は說文の「諫、謹也」の諫としている。その字釋はすでに餘論にみえるものであるが、謹飭の意とすれば勅と釋してもよいところである。書康誥「克明德愼罰」・多方「罔不明德愼罰」の愼罰に當る語である。積微居には敏速の義としているが、聽訟のことは敏速よりも明愼を尙ぶものである。

夙夕は上文の朝夕と同じ。醟をここでは單用しているが、上文の醟㚔・醟夾と同じ。書の胤征の逸文に「昭我周王」とある昭は、この醟字の義である。

登は烝。多く祭名に用いる。毛公鼎に「命女亟一方」とあるが、ここは天子のことであるから「烝四方」という。

雩我其遹省先王受民受彊土

また盂に命ずる語である。「雩我」は孟子萬章上「唯茲臣庶、汝其于予治」の「于予」と同じ。

郭・陳二氏は何れも雩を粤と釋し語詞とするが、それならば「我」が文の主語となり、王がその受民受土を遹省する意となつて、盂に命ずる語でなくなる。ここは孟子の語法をかりていえば、「汝盂、雩我其遹省先王受民受彊土」となるところである。上文の「死嗣戎」と對應し、周室の支配下にある戎地の遹省を命ずる語である。

遹省は宗周鐘に「王肇遹省文武勤彊土」とあり、他にも文例がある。概ね成周・東國・涇東のように地域を指定していう。遹省とは巡察按撫のことであるから、特定の地域について行なうものであり、ここも大體戎地を指していうものであろう。餘論に遹を語詞とするが、字は矛鉞を臺上に樹てて武威を示す象で、遹省の方法が字形の上にも現わされている。

以上、冊命の第三節。盂に對して戎域の遹省を命じているのは、その封地の關係からであると思われ、本器が郿縣の出土に係ることと合せて、その地望を推定させるものがある。これで冊命の辭を終り、以下には賜與をいう。

易女鬯一卣・冂衣・市・舄・車馬

鬯は秬鬯。冂衣を舊釋に冕衣とし、郭・于氏らはその釋による。衣は金文では多く玄衣・玄衮衣のようにいい、冠冕を合せていうことはない。冂はおそらく回の省文で、冂衣は絅衣であろう。詩の碩人「衣錦褧衣」を尙書大傳に「衣錦尙蘔」、列女傳に「衣錦絅衣」に作る。禮記釋文に潁に作るものは、蘔の異體であろう。蘔は絅と同じく單衣。士昏禮疏に引く鄭玄の禮記注に「葢以襌縠爲之」という。細絹を以て製したものである。尙絅の義を中庸のように「惡其文之著也」と解するのは後世の解釋で、本來は祭祀儀禮の際にこれを用いたのである。

市は黻。錦絲で飾つた黼黻でまた儀禮の際に用いる。𨛭・冂衣・市・舄はみな祀禮の際の禮器・禮服である。車の字形は兩棧を加えた車の緐文。禮器・禮服と合せて賜うており、また儀禮に用いるものである。

易乃且南公旂、用狩

「易」の一字を著けて上文の賜與と區別しているのは、この賜物が上文の「王曰、𠂤、令女盂、井乃且南公」という册命に對するものだからである。祖考の服事を嗣がせるときに、祖考の遺品を賜う例があり、善鼎には「易女乃且旂、用事」といい、師兌𣪘一に「易女乃且市・五黃・赤舄」とみえ、𡌺盨にも「易女秬𨛭一卣・乃父市・赤舄・駒車」とあつて父祖の市を賜うている。このような祖考の旂・市がどうして天子の許にあり、その子孫に賜與されることになるのか、その事情はよく知られていない。

いまこの機會に一の推論を試みておく。頌壺に頌が册命を受けたのち、「受令册、佩以出、反入堇章」と記されており、郭氏はこの「反入堇章」を納瑾報璧の義と解している。しかし儐報のことならばこれを「反入」というのは語義に合わず、これはおそらく父祖の後を嗣ぐものが、その嗣襲の際に先人の遺品、特に曾て王から賜與されたものの中から擇んで、これを天子に返納する禮があつたのではないかと思われる。あるいはまた祖考の死を赴告するときに、その遺品を以て奉獻するなどのことがあつたのかも知れない。およそ古代にあつては、賜與贈荅は贈る者がそれに託してその靈を頒つという意味が含まれており、財物の賜與という單純な行爲でない場合が多い。祖考が册命の際に受けた賜與の物には天子の分靈を含むとする觀念があつて、その沒するやこれを返納する儀禮があつたものと想像される。そして天子がその子孫に祖考の服事を嗣がせるに當つては、また祖考の遺品を加えて賜與することが行なわれた。この種の賜物が概ね旂・市・玉の類であるのは、それらが靈の憑依するものと考えられたからであろう。册命の儀禮には、このような靈の分與・承繼という古代的な觀念がその背景にあつて、賜與・奉獻のことが行なわれたようである。賜與の物が概ね禮器・禮服など祀禮に關するものであるのも、靈的交涉の設定という意味をもつものと思われる。ただ本銘をはじめ他の器銘においても、祖考の遺品賜與の例が祖のものに限られているのは、何か意味のあることであろう。あるいは昭穆など廟制の關係があるかも知れないが、廟制以前の問題としても、祖の尸に孫を用いる習俗と關聯するところがあろう。册命儀禮の本質を考える一つの鍵が、ここに祕められているように思われる。

狩は獸形に從い、狩の初文。卜文は單と犬とに從う。「用狩」とは、上文の遹省を承ける語である。陳氏が「用獸、卽用于田狩之事」と解しているのは、事情に卽したものではない。田狩のために、自家の由緒を示す南公の旂を樹てるには及ばぬからである。おそらく南公はかつてその旂を樹てて遹省に從つて功あり、それでその旂を盂に賜うて、その事功を嗣ぐことを命じたものであろう。

易女邦𤔲四白・人鬲自駿至于庶人六百又五十又九夫

册命に當つて人僕を賜與しているが、下文と合せると實に千六百人を超える。この册命は事實上の封建にひとしいものであることが知られる。「邦𤔲四白」は人鬲の管理者である。下文の「夷𤔲王

臣十又三白」が夷族の管理者たる王の私臣であるのに對して、邦嗣とは諸邦族出身の徒隷の管理者であろう。宜侯矢殷に

　易奠七白、厥鬲〔千〕又五十夫

　易宜庶人　六百又□□六夫

とあり、鄭伯と鬲とで一類、宜の庶人はまた別の一類とする表示をとる。本器では邦嗣四伯と人鬲、夷嗣王臣十又三伯と人鬲の二項であるが、その總數は宜侯矢殷とほぼ匹敵している。宜侯矢殷には、別に「才宜王人□又七生」があるが、それは移封であるからであろう。盂は從來の所領・人民の他に、これらの管理者と人鬲とを賜うているのである。

人鬲は「自馭至于庶人」という內譯が示されている。左傳昭七年に臣僕の階層を十等に分つているが、馭・庶人の名はみえない。文錄に四白の白を下文につづけて「白人鬲」とよみ、白を白丁の稱とするのは誤である。鬲は厤の音を以てよむべく、餘論に逸周書世俘解などを引いて詳論している。宜侯矢殷は字を鬲に作る。鬲・鬲みな假借字である。宜侯矢殷の條五四九頁參照。

易夷嗣王臣十又三白、人鬲千又五十夫

邦嗣に對し、夷嗣とは夷族の出身であろう。管理者の隷下にあるものは同じ種族のものであつたと思われ、宜侯矢殷に「鄭七伯、厥鬲〔千〕又五十夫」と厥字を加えている。被征服氏族を人鬲化するときにはこういう形態をとつたものと思われる。管理者たる伯と隷下の徒隷とは、ほぼ一定數の對比をもつている。宜侯矢殷の鄭七伯と人鬲千又五十夫は、一伯につき百五十人の割合である。上文の邦嗣四伯と人鬲六百五十九夫は一伯につきほぼ百六十五人。十又三伯に對する人鬲千五十夫は八十人の見當となるが、これは他の場合の約半數である。出身の種族によつて、管理者の對比を異にすることもあるのであろう。これらがもし左傳定四年に記すように、夏政・商政の舊を存したものとすれば、このような生產者の組織は周以前から存したことになるが、その詳細は知りがたい。卜辭にみえる東土・西土などの王室直營の耕作地には、この種の人鬲を多く使用していたものと思われる。

遫□□自厥土

遫は說文「亟、敏疾也」の亟であろう。第二・三字は不明。從古に上四字をすべて地名として賜土のことと解しているが、賜土ならばまた語端を改めて賜與のことをいうべきである。韡華に第一字を殛、第二字を舊釋に竄とするを是とし、說文「竄、塞也、讀若虞書竄三苗之竄」を引き、下二字を「二文模糊、細審之頗似邁遐二字」といい、この句の意を「謂竄放罪人於遠地也」と解しているが、受民を承ける文としては文意の統貫をえがたい。文錄には「二字未詳、或云疑卽敬哉之異文」というが、ここは上文の受民に關する語であろう。

第三字は左旁に萬に似た形を留めており、字はあるいは鄺にして遷であろう。上文につづいて、すでに授與された邦嗣・夷嗣王臣とその人鬲とを、それぞれ亟やかに盂の所領の地に遷せとの意と思われる。詩の崧高に、申伯が謝城に入封するに當つて、「王命傅御　遷其私人」とあるのがそれである。

金文において田土を賜うときに「臣若干家・田若干田」のように稱するものは狹小な田土のことで、田と人と概ね相稱うている。本器のように多數の民人を賜うているのは、移封を命ずる宜侯夨段の受民に匹敵し、殆んど封侯のことに等しい。ただ本器は封土のことにはふれていない。すでに廣大な所領のあるところに、嗣襲に當つて新たに人民を加えられたのである。この二大鼎を殘していることからみても、盂の家が當時の豪族であつたことが知られる。

以上、册命の第三節。賜與のことをいう。

王曰、盂、若芍乃正、勿灋朕令

若は順。「若敬乃正」は上文の「若玫王令二三正」と語例同じ。正は正事にしてその職事をいう。灋は廢。神判において、穢れを負うた廌を、敗訴者と載書（去字の形）とともに流れに投じて、これを祓う象を示す。ゆえに廢の義をもつ。

以上、册命の末文。王の訓誥の辭を以て末文を收束している。

盂用對王休、用乍且南公寶鼎、隹王廿又三祀

盂の父は小盂鼎にみえる□伯で、廿五年のその器にはすでに廟號を以てよばれている。おそらくこの器が作られた廿三年に、すでに故人であつたのであろう。本器は祖南公の祭器であるが、それは册命の辭に南公の功業を嗣ぐことを命ぜられ、また南公の旂を賜うたからである。文末紀年の形式をとり、かつ「隹王廿又三祀」のように祀を以て稱するのは殷式の紀年法である。周器においてこの形式を襲用しているものは、概ね東方系の出自氏族が、その舊慣によつたものとみられる。盂氏の族はおそらくもと東方系の氏族で、早く周に歸服してその創業に協力し、のち關中の地に所領をえて移封されたものと思われる。

器文はまず殷の墜命と周の受命より說き起し、殷の滅亡が淫酒のためであることを述べている。これは王が盂に對して殊更に酒戒を告げているという單純なものではなく、殷の滅亡と、盂の家が周に臣事するに至つた由來を、盂の嗣服の際に回顧追述して物語る形式をとるもので、西周貴族の家々の傳承はこのようにして傳えられてゆくのである。文首の殷人耽酒のことは書の酒誥・召誥などにもみえ、周人は殷周革命、周の受命の由來を、ここに力點をおいて說いていたらしい。すなわち銘文のこの記述は周書五誥とその趣旨を同じうするものであり、金文と經籍の關係、周書諸篇の成立時期を考える上にも重要な資料的意味をもつ。盂の家は周初に功のあつた南公よりして三代、周を以ていえば康王朝に當ることになる。器制・文章・文字の何れよりするも、その時期に合うものと認められる。

訓　讀

Ⅰ、隹九月、王、宗周に在り。盂に命ず。

Ⅱ、王、若（かくのごと）く曰く、盂よ。丕いに顯らかなる文王、天の有する大命を授けられたまひ、武王に在りて、文を嗣ぎて邦を作したまへり。厥の匿を闢き、四方を匍有し、厥の民を畯正したまへり。

御事に在りて、酒にAbout酗ぶとも敢て醺ふことなく、□し、烝祀すること有るも、敢て醆るること無かりき。故に天、翼臨し、いつくしみて先王を灋保し、四方を□有せしめたまへり。

我聞くに、殷の、命を墜せるは、隹殷の邊侯甸と殷の正百辟と、率ゐて酒に肄ひたればなり。故に師を喪ひたるなり。

巳、女、昧晨に大服のこと有り。余は隹、朕が小學に即かむ。

女、余・乃の辟たる一人に毘ぶること勿れ。

今、我は隹、刑稟に文王の正德に卽き、文王の命じたまへる二三正に若はんとす。

今、余は隹、女盂に命じて瞏燹せしむ。德經を敬雝して、敏しみて朝夕に入りて諫め、享く奔走して天威を畏れよ。

Ⅲ、王曰く、於、女盂に命じて、乃の嗣げる祖南公に刑らしむ。

Ⅳａ、王曰く、盂よ。

廼ち𤔲夾して、戎を死嗣せよ。

罰訟を敏しみ諫しみ、夙夕して我一人を䖒け、四方に烝たらしめよ。

我に雩いて、其れ、先王の授けられたまひし民と授けられたまひし疆土とを遹省せよ。

ｂ、女に鬯一卣・絅衣・市・舄・車馬を賜ふ。

乃の祖南公の旂を賜ふ。用て狩せよ。

女に邦嗣四伯・人鬲、駿より庶人に至るまで六百又五十又九夫を賜ふ。

夷嗣王臣十又三伯・人鬲千又五十夫を賜ふ。

亟やかに厥の土より□〔遷〕せよ。

Ⅴ　王曰く、盂よ。乃の正を若敬し、朕が命を灋つること勿れ、と。

Ⅵ　盂、用て王の休に對へ、用て祖南公の寶鼎を作る。

隹王の廿又三祀なり。

參　考

本器は鼎としては司母戊方鼎・大克鼎・毛公鼎と並ぶ大鼎であり、しかも制作は精巧を極めている。その文はまた毛公鼎に次ぐ長銘で、周初隨一の雄篇というべく、文章は體格整い經籍と出入するところ多く、優に書の一篇に當りうる。かつ銘末に紀年があつてその製作の時期を確かめうるものであるから、もし器を康王廿三年と定めうるならば、種々の意味で標準器的な重要さをもつ。いま參考とすべきことを、項目を分つて付記しておく。

一、銘文について

この器の文章には周書の五誥、詩の諸篇と出入するものがあり、詩書の成立を考える上に參考とすべき點が多い。いまその文意・表現の上から比較しうる數條を列記しておく。

○不顯玟王、受天有大令、在珷王、嗣玟乍邦、闢厥匿、匍有四方、畯正厥民

書多士　旻天大降喪于殷、我有周佑命

書君奭　天惟純佑命

逸周書世俘　則咸劉商王紂、執矢惡臣百人

〃　武王乃廢于紂矢惡臣百人

詩周頌武　於皇武王　無競維烈　允文文王　克開厥後　嗣武受之　勝殷遏劉　耆定爾功

書金縢　乃命于帝庭、敷佑四方

○在雩御事、叡酉無敢䤋、有□𦳊祀、無敢釀、我聞殷墜令、隹殷邊侯甸雩殷正百辟、率肄于酒、古喪自

書酒誥　厥誥毖庶邦庶士越少正御事、朝夕曰祀茲酒、惟天降命、肇我民惟元祀、天降威、我民用大亂喪德、亦罔非酒惟行、越小大邦用喪、亦罔非酒惟辜

文王誥教小子有正有事、無彝酒、越庶國飲、惟祀、德將無醉

我聞亦惟曰、在今後嗣王、酣身厥命、罔顯于民祇

今惟殷墜厥命

又惟殷之迪諸臣惟工、乃湎于酒

書召誥　今相有殷、……今時既墜厥命

書君奭　殷既墜厥命

書酒誥　越在外服、侯甸男衞邦伯、越在內服、百僚庶尹、惟亞惟服、宗工越百姓里居

(君)、罔敢湎于酒

○令女盂𩰫燹、芍雝德巠

書酒誥　在昔殷先哲王、迪畏天顯小民、經德秉哲

○今我隹卽井亯于玟王正德

書大誥　予曷其不于前寧(文)人圖功攸終

○享奔走、畏天畏

書大誥　嗚呼、天明畏、弼我丕丕基

詩我將　我其夙夜、畏天之威

○夙夕𩰫我一人、登四方

書文侯之命　予一人、永綏在位

書胤征佚文　昭我周王

○雩我其遹省先王受民受彊土

書洛誥　誕保文武受民

承保乃文祖受命民

○惟王廿又三祀

書洛誥　惟周公誕保文武受命惟七年(篇末)

周書五誥中には、なお他に銘文と出入する表現がかなり多い。また他の金文との關係は考釋中にそれぞれ附記しておいた。この銘と最も比較すべきものは書の酒誥篇である。酒誥は殷の墜命の理由

が酒亂にあることを、殷の餘民に對して反覆說述して、殷周の革命が天意による正當なものであつたことを說いている。それは新しい支配者としての周が、亡殷を撫恤するいわば思想的な鎭撫工作であつたのである。そしてそれと同樣の說得がこの器銘にみえることは、成康期を通じて、殷人に對するそういう政策が執拗にとられていたことを示している。この點から、盂はあるいは東方出自の氏族であろうかと思われる。

文は詞氣嚴整、體格堂々たる雄篇であつて、周初の文章をみるに足る。酒誥の文のごときは、これに比するとなお繁冗のところがあるように思われる。

二、出土と傳來とについて

本器の出土と傳來とについて、諸書の記すところは次の如くである。

窸齋　是鼎于道光初年、出郿縣禮邨溝岸中、爲岐山令周雨樵所得、旋歸岐山宋氏、同治間、項城袁小午侍郎、以七百金購獲之、今歸吾鄉潘文勤公、癸酉一八七三年、同治十二年冬、大澂視學關中、袁公出示是鼎、高約四尺餘、口徑約三尺餘、重約七百餘斤、大可容四石、爲文十九行、行十五字、以文義釋之、當係成王時物

綴遺　岐山郭氏舊藏器、今歸潘伯寅尙書、按道光中、岐山河岸崩、出三大鼎、皆爲邑紳郭氏所得、周雨蕉大令宰岐山、取其一以去、故當時頗有傳拓、同治甲戌一八七四年、鼎復自周氏出、左文襄公方督師關隴、購之以寄尙書於京師、余於尙書邸中、曾審視數過、平生所見大鼎、此爲最鉅矣

斷代　凡此記載都以爲器出郿縣的禮村、（岐山是隣縣）、時在道光初、先後經邑紳郭氏・周廣盛・左宗棠・潘祖蔭等人收藏、潘氏罷官以後、舁歸蘇州宅中、一直保存到一九五一年、由潘氏後人潘達于先生、贈獻政府、今陳列在上海博物館、是年八月、我因徐森玉先生之約、前往蘇州、運取此鼎和大克鼎等、得以作了較長時間的觀察、鼎在抗日戰爭期間、曾埋入地中、但再度出土後、幷無損蝕、原器完整無瑕、未經修理

小盂鼎もまた郿縣禮村の出土である。綴遺にいう三大鼎中の二はこの大小盂鼎のことであろうが、他の一器はその名を記していない。

盂鼎は渭南の郿縣出土であるが、渭北の岐山からは大克鼎が出ている。羅振玉の集古遺文三・三五によると、克氏の諸器は、中義父鼎とともに岐山縣法門寺任村の一窖から出土した百二十餘器中の一であるという。渭水を挾んで、郿縣と岐山とに盂・克の二氏がその豪强を誇つていたことになる。尤も盂の器は周初にあり、克は後期に至つてその名がみえる。小盂鼎には趞伯の名がみえており、あるいは克氏のことであろう。何れも周都の西郊を扼する地で、周の藩屏として重きをなしていたのである。盂氏には戎を死嗣することが命ぜられており、克鼎には巠北の遹正を命ずる語がある。おそらく周初には盂氏がこの方面に勢威を振い、後期には克氏が興起してこれに代つたものであろう。

三、時代について

斷代にこの器の時代について詳論があり、殆んどその要を盡している。その說にいう。

此鼎、徐同柏・吳大澂・王國維、均定爲成王之器、方濬益曰、至其文字、則固周初之書體、猶存科斗遺意、方氏于其彝器說（綴遺卷首）、以書勢分時代之先後、他分周代文字爲三系、一、周初文字、畫中肥而首尾出鋒者、科斗也、古文體也、　二、周中葉文字、畫圓而首尾如一者、玉箸也、籀篆體也、　三、春秋戰國文字、其文仍是籀書、而體漸長、儼然小篆、其所區分、大致不錯、而稍嫌寬濶、以字體作爲斷代的一法、是有其一定的功用的

郭沫若則以此鼎爲康王器、下小盂鼎言、用牲禘周王□王成王、其時代自明、郭氏就銘文內容、證其爲康王器、極爲確當、我們從其它方面、加以補充

一、字體近于井侯毀・麥方鼎・庚贏鼎、去成王令毀字體不遠

二、所錫冂・衣・市・舃・車馬、同于麥尊、不同于成王及卲穆以後的賞賜

三、形制近于成王時的一些鼎、晚于商周二二（約殷周之際）的大鼎、其腹部亦漸形傾垂

四、項下分化了的獸面文與足上的獸面文、接近康王時的大保方鼎

五、文武王都加王字偏旁、中方鼎和歸白毀武王之武、亦如此作、而本文第五器〔宜侯夨毀〕（成王時）和乍册大鼎（康初）則作武、本文第廿九器〔作册魖卣〕和尹卣（皆成王時）、才表時、而在表地、此鼎則才表地、而在另有用法

凡此種種、都表示此器雖接近成王、而在其後、應序列于康王之世

陳氏の論は字體・賜物・形制・文樣・字形・用字の上からこの器が康王期に屬すべきことを論じたものである。

この器は康王期に屬して廿又三祀の紀年をもち、小盂鼎は廿又五祀の紀年をもつ。周初の器にして紀年銘をもつものは極めて少く、成王期と考えられる器に作册睘卣の十九年銘、康王期では盂の二鼎に過ぎない。しかしともかくも、この時期においてその紀年の知られる器の存することは極めて貴重とすべく、斷代編年の上に最も有力な座標的位置を占めるものといつてよい。殊に成康の二期はその人物の事跡・銘文の上から時期を推定しうる器も乏しくないが、次期の昭王期に至つては確實な標準器がなく、斷代上困難の多い時期である。その意味からいつても、康王末年の紀年をもつ盂鼎二器は成康二期の結着をなし、次期の彝器文化の出發點を示すものとして、標準器的役割を荷つている。この器より後、本器のような形制・饕餮文及び項下脚頭に翼稜をもつ鼎は殆んどみることができない。殷周期彝器の遺制は康末にまで及んで行なわれ、昭穆より後は、その形制の上に漸く變化の兆があらわれてくるのである。

六二、小盂鼎

器名　盂鼎攈古　殘盂鼎積微居

時代　康王大系・通考・麻朔・斷代・唐蘭　穆王董作賓

出土　「出陝西岐山縣」攈古　「此鼎與大盂鼎、同出陝西郿縣禮邨」王國維

收藏　「安徽宣城李文瀚、令岐山時得之」攈古　「今佚」綴遺　「宣城李文瀚宰岐山、遂携以歸、赭寇之亂、器亦亡佚」王國維　「傳說此器亡佚于太平天國之際、而另一說則以爲項城袁氏、實藏此器、重埋入土、今不知所在」斷代・三・九四

著錄

銘文　攈古・三之三・四二　大系・一九　綴遺・三・二七　三代・四・四四　斷代・四・圖版一〇

考釋　餘論・三・五四　述林・七　韡華・乙中・五八　大系・三五　文錄・附一　文選・下一・七

麻朔・一・四五　積微居・一三一　斷代・四・八五

王國維　影印小盂鼎拓本跋觀堂別集補遺

銘文　二〇行約四〇〇字。毎行約二〇字。

王國維の影印小盂鼎拓本跋にいう。

拓本傳世甚稀、惟濰縣陳氏有一本、海豐吳氏借摹入攟古錄金文中、海內不聞有第二本、辛酉民一〇、一九二一年春日、上虞羅叔言振玉參事、借陳氏本景照精印百本、行世、此其一也

また斷代にいう。

銘爲重銹所掩、傳世有陳介祺粗紙拓本一紙、吳式芬據以摹錄、綴遺則據吳書重摹、此拓本曾有羅氏影印本、後入三代、吳氏摹錄、看來尚爲忠實

四百字近い長銘であるが、字の識るべきものは殆んど三分の二に過ぎず、通讀をえがたい。いまその大意の疏通を試みておく。

隹八月既望、辰才甲申、昧喪、三左三右多君、入服酉

銘は殘泐の多いものであるが、その日辰を識りうるのは貴重である。紀年・月・週・日を備えたものとしては、この器が最も古い。厤朔に大盂鼎を成王に屬し、この器を康王に屬しているが、銘文の內容においても兩器に通ずるところがあり、同一時期のものと考えてよい。

昧喪は昧爽。免毁に「昧喪、王各于大廟、井叔右免卽命」とみえる。しかし册命には一般に旦を用いる。その點について斷代にいう。

西周金文、惟此二器、是在昧爽之時、朝于宗廟、其他器、多記朝于旦時、此鼎記、昧喪、三左三右多君入服酉、明、王各周廟、則昧爽在旦明以前、小徐本說文曰、昧、昧爽、旦明也、从日未聲、一日闇也、混昧爽爲旦明、是不正確的、淮南子天文篇記日初出爲晨明、在旦明以前、說文、晨早、

昧爽也、是晨明卽昧爽、昧爽應在平旦以前、爽是爽明、而昧又訓闇、故昧爽乃是將明之謂、……

魯語下謂、朝、辨色始入、君日出而視之、是說群臣朝王者、辨色（昧爽）而入、君王則日出（旦）視朝、與此銘可相對照

昧爽は、卜文に妹としてみえるものであろうと思われる。

辛酉卜貞、今日不雨、其雨、妹雨　後上・三二・一〇

乙丑卜貞、今日雪、妹雪　金・六六七

みな卜辭末期のものであるが、妹は昧の義である。殷代の紀時法は、早朝は妹・兮・明・朝、夕には昃・暮・昏・夕という語を用いている。時間は季節によつて異なるが、これらは相對的にそれぞれ一定の時間關係を示したものと考えてよい。

三左三右を、郭氏は禮記曲禮にみえる天官六大に當ると解している。

三左三右、當卽曲禮之天官六大、大宰・大宗・大史・大祝・大士・大卜、大宰・大宗・大士、在王右、大史・大卜・大祝、在王左、故稱三左三右、逸周書大匡篇、王乃召冢卿三老三吏大夫百執事之人、朝于大庭、三老三吏卽三左三右之譌、六大卽古之六卿、與劉歆所竄改之周禮異撰、六卿之上有總其成者、卽冢卿、亦稱孤、大抵卽由六卿中之一人兼任之、世道開明、卜祝等失其魔力、遂淪爲下吏矣、說詳余周官質疑

三老の語は他にも禮記文王世子・禮運・樂記・祭義等にもみえており、必らずしも三左の譌とも思えない。陳氏は顧命篇にみえる左右兩班を以て三左三右に充てている。

三左三右、當指率領邦君諸侯的周室諸侯、顧命、大保率西方諸侯、入應門左、畢公率東方諸侯、入應門右、是召公畢公、率左右兩班諸侯入門、與此銘三左三右相類、顧命的三左三右、當指大保奭・芮伯・彤伯・畢公・衞侯・毛公、可以推測前三人、以召公爲首、率西方諸侯、後三人、以畢公爲首、率東方諸侯、前三人的封地在西、後三人的封地在東

顧命の六人を以て三左三右に充てるのは、文獻としても當時のことに近く、その儀禮は古儀を存するところがあつて參照すべきものと思われるが、封地關係よりして左右の兩班に分れているとするのは疑問である。やはり曲禮の說のように、その職事を以て班つものとすべきであろう。韡華には逸周書王會解を引き、三左三右とは諸侯朝會のときの列位であるという。この銘文では三左三右は多君の上に列次しており、朝廷の重要な儀禮に當つて、王廷の重臣がその位に卽くのである。

多君の語は卜辭にもみえている。多邦君の意であるが、この銘にいうところはいわゆる獻馘の儀禮であるから、おそらくその征役に關係あるものが參集したのであろう。

「入服酉」の酉は酒。詩の信南山の箋に「酒鬱鬯」とあり、入るにまず祼鬯のことを行なつたのであろう。綴遺に「薦左右多君、於昧爽時先入、共鬱鬯之事、既明乃格廟也」という。これは魯語に、諸侯昧爽にして入り、君は旦に朝を視るというのに當り、視朝の前に參集者は修祓の儀禮を行なうのである。「入服酉」の語はこの銘文中に三見し、儀節のあるごとにその禮が行なわれている。この日の大采にまた「入服酉」のことがあり、翌日乙酉にもまたその禮を行なつている。

明、王各周廟、□、□□賓征

諸臣は昧爽にして入り、天子は明に至つて廟にいたる。銘は獻馘の禮を記すものと思われる。禮記王制に天子軍行のことを記して

天子將出征、類乎上帝、宜乎社、造乎禰、禡於所征之地、受命於祖、受成於學、出征執有罪、反釋奠于學、以訊馘告

というが、この銘では廟においてその禮が行なわれている。

空格のところを郭氏は三字、陳氏は四字に數えている。積微居には、下文を參考して、ここに「𢉅王邦」の三字を入れている。下文には「入服酉、王格廟、𢉅、王邦賓祉」とみえ、この部分と同じ儀節を記しているので、その說がよいと思われる。句讀については、𢉅を一字句によむところである。

祉を郭氏は下文の首において發語とみている。金文にしばしばみえる字であり、その用法を確かめておく必要があるので、諸家の說をみておく。郭氏の發語說は以下の如くである。

祉字屢見、卜辭中亦多見此字、均無義可說、案卽詩書中所習見之虛詞誕字也、說文中、與此形近之字凡三見、一爲辵字、云乍行乍止也、从彳止、讀若春秋傳公羊宣二曰躇階而走、一爲徙之重文、又一爲延字、謂从彳引之、以廷建諸字隷焉、……辵與延、是一非二也、延讀丑連、辵讀丑略、亦一音之轉、徙卽金文所習見之圖形文徙、乃會意字、示人足在街頭徙倚、並非從辵止聲、說文各本如此、亦非从辵止、段注本删去聲字、斷無省作祉之理、許蓋誤會也文節略

祉を虛詞にして誕の初文とする。祉は卜文にもその例が多く、

辛卯卜、𣪕貞、王往祉魚、若」　辛卯卜、𣪕貞、王勿祉魚、不若乙・六七五一

大乙事、其祉大丁粹・一六九

不其亦祉雨乙・七九九八

のように用いられる。文義からみて、之往・轉徙・延久などの意味があるようである。金文には

呂方鼎　王饔于大室、呂祉于大室、王易呂𩰫三卣・貝卅朋

のような例があり、韡華に字を延にして、詩の賓之初筵の筵であるという。饔に對して、祉を筵とみたものであろう。楊氏は字を侍と釋している。

陳氏は器銘の文を「賓延邦賓」を以て句とし、祉を延引の義とみて、「卽儐者延引邦賓(多君)、東向」と說いている。陳氏は上文の賓を儐者、下文の邦賓を字のままに解する。金文では賓を儐賜と賓客の二義に用いるが、儐者卽ち右者の意に用いる例はない。次の文の主語は邦賓でなくては「獏其旅服」という述語をとりえず、ここは祉で句とするほかはない。從つて楊氏が字を補つたところにより「明、王格周廟、𢉅、王邦賓祉」と句讀し、祉も侍の義とみるのがよいと思われる。𢉅は祼。その儀禮については下文にいう。

邦賓獏其旅服、東鄉

祼禮が終つてのち、邦賓はその旅服を奠獻する儀禮を行う。獏は獏彝の獏であるが、この場合奠置する意の動詞である。旅服を奠置する禮は他に所見がなく、この記述はその古禮をみるべき重要な資料である。

旅はおそらく旅器の旅であろう。旅器は本來旅宗に用いる器であるが、本宗の器は他に携行することがなく、そういうときには旅器を用いたものと思われる。中觶に「王大省公族于庚□旅」とあり、公族を旅宮に會同する禮を行なつている。他處の禮に參會するときには、旅器・旅服を携行することがあつたらしい。尙書顧命の禮は卽位繼體の大典を記したもので常禮ではないが、諸侯が位に卽く前に種々の禮物を並べる記述がある。本銘では獻馘の禮に參會するものが、その旅服を奠置したのであろう。服は禮器禮物の類をいう。陳氏は「奠其旅服」を「是放置邦賓的行旅之服、而衣朝服」と說いているが、すでに儀禮がはじまり祼禮を終え、王が入御しているのに、ここに及んで行李を改めることもないはずである。

盂以多旂佩戠方□□□□、入□門

以下獻馘の禮をいうものであろうが、字に殘泐多く殆んど通讀をえない。陳氏は逸周書世俘解に

太師負商王紂縣首白旂、妻二首赤旂、乃以先馘入、燎于周廟

謁戎殷于牧野、王佩赤白旂

武王乃夾于南門、用俘、皆施佩衣

とある文を引き、前二條は獻馘、後一條は戰勝者の服裝をいうとしている。文は鬼方の訊獲を以て參入することをいう。

鬼方について、餘論にいう。

按方上一字、从犬从由、當是䰠字、筆畫微有泐闕、䰠方卽易高宗伐鬼方、集解引干寶云、鬼方北方國也、詩大雅蕩、覃及鬼方、史記五帝本紀索隱云、匈奴、商曰鬼方、周曰獯狁、若然鬼方卽獯狁、此周初器、故尙稱鬼方與

孫氏は鬼を犬に從う形とするが、字は明らかに戈に從う形である。王國維の鬼方昆夷玁狁考觀堂集林一三に、鬼方・混夷・昆夷・緄夷・畎夷・犬夷・獯鬻・葷粥・薰育・胡はいずれもその原音を寫したものであるという。陳氏は王說を誤とし、これらの稱謂には自ら區別があつて混用しえないものがあるとしている。卜辭綜述第八章第五節參照

文はおそらく盂が鬼方の虜醜を携え、それを示す旂を佩びて入門することをいう。門名を郭・于二氏は王門、陳氏は南門とするが、字形はよく知られない。陳氏は宗廟に三門あり、一門を南門（皐門・澤門）、二門を正門（應門・朝門）、三門を路門（畢門）といい、その位置を北からみると、

路寢大室　中廷　三門　二門　周廟　大廷　南門

となるという。しかし宮室・三門の制については別に考うべきところが多い。器銘では、下文に大廷があり、上文に周廟があつて天子が臨御しているのであるから、獻馘の禮が大廷で行なわれていることが知られる。

告曰、王〔令〕盂、以□□伐戠方

告曰以下は盂の告捷獻馘の語である。まず王命を受けて鬼方を征した次第をいう。以の下二字は、その率いるところの師旅、あるいはともに征虜に從つた部將の名であろう。

□□𨸏□、執嘼二人、隻𨸏四千八百□十二𨸏、孚人萬三千八十一人、孚馬□□匹、孚車卅兩、孚牛三

百五十五牛、羊卅八羊

戰果として俘獲したところをいう。馘は馘の異文であろう。餘論にその釋についての說がある。

按孚上馘字、舊無釋、下文亦有人馘入門、其字與此同、而筆畫較完、細審之、其字从或爪、當卽馘之古文、說文耳部、聝軍戰斷耳也、引春秋傳曰、以爲俘聝、或从首作馘、此文从爪者孚之省、……與孚字連文、其爲馘字無疑

虢季子白盤にも、この字を獻と連文にした例がある。この銘文では上文に執、下文に孚があり、馘については獲馘という。執・孚は生禽の稱である。馘とは斷耳をいう。詩皇矣の傳に「不服者、殺而獻其左耳、曰馘」、また泮水の箋に「馘所格者之左耳」という。字は耳あるいは首に從う。爪形に作るものは、あるいは縣首の省文であるかも知れない。

嘼は酋。師寰𣪘にも邦嘼の語がある。師寰𣪘は淮夷を伐つことを記したものである。陳氏は後世にも酋の稱があるとして、次の二例をあげている。

漢書宣帝紀、神爵二年、羌盧降服、斬其首惡大豪楊玉・酋非首、注引文穎曰、羌胡名大帥曰酋、如中國言魁

後漢書西羌傳、强則分種爲酋長、及其衰亡、餘種皆反舊爲酋豪云

詩にみえる「執訊獲醜」・「屈此群醜」の醜もまた同じ語であろう。

俘獲の數を列擧することは虢季子白盤などにもみえるが、後の史傳においても西域傳・西羌傳などには、征役ごとにその記事がある。この銘文中、俘獲の數をいうのに、單位數の間に又字を加えていないことが注意される。

盂□□□□□□□□我征

この部分は缺泐多く、文意不明。下文にまた俘獲のことを記しているので、陳氏は、鬼方の征伐に前後二役あり、ここはその第二役を記したものとみている。

執嘼一人、孚馘二百卅七馘、孚人□□人、孚馬百四匹、孚車兩□□

この車數を、郭・于・陳氏らはみな「孚車百□兩」としているが、車下の字は兩とみられる。孫氏も「按車下是兩、與上文同、舊釋作百、誤」としている。孚馘・孚人の數は、上文の獲數よりも遙かに少い。あるいは虢季子白盤の例のように、追蹤してくる虜醜をうつての戰果であるかも知れない。

王□□□

陳氏は「王□曰嘉」の字を充てているが、確かでない。下文に、盂が拜䭫首して嘼を伴なつて大廷に進入しているから、王が嘉賞して進入を命じた語が記されているのであろう。

盂、拜䭫首、以嘼進、卽大廷

大廷の語は金文に所見がない。文獻では逸周書大匡解に「王乃召冢卿三老三吏大夫百執事之人、朝于大庭」とあり、また酆保解に「王在酆、昧爽、立于少庭」、大開解に「王在酆、立于少庭」などの語がある。大廷とは廟前の廣廷をいうと思われ、このとき邦賓もすでに入門東鄉しており、そこで獻馘の禮を行なうのである。

「以嘼進」の三字には泐損があり、このようによんでよいかどうか不明であるが、下文に嘼を訊鞫

する語があるので、嘼を廷に伴なつていることが知られる。

王令燮、□□、□□□嘼、遻厥故

王が燮に命じて酉を訊鞫させることをいう。燮は人名。燮子ともいい、周初より康王期にわたつてその器が多くみえる。燮毁條參照　郭氏は大盂鼎の「畺燮」の燮を人名とし、これと同一人としているが、大盂鼎の文は動詞の用法である。

說文に「簕、窮治罪人也」とあり、遻は誓約して訊鞫する義の會意字である。詩公劉の傳に「鞫、究也」と訓しているのもその意である。酉に對して、周室に背叛した理由を詰問しているのである。

この部分を文意を以てかりに補えば、「王令燮、遻嘼、燮廼卽嘼、遻厥故」となるところであろう。

□、趞白□□戜旛、戜旛虘以新□從

この部分は酉の荅辭の語を記したものであろう。趞伯はあるいは岐山の克氏の先であろう。その地は涇水に近く、北方の諸族と相接するところである。郭氏は

乃謂、周人之趞伯、先爲戎首、干犯匈奴、故匈奴乃以所屬從商、叛周

と解しているが、趞伯の下二字未詳。趞伯との間に葛藤を生じたことが、今次の戰鬪の發端をなしたようである。

旛について、餘論に詳しい字釋を試みているが、結局は上下の文義を通じがたいとしている。郭氏は旛は玁狁・匈奴等の胡音を寫した字とし、戜旛とは戜酉の自稱であるとみる。陳氏も「昏(或聞)乃是北蠻、所以梁白戈稱鬼方蠻、說文、蠻、日旦昏時也、音義與昏同」としているが、確かでない。

字は聞に従う。あるいは婚の異文ともみられる形象である。

虘は叡と同字であろう。金文においては多く發語として用いる。詠歎、あるいは動詞として及の義を含むことがあり、虛詞の且にも用いる。

新下の一字は不明。韡華には新宮と釋している。その下二字は、從來「從商」とよまれている。郭氏いう。

商當指北殷、亦卽秦靈公所滅之蕩社亳王、其地近戎、葢殷爲周所滅、其遺民之一部分逃竄于西北者、是爲北殷氏、奉湯之祀、而不臣服于周、且時串誘戎人、與周爲難也

いわゆる北殷氏とは、殷本紀に殷の後に北殷氏ありというもので、索隱に「北殷氏葢秦寧公所伐亳王、湯之後也」、また秦本紀寧公三年、「與亳戰、亳王奔戎、遂滅蕩社」とあり、索隱に「西戎之君、號曰亳王、葢成湯之胤、其邑曰蕩社」とみえている。殷滅亡のときに遁竄したものが、このとき鬼方と謀つて周を侵伐したとするのである。

銘文は缺文が多く通讀をえず、郭氏のいうような事實は確かめがたいが、北戎が趞伯に敵意を抱いて侵入を試みたらしい事情が察せられる。從は追擊の意であろう。虢季子白盤にみえる。

咸、折嘼于□

咸は上文の訊鞫を終つた意であろう。郭氏は商とよんで上文の從とつづけ、商を北殷氏と解したのであるが、字形は下文の賞字の從う商と比較しても明らかなように、商の字ではない。韡華には冏伯にして書序にみえる穆王期の人であるというが、字形からみて咸であると思われる。

折は斷首をいう。逸周書克殷解には「斬之以黃鉞、折縣諸大白」、孔注に「折、絕其首」とみえる。金文にも折首の例は多く、不嬰𣪘・兮甲盤・師寰𣪘などに折首執訊の語がある。于下の一字はおそらく折首の場所をいう語であろう。虜酋を廟に用い社に用いることが行なわれているから、この折首もおそらく廟所に用いられたものとみられる。下文には豖を西旅に獻ずる禮が記されている。

□□□□、令盂、以厥豖入門、獻西旅

缺文は大體四字前後と思われる。上文の「王□□□」と相似た形式の文が入るところであろう。陳氏は上二字を「王乎」とする。それならば下二字は人名もしくは官名となる。「厥豖」を陳氏は「人豖」と釋するが、文中に人豖の語なく、豖に對して人を加える要もない。

西旅は金文では他に所見がないが、書序に「西旅獻獒、太保作旅獒」とみえている。孔傳に「西戎遠國、貢大犬」とあるが、遠國を旅という例はない。獒も大犬のことでなく、豪酋の意であるらしい。馬融本には獒を豪に作っている。

書疏に引く鄭注に

獒讀若豪、西戎無君、名强大有政者爲酋豪、國人遣其酋豪之長、來獻見于周

とあり、西戎がその酋を豪と稱していたことは、なお漢書宣帝紀神爵二年・趙充國傳などにもみえている。鄭玄は獻を獻見の禮と解しているが、陳氏はこの器文を、西旅において獻馘の禮が行なわれたものとし、西旅を西廂と解している。その說にいう。

此謂盂以人馘入南門、獻之于西旅、此西旅、當是南門內周廟室前的一個位置、郊特牲、臺門而旅樹、注云、旅道也、樹所以蔽行道、禮記雜記下注云、旅樹門屏也、爾雅釋宮、屏謂之樹、是旅乃門內之行道、此銘、上記王各周廟、邦賓東鄉、則王在廂之東廂或東序、此西旅當在廟之西廂或西序之前、群臣所立

西旅上の一字を陳氏は獻と釋したが、ほぼその字形を確かめうる。王制に「出征執有罪、反釋奠于學、以訊馘告」とあつて、その禮は學で行なわれた。西旅はこの銘を以ていえば宮廟の一部で、馘を奠置する場所であるが、馘の數は五千に及んでいる。韡華に西旅を賓語に解し西土の師旅とするが、ここは獻馘をいうとみなければならぬ。

□□入燎周廟

燎は逸書武成に「武王燎于周廟」とある燎であろう。この器文は、武成や逸周書世俘解と彼此對照すべきところが多く、參考のためここにその文を列記しておく。

逸書武成　惟一月壬辰旁死霸、若翌日癸巳、武王廼朝步自周、于征伐紂、粤若來三月既死霸、粤五日甲子、咸劉商王紂、惟四月既旁生霸、粤六日庚戌、武王燎于周廟、翌日辛亥、祀于天位、粤五日乙卯、乃以庶國、祀馘于周廟漢書律厤志引

逸周書世俘解　越若來二月既死霸、越五日甲子、朝至接于商、則咸劉商王紂、執共惡臣百人

太公望命禦方來、丁卯、望至、告以馘俘

戊辰、王遂祡、循追祀文王、時日、王立政

呂他命伐越戲方、壬申、至、告以馘俘

侯來命伐靡集于陳、辛巳、至、告以馘俘
甲申、百弇以虎賁誓、命伐衞、告以馘俘
庚子、陳本命伐磨、百韋命伐宣方、新荒命伐蜀、乙巳、陳本新荒蜀磨至、告禽霍侯、俘艾侯
佚侯、小臣四十有六、禽禦八百有三十兩、告以馘俘
百韋至、告以禽宣方、禽禦三十兩、告以馘俘
癸丑、薦俘殷王士百人、籥人造、王矢琰、秉黃鉞、執戈、王入奏庸、大享一終、王拜手稽首、王定奏庸、大享三終
維四月既旁生霸、越六日庚戌、武王朝至、燎于周廟
乃夾于南門、用俘、皆施佩衣、先馘入、武王在祀、大師負商王紂縣首白旂、妻二首赤旂、乃以先馘入、燎于周廟
若翌日辛亥、祀于位、用籥于天位、越五日乙卯、武王乃以庶國馘、祀于周廟依顧頡剛校

この二篇にいうところは同じ儀禮で、何れも告馘の後に祀馘のことを行なつている。禮は周廟において行なわれており、禮記王制の文と同じでないが、いまこの銘を以ていえば、武成等にいうところが古禮であろう。世俘にはこの他にも、天宗上帝に告げる禮、戎服のまま廟において國伯を正す禮、奏武進萬の禮、郊號の禮、祀馘の際の犧牲、社稷百神水土を祀る禮などが記されている。陳氏は「此銘記西周初、在周廟中、獻燎伐鬼方所獲的俘馘」といい、俘獲をも燎殺したように解しているが、燎祀しているのは馘であつて俘ではない。本銘にいう「入燎周廟」という禮が武成・世俘解にそのまままみえていることは、兩篇の成立やその資料的性質を考える場合に、注意すべき事實である。

□□□□□□□入三門、卽立中廷、北鄕、盂告

以下第二の儀節に入り、場所も異なる。三門を陳氏は周廟の第三門、すなわち路門・畢門のことと解している。中廷はそのうちにあり、一般に册命賜與の禮はそこで行なわれる。大廷には東西の兩廂があり、參列者は東鄕・西鄕して列するが、中廷では北鄕する。王は大室の前で南鄕し、盂は中廷に北鄕して馘俘を告げるのである。

世俘の文の次序によると、すでに庭實を大廷に旅陳し、告馘の後に周廟に燎馘を行なう。しかし器銘では、上文に盂が王に戰果を報告し、獻馘して燎し、この文に至つてはじめて告が行なわれている。これはあるいは世俘にいう天位に告げる禮に當るかと思われる。すなわち神事として行なわれる禮である。魯語下に「合神事於內朝」というものであろう。

劃白卽位、劃白告

世俘の文によると、虜酋を俘獲した將帥が、それぞれ告馘のことを行なつている。これも同例で、盂をはじめとして、劃伯以下の諸伯がみな告を行なつている。

□□□于明白䢵白□白告、咸

明伯・䢵伯らを位に卽かせて、告禚の禮を行なわせたのであろう。その儀節が悉く終つて、文末に咸の一字を加えている。

盂以者侯・侯田□□□□、盂征告、咸

侯田以下は諸侯の同位語。侯田衛多君の屬をいう。盂がこれらのものを率いて、それぞれ告の禮を行なつた。おそらく直接の王臣でなく、そのため盂が介者・右者の役をしているのであろう。その儀節を終えて、また咸の一字を添えている。

賓卽位、鬲賓、王乎鬲

賓と邦賓とは、この銘文では區別されている。下文には邦賓に對する鼻のことがみえる。告䤋のことが終つてから、まず王の嘉賓が參入して鬲の儀禮が行なわれる。鬲は圭鬲と熟して用いられる字であるが、ここではおそらく奉邑して賓を迎える禮を示す動詞であろう。漢書王莽傳上に逸書嘉禾の文を引いていう。

周公奉邑、立于阼階、延登贊曰、假王莅政、勤和天下

「王乎鬲」の乎は使役の意。陳氏は鬲を贊にして享宴の義としているが、位に卽いて行なう儀禮であるから、ここは奉邑のことと解すべきであろう。

鬲は麥氏の諸器にもみえるが、麥器の字は概ね左旁に口、あるいは流形のものを加えている。麥方鼎にいう。

隹十又二月、井侯征、噣丏麥、麥易赤金、用乍鼎、用從井侯征事、用鄉多□友

この鬲禮は、その辟井侯が麥に寵榮を與えるために行なつたもので、彝・盉の銘にはそのことが明記されている。

麥彝　才八月乙亥、辟井侯、光厥正吏、噣丏麥賓、易金、用乍障彝、用噣井侯出入

麥盉　井侯光厥吏麥、噣于麥賓、侯易麥金、乍盉、用從井侯征事、用旋走夙夕、噣□□

字はおそらく圭瓚を以て祼する禮を示したものであるらしく、本器では口形や流は付していないが、麥器の噣と同じと考えてよい。賓客に對する禮である。

盂于□□□□、進賓、□□

第三字はあるいは厥であるかも知れない。諸賓の祼禮が終つて、盂が諸賓を參入させて、廟に謁する儀禮が行なわれるのであろうが、缺文多くして文意を明らかにしがたい。

以上で、昧爽・明より開始された一聯の儀禮が終る。大廷の禮と中廷の禮との兩節より成り、大廷では䤋を旅陳し、中廷では廟に告䤋の禮を行なつている。次の儀節は大采よりはじまるが、すでにほぼ二時間を要している。

大采、三□入服酉

采の上部が缺泐しているが、大采である。國語魯語下に大采朝日・少采夕月の語があつて、金文にみえる朝夕とは兩者を合せた語である。大采は卜辭にもみえ、ほぼ今の午前八時ごろに當る。陳氏は上文の鬲を饗宴とみているが、時間的にみても不自然である。

三の下一字を、攈古には周字を摹入しているが、拓影によると必らずしもその字とは定めがたい。三于・陳氏らは攈古の釋により、郭氏は缺釋。陳氏は三周とは三壽にして三卿・三老であるという。

三周入服酉、與三左三右多君入服酉・三事大夫入服酉、同其文例、則三周應與多君三事大夫同爲

一種人稱、舊釋周、細審銘文、其上部似尚有筆劃、周壽古音同、三周疑卽三壽三老、閟宮箋、三壽三卿也、張衡東京賦薛綜注、三壽三老也、逸周書大匡篇、王乃召冢卿・三老・三吏大夫・百執事之人、朝于大廷

「入服酉」の禮は文中に三見するが、三事大夫の入服酉は翌日乙酉に行なわれている。この日甲申の儀禮の參加者は、上文にみえるところを以ていえば、三左三右多君・賓・邦賓及び告馘の禮を行なつている盂・劃伯・明伯・𥃝伯らである。これらの人はすでに入服酉の禮を終えているのであるから、ここはそれ以外の人で、以下の儀禮に關與するものであろう。

王各廟、祝征、□□□□、邦賓不𢍭

新たに參入した三□を迎えて、王は再び廟に來つて儀禮を行なう。その禮に祝が與かつているのは、祭祀的儀禮であろうと思われるが、缺文が多くてその內容を知りがたい。邦賓もまたこの禮に與かつている。

𢍭は上文の鬲と似た字である。それで餘論には兩字を同字異文とみている。

按𢍭字與上文邦賓不𢍭字同、舊竝釋爲覲、亦未塙、從下殘字亦鬲字、上文云、鬲賓、王乎鬲、下文、王各廟鬲王邦賓延王令、文與此同、……余所藏麥鼎文云、井侯延鬲于麥、延鬲卽延𧺆、盞延登施命之意

孫氏は鬲と𢍭とを一字とし、何れも延登施命の意とするのであるが、その例證としてあげている麥器の文は、上述のように祼禮を與えられたものとみるべきである。單に延登によつて器を作る例なく、また施命ならばそのことを記すはずである。かつ本器の文中鬲字三見し、𢍭字また三見するも、字形に截然たる區別があり、兩字は別字とみなければならぬ。

大系には𢍭を筮の古文であるとしていう。

𢍭字三見、以文義推之、當是筮之古文、說文筮、從古文巫、形與此近、此象奉盛蓍器之形

筮賓のことは儀禮に先立つて行なうべく、すでに儀禮に入つてから筮するのは儀節に合わない。かつ字形も筮に從う字とはしがたいようである。

字はおそらく爵形の器を奉持する象であろう。史獸鼎に爵字あり、爵形の下は止に從う。また𠞊字あり、器を執つて鬯酌するに象る。𢍭はこれを奉持している象で、字の立意は殆んど同じ。史獸鼎では「尹賞史獸𠞊」とあり、勞・勳の二釋が行なわれているが、賞もまた賜與の義であるから、𠞊の禮を以て寵榮を與えることである。字はまた毛公鼎の「𩰫勤大命」とある𩰫と近い。字形を以ていえば、鬲・𢍭は祼享の禮をいうとみられ、𢍭は詩簡兮にいう「公言錫爵」に當る語であろう。ここに「邦賓不𢍭」と特にことわつているのは、大采のときまず盂や諸賓・三老などに𢍭禮を賜い、三王の禘祀が終つたのちに邦賓にもその禮を賜うたので、儀節に別あることを特に記したものと思われる。

□□、用牲啻周王□武王成王

上二字不明。告捷獻馘に當つて三王の禘祀が行なわれたのである。禘には牲を用いた。

剌鼎　　唯五月、王才初、辰才丁卯、王啻、用牡于大室、啻卲王

の例がある。禘は祫禘あるいは時祭の一と解されているが必らずしもそうではなく、國に大事・大慶あるときに行なわれたのであろう。本器は獻馘の際の例である。

□□□將、王鼻、鼻遂鼻王邦賓

空格は三字か四字か不明。將上に卜形の一字が認められる。それで韡華には「王卜將」とつづけ、文選には「□□卜有戕」とし、「卜有臧」の義とする。郭氏が鼻を筮と釋したのも、この字形を思い合せてのことであろう。しかし卜筮のことは擧禮の前に行なう豫備的行爲で、このような儀節の中で行なわれることはない。上文にすでに用牲をいい、禘をいう。ここは侑薦し、王が鼻し、ついで邦賓に鼻してその禮の終る次第を記したところである。王の邦賓に對して最後に鼻の禮がなされているのは、尊卑親疏を分つ所以なのであろう。

王乎□、令盂、以區入、凡區以品

大系にいう。

區毆省、師寰𣪕、毆孚士女牛羊、是毆亦猶俘也、漢書匈奴傳、多用此義、如毆牛畜去、毆婦女弱小且千人去、毆畜產去甚衆之類、皆是、此言命盂以所毆俘之車馬牛羊、入驗、凡所毆孚者、均已品定也、下以字讀爲已

區を師寰𣪕の毆の義とするものである。毆は驅逐してこれを捉えるというほどの意で、𣪕では士女牛羊に毆俘といい、吉金についてはただ俘と稱している。斷代にいう。

是命盂以上述孚獲的牛羊・車馬、分類以入、區卽毆、盂在廟告中所述兩役的俘獲、是分次入獻的、一、進酋于大廷、二、以人馘入門、獻西旅、三、以區（車馬牛羊）入、此三事、皆入于周廟、但一・二在旦時、三在大采時

凡を副詞に解しているが、その用法は初期金文にはみえない。大豐𣪕に「凡三方」の語があり、凡は搬の意である。品は種別をいう。俘人には以といい、車馬などに凡と稱したのであろう。「以品」の以を郭氏は已經の已とするが、種別に區分することをいう。

以上、俘獲を納れて、獻馘告捷のことを終る。

雩若翌日乙酉、三事大夫入服酉

その翌日乙酉、策勳のことが行なわれるに當って、三事大夫が參內する。雩若は發語。周書・逸周書などに例が多い。三事大夫は詩の雨無正にみえ、邦君諸侯と對文をなし、外朝の諸侯に對し、內朝の職事にあるものをいう。十月之交の三有事、常武の三事、左傳成二・逸周書大匡の三吏などみな同じく、在朝の官をいう。金文には令彝に三事、毛公鼎に參有𤔲の語がある。三事の正長が列次して、これより策勳のことが行なわれるが、廟に參內するに當っては「入服酉」の禮を行なつて修祓を受けるのである。

王各廟、鼻、王邦賓征

鼻を受けるものは三事大夫であろう。その禮に王の邦賓が侍する。陳氏は鼻を贊と釋しているので、この部分についても、「王各廟、贊王邦賓征、讀爲贊王之邦賓與邦正」としているが、邦賓邦正を邦賓征というはずはなく、末の一字は征である。

王令賞盂□□□□・弓一・矢百・畫虢一・貝冑一・金干一・戚戈二・矢壟八

このたびの戰功に對する賜賞である。缺文もあり、その器目の識りがたいものも多いが、他器に記すところと比較して知りうるものもある。陳氏は同樣の賜與例六器をあげているが、直接比較しうるもの三器を引いておく。

本器　弓　矢　皋　　胄　干　戈　矢壟
趞曹鼎　弓　矢　皋　盧　胄　甲　殳
伯晨鼎　弓2　矢3　皋5　旅1　胄6　　戈4
虘段　　　　　□　胄　甲　戈

盂の下の約四字は不明。弓上の三字を陳氏は金簟弼であろうかというが、金簟弼は車馬の具であり、數多い車馬の具のうち、その一だけを賜うことは考えられない。賜與の順序からいえば、ここは禮器・禮服などを列するところである。

畫虢については孫氏の餘論に詳說がある。郭氏はその說を承けていう。

畫虢與貝冑同錫、孫詒讓云、當亦戎衣之名、伯晨鼎亦以虢冑同錫、虢孫疑爲皋之古文、云、左傳莊十一年、蒙皋比而先犯之、杜注云、皋比虎皮、孔疏引服虔注、擧樂記倒載干戈、包之以虎皮、名之曰建皋爲釋、今禮記作建櫜、鄭注讀爲鍵櫜、云、兵甲之衣曰鍵櫜、伯晨鼎之虢、葢卽皋字、謂以虎皮包甲、虢冑卽甲冑也、……少儀云、甲若無以前之、則袒櫜奉冑、是以甲與人、必有櫜以包之、明錫皋則必兼有甲、故與貝冑同擧、伯晨鼎之錫虢冑、亦猶虘彝云錫甲冑矣古籀餘論卷三、按此疑至有見地、唯孫所見二器銘、乃據攈古錄摹本、故于字形有所未諦、本鼎銘虢字、……當說爲从虎報省聲、伯晨鼎之虢、則是从虎从糸夲聲、說文、夲讀若滔、與報櫜同在幽部、皋亦當从夲聲、葢本幽部字、轉入宵部者也、虢字最古、必爲鍵櫜之櫜之專字、……櫜出引伸、皋則假借字也

虢が甲衣の稱であることは孫氏のすでに明らかにしたところであるが、陳氏は虢は甲のみならず、凡そ干戈弓矢の類はみなこれを櫜に包み、この文では弓矢を藏する皮袋であると論じている。

左傳僖廿八、胥臣蒙馬以虎皮、則虎皮可以包干戈、可以蒙馬、可以爲甲衣、建或从革、說文以爲、戢矢弓者、方言九以爲、所以藏弓、樂記鄭注以爲、是干戈之藏、李善注鮑照擬古詩以爲、所以盛弓、廣雅釋器以爲、弓藏之名、建臯之臯、廣雅釋器作櫜、亦以爲弓藏、說文以爲車上大橐、左傳昭元釋文以爲弓衣、僖廿三釋文以爲受弓器、杜預注以爲矢房、檀弓注以爲甲衣、少儀注以爲鎧衣、樂記注以爲兵甲之衣、如此可知建與臯同類、都可以兼爲藏弓（或兵甲）之器與鎧甲衣、是以皮革爲之、所以金文从虎、文獻或从韋管子兵法篇、藏弓器與鎧甲、幷名臯、猶函爲矢房、又爲鎧甲、此器之臯从虎、是皮革所制、稱之爲畫、則上有文繪、敍在弓矢之後、則爲弓矢之藏、是皮革之囊、故可以包、可以袒少儀、可以垂左傳昭元、此器之臯、从夲聲、說文說、一曰讀若瓠、音與臯近

以上、孫・郭・陳氏らの說くところによつて、その制作・用途は明らかであり、虢・皋が同義であることも知られる。

夲・皋はもと同原の字であるらしく、何れも皮革の形象から出ている。櫜は橐形の形象の中に咎聲を加えたもので、形聲字である。皋は獸皮を披いた象で弓矢・甲冑を藏し、馬衣ともすることがで

きる。虢は皋の異文とも思われる䇜に、材質を示す虎を加えたものである。銘にいう賜與の順序からいえば、弓衣とも甲衣ともとれる。伯晨鼎では旅・弓・矢・戈・皋・冑の順であるから弓矢には屬しがたく、また戈の橐とも考えがたいから、むしろ甲冑に屬すべきものかも知れない。陳氏が前揭の表に趞曹鼎二の虎盧と伯晨鼎の旅五旅を同列においているのは疑問である。本器と伯晨鼎において共通するところは、冑上に虢字があることである。

弓一に對して矢百を賜うのは當時の通例である。貝冑の名は詩の魯頌閟宮に「貝冑朱綅」とみえているもので、冑は頭盔、これを貝を以て飾つたものである。金干を陳氏は金甲と釋するが、字形に問題がある。小臣宅段にみえる「畫干戈九」の干と同字とみてよい。

戜戈の戜は戈の修飾語で、その器制に關している。郭氏いう。

戜字舊釋爲戟、非是、彝銘每以戈琱戜連文、乃屬干戈體之事物、以字形而言、當是䥫之古文、䥫當从戜才聲、此省去聲符也、古文有以䥫爲織者見鄉射禮注、此葢假戜爲識、戜戈謂有琱識之戈也

おそらく胡・內の部分などに琱飾を施した戈で、儀禮の際に用いたものであろう。

矢臺は矢箙。字はまた師湯父鼎にみえる。晉の字は二至に從い、晉箭は同音である。射禮に用いるものであろう。

用乍□白寶障彝

大盂鼎においては、盂は祖南公の器を作つている。ここに□白というのは、おそらく盂の父であろう。大盂鼎は册命に當つて祖南公の旂を賜うたという事情があり、南公の職事を嗣ぐことを命ぜられてその器を作つたものであるが、本器は盂の戰功により賜賞を受け、特に祖南公と關聯するところがなく、父考を祀る器を作つたものである。盂の父は、大盂鼎の作器當時、すでに故人であつたものと思われる。

隹王廿又五祀

斷代にこれを卅又五祀と釋していう。

昔日在昆明、審羅氏影印拓本、似應作卅、本銘卅八羊之卅、直立兩筆距離、與此略等

もし陳氏のいうように卅又五祀とすれば、前器を去ること十二年となる。陳氏はまたその旁證として、兩器の賜與の相違に注意していう。

此器所賞、以弓矢爲主、并及其它兵器、與二十三年大盂鼎所賜命服不同、王制、諸侯賜弓矢、然後征、盂未賜弓矢以前、已曾專征鬼方、王制乃後世之說、西周時代、賞賜之物、因時有先後而稍異、初期多貝金、晚期多成套的車馬件

この器にみえる賜物は趞曹鼎二・伯晨鼎とほぼ同じ、陳氏の指摘するように、かなり後期の器と通ずるところがある。しかしそれは、この器が戰役における克捷獻馘の儀禮を記しており、後期の器にもその種の銘文が多いからであつて、その點からこの銘を卅又五祀として大盂鼎と距離を設ける理由とはならない。十年の差を問題とする性質のことではないからである。字はやはり廿と釋すべく、中畫のみ全く剝抉がないとは考えがたい。兩器とも年紀を祀と稱していることが注意される。

訓讀

器銘は泐損が多く通讀を施しがたいから、適當に意を以て補いながら、文意の疏通を試みておく。

甲、大廷の禮

隹八月既望、辰は甲申に在り。昧爽、三左三右多君、入りて服酒す。

告捷獻馘の禮が行なわれるので、その禮に參與するものが、昧爽に參內し、修潔の儀禮を行なう。

明、王、周廟に格る。……賓、侍す。邦賓、其の旅服を障き、東鄉す。

王が出御して賓が侍し、邦賓たる諸侯が參入して旅器などを奠置し東嚮する。

盂、多旂を以ゐて鬼方の（俘馘の名・數などを記せる帛を）佩びて、□門に入る。

獻馘の禮を行なうに當つて、虜囚を示す標識を帶びて式場に入る。式場は宗廟の前廷である。

告げて曰く、王、盂に命じて、□□を以ゐて鬼方を伐たしめたまひしに、（これを破りて俘馘をえ）、執嘼二人、獲馘四千八百□十二馘、人を俘すること萬三千八十一人、馬を俘ること……匹、車を俘ること卅兩、牛三百五十五牛、羊卅八羊を俘れり。

以上克捷の報告。今次戰役の戰果をいう。

盂（はその後、敵の追從を受けたが反擊して俘獲したものは）執嘼一人、馘を俘ること二百卅又七馘、人を俘ること……人、馬を俘ること百四匹、車を俘ること……兩なり。

また戰果をいう。戰果を役ごとに分けて報告している。

王、（これを嘉賞して曰く、よしと）。

王が盂の報告を嘉賞するをいう。

盂、拜して稽首し、酋を以ゐて進み、大廷に卽く。

虜酋を大廷に致し、これに對して訊問を行なう。

王、焚に命じて（酋に卽いて）厥の故を邎はしむ。（曰く）、趞白、鬼旟（を虘げたれば）、鬼旟、虘に新□を以ゐて從（ひ追）へるなり、と。

訊問に對する虜酋の荅辯を記す。おそらく周側の壓迫に對する不滿が、背叛の原因であると辯明したものであろう。

咸る。酋を□に折す。

訊問の後、虜酋を處斷するをいう。

王、□を呼んで盂に命じ、厥の馘を以て門に入り、西旅に獻じ、□を以て入りて周廟に燎せしむ。

人馘を西旅に獻じ、また周廟で燎祀を行なうをいう。

以上、告捷獻馘の禮が大廷において行なわれている。

乙、中廷の禮

盂、（その部將等を）以ゐて三門に入り、位に中廷に卽き北嚮す。

以下中廷の禮。盂が參入して廟告を行なう。

盂、告ぐ。

今次の戰役の總帥である盂が、まず廟告する。

劃伯、位に卽く。劃伯、告ぐ。

今次の戰役に從った將帥の一である劃伯が、廟告を行なう。

(□伯と明伯とを呼び)、繼伯・□伯告ぐ。咸る。

また將帥の一であろう。みな廟告し、これで將軍たちの廟告の儀が終る。

盂、諸侯、侯・甸(・男・衞等)を以ゐて(位に卽く)。盂、侍して告げしむ。咸る。

今次の戰役に從った諸侯であろう。盂が侍して、その廟告が行なわれる。

賓、位に卽く。賓を蒿す。王、呼びて蒿す。

賓が中廷の位に卽き蒿禮を受ける。

盂、(賓を)以ゐて(入り)、賓を進めて□□す。

盂が蒿禮を受けた賓を伴つて廟に進入し、祀禮を行なう。

以上、中廷の禮。大廷・中廷の禮は、旦・明のうちに終る。

丙、廟中の禮

大采、三□、入りて服酒す。

大采になつて廟中の禮を行なう。三□が參內するに當つて服酒して修潔する。

王、廟に格る。祝、侍して……す。邦賓には蒿せず。

祝が廟に侍して列次者に蒿するが、邦賓には蒿せず、のちにそのことが行なわれる。

□□、牲を用て、周王・武王・成王を禘す。

大功を告げ、牲を用いて三王を禘祀する。

□□□將す。王蒿す。蒿して遂に王の邦賓に蒿す。

禘祀のときの禮をいう。おそらく祼將してのち、蒿を行なうのである。以上で廟中の禮を終る。

王、□□を呼び、盂に命じて聝を以ゐて入らしむ。聝を搬すに品を以てす。

俘獲を廟前に搬す。以上廟における禮。獻馘の禮を終る。

丁、策勳の禮

雩若にその翌日乙酉、三事大夫、入りて服酒す。

翌日、策勳し禮を行なう。三事大夫が服酒してその禮に與かる。

王、廟に格り、蒿す。王の邦賓侍す。

王、出御し、邦賓が列次する。邦賓は前日すでに服酒の禮を終つている。

王、命じて、盂に……弓一・矢百・畫虢一・貝胄一・金干一・戚戈二・矢臺八を賞せしむ。

論功の賜物をいう。みな兵器の類である。

戊、末辭

用て□伯の寶隮彝を作る。隹王の廿又五祀なり。

末文。王の寵榮を記念して、先人の器を作ることをいう。

参　考

この器銘は告捷獻馘の禮を詳細に記しており、その古儀を知るべき貴重な資料である。郭氏いう。

此文所紀、於古史古禮、極關重要、惜殘泐過甚、苦難屬讀、而器亦不知去向、惟細審全文、乃盂受王命、攻克鬼方、歸告成功于周廟、而受慶賞之事、其戰役前後凡兩次、初次所俘虜、至萬三千八十一人之多、可見其規摸之大

陳氏もまたいう。

此銘記西周初在周廟中獻燎伐鬼方所獲的俘馘、是此器最重要的記錄、由此可以證明逸周書世俘篇所追記武王克殷時的獻俘之禮、是可信的、……與此銘所述相近

陳氏は俘馘を燎いたとみているようであるが、燎は燎祀であろう。武成・世俘はいずれも祀馘の語を用いている。

獻馘の禮を記す金文には、他に敔𣪘三・不䙷𣪘・虢季子白盤などがあるが、この銘のようにその儀節の詳細を傳えているものはない。この器銘は殆んど異例ともいうべき詳細さを以て一々の儀節を記しており、その點において、卽位の儀節を詳細に傳えている尙書顧命篇と並んで、周初における宮廷儀禮の次第をみるべき重要な資料である。ただ器銘に銹泐多く、しかも原器の所在も不明であり、拓はわずかに簠齋の一本を傳えるに過ぎない。最近に至つて于省吾氏の藏拓が斷代に紹介せられ、從來の釋に二三の補正を加えたが、なお多くの缺文を殘している。

陳夢家氏は本器の考釋を試みて三たび稿を改めたという。そしてその苦心を次のように述べている。

上述係據一九三九年春昆明講稿、一九四二年秋在龍泉鎭、據三代拓本、曾復寫一遍、一九五五年、借到于省吾先生原拓照片、據之更有所增釋與改定、但因拓本不精、仍有空白、未能隸定者約七十字、故知求得精楚的拓本、是考釋此銘的關鍵所在、王獻唐先生來信見告、日照曾有此鼎拓本兩分、一分爲丁麐年所得、後歸端方、一分爲許印林所得（吳錄當據此本）、後歸其弟子丁懋吾、傳其孫丁希農、王氏說此人尙在西安、拓本可能還在、此說與我前所知陳介祺一拓、是人間惟一之本、有所出入、淸季以來、此鼎拓本不淸、流傳又少、因此如此重要的銘文、考釋的不多、方濬益和孫詒讓、僅見摹本、考釋文字、亦少有精當之處、對于此銘所見的歷史和制度、發揮更少、因理舊稿、爲之

增補

近世出土の器であるにかかわらず、その拓も僅かに一・二本を存するに過ぎない。銘は陳氏のいうように古禮に關する重要な記述を含んでおり、器の亡佚が殊に惜しまれるのである。

なお本器の通釋に當つて、郭・陳二氏の釋字の是非を定めがたいところも多いが、二家は簠齋・于氏の拓によつて字形を確かめているものと考えるので、その釋に從つたところがある。

盂の二鼎は郿縣禮邨の出土と傳えられるが、盂爵・盂卣のうち卣は陝西の出土という。從つて盂爵・盂卣の盂は、この二鼎の盂と一家である可能性が多い。卣では父丁の器を作り、銘末に圖象標

識∀を附している。この圖象は子征尊一八四頁にもみえるものであるが、子征は保卣にみえる五侯征の家であろう。これによつていえば、子征の家は殷の多子の後で、東國に五侯征と稱したものの後である盂が、陝西に移されて郿縣の盂氏となり、盂爵・盂卣、及びこの二大鼎を殘したものと思われる。盂卣では兮公より賜賞をえたことが記されているが、兮公の家はあるいは後の兮甲・兮伯と關係があるかも知れず、また小盂鼎にみえる趞伯は後の克氏かと思われる。盂・兮甲・克氏はみな北方玁狁を伐つて事功を樹て、器銘にそのことが殘されている。

盂氏がもし東方出自の家にして早く陝西に移された殷の貴游であつたとすれば、大盂鼎の冒頭に殷の墜命の由を詳述してこれを天命に歸する王の誥辭や、二鼎が何れも殷式紀年をもつことなども理解しうるように思われる。殷周革命の後、成周をはじめ、關中の地にも多くの庶殷が遷されたであろうが、葊京儀禮などに參與している祭祀儀禮を掌る諸族のほか、盂のような大族も渭域に移されて戎事に從つていたのであろう。周初における周の統治政策、殊に殷の餘裔に對する政策をみる上に、盂の二鼎の銘文は種々の問題を示唆するところがあると思われる。

李平心氏の「大盂鼎銘女妹辰又大服解」中華文史論叢第五輯、一九六四・六 に器を衞器とし、作器者を衞康叔の孫孝伯とする説がみえる。上述の所論と合わぬところが多いので、ここに付言しておく。李氏が器を衞器とする根據は、妹辰を古衞國の別名とするにある。妹を書の妹邦の妹、また辰は殷本紀系譜中にみえる振にして、これを王亥の亥の誤とする王國維の說を非とし、殷の後である宋を「大辰之虛」と稱するのは、祖神たる振の名が星名と化したものと解するのである。そして衞はもと商都のあつた地であるから、妹辰とは衞地に外ならぬという。殷本紀の振を亥の誤とする說は、饒宗頤教授がすでに指摘しているように梁玉繩の史記志疑にみえ、王國維の論證によつて動かしがたいものとなつている。まれに周鴻翔氏の「商殷帝王本紀」香港・一九五八・一二のように王亥非振說をとる人もあるが、王亥を振と記しているものは諸書中ひとり殷本紀のみであり、譌字であることは疑ない。いま李氏は、振と王亥とを同一人とみて振をその本名とし、宋の分野の星名大辰の起原をここに求めた。李氏はまた「王亥卽伐鬼方之震」中華文史論叢第一輯・一九六二・八に、易の未濟「震用伐鬼方、三年有賞于大國」の震を振、用を上甲微の名とするも、徵證のない說である。殊に妹辰を古衞國の名と解しては、大盂鼎の銘文はその通訓をえがたい。銘文の「女妹辰」を詩の蕩「咨女殷商」と同じ語法とするのは、やはり無理である。

作器者を衞の孝伯とする說は次のごとくである。

作器者當是衞康叔之孫孝伯、盂殆卽孝伯之名、王殆卽周康王、鼎銘稱盂祖爲南公、南公實是康叔封、疑封及其子牟、均曾司康宮、康宮卽南宮、在宗周成周均有、故封稱康叔、又稱南公、王孫牟亦稱康伯、路史後記云、衞有南公氏、足以助證南公與康叔爲一人

立論はすべて推測の上に立つている。康叔が康宮を司つたということも、康宮を南宮と稱することも、何の徵證もない。また南宮を司つたがゆえに南公というとするのも稱謂の通例と合わず、中氏諸器・叔萬鼎三代・三・一五及び最近紹介された膳夫山鼎文物・一九六五・七には南宮の姓がみえる。平

心氏の說は專ら路史後記にいう衞の南公氏を大盂鼎の南公の名に牽合したものであるが、その家は通志氏族略第三、衞人字によると衞の公子郢、字は子南より出ており、また戰國のとき陰陽五行說を著わした南公子というものはその後である第四、以次爲氏という。何れにしても東周以後のことで、周初の器銘にみえる人物を說くべきものではない。

器が鳳翔から出土した事情については、衞が亡んだ後、その器が秦の故宮のあつた雍邑に移されたか、あるいは孝伯が小盂鼎にみえる鬼方征伐のため長期駐留してその際に作られ、もしくは携行されたものとの推測が試みられているが、また推測の域を出ない。

およそ金文にみえる氏姓の考證には、同時期の器銘を以て證とするのが最も望ましく、盂氏の器についてはまず盂爵・盂卣との關聯を以てその出自や地望關係を考うべきである。なお六〇、麥盉など麥氏諸器についても、劉節氏の「麥氏四器考」古史考存、一九五八・二に、麥氏を萊夷の出自とし、苗黎の族に屬するとする說があるが、その論は博辯であつても銘文の解釋に益するところは多くない。もともと西周の史實のごときは、史籍に十分な記載を傳えていないものであるから、金文資料に實證をえがたいことは、むしろ闕疑に從うべきであろう。盂氏衞侯說・麥氏萊夷說などは、銘文中の他の事實と扞格するところが多くて到底采りがたいが、治學の方法に關するところがあるので言及しておくのである。

昭和四十年十二月　初版發行
平成 四 年 十 月　再版發行

神戶市東灘區住吉山手六丁目一番一號
發行所　財團法人　白鶴美術館

京都市下京區七條御所ノ內中町五〇
印刷所　中村印刷株式會社

財團法人
白鶴美術館發行

婪子方彝

白川靜

金文通釋 一三

六三、小臣謎毀
六四、小臣宅毀
宅諸器
六五、御正衞毀
六六、呂行壺
六七、師旂鼎
旂諸器

白鶴美術館誌

第一三輯

六三、小臣謎殷

器　名　白懋父殷貞松　謎殷徐釋　𡨦殷丁山

時　代　成王大系・通考・麻朔・斷代　康王唐蘭

出　土　「民國廿年一九三一年　疑出于濬縣」通考　同銘者共兩器兩蓋、傳一九三〇年、出土於汲縣」斷代

收　藏　「廬北劉氏善齋藏」貞松「近見之都肆、無蓋文」貞松・補「二器一蓋、先在劉體智處、一蓋在琉璃廠肆中、後皆歸於前中研院」斷代

著　錄

器影　一、善齋・七〇　大系・七七　徐釋　故宮・下・一七一　二玄・二〇四

二、善齋・七一　大系・七八　通考・三〇五　徐釋　故宮・下・一七二　通論・五六

銘文　一、貞松・補・上・二八　善齋・禮七・九〇　大系・九　徐釋　小校・八・五九　三代・九・一二・一

二、貞松・六・七　善齋・禮七・九一　大系・一〇　徐釋　小校・八・五九　三代・九・

一二・一　書道・四五　二玄・二〇三　Dobson・一八五

考　釋　叢攷・二三三　大系・二三　文錄・三・二　文選・上・三・三　麻朔・一・一五　通考・

三四五　斷代・一・一七〇　積微居・一三三　Dobson・一八四
丁山　𤰔敦跋集刊・二・四
徐仲舒　𨑋毀考釋集刊・三・二

器　制

故宮圖錄にいう。

一、器腹飾弦紋二道、蓋破、器口端有裂痕、通蓋高二四・五糎、深一〇・九糎、口徑二〇糎、底徑一五・三糎、腹圍六四・三糎、寬二七・二糎、重四・三二五瓩

二、器腹飾弦紋二道、通蓋高二四・五糎、深一一糎、口徑二〇・一糎、底徑一五・三糎、腹圍六四糎、寬二七・二糎、重四・〇五瓩

兩器の形制は殆んど同じく、附耳三足、足は太く短く、足底は內側に屈曲している。圈足の部分があつて、父乙臣辰毀三五三頁と同系に屬し、三足毀の早期の形制である。文樣は器腹に弦文二道を附する簡素なものである。善齋に錄するものは第二器失蓋のままであるが、故宮では兩器とも蓋が備わつている。

小臣𨑋毀一

銘　文

二器。器蓋二文、各八行六四字。

小臣𨑋毀二銘文

𩁹東夷大反

𩁹は發語の詞。師旂鼎・也毀・彔㦸卣・縣改毀などにみえる。叢攷に尙書柴誓「徂、茲淮夷徐戎並興」の文を引いて𩁹・徂を同じ語とし、かつこの器銘にいうところの征伐も、柴誓にいう淮夷・徐戎の討伐と同じ事實としているが、時期は異なる。斷代は柴誓の徂を往昔の義とみて、「𩁹卽退、說文、退往也、籀文作遁、或本作徂」という。𩁹を既往の義とすれば、たとえば縣改毀「𩁹乃任縣伯室」の文などは通じがたい。徐氏は今と訓しているが、これは徂往の反訓をとつたものである。夷の釋字については徐釋に詳

論がある。東夷の叛は、殷末に帝辛の親征を受けた大亂があり、周の統一の後にもしばしば反覆されていることであるから、この役を柴誓の役と定めるのは疑問である。同一の役とする論者は、銘文中の伯懋父を以て、史にみえる中旄父に比定するのであるが、そのことについては後にいう。丁山氏は文首の「叡夷」二字をつづけて夷の種族名とし、「叡夷考」集刊・二・四にそのことを論じ、沛國の郿を以て叡夷の地に充てている。しかし大保段「叡厥反」・彔彧卣「叡淮夷」などの例によっていえば、叡を種族名と解することは妥當でない。かつ、すでに「大反」といい、これを伐つに八師を動員しているのであるから、このときの東夷の叛亂は大規模なものであつたことが知られる。それで陳氏らは、孟子滕文公下に周公が奄を伐ち、三年にしてその君を討ち、滅國五十、海隅に至つたとする役に當るという。いわゆる踐奄の役と解するものであるが、伯懋父諸器の時期からみて信じがたい。

白懋父以殷八自、征東夷

郭氏は、この伯懋父を以て逸周書作雒解にみえる中旄父をその人に充てている。逸周書作雒解の文は次の如くである。

周公立、相天子、三叔及殷東徐奄及熊盈以畔、……二年又作師旅、臨衞政殷、殷大震潰、降辟三叔、王子祿父北奔、管叔經而卒、乃囚蔡叔于郭淩、凡所征熊盈族十有七國、俘維九邑、俘殷獻民、遷于九畢、俾康叔宇于殷、俾中旄父宇于東

孫詒讓は周書斠補に、この文にみえる中旄父を論じていう。

中旄父它書皆未見、今詳攷之、葢卽康叔之子康伯也、史記衞世家云、康叔卒、子康伯代立、索隱云、系本、康伯名髡、宋忠云、卽王孫牟也、按左傳稱王孫牟父、是也、王孫牟、見左昭十二年傳 牟髡聲相近、故不同耳、梁玉繩據杜氏春秋釋例世族譜衞世系云康伯髦、謂索隱引世本髡當作髦人表攷其說甚塙、葢髦音近牟、故小司馬云、聲相近、若作髡、則於聲殊遠、其說不可通矣、髦與旄、聲類亦同、故此又作中旄父也

孫氏はすでに康侯丰を以て康伯髦に充てているので、孫說の如くならば、康侯丰・康伯髦・中旄父・王孫牟・王孫牟父はみな一人となる。郭氏はほぼこの孫說に據り、

今按、本銘之白懋父卽康伯髦・王孫牟父・中旄父也、中乃字之譌、懋・牟・髦・旄乃聲之通轉、康則康叔之舊封邑也叢攷

とし、伯懋父はすなわち康伯髦に外ならぬという。伯と仲とは、白・中の草體が似ているので相誤つたとするのである。

逸周書によると、三監の叛後、康叔は殷に、中旄父は東に、同時に赴いている。康伯髦は、康叔卒後にその後を嗣いだものであるから、中旄父と康伯髦とは時期を異にするはずである。陳氏はこの器銘を踐奄の役に關するものと解し、伯懋父は康伯髦であろうが、中旄父とは別人とする考えである。

金文懋字、从心从楙、與說文野之古文相同、據左傳之文、王孫牟事康王、而史記說康叔冄季是武王幼弟、在成王時、康叔子是否成人、甚是疑問、至於康伯與中旄父、一稱伯、一稱仲、當非一人、

……白懋父可能是康伯髦、而不能是中旄父

康叔は成王のときなお弱年であつたとするならば、その子康伯髦が践奄の役に加わりうるはずはなく、從つて器銘を践奄の役をいうと解するかぎり、伯懋父を康伯髦に比定しうる可能性はないといつてよい。その點ではむしろ中旄父説を采るべきであるが、陳氏のいうように伯仲の稱を異にしている以上、これまた別人である。遡つていえば、器銘にいうところを践奄の役とみるところに無理を生ずるのである。

陳氏はこの器が衞地の出土であるため、作器者たる小臣謎を衞侯の下臣とし、その點から伯懋父を康伯髦と解しようとしたものであろう。丁山氏が伯懋父即王孫牟父説をとつているのも、同樣の推論によるものと思われる。

伯懋父については、まずその關係諸器の銘文によつてその人を考えるという方法をとるべきである。伯懋父は初期の東征諸役に一方の總帥として軍を率いているが、その麾下に屬するところは概ね成周の師氏・小臣・八師の軍である。殷の八師はまた成周八師ともよばれ、成周の庶殷を以て編成する軍旅であり、践奄の役當時にはなお動員態勢にはなかつたものと思われる。伯懋父の名はまた䨓甹・䨓卣四五〇頁にもみえるが、䨓は召公奭の後を嗣ぐものと考えられ、康初の器である。伯懋父關係の諸器の器制及び銘文の字樣も、西周初頭の樣式のものというよりも、むしろ一般に康昭期というべき特質をもつている。從つて伯懋父は康昭期の人とすべきである。

「殷八自」を、郭氏は「成周八自」に對して衞地の軍としていう。

下文云、歸在牧自、足知牧卽殷郊牧野、而白懋父必係周初人而封近于殷者

かくて伯懋父を逸周書にいう中旄父に比定する説を展開するのであるが、それは「殷八自」を衞にあるとする考えが前提となつている。殷八自はまた禹鼎にみえ、噩侯馭方の率いる南淮夷・東夷の叛亂鎭定に出動している。また曶壺・小克鼎には成周八自の名がみえ、曶壺では曶をその冢嗣土に任じ、小克鼎ではその適正のことが行なわれている。

殷・成周の八師は衞と成周と兩地に編成された別個の師旅と解されているが、おそらく同じ軍旅の異稱であろう。成周は殷滅亡の後庶殷を移したところで、その邑里より徵集して八師を編成したものと思われ、それゆえにしばしばその地に適正のことが行なわれたのである。軍の性質上、このような異族の編成部隊は、周の直領地におかれていたと考えてよい。「殷八自」に對して冢嗣土をおき、あるいは適正をいう記述がみえないのは、殷・成周の八師が同一軍旅の異稱であつたからだと思われる。

近時、この師旅の性質について、于省吾氏と楊寛氏との間に論争が行なわれている。于省吾氏は「略論西周金文中的六自和八自及其屯田制」考古・一九六四・三において、これらの師旅は史上最初の軍事的屯田制であることを論じたが、楊寛氏は「論西周金文中六自八自和鄉遂制度的關係」考古・一九六四・八においてこれに反論を加え、春秋期に普遍的に存した鄉遂制度を基礎とする軍編成の先蹤は、尚書柴誓に「魯人三郊三遂」とあることからも知られるように、西周初期にすでにあつたという。これに對してまた于氏の再論考古・一九六五・三楊氏の再論考古・一九六五・一〇が發表さ

れているが、屯田制は本來邊境の長期守備のために行なわれたものであり、また鄉遂制は領土國家的體制の成立を前提とするものであつて、周初における周王朝の國家形態及びその政治秩序のあり方から考えると、何れも的確な理解としがたい。西周期を通じて、軍旅はむしろ氏族を單位として編成されており、八𠂤・六𠂤のごときは、殷の殘存勢力を再編成した特殊な部隊であつたとみられる。從つてここから出發して周初の軍事的體制を論ずるのは、より基本的な視點を見失うこととなろう。八𠂤・六𠂤はいわば外人部隊であるから、その師長には概ね東方系の氏族が充てられたが、軍の總指揮は周から派遣された將軍がこれに當り、またときにこれを遹正査察することが行なわれた。師旂鼎において、師旂の衆僕が王征に從わず、師旂は伯懋父の譴責を受けている。師旂は東方系の部將で、その衆僕は八𠂤に屬するものと同じく東方系であつたとみられ、そのため戰列を脫するような事件が起つたのである。周初における八𠂤・六𠂤等の軍編成及び師氏など軍官の制については、小稿「釋師」論叢第三集參照。

唯十又二月、遣自甕𠂤、述東、陪伐海眉

郭氏の叢攷に、遣を壼鼎・班毀にみえる𧽊にして城虢遣生毀の遣生もまた同一人であるとしているが、大系では城虢遣生說を棄てて、𧽊尊等にみえる𧽊であるとしている。通考はその人を定めないが、遣を人名と解する。斷代では遣を動詞によみ、人名とみていない。

當時の語法からいえば、令彝「明公歸自王」・中甗「中省自方」・令鼎「王歸自諆田」・彔毀一「白雍父來自㝬」などのように、自の上には概ね動詞を用いる例であるから、ここも同例とみたのであろう。なお𧽊尊などにみえる𧽊は走に從つており、遣とは字形が異なる。文は被動態。命令者は王、受命者は小臣謎の屬する將帥伯懋父である。下文にも、伯懋父が王命を以て賞賜を行なうことを記している。

甕は字未詳。一應、字形のままに隸釋しておく。甕𠂤は軍の基地名。厤朔に、不嬰毀「余命女御追于䨼」の䨼の異文とし、䨼を伊洛の洛とみて「則甕𠂤必在成周附近可見」といい、文錄にも同じ說がみえる。しかし不嬰毀の䨼は、その銘文によつても知られるように、伊洛の洛ではなく涇洛の洛である。甕は今次の作戰の地域からいつても、成周より東方の基地であると思われる。

述は遂。徐仲舒氏は、魏石經の書の君奭に隊を述に作ることを例として二字を同字とし、郭氏も徐氏の說を引き、なお說文古文の字形が銘文の字と同形であることを指摘している。陳氏は說文の「述循也」の訓を引き、「述東陕」の三字を句とし、泰山あるいは勞山山脈に循つて軍を進めたのであるという。陕を隥・滕の同音假借とみるのであるが、その字釋に問題があり、「述東」の二字で一句とするのがよい。

陕を地名とする說は、厤朔に字を滕の初文とするのをはじめ、容庚氏も東陕の二字を地名とし、吳闓生は述を遹と解して、この文は東陕を遹正することをいうと解する。

徐氏は陕を懲の本字として陕伐を懲伐とよみ、郭氏も「近是」としてその說に贊している。しかし陕・懲は字形も遠く、聲義が通ずるようにも思われない。金文においては、伐を同義語と連ねていうことが多く、敦伐・戡伐・搏伐・廣伐・宕伐などの語がある。銘文の字は陪伐と釋すべく、陪の

右旁は卜文にもみえる字で、插・衝の義をもつ。殷代雄族考六、論叢八集所收、いま衝伐の義と解しておく。

海眉は海湄であろう。陳氏はこれを爾雅釋地にいう「齊有海隅」に充て、下文の五齵を五隅と解している。沿海にまで達する作戰であつたとみられるが、半島のどの方面に及んだものかは知られない。爾雅にいう海隅は十叢の一として楚の雲夢などとともにあげられ、子虛賦にも兩者を對擧している。淵叢の地としては萊州灣に面する河の下流のデルタ地帶が考えられる。

雩厥復歸、才牧自

雩は于の繁文。王國維は經籍にみえる粤は雩の隷釋の字であろうという。牧自について、吳闓生は商郊牧野をこれに充て、郭氏もその說による。說文には坶の字を用いており、牧自と牧野との同異は定めがたい。牧自に復歸し、そこで賜賞のことが行なわれているのであるから、今次の作戰を終了して基地に引きあげ、論功を行なうのである。

白懋父承王命、易自逹征自五齵貝

本銘中難解な部分で、諸家の句讀も區〻である。陳・丁二氏は貝までを一讀とし、徐釋は「易自逹征」で句讀、また吳闓生・郭氏は「易自」までを句とし、吳其昌は「王命」で一讀、以下を一句としている。

承は卜文にもこの字形があり、人を承奉する象。「伯懋父承王命」までは、まず問題のないところである。「易自」の易は、金文では賜與の賜に用いる例であるが、郭氏はここでは更易の義とし、

「易自之易、當作如字、言瓜代也」とする。瓜代とは、左傳莊八年「及瓜而代」の意で、一定の時期に戍守を交替することをいう。すなわち文は、王命によつて戍役を免ぜられたことをいうものと解し、「伯懋父承王命、易自」とよむのであるが、金文では易を瓜代の意に用いた例をみない。かつその解では、下文に賜賞の物のみあつて、賜與の動詞を缺くこととなる。また徐氏は「易自逹征」を「卽易逹征之自」と釋するも、語位を任意に變えて解したもので、文義においても妥當でない。

逹は說文に先道の義と解する字であるが、文錄・大系には虛詞にして、尙書に語詞としてみえる率に當るという。また積微居には逹は率にして帥、「自率」の二字を連文とする。そして「若以易自爲一讀、師人衆多、安得一一錫之耶」と論じている。思うに逹を名詞に用いた例は金文にみえず、䧹羌鐘には「逹征秦、迮齊」とあつて逹征の語がある。本銘にも逹征の字を用いているが、この文では征は征取の義で下文の貝にかかる。

「逹征自五齵貝」の下三字を、郭氏は國名と解していう。

五齵貝當是所征之國名、言自五齵貝始征、猶孟子滕文公下、湯始征自葛載也

郭氏はすでに「易自」を瓜代を以て解しているのであるから、ここに改めて始征のことをいうのは敍述の次第に合わない。これは易を改易とみたために、貝を賜物と解しえずして國名としたのであるが、以下に蔑曆の文があることからいえば、貝は賜與の物でなくてはならない。

陳氏は五𩵋を地名にして齊の海隅、古の萊夷の地であり、書の嵎夷であるとし、「五𩵋即指海眉之諸隅、字所以从鹵、正指其地之產鹽鹵」と說き、海隅の諸嵎夷五種族を合せて五𩵋と稱したものとする。よつて器銘を釋していう。

是說伯懋父奉成王之命、錫貝於凡從征於五𩵋之殷八師、此五𩵋卽五隅或五嵎、乃指海眉之諸嵎、(大約掖縣以東海岸上)、錫貝勞師、在雩厥歸才牧師之後、承王令、猶管蔡世家說、周公旦承成王命、伐誅武庚、周本紀則作奉成王命

「逹征自五𩵋」を自の說明附加語とみるものであるが、これは貝の說明附加語とする方が自然である。また諸嵎夷を五𩵋と稱するのも、語例に合わぬ解である。

五𩵋貝をすべて賜物とし、鹽鹵と貝とするものに徐仲舒氏の說がある。

自用也、𩵋从鹵从禺、不見於字書、晉姜鼎、易鹵責千兩、免盉、易免鹵百陵、阮氏積古齋款識、以說文鹵西方鹹池、及左傳襄廿五年、表淳鹵之鹵、釋此鹵字、其說絕不可通、晉姜鼎、鹵以兩計、免盉之陵、聲義既不詳、亦當是計量之稱、鹵以量計、自是鹽鹵之鹵、……而說文云、味深長、可見古人對於鹵之珍視、因之酬庸物品中、有鹵或鹵類物品之𩵋

𩵋を鹽鹵の類とし、五𩵋と貝とを賜うたとみるものである。右の解のうち、自用の訓は金文にその例なく、また名數をあげるときには多く田五田・糸五守・矢五束のように助數詞を加える例であるから、五𩵋の解にも問題がある。文錄には

此征其地之貝、以錫師、其率自五貝以降也

というが、文錄は上文において逹を虛詞、𩵋を嵎夷と注しており、前後の解が一貫していない。徐氏の引く晉姜鼎の文は「嘉遣我、易鹵賚千兩」とよむべく、下文に「征繁湯□、取厥吉金、用乍寶隮鼎」という。賚は兮甲盤に「王令甲、政嗣成周四方賚、至于南淮夷」、「毋敢不出其帛其賚其進人其貯」とあつて帛・貯と並び擧げられており、また「淮夷舊我帛畮人」ともあつて、帛賚は帛畮というに近い。すなわち賚は農作の賦貢などを稱する語である。晉姜鼎は下文に征金のことをいうが、その語法を以て鹵賚千兩を解すると、「鹵せる賚千兩」の意となる。またその語法を以て本銘の文を解すると、「自五𩵋貝」とは「五より鹵獲せる貝」の意となり、上三字は貝の獲たところを記した說明附加語となる。この場合、五は地名と解される。

五はおそらく保卣にみえる「五侯」の五であろう。保卣の文は一般に「乙卯、王命保、及殷東或五侯、祉兄六品」と句讀されているが、それでは「祉兄六品」のかかる語がなく、下文の「蔑曆于保」も誰が蔑曆を受けるのか知られない。その文は保卣一七三頁の條に述べたように

王命保、及殷東或、五侯祉兄六品、蔑曆于保

とよむべく、五侯祉とはその侯名である。

以上によつていえば、この句は「伯懋父、王命を承けて、師に逹征して五より鹵れる貝を賜ふ」となる。金文では、賜物のときにその取得の由來を合せていうことがある。概ね孚貝・孚金のように俘獲によるものであるが、ときには御正衞段「懋父賞御正衞馬匹、自王」のようにその出所を示し、あるいは中方鼎一のように采土の由來するところを述べることもある。この文も、賜貝の由來する

ところを記したものである。
「易自」というのは、この軍團に對する論功・策勳の禮をいう。ゆえに下文には別に蔑曆を受け、貝を賜與されたことを記している。

小臣謎蔑曆、眔易貝、用乍寶障彝

徐氏は左傳成十年にみえる小臣殉殺の例をあげ、

　此小臣爲侯王貴人給事之人、其位甚卑

といい、また小臣宅段「同公命小臣宅、事白懋父」の文を引いて證としているが、宅段の文は「使伯懋父」とよむべく、そのとき「畫干戈・易金車馬兩」の屬を賜うている。郭氏もまた小臣を周禮の小臣を以て解しているのであるが、家廟を奉ずることもできない微賤の者が彝器を作ることはありえない。小臣は卜辭にも「多方小子小臣」をはじめ小臣某と稱する例が多く、古くは貴游出自の身分稱號であった。周初の器に小臣と稱するものは概ね東方系出自の貴戚とみてよく、本器の小臣謎のごときも、あるいは庶殷の一として、一軍の師長の地位にあったものと考えられる。
謎は來形の字に從うも、來ともまた稍しく異なる。徐氏は朿の音に從う字であろうというが、この器はすでに小臣謎段の名を以て知られているものであるから、一應その釋を用いておく。
蔑曆は戰功を旌表する意である。郭氏がこれを解甲免役などと解したのは、上文の「易自」を瓜代と解してこれに傅會したもので、何の根據もない說である。のちその釋を改めて「無猒」の義としたが、下文の「眔易貝」の眔を解くことはできない。眔は語の並列に用いる連詞であるが、ここで

は句を連ねるに用い、加重の意である。
伯懋父が東征のことを終えて班師策勳するに當って、王命によって五よりえた貝を師中の軍功あるものに賞せられ、小臣謎はおそらくその軍長として旌表を受け、かつ貝を賜うた。その寵榮を記念してこの器を作ったのである。

訓　讀

𠭯（ここ）に東夷大いに反す。伯懋父、殷の八師を以ゐて東夷を征す。唯十又二月、[illegible]の自より遣はされて遂に東し、海湄を陥伐す。雩（ここ）に厥の復歸して牧の自に在り。伯懋父、王命を承けて、師に達征して五より齵（と）れる貝を賜ふ。小臣謎、蔑曆せられ、眔（およ）び貝を賜ふ。用て寶障彝を作る。

參　考

この器銘を史傳經籍の記載と結合して解しようとするために、諸家の說にはしばしば牽强の弊に陥るものがある。たとえば丁山氏は、伯懋父の伯を以て五侯九伯の伯とし、この器にいうところは詩の衞風伯兮に歌うところと同じであり、また詩の旄丘「狐裘蒙戎　匪車不東」の句についても「亦殷之遺民、苦伯懋父東征而作」というような解釋を施している。そして詩にいう伯とは王孫牟父・伯懋父のことで、鄭玄が詩を桓公五年、衞が鄭を伐つことを歌ったとするのは誤であり、この器銘はその誤を證するものであって、「敦銘之足訂正經傳者、已若此」と論じている。この說などは、

傳會の特に甚しいものである。

徐氏の考釋はかなり備わつたもので、器の時期についても詳論がある。氏は伯懋父關係の六器をあげ、そのうち小臣宅𣪘にみえる同公の名が令彝にもみえていることから、これらの諸器を周公と同時代とし、從つて本器を成王期の器と定めている。また徐氏は本器にみえる遣を人名と解し、疐鼎・班𣪘・明公𣪘との關係に及び、この器にいう東征は、それら諸器にみえる東征と同一の役であるとし、關係諸器の器制の近いことを指摘している。

殷の八師と成周の八師とについては、徐氏は兩者を區別する立場をとり、殷の八師は衞地の軍にして、牧自は牧野であること疑がないという。また以上の關係諸器にみえる東夷征伐はすべて同時のことであり、その征役の大規模にして廣汎な地域に及ぶ作戰であつたことを論じ、結局はこれを逸周書作雒解にみえる彔父・三監の叛に當るものと解する。從つて伯懋父を中旄父の兄弟輩であろうという。またこの東征は三年にも及ぶ大征役であり、昭王期以前の器にして凡そ東征をいうものはみなこの役に關しており、その時期を同じうするものであると論じている。

金文を史傳と直接に結合して解する研究法は、この器に限らず、一般に研究者の好んで用いる方法であるが、載籍の備わらぬ古い時代の事件については、事實がそのまま記載傳承されることはむしろ稀有であつて、特定の象徴的事件のうちに前後の事實が吸收せられ、集約された形で傳えられやすい傾向をもつている。彔父・三監の叛のごときもその一例であつて、周初の東征に關する器銘をすべてこの一役に充てて考えるのは、必らずしも歴史的事實と一致するものとはしがたいようである。

數百年にわたる殷の支配を覆し、叛服常なき諸夷を戡定して東方の秩序を確立するまでに、周はおそらく數次にわたる東征を要したとみられ、事實金文においては、成王・王姜の親征をはじめ、康侯や周公父子、召公の一族、また東方の諸氏族に命じて征役に從わせたことも多く、伯懋父の東征はその收束の意味をもつもので、沿海にまで及ぶ長征であつた。これらの諸役がそれぞれ時期を異にするものであることは、關係諸器の時期がその器制・文様において、また文章・字様において、必らずしも一時のものでないことからも知られるのである。三監・踐奄の役はこのような東方經略の事業を象徴的な事實として傳承したものであり、金文資料はこのような集約化の行なわれる以前の具體的な事實を傳えている。金文の研究はそれ自身の示す資料性を尊重し、その資料によつて再構成された事實の體系に立つて史傳の史料性を批判するという立場をとるのでなければならない。伯懋父諸器の形制は、周初の周公・召公・康侯の諸器に比すると時期の下るものであることは疑なく、これらをすべて東征三年の間に歸することは妥當でないと思われる。

器の器制について、斷代には三點の注意すべき特徴があるとしていう。

此𣪘雖樸素無文、但其形制、有三點特色、一、有蓋、二、附耳、三、圈足下有足三、殷代的𣪘、亦偶而有蓋的、但西周初期以後、𣪘之有蓋、始爲常例、𣪘耳、自殷以來多作半圓形、只有盂才作附耳、圈足之下、再有相當高的三足、其作用與𣪘之附方座者相同、凡此三種特色、常見於西周初期的𣪘中、擧例如下

附耳有蓋 商周・二八三・二八四・(原誤作三八三・三八四)　　附耳三足 頌齋・一一　　二耳三足 攈古・一・二四

四耳四足有蓋精華・一一九、商周・三〇三　二耳四足有蓋十六・二・一三　四耳四足西清・三一・八
二耳四足西清・一四・七　附耳有蓋有座西清・二七・一三　附耳有座商周・二九九

以上各器、都是屬於西周初期的、附耳與蓋、有關係、此可由鼎之有蓋者多作附耳、可爲證明

三足𣪘は中期以後に盛行する器制であるが、この器の三足はそれらに比して長く、父乙臣辰𣪘の四足から脱化して後期三足𣪘に展開する過渡的な形態とみられる。伯懋父諸器中、御正衞𣪘の帯文はW形をなす顧龍文であり、師旂鼎は器腹の淺い三足鼎で、その鳳文は分尾、何れも初期末の形式とみるべきものであるから、伯懋父の時代を成初においてその銘文を解することは困難である。御正衞𣪘の銘のごときは行格の整った小字體を以て記され、昭穆期通行の形式であるから、この器群の時期は康末、あるいは康昭期に位置するものとすべきであろう。

六四、小臣宅𣪘

小　臣　宅　𣪘

器　名　　小臣宅彝貞松　宅𣪘文選

時　代　　成王大系・通考・麻朔・斷代　康王唐蘭

出　土　　「一九五五年、在旅順廢銅中、重現」斷代　文參・一九五五・三參照

收　藏　　「貞松堂藏」貞松　「今在旅順博物館」斷代

著　錄

器影　　貞松・上・三二　通考・二六六　文參・一九五五・三・一四六　二玄・二〇六

銘文　　貞松・四・四八　周存・三・補五　研究・上・七六　三代・六・五四・一　河出・一七五　二玄・二〇五

考　釋　　韡華・己一六　大系・二五　通考・三三七　文錄・三・三　麻朔・一・一四　斷代・二・八三

器　制

通考にいう。「高三寸九分、口飾弦紋二、前後有獸首、足飾弦紋一、兩耳作獸首形、有珥」。器制は樸素にして父丁𣪘通考・二二八と似ている。弦文のみの簡素な文様である。

銘　文　　六行五二字

隹五月壬辰、同公才豐

同公の名は也𣪘にもみえる。也𣪘には周公の名もみえ、斷代には「是同公與周公同時」としているが、文中の語は「周公宗」とよむべく、周公は生稱ではない。郭氏は也𣪘の「同公」を人名とみない說であるが、文によれば人名であること疑なく、周公とは世代を異にしている。

豐を郭氏は豐沛の豐とする。伯懋父の東征中、同じく東征中の同公が豐の地にあり、その隷下の宅が伯懋父のもとに使したものと解するのである。郭氏は、豐鎬の豐は古くは莽・莽京と稱するものがそれであり、豐鎬の豐とは異なるとする。しかし陳氏は、本銘の豐は豐鎬の豐であり、從來豐に充てられている莽は、金文に鎬を莽に作るとする。陳氏の三都說は、宗周を岐山の舊都、莽京は鎬京、豐を豐水西の豐とするものであるが、宗周を岐山の舊都に比定するその說の成立しがたいことについては、すでに述べた。三四四頁ただ莽を一應豐と區別して考えたことは、從來莽を無條件に豐に充てていたことに對して問題を提起したものということができる。

豐の所在を考うべきものに、新出の作册魖卣五八九頁がある。その文にいう。

隹公大史見服于宗周年、才二月、既望乙亥、公大史咸見服于辟王、辨于多正、雩四月既生霸庚午、王遣公大史、公大史在豐、賞乍册魖馬、颺公休、用乍日己𣪕隮彝

文中に宗周と豐とがみえる。宗周の儀禮と豐の儀禮との間に七十日の間隔があるが、尙書の召誥に「惟二月既望越六日乙未、王朝步自周、則至于豐」とあるによれば、兩地の間は步して至りうる距離である。麥尊六二八頁には、宗周における見事の禮の翌日に莽京辟雍に赴いたことが記されており、豐は莽京辟雍の所在の地であることが知られる。宗周を岐山、莽を鎬に充てる陳氏の說は、これらの資料からみても成立しがたいことが明らかである。

豐の地名はなお大保關係の玉戈銘にもみえる。陶齋古玉圖に著錄し、いまフリアの所藏に歸している。**斷代五・圖版一六**にその銘の擴大圖がある。その文にいう。

六月丙寅、王才豐、令大保省南或、帥漢造官南、令□侯辟、用□走百人

中氏諸器とともに、周初の南國經營の狀態を知るべき重要な資料である。王は豐に在つて大

保に南國省察の命を發しているのであるが、凡そ征命を發するのは聖所においてその儀禮を行なうのであるから、この銘にみえる豐も葊京所在の地であるとみてよい。以上によっていえば、豐は葊京所在の地名、葊京はその地にある辟雍所在の聖所の名で、京は卜辭にみえる義京・磬京の京と同じ。義京・磬京では羌人を宜し牛を卯する儀禮が行なわれるが、同様の儀禮がまた叀宗 前・一・四五・五 でも行なわれている。おそらく周の辟雍に相當する施設なのであろう。

周公東征鼎とよばれる𡉚方鼎 一一五頁 の銘に「隹周公于征伐東夷、豐白専古、咸𢦏」とあり、郭氏の豐を山東の豐・沛とする說に證を與えるものともみえるが、銘は僞刻である。厤朔一・一〇に拓影を載せ、貝塚發展・一六二頁 陳氏斷代・一・一六八には何れも眞刻として扱われているが、器は饕餮文を附して鎏金を加えたという不審なものであり、銘字もまた一字として佳なるものはない。分域篇に寶雞出土としており、あるいは蘇七兄弟輩の僞作するところであろう。また豐伯車父𣪘 攈古・二之三・四八 は濟寧州金石志一・一七にみえ濟寧の出土であるが、晩周の器であり、參考としがたい。

陳氏の葊京鎬京說は、金文の葊京辟雍をそのまま詩の鎬京辟雍に比定し、葊を鎬と釋するのである。しかし葊・鎬は聲義においても通ずるところなく、兩者を同一とする根據はない。葊京辟雍はほぼ昭穆期までの器銘にみえ、その後は後期の琱生𣪘二に葊の名を稱するのみで、葊京辟雍は昭穆期以後廢して行われず、鎬京に遷されたものとみられる。鎬京はいわゆる宗周にあり、その關係はあたかも葊京と豐との關係と同じであろう。鎬京辟雍の名のみえる大雅文王有聲、あるいは辟雍の築營をいう靈臺篇などの成立は、詩篇の一般的な時代より推して、西周中期以後にあるものと思われる。

稿本詩經研究通論篇第八章第二節參照 以上によっていえば、この銘にいうところの豐は作冊魖卣にいう豐であり、葊京辟雍の所在の地である。同公はおそらく葊京における儀禮の際に、隷下の小臣宅を伯懋父への使者として派したのであろう。

同公は也𣪘にみえる同公であろうが、也𣪘においては同公を周公の宗に陟祀しているのであるから、周公の胤である。周公の宗は令彝によると成周にあったと考えられ、同公はこのとき豐に赴いていたのである。令𣪘「隹王于伐楚伯、在炎」・作冊魖卣「公大史在豐」のように、特にその所在をいうものは、本貫の地を離れていることを示す場合が多い。

令宅事白懋父

宅は宅方彝にみえる作冊宅の後であろう。事は使。于省吾氏は尙書駢枝において、顧命篇にみえる作冊度を作冊宅と同一人としている。使命は軍務に關することであったと思われる。

白易小臣宅畫干戈九・易金車馬兩

白は伯懋父。小臣は前器にもみえ、もと東方系貴游の身分稱號である。畫は干戈の修飾語。雕飾を施したものをいう。干を郭氏は毌にして盾の象形字であるという。

干字古作丫、乃圓楯之象形、上有析羽飾、而下有蹲、與此作方形而無析羽飾者、略有別、準此以求之、知必古毌字、特橫書之而已、方盾之制廢、毌字遂失其本義、許氏以爲貫穿字

斷代には字を甲と釋し、甲とは甲衣であるという。そして左傳の皐比、楚辭の犀甲はその意であり、戎・古の諸字も甲に從い、畫甲とは皮革製の甲に漆繪を施したものであると論じているが、畫字は

本來雕盾を意味する字である。畫の字形中に含まれる田・周は畫盾の象である。昜金車は銅飾を施した車。大系にいう。

爾雅釋器、黃金謂之鋈、然所謂黃金者仍是銅、特銅之精美者耳、此當與車連文、猶它器言金車也

馬兩について陳氏は、「馬兩是馬一對、西周金文、凡賞馬、常是三匹、因一車三馬、而此與小臣夌鼎、錫以兩匹」といい、兩を馬二匹と解している。しかし小盂鼎「孚車卅兩」・「孚車兩」・大𣪘二「大賓豕訊章馬兩」などの例をみると、兩は車乘に用いる助數詞で、馬兩とは一車分の馬であろう。この賜與は使者への儐報としては重賜に過ぎるので、何らかの事功、あるいは新しい任務に對する賜與であろう。おそらく同公が豐にあつて出師に伴なう儀禮を執行し、軍務上の使命を以て宅を伯懋父のもとに使せしめたものと思われる。干戈・金車馬兩を賜うのは、軍務に關するものである。

䵼公白休、用乍乙公𢀛彝

公・白は同公・伯懋父。實際の賜與は伯懋父から受けているのであるが、同公の使命を奉じてこの寵榮をえたのであるから、兩者の休に對揚する語を著けたのである。陳氏は宅を伯懋父の小臣とみているが、適當でない。

子〻孫永寶、其萬年用、鄕王出入

鄕は饗。「鄕王出入」は「鄕王逆造」と語例同じ。斷代に「此器爲乙公的祭器、而又用以饗王出入、是兼爲實用之器」というが、「鄕王出入」もまた宗廟での儀禮である。

訓　讀

隹五月壬辰、同公、豐に在り。宅に命じて伯懋父に使せしむ。伯、小臣宅に畫干戈九・昜金車馬兩を賜ふ。公・伯の休に揚へて、用て乙公の𢀛彝を作る。子〻孫永く寶とし、其れ萬年まで用ひて、王の出入に饗せよ。

參　考

器は簡素にして殆んど無文、𣪕・𧽊の器と通ずるところがあるが、文字は疏緩の風があり、時期の下るものとみられる。本器の再發見の事情について、文參一九五五・三にいう。

旅順博物館最近在廢銅中發現了幾件文物、其中最珍貴的是周初成王時的禮器小臣宅𣪘、這件文物曾經著錄和考釋過、在郭沫若所著兩周金文辭大系考釋中、列爲成王時期的二十二件銅器中的一件、……這件文物的發現是由旅順博物館保管組宋學勤同志與旅順鴉鳴嘴村合作者工作人員叢選臣取得聯系、在合作社收購的廢銅堆裏選出來的、據賣銅給合作社的人說、這件文物、他原來是用來裝玻璃油子的、根本就沒把它當囘事

目前的情況是、雖然過去省文化局曾與合作社方面取得聯系、要求在銷化金屬製品前要經過鑑定、但這一工作還沒有很好的普遍展開和受到充分的重視、例如據最近下去收集文物的工作同志說、合作社的人講、儞們來得晚了、有幾件像這樣帶銘文的銅器、早已封包送去化銅了

これによると、廢銅回收の犧牲となつて銷去された古銅器の數は、決して少いものではないようである。この後、上海冶煉廳においても、廢銅の中から西周の器である梁其鐘や中殷父𣪘が發見され

た。前者は銘七十八字、後者は十九字の銘文あり、従前著錄のものと異なる新しい器物である。これらの貴重な資料が、銷去を免れて保存されたことは、不幸中の幸といつてよい。再發見された宅段は、その器影・拓片からみて、従前著錄の器であることが確かめられる。

本器の宅と同名のものに宅方彝・宅方鼎がある。本器より時期が稍〻遡るもののようである。

*宅方彝一・二

器影　西清・一三・六・七　陶齋・續一・三〇〔二〕

銘文　古文審・五・一九

考釋　文錄・二・一八　文選・下二・八　赤塚・七一

器制　第一器について西清にいう。「通葢高九寸九分、深四寸四分、口縱四寸五分、横五寸五分、底縱四寸二分、横五寸一分、重二百三十兩」。器葢に八稜を附し、器葢の全體を雷文を以て埋めた饕餮文を飾る。葢上・器の口縁及び圏足部には夔鳳と思われる文様がある。鬱然たる古器の形容をもち、器制文様は最も亞醜形方彝 故宮・上・一二八 に近い。第二器について西清にいう。「高六寸一分、深四寸四分、口縱四寸六分、横五寸五分、底縱三寸八分、横四寸、重一百三十七兩」。失葢。器制文様は第一器と殆んど同じく、圏足部が稍〻小さい。二器同銘、おそらく雙器であろう。

宅方彝一

銘にいう。「寏宦乍册宅旅八旅、□乍彝」。缺釋の字は繇に從う形で繳のようにもみえるが、確かめがたい。古文審には肆であろうという。全文亞字形中にあり、作册の作器にふさわしい。西清に「銘與召夫鼎合、無册命二字」という。召夫鼎とは宅方鼎のことである。その銘にいう。「寏亞字形中宦父癸宅丏□、册□」。薛氏・一・一五　博古・一・一九　西清・二・六　積古・一・一〇　攈古・二之一・五七　古文審・一・四　同銘の文が積古・一・九　西清・乙・一・一二　にもみえる。鼎は西清に載せる圖象によると方鼎立耳、稜あり、口下に正中の稜を挾んで二虺龍文あり、器腹には左右に展開する饕餮を飾る。その文様は亞醜方鼎 故宮・上・一五　通考・一三〇 に近い。西清によると器は金銀を錯鉗しているという。

宅方彝・宅方鼎にみえる宅は本器の小臣宅と同じ家と考えられる。彝・鼎では作册の職であるが、その家は小臣の出自であったのである。寏は殷器かと思われる鉦・角・爵・鼎などにその銘識がみえ、赤塚氏の稿本殷金文考釋 一一六 に十一器を集成している。

于省吾氏はこの作册宅を尚書顧命にみえる作册度に外ならないという。器の時期からみて考えられぬことではない。作册宅は父癸の器を作り、小臣宅は乙公の器を作つており、もし父子とすれば、小臣宅は康王後期の人ということになろう。

六五、御正衛殷

器名　衛彝貞松

時代　成王大系・通考・厤朔・斷代　康王唐蘭

收藏　「中央博物院藏」故宮

著錄

器影　武英・五七　通考・二六七　大系・五九　故宮・下・一五六　二玄・二〇八

銘文　貞松・四・四七　大系・一一　小校・七・四四　三代・六・四九・六　河出・一七九

考釋　大系・二四　文錄・三・二　通考・三三八　厤朔・一・一三　斷代・二・八四

器制　武英殿にいう。「侈口圏足、兩獸耳、有珥、體高三寸八分、深三寸三分、口徑五寸七分、足徑五寸一分、重四十七兩、色褐有紅綠斑、口破、緣有夔雷紋一道」。なお足に弦文一道を加える。虺龍は顧首巻尾、全體がゆるいW字状をなしている。

御　正　衛　殷

銘文　四行二三字

五月初吉甲申

小臣宅殷に「五月壬辰」とあり、本器の日辰はその七日前に當る。それで斷代には、「可能是同時的」という。宅殷には賜賞に當つて「承王命」といい、本器では賜物を「自王」と稱しているので、同じときの策動を記したものであるかも知れない。

懋父賞御正衛馬四、自王

懋父は伯懋父。御正は官名、御正良爵にみえる。斷代に左傳襄九・襄廿三の校正・馬正の類とし、馬政を掌るものとみている。唐蘭氏は「御正當是官名、如樂正大射正小射正之類」というが、御の説明はない。容庚氏は侍御の意とし、「御近臣官豎之屬、正長也、與盂鼎御事之御近」という。おそらく御事の正長の意であろう。周初にのみみえる官名である。

「自王」を容庚氏は「與夫彝、明公歸自王同意」と解し、陳夢家氏は王城にして地名とする。

與釁鬪器、休王自穀賞畢土方五十里同例、自王之王、應與令方彝之自王、同爲王城、地名王城は洛都。當時の新邑洛は王城と成周とより成り、王城には周族がおり、成周には庶殷をおいたと傳えられる。しかしこの王城を單に王と稱した例なく、二家が例證とする令彝の王も王所・王宮の意である。令彝では王を京宮・康宮と對擧している。

賜與の際にその由來するところを述べる例は金文に多く、中方鼎一では采土を賜うにその地の由來を記し、中觶では馬を賜うとき、また小臣謎毀では貝を賜うにそれぞれ賜物の由るところを記している。本器の銘では伯懋父が馬匹を賞し、その賜與が王よりのものであることを示したものとみられ、小臣謎毀に「承王命」というのと同じである。

用乍父戊寶隮彝

父を干名を以て稱している。御正良爵も父辛の器を作っており、御正の官は東方出自の族が多く任ぜられたのであろう。

訓　讀

五月初吉甲申、懋父、御正衞に馬匹を賞す。王自（よ）りせるものなり。用て父戊の寶隮彝を作る。

參　考

器銘は行款整い、字様も小字である。昭穆期に至って多く行なわれた。器の顧龍文がやや形式化の方向を示していることと合せて、器の時期は康末以後にあるものと思われる。

六六、呂行壺

器名　伯恭壺西清　呂壺文錄

時代　成王大系・通考・麻朔　康王唐蘭

著錄

器影　西清・一九・八　大系・一七七

銘文　西清・一九・八　大系・一一

呂　行　壺

考釋　大系・二五　文錄・四・一八　文選・下二・五　積微居・二三〇　麻朔・一・一二

器制　西清にいう。「高一尺三寸四分、深一尺二寸五分、口徑二寸八分、腹圍一尺六寸五分、重一百三兩、兩耳」。器は失蓋、素文。耳は貫耳である。この器制

には殷器が多く、通考には殷器とするもの十器、及び周初とするもの三器を錄する。器形は泉屋・四三の一壺が最もこれに近い。

銘　文　　四行二一字

唯四月、白懋父北征、唯還、呂行𢦏寽貝、厥用乍寶𨺅彝

四月は二字合文。斷代には三月と釋し、師旂鼎と同月にして同じ征旅のことを記すものとする。伯懋父の諸器は概ね東征に關するものであるが、ここに北征をいうのは、それに先立つ戰略的行動であつたらしい。厤朔には

御正衞彝在五月甲申、小臣宅殷在五月壬辰、小臣謎殷在十二月、而此在四月、則爲白懋父初出師時矣、云北征唯還、似爲主力未接以前之遊擊別動

と諸器の次第を論じているが、これら諸器の日辰は衞殷以外は週名を加えておらず、果して同年に繫屬しうるものかどうかは確かめがたい。伯懋父の名のみえる師旂鼎には、三月に于方を征することを記し、本器の北征はあるいはその作戰であろう。

「唯還」は噩侯鼎「唯還自征」と同義。呂行以下は作器の事由をいう。文をこの部分で兩截して讀むべきことについては、積微居に詳論がある。

呂行の呂を、西淸には貉子卣にみえる呂であろうとしていう。

按左傳正義、任姓有呂國、前貉子卣亦有王格于呂之語、此銘曰伯恭父北征、曰還呂、意其呂之大夫耶

貉子卣に記されている田獵の地は渭北にあると考えられ、西淸は本器の北征をその方面とみたのであろう。しかし伯懋父の北征は師旂鼎にいう于方征伐に關するものと思われ、方向が異なる。器の時期からみて、本器の呂行は班殷・靜殷・呂方鼎にみえる呂氏と同族ではないかと思われる。

𢦏は捷。本器の字形は兩艸に從い、𨌲鼎では艸に從う。魏の三體石經には鄭伯捷の捷をこの形に近い字に作つている。𨌲鼎に「王令趞、𢦏東反夷」とあり、討伐の意の動詞である。字は邑に𢦏を加える象を示す。この北征の役に呂行は伯懋父に從つて戰果をあげ、貝を俘獲した。貝を寶とするのは主として東方の俗であるから、北征の地もかつて殷の支配圈に屬した地であろう。貝を俘獲して器を作るものには䨴鼎・征角があり、何れも周初東方系諸族の作器である。

訓　讀

隹四月、伯懋父北征し、唯還れり。呂行、𢦏ちて貝を寽れり。厥れ用て寶𨺅彝を作る。

參　考

摸刻であるため字迹を檢しえないが、器制は殷器に近く、伯懋父諸器中、古制を存するものの一である。文もまた簡樸である。

六七、師旂鼎

器名　弘鼎善齋・小校　師旅鼎大系

時代　成王大系・通考・麻朔　康王斷代・唐蘭

收藏　「廬江劉氏善齋藏」善齋　「劉體智・容庚・于省吾諸家遞藏」零釋

師旂鼎

著録

器影　善齋・圖・三一　善齋・禮一・八一　雙劍誃古器・上・七　大系・三　通考・五一　二玄・一八〇

銘文　續攷・五　大系・一三　小校・三・二四　三代・四・三一・二　二玄・一七九

考釋　麻朔・一・二六　大系・二六　通考・二九四　文錄・一・二九　文選・上二・六　積微居・一八三　斷代・五・一〇五　零釋・三八

器制　善齋にいう。「身高六寸二分、耳高一寸一分、足高三寸三分、口徑七寸四分」。立耳三足、器腹淺く、項下に一條の夔鳳文を附している。夔鳳は前垂大、身尾分離してともにS字狀の柔軟な屈曲をなしている。文樣は𣪕鼎に近く、器形は趞曹鼎に似ている。中期の器形文樣への接近をみせていることからいえば、舊說のように器を成王期に屬することは困難である。

銘文　八行七九字

唯三月丁卯、師旂衆僕、不從王征于方䨣

師旂を郭氏や善齋に師旅と釋するも、字形は旂に近い。通考・斷代には旂と釋している。郭氏は旅鼎七二頁の旅と同一人と解して、よつて伯懋父諸器の一群を成王期に加え、斷代は旂と釋して別人とし器を康王期に屬した。師旂には別に旂鼎一，二があり、字はその旂字に近い。

句末を郭氏は方で句讀、于・容・楊の諸氏は䨣までをつづけてよむ。于方は國名。郭氏はこれを卜辭にみえる盂方とし、河南睢縣の地であるとする。「隹王來正盂方白炎」後・上・一八・六の盂方の地望について、郭氏の卜辭通纂にいう。

攷春秋時衛地有名盂若斂盂者、左傳定十四年、太子蒯聵獻盂于齊、又僖二十八年、齊侯衛侯盟于斂盂、盂當卽斂盂之省稱、今河北濮陽縣東南有斂盂聚、卽其地、地雖在殷之東、然與殷京逼、在肘腋之下、殊覺不合、宋地亦有名盂者、春秋僖二十一年、宋公楚子陳侯蔡侯鄭伯曹伯、會于盂、

杜注、宋地、襄邑西北有盂亭、地在河南睢縣、又左傳哀二十六年、六子在唐盂、顧棟高謂與睢縣之盂爲一地、余意卜辭之盂方、當卽此附近之古國、國在殷之東南、當殷王赴齊征夷方時、盂方於中途截擊殷師、故又有征盂之事、觀卜辭言征夷方與征盂方之例、其文辭字跡均出自一人之手、蓋均帝乙十年前後事也、盂方盖被殷人征服、故其遺地爲宋所有、其遺民之一部分、被殷人拘之而北、歛于濮陽、故名其地曰歛盂、亦省稱曰盂、卜辭又屢見田盂之文、彼乃古邘國、在今河南沁陽縣西北、王國維說、與此有別一二七葉

器銘の于方を卜辭の盂方とし、器銘を伯懋父東征の際のことをいうものと解するのである。しかし伯懋父は呂行壺によると北征の軍をも指麾しており、その際のものとすれば邘とする可能性をも生ずる。

陳氏は方を地名とし、詩の出車・六月にみえる方をいうと解する。陳氏は呂行壺の文を「唯三月、伯懋父北征」とよみ、この器銘にも三月とあるので、兩者同時のこととするのである。

〔兩器〕乃一時之作、方是北方地名、詩小雅出車、往城于方、六月、侵鎬及方、鄭箋云、鎬也方也、皆北方地名、武丁卜辭所伐之方、卽此方

陳氏は「殷虛卜辭綜述」二七〇頁においては「方當在沁陽之北、太行山以北的山西南部」といい、地を晉南にありとする。地望はほぼその方面であると思われるが、銘文の于方を卜辭の方に充てて解すること自體に問題がある。

金文において征伐をいうとき、その對象たる地名國名の上に介詞の于を用いる例なく、ここは于方とよむべきである。郭氏のあげる盂の諸地は、卜辭にみえる盂方の古地とは考えがたく、陳氏は卜辭の盂方を沁陽の方面とし、綜述・三一〇頁于省吾氏も同説である。殷契駢枝・四すなわち後の邘が于方の故地であるらしい。呂行壺にいう伯懋父の北征の地もこの方面であろう。東方の長征を行なうに當つて、側面からの脅威を除去しておくための作戰であつたと思われる。

䵼を郭氏は人名として次の句首におき、師旂の衆僕が王の征命に従わないので、䵼がその友官弘をしてそのことを伯懋父に告げさせたものと解する。すなわち䵼が告發者となり、弘をして懋父に告げさせたとするのであるが、衆僕の不服従という軍律上の問題が、第三者の告發をまつてはじめて

提起されたとは考えがたい。𨙶はそのまま于方首領の名と解してよく、卜辭に「盂方白炎」・「攸侯喜」などと稱するのと同じ語例である。なお語法的には于を副詞附加語を逌ねる介詞とする解も成立するが、その場合は𨙶は次句の主語となる。銘文の記す事情から考えて、前解をとるべきであろう。

この文によつて、師氏の隸下に衆僕があり、戰鬪員として征役に從つたこと、かれらが征命に從わぬ場合のあつたことが知られる。周初の金文にみえる師職は概ね東方系の氏族がこれに任ぜられているが、庶殷あるいは東方系諸族によつて編成されている軍團の師長には、それら氏族中の有力者が任命されたものと思われる。このような編成の軍旅であるために、この銘にいうような衆僕の騷擾という事態が生ずるのであろう。

吏厥友弘、以告于白懋父、才莽

吏は使役の俾。小臣宅設「令宅事伯懋父」のように令を用い、あるいは叔隋器「王姜史叔使于大保」・遇甗「史遇使于㝬侯」のように史を用いることもある。史・吏・使はもと一字である。友は友官。官友・官守友・官事友正・法友などの語例がある。伯懋父はこの征旅の總帥であつたので、師旂はその友官をして事件を報告せしめ、裁斷を求めたのである。

「在莽」は伯懋父の附屬的な說明語。懋父はその地にあつて軍を督していたのであろう。靜設に「𦇓莽𠂤」という名がみえるが、これは陜北の地であるらしいから別地であろう。

白懋父廼罰、得㽙古三百寽

文錄に得を貝の異文とし、呂行壺の「寽貝」の貝と同じとするが、字は明らかに得である。得は贖の初文であろう。贖の字は列國の器に至つてみえる。曶鼎「求乃人、乃弗得、女匡罰大」の得も贖の義である。

「㽙古」の二字は極めて難解で、善齋には未詳とする。文錄に「𦽗貨貝之名」とするが、上の得字を貝と釋してその說明語とみたのである。郭氏は「得㽙」の二字をつづけていう。

得㽙二字、義不明、疑㽙卽顯字之異、讀爲獻

文錄には曶鼎「以曶酒及羊兹三寽、用致兹人」の「羊兹」を本器と同じく貨貝の名としている。㽙はおそらく絲束の名で、あるいは絹の古名であるかも知れない。辛白鼎 小校・二・八六 に「□蔑乃子克㽙五十寽」とみえ、楊氏は本器の㽙古と辛白鼎の克㽙とを同じものとみているが、克は人名であろう。㽙下の一字を古と釋しているが字形は稍異なり、克の上半に近い形である。形は胄兜の象であるが字は未詳。辛白鼎では五十寽を賜うて器を作つているが、本器では三百寽の罰を與えられている。相當の重罰であるとみられる。寽は重量をいう單位語。禽設にみえる。

今弗克厥罰

今は語端を改めていうときに用い、「今余隹」は既往に對して新たにいうときに習用する。ここでは、前述の罰を卽時贖罪することが困難であるという意であろう。郭氏は上文を「㽙古三百寽」とよみ、古・今は貨幣・度量などの新舊の意であるとする。

三百寽上、冠以古字、下與今爲對文、知寽於殷周之際、曾加改革、其它度量衡等必亦然、殷寽必

重于周、故言今弗克厥罰也

殷守が周守より重いものならば、「今弗克厥罰」というはずなく、この文において、古・今を對文とすることも語法的に無理である。楊氏はこの句を、緩刑の處置を記したものであるという。

余意、師旅使弘上告之時、或當有自咎駁下無方之詞、如今人所謂自請處分者、故伯懋父有此令也、今弗克厥罰者、論語顏淵篇云、克己復禮、皇疏引范甯云、克責也、全盂鼎云、女勿尅余乃辟一人、尅與克同、亦責義也、文先云罰三百守、今復云弗責厥罰者、葢今所謂緩刑也

上文の三百守の罰に對して、いわば減刑あるいは執行猶予を附し、下文に別の緩刑處置を命じたものとする。

克は金文では「克商」のように克捷の義、あるいは「克奔走上下」・「克淵克夷」・「克盟厥心」のように副詞に用いる。楊氏は大盂鼎の尅と同義とするが、大盂鼎の字は尅と釋すべきではない。この句は上文につづいて伯懋父の裁決を記したもので、今回の衆僕の騒擾については師旂たる師旂に統率上の過失ありと認定して、贖罪として罰三百守を課するとともに、即今その贖償を納付しえないならばこれに代る體刑などが課せられるであろうという、一種の停止條件付きの判決とみるべきである。以上は師長たる師旂に對する處分である。

懋父令曰、義敉觑厥不從厥右征

以下は師旂の衆僕の征命に從わなかつたものに對する處分をいう。ゆえに「懋父令曰」の語を著けて語端を改めているのである。

「義敉」を于省吾氏は「宜播」とよむ。文錄に敉を「乃定罪之名」というのは、審定の審とよむものであろう。大系は于釋に同じ。「厥不從厥右征」とは衆僕をいう。上の厥字は衆僕、下の厥字は征命である。右を郭氏は長上の意とし、于氏は車右の職と解する。殷には左中右の三軍編成があつたが、その編成法は周においても行なわれ、また部隊編成にも左右兩偏が原則であつた。右征とはおそらく衆僕の屬していた編隊であろう。

觑を郭氏は諸と訓し、文錄には語詞とする。この語を詠歎に用いることもあつて、縣改毁に「白犀父休于縣改曰、觑、乃任縣白室」のごときはその用法である。本器の場合、感情の激揚を示す語法であろう。

文錄にこの文を「以其不從厥右征、故宜敉」の倒文であるという。文中に觑の字があつてそこで文氣が斷絶するので、「義敉」の二字を一讀として倒文としたのであろうが、觑を感動詞的によめばそのまま文意の通ずるところである。

今毋敉、其又內于師旂

郭氏は內を內私の義とし、

謂今如不宣布、則是有私于師旂、內卽內魯而外諸夏、內諸夏而外夷狄之內

と解するも、文義をえがたい。于省吾氏はいう。

言師旅衆僕、弗堪厥罰、宜播遷之、今毋播遷、則於師旅、必有所輸納

上文の三百守を衆僕に對する罰とし、衆僕がこれを納付しえないときには衆僕を他に播遷すべく、

もし播遷を免れんとならば、師旂においてこれを負擔せよと命じたものと解したのである。しかし「內于師旂」を「則於師旂、必有所輸納」と解するのは文義において無理である。文錄に「令以罰鍰（守）、歸于師旅」と釋するのは、衆僕に對する所置の內容を脫していて、その意を知りがたい。積微居には、この部分もまた緩刑のことを述べたものとする。

今弗克厥罰、師旅之緩刑也、今毋敉、衆僕之緩刑也、其事同、故文相類矣

或曰厥不從、三字爲句、謂衆僕不從王征、罪宜流放也、厥右征、今毋敉、其又內于師旅者、右讀爲有、謂適有征伐之事、衆僕姑無流放、仍付師旅督率、驅遣之也、說亦通

此事、伯懋父於師旅應罰者、不責其卽罰、於衆僕之應流放者、姑緩其流放、蓋皆欲激厲其人、使之戴罪圖功也

楊氏は兩條ともに緩刑加宥の處置を記したものと解しているが、伯懋父の裁決は、前半は師旂に罰金を命じ、後半は衆僕に播遷の刑を科しているのであつて、その播遷の執行責任を師旂に歸しているものと思われる。そしてその播遷に應じないものは、籍を沒して軍中に留めよという。身分の剝奪を命じたものであり、これまた緩刑の意ではない。

其の字形は右旁に耒耜を添えている。列國の器に至つて多くみえる字形で、無期の期にも用いることがある。其の繁文とみておく。

弘以告中史書

以上の判決は、伯懋父が赴告者たる弘に對して言渡したものである。弘はその判決を中に告げて文書とし、これを師旂に齎らした。郭氏は中を人名にして安州六器にみえる中とし、器の時期を推定する旁證としているが確かでない。文選には中史とよみ、簿書を司る吏官としている。

江愼修曰、凡官府簿書、謂之中、故諸官言治中受中、小司寇斷庶民獄訟之中、皆謂簿書、猶今之案卷也、中史謂記載簿書之史

簿册の中は中と記し、本器の中は偃游のある旗杆を示す中で、中軍の中に用いる字形である。ここではあるいは中軍の書記に文書を作成させたのであろう。倗生設に書史の語があり、この文も中史とよみうるところであるが、いま史を使役の意にみておく。

旂對厥賓于障彝

賓は字迹に不明のところもあるが、說文にみえている字である。郭氏いう。

說文、賓讀若概、此卽讀爲梗概之概、言師旅受罰、遂鑄器以紀其梗概也、受罰而銘器、此例僅見

文選には說文の「賓深堅意也」の訓をそのままとつて、「謂師旅對懋父之厚意于障彝也」というが、伯懋父の厚意とは何を指すのか述べていない。

楊氏はこの句についても別解を出し、「旅對厥」の三字を一讀とし、賓を契刻の意とする。

旅對厥三字爲句、金文厥字用法、與之字同、焚設云、焚作厥、可證也、賓于障彝者、賓當讀爲契、刻也、按師旅罰鍰而不責、衆僕宜播而仍留、伯懋父之於師旅、可謂厚矣、制器泐銘、所以紀恩幸也、或疑受罰不當銘器、非也

これは楊氏がその緩刑說に本づいて銘末の辭を說いたものであるが、厥を文末におくのは殷金文等

にみえる最も古樸な形式であつて、本器のような銘辭に摘用すべきものではない。

この裁定において、師旂が特に恩幸を蒙り所刑の輕減を受けたと解しうるところはなく、「伯懋父廼罰」以下は師旂に對し、また「懋父令曰」以下は衆僕に對する處罰を命じている。その判決は軍の史官によつて文書化され、師旂に傳達されたのである。金文には、裁判や契約關係についてその經緯をも含めて記載することは、琱生段一や曶鼎などの例もあり、この器もその裁定をそのまま錄した約劑的なものである。

貿はおそらく質の初文であろう。周禮質人「凡賣價者質劑焉」の司農注に「質大賈、劑小賈」とあつて、契約の重いものを質という。鄭注には「質劑者、爲之券藏之也」といい、周禮小宰注にも「質劑謂兩書一札、同而別之」とみえる。商取引に當つても司市に「以質劑結信而止訟」と規定し、また裁判・盟信のときにも詩の大雅緜「虞芮質厥成」、左傳哀廿年「先主與吳王有質」のように質劑を用いた。ゆえに正・平・成・要・中の諸訓を生ずる。その音は贄と同じ。荀子大略「錯質之臣、不息雞豚」の注に「質讀爲贄、蓋古字通耳」とみえ、語原的に贄と關係があるようである。贄・質は後起の字で、本器の貿がその初文であろう。粲・餮なども同形の字に從う。貿を梗概の概とよむのは、聲義において遠いとしなければならぬ。

對は大保段「用茲彝對令」の對と同じ。彝銘に刻する意があるようである。これを質劑として器に銘するのは、盟誓の意味をもつものであろう。この末文は單なる對揚の辭ではない。

訓讀

唯三月丁卯、師旂の衆僕、王の于方靁を征するに從はず。厥の友弘をして以て伯懋父に告げしむ。伯懋父、弇に在り。

伯懋父、廼ち罰し、殹古三百寽を贖せしむ。今克はずんば、厥れ罰あらんと。懋父命じて曰く、義しく、叡、厥の、厥の右征に從はざるを播すべし。今播さざれば、其れ師旂に內るる有らんと。

弘、以て中に告げて書せしむ。旂、厥の貿を隣彝に對す。

參考

器の時期について、郭氏はこれを成王期に屬している。師旂を師旅とよんで旅鼎の旅と同一人とし、旅鼎に「公大保來伐反夷年」とあつて大保關係の器であるから、本器も成王期に屬しうるとするのである。しかし作器者が旅と異るとすれば、旅鼎との關係において時期を定めることはできない。陳氏は「今從花文形制上來看、似應下移至康初」としている。伯懋父諸器の器制からみて、康初というよりも、むしろ康末、あるいは昭初に及ぶことも考えられる。殊に本器の器制は、器腹甚だ淺く趞曹鼎に似ており、帶文は分尾の夔鳳、字迹は小字にして頽靡の風があり、康初の諸器とは甚だ風氣の異なるものがある。伯懋父の東征・北征は克殷直後に行なわれた東征・踐奄の役とは、別の征役であると思われる。

器銘は異例の内容のものであり、文意を解することは容易でない。楊樹達氏はいう。

余往於一九四二年八月廿一日嘗跋此器、不瞭罰與播、當分屬師旅與衆僕、故於全文、終覺齟齬、未能通貫也、今晨細讀銘文、再三熟考、悟得此義、當日情事、遂覺躍然如見、此知古人文字、未有不條理明白、而治古文者、尤有賴於深思也

楊氏が文義の通貫をうるまでの苦辛と、懸解を得た喜びとを記したものであるが、師旂と衆僕に對する伯懋父の裁定を緩刑のことをいうと解しており、なお文義を盡したとしがたいところがある。古人の文には條貫があつて紊れることのないものであるが、その條理を十分に尋繹することは、耆宿の撓まぬ努力を以てするもなお容易でないものがある。

旂鼎二器も、師旂の家の器であろう。器制は簡樸にして端齊、字迹暢達にして雋爽、師旂鼎よりも時期は稍しく早いようである。

＊旂鼎一

器　名　旂僕鼎 窓齋

收　藏　「李山農觀察藏器」窓齋「多智友慧藏」敬吾

著　錄

器影　夢郼・上・一四

銘文　積古・一・一三　攈古・二之三・四〇　窓齋・三・一一　奇觚・一六・四　敬吾・上・三七　殷存・上・八　雙王　小校・二・九三　三代・四・三・一　二玄・一六七

考　釋　文錄・一・三一　韡華・乙上・一八　文選・下一・三

器　制　大小未詳。器は立耳三足、傾垂强く、項下に一條の凸文を附している。器形は簡素にして整齊である。勅𣪘鼎三三六頁・父己鼎一，二善齋二四・二五 などと器制が近い。勅𣪘鼎は獻侯鼎と同族の器であり、獻侯鼎には生稱としての成王の名がみえている。

旂鼎一

銘　文　五行二三字

唯八月初吉、辰才乙卯、公易旂僕、旂用乍文父日乙寶障彝 [illegible]

「辰在」は令彝・耳尊・宜侯夨𣪘等にみえる。公は何人であるか知られない。單に公と稱するものは睘尊・臣卿鼎・賢𣪘等に例がある。僕は師旂鼎にみえる衆僕の僕の字に近い。字の右旁は禮冠を著けている象とみられる。宗廟に奉仕する者を示す字であろう。「文父日乙」は殷式の廟號である。銘末の圖象は、殷室出自の身分を示し、多子の後であり、旂の家が殷室出自の貴戚であ

旂鼎一銘文

ることが知られる。器は制作高雅、字迹も殊に見事なものである。

＊旂鼎二

器　名　旂乍父戊鼎殷存

收　藏　三代表「漢石園藏器」

著　録

銘文　愙齋・三・一二殷存・上・七　小校・二・六八

三代・三・三四・三

考　釋　文錄・一・三二　文選・下一・三

銘　文　四行一六字

文考遺寶賁、弗敢喪、旂用乍父戊寶隮彝

賁は積。也殷に「貯賁」の語がみえ、賦調の類をいう。喪は喪失。卜文にもみえる字である。父戊は前器と文考の名を異にしているので、文錄にも「此與上鼎非一人」としている。

この器は器影をとどめず、器制によってその時期を考えがたいが、字迹は旂鼎一と比較するとやや尋常である。前器と時期が異なるものとすれば、本器を後に列すべきである。なお旂には

＊旂殷一　「旂乍寶殷」　貞松・五・三　三代・七・六・七

＊旂殷二　「旂乍寶殷、其子〻孫〻、永寶用」　攈古・二之一・七三　従古・六・四二　周存・三・九〇　小校・七・八一　三代・七・二六・三

旂鼎二銘文

＊旂父鼎　「旂父乍寶䵼彝」　貞松・二・三四・三五　綴遺・四・一〇　小校・二・四三　三代・三・五・一

＊伯旂鼎　「白旂乍寶鼎」　移林・三　周存・二・補遺　小校・二・三四　三代・二・四九・三

の諸器があるが何れも器影なく、ただ移林に伯旂鼎の拓影を載せている。鼎は師旂鼎より腹部が稍〻深く、項下の帯文は御正衞殷七四六頁の顧龍と同じ。諸器の字迹は旂鼎一の雋鋭に及ばぬとしても、それほど時期の下るものでなく、旂の一族の器と考えられる。

伯懋父の名のみえるものは、䰈卣・䰈尊以上同文・小臣謎殷二器・小臣宅殷・御正衞殷・呂行壺・師

旂鼎の諸器である。その時期について、舊説は多くこれを成王期に屬し、器銘にいう東征を以て周公東征・成王踐奄、あるいは尙書粊誓にいう淮夷徐戎を伐つ役に擬している。また伯懋父については、これを中旄父・康伯髦・王孫牟・王孫牟父に比定する説が試みられているが、何れも器を成王期とする前提に立つものである。しかし關係諸器の器制文様・銘辭字迹をみると、これらの諸器は康王期、あるいは康末以後に屬すべきものが多い。

器制文様について　小臣謎𣪘は圈足下に三足あり、足端が內折している。圈足下に足を附するものには臣辰𣪘のような先蹤もあるが、穆王期の遹𣪘以後三小足の𣪘が行なわれ、後期の𣪘には三小足を附するのが通例となつている。また師旂鼎は器腹甚だ淺く、共王期の趞曹鼎に類し、帯文は分尾の鳳文である。分尾の鳳文は陳氏が整理を試みているように伯懋父・伯雍父・伯辟父の諸器に多くみえ、斷代、三・九二以下康昭期以後に行なわれている。

字迹について　伯懋父諸器の銘文には、小臣謎𣪘・師旂鼎のような結體のやや疏緩なるものと、御正衞𣪘のような緊湊の體とがある。罝卣・罝尊の字様は二者と異つて暢達の體であり、關係諸器の中でも最も時期の早いものと思われる。謎𣪘・宅𣪘の字様は、大豐𣪘の頽靡に類するところがあり、康王期に行なわれた書風である。衞𣪘のような緊湊體は昭穆期に至つて通行する。行款整齊、字もやや小字に記されている。

銘文について　周初の器銘は、恩寵を受けてその光榮を紀念し、宗廟の器を作ることをいうものが多い。彝器は本來祭器であるが、後になると約劑的な意味をもつ銘文があらわれてくる。伯懋父器群のうち、師旂鼎は、その麾下の衆僕が王の征命を奉ぜず、師長たる師旂は贖罪を命ぜられ、衆僕は播遷あるいは身分剝奪の處分を受けたことを記している。すなわち約劑的な銘文である。これを宗廟の器に銘するのは、盟誓の意味があるのであろう。約劑的な銘文は、後には主として土地などの契約關係、裁判の結果などを記載するが、賜與恩賞・官職册命のごときも記錄としての意味をもつたと思われる。

人物關係について　罝卣・罝尊の罝は、その條下に記したように罝公奭の後嗣者たる人と考えられる。從つて時期は康王の後期とみてよい。呂行壺の呂は班𣪘・靜𣪘・呂方鼎にみえる呂氏の族かと思われるが、これらの諸器はほぼ昭穆期のものである。尤もその家系などは知られない。また宅𣪘にみえる同公は也𣪘の同公であろう。也𣪘によると、同公・己公を周公の宗に陟升することを記している。也𣪘は「也曰」という自述形式の銘辭であるが、その形式は康末以後にみえる「王若曰」を文首におく册命形式から出ている。也𣪘は昭王期の器とみられるので、同公の時期は康王期に當るとみてよい。

伯懋父の事業について　周初の東征は、大保・保、周公・伯禽、康侯、成王・王姜の親征、その他諸氏族に命じて行なわせた討伐など、おそらく數次にわたる征役の後、康初には王自ら東方を遹省して宜侯を封ずるなどのこともあつて、周の東方經營は、成・康期を通じて繼續的に進められていたことが知られる。克殷後においても、東方諸族の向背はなお常ならぬものがあつて、康王後期と思われる小臣謎𣪘には文首に「叡東夷大反」と記されており、伯懋父は成周庶殷の師を率いて東征し、ついに海湄にまで及んでいる。當時北戎の侵寇があつて大規模な討伐が敢行されたことは小

盂鼎にみえ、また南方淮夷楚荆に對する作戰は、さきに中氏の諸器があり、後には昭王期の南征がある。このような周初の統一事業・戡定作戰の經過から考えると、伯懋父の東征は、康昭期における經營の收束をなす重要な意味をもつものであつたと思われる。伯懋父諸器以後、これほど大規模な東征は行なわれていない。

伯懋父について　伯懋父を中旄父、あるいは康伯髦に比定する說がある。中旄父は逸周書によると、三監の叛後、東方の鎭守に當つた人であるという。成初の人である。朱注に「系國未聞」とする。周公の胤にして諸侯に封ぜられたもののうち、山東に茅あり、春秋期に邾に滅ぼされているが、中旄氏との關係は知られない。また康伯髦は康叔の子で王孫牟ともいう。左傳昭十二年に王孫牟は康王に事えたと記されていて、時期的にはこの方が近い。鼉卣によると、伯懋父は鼉に賜與を行なつているが、鼉は大保召公の後嗣と考えられ、鼉に對して賜與のことを行つている伯懋父は、勢位の甚だ高い人であると思われる。康伯髦と一人であるかどうかは定めがたいとしても、おそらく周の王族關係の人とみてよい。伯懋父諸器中、その出土地の傳えられているものは謎毁二器のみであるが、河南の濬縣とも、また新鄕・汲縣ともいう。何れも衞の域內である。鼉卣では鼉が伯懋父の賜與を受けて團宮の旅彝を作つているが、鼉闓器によると鼉は畢・土方に所領をえており、その地は衞の西方に當ると推定される。團宮は鼉族がその地に營んだ旅宮であろう。伯懋父は、衞方面と交涉をもつ人であるらしく、あるいは康侯の族であるかも知れないが、それを證しうる資料はない。ただその時期が康王後期以後であることは、その關係諸器の示すところである。

昭和四十一年四月　初版發行
平成　四　年十月　再版發行

發行所　神戸市東灘區住吉山手六丁目一番一號
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ內中町五〇
中村印刷株式會社

白鶴美術館誌

第一四輯

白川靜

金文通釋 一四

六八、瘟　段
六九、過伯段
七〇、𤔲　段
七一、小子生尊
　　服方尊・南征諸器
七二、尹姞鼎
　　夫人諸器
七三、令　鼎
七四、段　段
七五、貉子卣
　　己侯貉子段
七六、命　段

焚子方尊

財團法人 白鶴美術館發行

六八、𧅍　設

器名　貞敦十六　遉敦奇觚

時代　成王斷代　昭王大系・麻朔・通考・唐蘭

收藏　「錢獻之藏」十六　「江蘇儀徵阮氏藏、卽錢氏十六長樂堂器」攈古　「一藏錢唐瞿氏、（卽僞器）」周存　「中國歷史博物館」文物

著錄

器影　十六・二・一三　大系・八〇　文物・一九五九・一二・五九

銘文　積古・六・三　攈古・二之二・五一　奇觚・一六・二七　周存・三・九五、錄二器、一器僞

小校・七・七六　三代・七・二一・七　河出・二〇七　二玄・一九九

考釋　韡華・丙・二　大系・五四　文錄・三・二三　文選・下二・一四　麻朔・二・一七

石志廉　𧅍設　文物・一九五九・一二・五九

器制　文物にいう。「高一七糎、口徑一七・九糎、足距一〇・三糎、器蓋已失、通體花紋、共分三段、上部作目雲紋、中部爲斜方格雷乳紋、下部爲雲紋、雙耳飾以牛首、下部有珥、底徑下邊有距離相等的四個象首、牙齒外露、鼻孔倒卷、作爲器足、異常生動、以象首爲紋飾的銅器、發現不多、所知僅有九象紋尊・象尊・雙象尊（大象背上馱一小象）・饕餮紋象首

兕觥等、而以象首爲器足的段、則僅此一件」。長樂堂に載せるところの圖像はなお蓋を備えており、その花文は器と同じ。すなわち蓋の緣邊は器の下帯文とひとしく、主文は器腹と同じく斜格雷乳文である。乳文は大乳の上下左右に小乳を付している。象鼻を器足に用いるのは、宗周鐘において象鼻を旋に用いているのと相似た趣向である。器は石氏のいうところによると、非常な精品であるらしい。斜方格雷乳文の段は殷器に多くみえ、周器では伯段通考・二六〇や也段蓋同・二七六などがこの器に近い。

〓　段

圏足部の下にさらにかなり高い三足を付する形式は臣辰段三五三頁などからみられるもので、小臣謎段や本器より遙段に、そしてついに後期の三足段にと展開する。十六に、このような高足の器は炊蒸に使用したものであろうという。石氏は象鼻を器足とするものはこの一器のみとしているが、作旅段頌齋・二一 通考・三〇六 のような例もある。鬲・甗・鼎の足を獸首の鼻梁に擬した例は甚だ多く、本器の象鼻のごときも同一の着想である。耳には過伯段と同様の小孔がある。

銘　文　　二行一〇字、器蓋二文。

〓從王戍荊、孚、用作餴段

〓段銘

〓は作器者の名。郭氏いう。「〓卽〓字、从止乃繁文、猶史獸鼎爵字作□也」。その字、止に従う。荊を積古には梁と釋し、春秋の梁國であるとする。

按說文梁字、从米梁省聲、此从刀从米形、古从刃之字、有从刀者、是古文梁字、張籀梁字微異者、从刃从米者、仲梁與梁、古每通作此、卽春秋之梁國也

奇觚・十六にも同じく梁と釋しているが、韡華に「舊釋梁、非、古文荊字、从人在荊棘中形、後轉从井聲、古誼泯矣」という。〓段・過伯段の楚荊・反荊の荊は、この字の左旁に井を加えた字形である。荊の初文とみてよい。戍は戍守。孚は目的語を著けていないが、金文の例からみて、貝・金・戈などを俘獲したので

あろう。十六には金を俘獲したと解している。文錄に器を過伯𣪘と同じ作器者のものとし、過伯𣪘に「孚金」とあるので、ここにはその語を略したものとし、「此尤簡峭」と稱しているが、兩器を同一人の作器とする根據はない。

𩰫は𡚬に從う。𡚬は祭名。𩰫はその祭祀と關係ある字であるらしく、字はまた饙に作る。爾雅釋言の孫炎注に「蒸之曰饙」とみえる。多く器名に冠して𩰫鼎・𩰫簠・𩰫盨のようにいう。器名につけていう例としては、この器などが早い時期のものである。

訓讀

𢦚、王に從つて荊に戍(まも)り、孚れるあり。用て𩰫𣪘を作る。

參考

この期に楚荊を伐つことをいう南征諸器の一群がある。周初の中氏諸器や大保玉戈銘以後、しばらく時期をおいてこの一群の器が現れ、編年上、また西周史實との關聯において、資料的にも重要である。この期の南征については、小子生尊七八一頁の條にいう。

六九、過伯𣪘

器名　过伯𩰫 夢郼　過伯簋 通考　過伯𩰫 麻朔

時代　成王 斷代　昭王 大系・通考・麻朔・唐蘭

收藏　「相傳王文敏舊藏、然余輯文敏拓册、未見此文、余得之丹徒劉氏、旋爲羅參議博易去」周存「丹徒劉氏食舊堂舊藏」夢郼

過　伯　𣪘

著錄

器影　夢郼上・二四　大系・六二　通考・二九五　二玄・二〇二

銘文　周存・三・一〇九　大系・二六　小校・七・四〇　三代・六・四七・三　河出・二〇八　二玄・二〇一

考釋　大系・五四　文選・下二・一〇　麻朔・二・一七　通考・三四三

器制　通考にいう。「大小未詳、口飾鳥紋一道、足飾斜角雷紋一道、兩耳作獸首形、有珥、方座殘破、

前後有獸首、而虡其下」。鳳文はいわゆる顧鳳、身尾は曲線的な細味の浮雕で流麗である。地には雷文を埋めている。方座の正面下に花瓣形の刳型がある。器制・文様は何れも滕虎段通考・二九三に近く、鳳文は御正衞段七四六頁のそれと似ている。

銘文　三行一六字

過白從王伐反荊、孚金、用乍宗室寶障彝

過字の冎は卜文にもみえる。大系に過の地を論じていう。

古有過國、左傳襄四年、寒浞處澆于過、杜注、過國名、東萊掖縣北有過鄉、此過伯或即其後

地を東萊に求めるのはあまりにも遠く、南征との關聯も求めがたい。字はあるいは骨の省文に從うもので、春秋經莊三年、「公次于滑」の滑であるかも知れない。杜注に「滑、鄭地、在陳留襄邑縣西北」とみえ、後漢志には襄邑に屬している。近くの大康附近に渦水があり、東南流して淮水に入る。これより少しく南方の地が古の楚荊の地であつたと考えられ、楚荊を伐つには過伯がその地に近かつたのであろう。滑・渦水は過伯の名と關係があろう。過伯は伐楚の役に從つて金を俘獲し、宗室の寶彝を作つている。金は詩の魯頌泮水に南金の名があり、また書の禹貢の荊揚二州に金を產する記事がみえているように、古くから楚荊の特產であつた。

訓讀

過伯、王に從つて反荊を伐ち、金を孚れり。用て宗室の寶障彝を作る。

參考

この器には反荊を伐つことをいう。昭王南征の傳承と關聯するところがあろう。器の文様は分尾以前の夔鳳、字迹は康王期の效父段と似ているが、器制・文様からみて、昭王期に屬すべきものと考えられる。字迹甚だすぐれ、周存にも「白是王朝文字之至佳者」と稱している。

七〇、㝬　段

時代　成王斷代　昭王大系・麻朔・唐蘭

著録

銘文　大系・二六　麻朔・二・一八　小校・七・四三　二玄・二〇〇

大系にいう。「未箸錄、唐蘭氏影贈」。また文選には、頌齋拓本によるという。

考釋　韡華・己・一八　大系・五三　文錄・三・二三　文選・下二・一三　麻朔・二・一八

銘文　三行一九字

㝬段銘

㝬馶、從王南征、伐楚荊、又得、用乍父戊寶隮彝　□

㝬は人名。馶は御、令鼎にみえる。大系に唐蘭氏よりの書札を載せていう。

左傳言、昭王南征而不復、僖四年 而古本竹書紀年言、昭王十六年、伐楚荊、又言、十九年、天大曀、雉兔皆震、喪六師于漢、則昭王實與楚戰、而隕于漢、故齊桓以討楚耳、㝬段云、㝬馭、從王南征、伐楚荊、南征之語、與左傳合、伐楚荊之語、與紀年合、其書法與盂鼎同派、可見時代相近也

唐蘭氏は康宮を論じた近年の論文考古學報・一九六二・一において、𤼈段以下のこれら南征の諸器を、昭王十六年の南征をいうものとしている。

「又得」とは俘獲をえたことをいうものであろう。𤼈段では單に「孚」といい、過伯段では金を俘獲したことを記している。これらの戰闘は成功裏に收束をえたものと思われる。

文考を父戊といい、銘末に圖象文字標識をもつことからみて、㝬が東方系の氏族であることが知られる。南征などの遠征には、多く東方系の氏族が動員されていたようである。

銘末の圖象款識は吳字に似た形で、左手を以て器をあげている象である。文錄に「象獻器形、與陳曼鼎相似」という。陳曼鼎は周存二・四一に著錄。この款識と同じであるが、身の部分を雙鉤を以て記している。もし本器の款識と關係あるものとすれば、㝬は田齊の祖と同族であつたということとなる。

訓　讀

㝬、馭して王の南征に從ひ、楚荊を伐ちて、得たる有り。用て父戊の寶隮彝を作る。

□

参考

本器は器影が知られず、韡華には彝として扱っている。韡華によると、㦸を摯と釋して詩の摯仲氏とする說があるという。韡華は埶と釋し、器を令殷にいう楚伯討伐と同時のものであろうとして西周初期に屬しているが、𤔲殷の條には、𤔲・㦸の兩器を中葉に屬し、昭王南征の器と說いている。字に健爽の風なく、令器よりは遙かに下る字様である。

㦸と同名のものに㦸父鼎と稱するものがある。

＊㦸父鼎　貞松・二・三四　三代・三・五・五

文にいう。「㦸父乍旅將鼎」。字迹に泐損多く、器形も著錄されていない。銘文の眞僞についても問題がある。貞松に將を台の字形に近しとして㚸と釋しているが、旅㚸鼎という語法はない。㦸父と㦸との關係は知りがたい。

七一、小子生尊

器名　內事尊西清　生尊古文審　生辨尊麻朔

時代　成康期斷代　昭王通考

收藏　「清內府舊藏」西清

小子生尊

著錄

器影　西清・八・四三

銘文　古文審・三・一六

考釋　文錄・四・八　文選・下二・四　麻朔・二・三二　斷代・三・七七

器制　西清にいう。「高一尺二寸、深八寸九分、口徑九寸四分、腹圍一尺八寸九分、重五百七兩、兩耳有帶」。その器制は頗る奇異であるが、服方

尊 故宮・下・一二二 通考・五五六 と器制近く、ただ中段の文様を異にするのみである。近出の盠方尊も同様の器制であり、一時行われた形式なのであろう。器はいわゆる鳳耳を附している。扁耳であつて、器腹に沿うて上り、器口の下で器に密着し、尖端を外に下垂して魚尾狀に開く。稜を附し、珥を加えている。器の文様は上層に變樣夔鳳の蕉葉文、その下に兩夔鳳相對し、中・下層にも同形の夔鳳文を配する。中層の夔鳳は垂啄狀の冠毛が前に大きく垂れ、尾羽下垂。器も鳳耳もその全體を美しい圓雷文を以て覆い、文様極めて鮮麗である。服方尊よりも一層繁縟な文様である。

銘文　六行四三字

隹王南征、才□

「在□」の□は僅かに屋形のみを殘している。この期における王の南征をいう器には數器あり、陳氏は過伯段・𤞷段・𤼈段のほか

誨鼎　唯叔從王征、唯歸、隹八月才𠂤应、誨乍寶鬲鼎 辟氏・九・八四 復齋・二九

の四器をあげている。これら諸器にいう南征はほぼ相近い時期のことであろうが、唐蘭・郭沫若氏らは前三器を昭王期とし、昭王南征の史傳を證する資料と考え、陳氏は器制上これらを成王期に屬すべきものとする。そして誨鼎については成末康初の器であるという。しかし本器の夔鳳は大きな垂啄をもつ華麗な文様で昭穆期に通行したものであり、また本器と同じく鳳耳をもつ服方尊や盠の諸器も昭・穆期に屬すべきものであるから、本器にいう南征は昭王期の南國經營に關するものであると考えてよい。

小子生尊銘

王令生、辨事□公宗

辨は洛陽出土と傳えられる作册魖卣に「見服于辟王、辨于多正」とみえる。文錄に「辨徧同字、書、禋于六宗、徧于群神、此言徧、有事于群望也」というが、下文には「公宗」とあり、群望の祀ではない。祭事を辨治する義とみられ、左傳定八年「辨舍爵於季氏之廟」とあるものがこれに當る。辨事の下一字は、作册魖卣の文例によると于の字の入るところである。王が南征の途にあつて公宗に辨事することを命じているのは、小子生を派遣して、あまねく宗廟に戰勝を禱告させたのであろう。

小子生易金・鬱鬯

小子はもと王子の身分稱號である。陳氏は周禮夏官の小子職と解しているが、それは後世の制であ

る。生が東方系貴戚の出自であることが知られる。

「易金鬱鬯」の易は被動形。麥器にも同様の語法がある。金を賜うことは、麥・廏の諸器にみえる。鬱鬯は叔隋器にみえ、叔隋器では䄎祀が行なわれたときに鬱鬯・白金・□牛を賜うている。また令彝では鬯・金・牛を賜い、「用禘」という語がそえられている。この器の賜物には牛を缺いているが、これらの賜與はみな祀禮に關して與えられている。鬱鬯の字釋は古文審に詳しい。文錄・文選にはその釋をとらず、上字を字形のまま、第二字を首と釋している。壺銘三代・一二・八・一に「作鬱壺」と銘するものあり、その字は本器と字形同じ。鬱鬯については、斷代に詳細な記述がある。

用乍毁寶隮彝、用對䵼王休

「毁寶隮彝」という語はあまり例がなく、普通ならば、器名としての毁を加えるときは「乍寶隮彝毁」・「乍䵼彝隮毁」のようにいうところであるが、この器は尊である。それで陳氏は「用乍毁、寶尊彝」と句讀しているが、この場合は䵼隮彝の䵼のように、隮彝につく修飾語であろう。毁には動詞的な用法もあり、廏の字を用いる。令毁に「用饗王逆造、用廏寮人」とあり、饗・廏を對文としている。本器も下文に「用鄉出內事人」とあり、廏・饗の兩字を含んでいる。「用對揚王休」を作器の辭の下に連ねているが、一般の銘辭では「對揚王休、用作寶隮彝」というところである。

其萬年永寶、用鄉出內事人

この末文の形式は一時行なわれたもので、陳氏はその數例をあげている。

小臣宅毁	其萬年、用鄉王出入
伯矩鼎	用言王出內事人三代・三・二三・二
衞　鼎	乃用鄉王出入事人
白寃父鼎	用鄉王逆造事人三代・三・二八・一
麥　彝	用𠲷井侯出入

陳氏はこれらの諸例を成康期の器とするが、その形式は康・昭期にまで行なわれていたものとみられる。出入・逆造は、祭祀などのとき、王あるいはその使者の往來することをいう。事人とは使人。出內の上に、王の一字をおくのが通例である。

訓　讀

隹王、南征して□に在り。王、生に命じて、公宗に辨事せしむ。小子生、金・鬱鬯を賜ふ。用て毁寶隮彝を作り、用て王の休に對揚す。其れ萬年まで永く寶とし、用て出內の事人を饗せよ。

參　考

斷代に、この尊の器制よりしてその時代を論じていう。

此尊、口圓而方腹、是所謂方尊者、它和服方尊商周・五五六完全同形制、而花文不同、它和麥方尊、花文全同、而後者形制、同于令方尊、此類方尊的出現、僅限于殷末與周初成康之際、所以小子生

尊、應與麥器同時、卽約當成王之末、或成末康初

その字迹を明らかにしないが、筆畫は䧹殷に近く、文辭は康昭期のものに類する。器制は盠方尊・盠方彝など時期のかなり下るものとも通ずるところがあり、必らずしも陳氏のいうように成康期とは定めがたい。華麗な夔鳳文は昭王期を中心に盛行したものであるから、昭王期の南征に關する一器と考えてよい。

服方尊は本器と形制の相似たものであるから、參考として附記しておく。

＊服方尊

器名　服尊貞松

收藏　「內府藏」貞松

器影　倫敦・七八　通考・五五六　故宮・上・一二　二玄・二二〇

銘文　貞松・七・一六　三代・一一・三三・一　二玄・二〇九

考釋　文錄・四・一三　文選・下二・二

器制　故宮にいう。「腹足方而口圓、頸上飾仰葉夔紋及象紋、腹飾饕餮紋及夔紋、足飾鳥紋、前後各有三稜、兩旁有扁耳上出、高二二・六糎、深一七・五糎、口徑一九・七糎、底縱一〇・八糎、横一一・二糎、重三・六四瓩」。口下に蕉葉狀の夔鳳、その下に虺龍文を飾り、中層の饕餮は厚趠方鼎三五八頁のそれと同じく大きな角飾が下垂している。圏足の夔鳳は垂尾で、鳳文の古い形を存している。

服　方　尊

銘文　三行一四字

服肇夙夕明享、乍文考日辛寶障彝

肇は肈。肇始の義であるが、家祀を承けたときをいう。夙夕明享は祖考を祀ることである。文考を日辛と稱するのは東方系の俗。字迹は御正衛殷に似た緊湊體で、昭穆期に通行した様式である。

以上、盠殷以下の四器はみな伐荊・伐楚・南征をいうもので、諸家は概ねこれを昭王の南征に關する器であるとする。すなわち古本竹書紀年にいう昭王十六年、及び十九年の南征の際のものとするのである。

このような從來の見解に對して、陳夢家氏はひとり異論を唱え、これらの諸器は成王もしくは成康期に屬し、南征のことは成康以來繼續して行なわれていたとするのである。その說にいう。

我們考慮再三、必須移此諸器于成王時代、是有理由的

服方尊銘

一、上述「唯王南征」諸器的形制・花文・銘文屬于成世、可能稍晚而不能晚至昭世

二、史書所記武庚之叛、南方的熊族（郎楚）亦參預、而成王伐之

三、上文第一五器令毀記王（應是成王）伐楚白、第五器宜侯夨毀記成王親征至宜、第二三器大保毀曾論及召公可能有南征的事、後者曾提到安州出土的中組諸器、涉及「反虎方」・「省南國」・「戍漢」、頗與楚有關、中組所述南宮和「唯臣尙中」、很可能是顧命「大保命仲桓・南宮毛」二人、古今人表作中桓・南宮髦、其述王在虁□、或即鄭語與楚同姓之虁越、安州六器有三件是樸素的方鼎、這種方鼎在成康時代是較爲通行的、成康以後很少有方鼎

陳氏が𤼈毀諸器を武庚・熊盈に對する討伐に關するものとし、昭世に下る可能性なしとする時代觀には必らずしも賛しがたい。しかし東征といえばすべて成王踐奄の役に、南征といえば直ちにこれを昭王の南征に結合して疑わなかつた從來の研究者の態度に反省を促がす意味において、陳氏の提說は新味をもつている。ただこれらの器を器制上成王期に屬するものとし、武庚・熊盈に對する征役と解したのは、結果的には舊套を脱したものとはしがたい。

南方に對する周の經營は、成康以來數次にわたつて行なわれており、金文にその蹤迹をとどめている。その最も早いものは、陳氏のいう大保玉戈銘である。作器者は厲侯であるから、いま厲侯玉戈銘と稱しておく。

＊厲侯玉戈銘　斷代・五・圖版一六

陶齋舊藏の器で、陶齋古玉圖八四に著錄する。陳氏はこの器をフリア美術館で目檢したという。字は米粒のような細字であるが、眞器眞銘であるとのことである。戈長六七・四糎、最寛一〇糎。銘兩行、第一行二三字、第二行四字、銘文は文飾よりも前に刻されていて、文飾のため一部缺失している。銘にいう。

六月丙寅、王才豐、令大保省南或、帥漢造官南、令厲侯辟用□走百人

以上は陳氏が斷代五・一二七頁に示した釋であるが、字迹が明らかでないところもあつて、なお疑問のところがある。豐は作册䰧卣にもみえる。大保の字樣は大保諸器と同じ。從つて大保は一應召公奭のことと考えてよい。大保が王命によつて南國を省し、その際厲侯に走百人を與えた。走は身分

玉戈銘

を示す語であろう。作器者は賜與を受けた厲侯であると思われる。器は寶雞出土といい、また召公墓出土ともいう。金文分域篇一二・一二に寶雞出土器中に本器を列し、玉刀文としてその字釋を載せている。釋文は本器とかなり異なつており、あるいは同出の別器であるのかも知れない。

六月丙寅、王才豐、令大保省南國、帥漢征邑南、令厲侯、保用賚貝十朋・走十人

厲の名は中觶にみえ、字形は稍しく異なるも同じく南征の器銘にあらわれている。中氏の諸器、いわゆる安州六器は、おそらく成王後期の器と考えられるもので、成王期における南國經營の事情をみるに足る。ここにその銘文を錄しておく。

＊中觶　博古・六・三〇　辥氏・一一・二　嘯堂・上・二五　古文審・三・八　大系・七

王大省公族于庚□旅、王易中馬、自隣応四駒、南宮貺、王曰、用先、中揚王休、用乍父乙寶隮彝

文五行三六字。器蓋二文。器は下腹の脹らみの大きな解で無文。器腹に四指の指痕があり、博古に「今此指痕、以蠟爲模、以指按蠟所成」と說明している。他に例をみないことである。銘は、南國の討伐に當つて、王はまず大いに公族を省し、中に軍に先んじて先候することを命じ、馬を賜與するをいう。中罍三代・一一・四一・六，七、器蓋二文においても中は父乙の器を作り、銘末に足跡をモチーフとする圖象款識がある。

＊中方鼎二・三　博古・二・二〇，二一　辥氏・一〇・三，四　嘯堂・上・一一

二器行款異るも同文、六行三九字。文にいう。

佳王令南宮、伐反虎方之年、王令中先、省南國、貫行、埶王応、才夒□□山、中乎歸生鳳丂王、埶丂寶彝

虎方を伐つに當つて中が先候のことを果し、王は行在に在つて生鳳を賜うたことをいう。南國の叛には虎方が主謀をつとめていたらしい。虎方は殷代の卜辭にもみえ、淮水上游方面の方族であるが、のち周の討伐を受けて歸順し、虎侯となつた。康初の宜侯夨毁は、虎侯を從えて王が東方を巡察し、宜地において虎侯を封建して宜侯としたことを記している。すなわち虎侯の歸順は成王後期のことである。器は二器同制、素文の方鼎で八直稜を飾る。

＊中甗　辥氏・一六・二

文一〇行、約一〇〇字に上る長文であるが、通讀しがたいところが多い。

王令中先、省南國、貫行、埶応才□、史兒至以王令曰、余令女史小大邦、厥又舍女□量、至丂女虎小多□、中省自方、復造□邦、才□自餗、白買父□、以厥人戍漢□州、曰叚、曰□、厥人□□夫、厥貯□、言曰、賓□貝、日傳□王□休、肆肩又羞、余□□□、用乍父乙寶彝

甗の銘文としては最も長銘である。器制を知りがたいが、文は他の諸器と同じく南國の先候、省察を命ぜられて、賜與をえたことをいう。その行動範圍は漢域に及ぶものであつたことが推測される。

＊中方鼎一　博古・二・一七　辥氏・一〇・三　嘯堂・上・一〇

形制は前器と殆んど同じ。文八行五七字。

佳十又三月庚寅、王才寒餗、王令大史、兄褱土、王曰、中、茲褱人、大史易于珷王乍臣、今兄□女褱土、乍乃采、中對王休令𪔂父乙隮、佳臣尙中、臣□□

南土經營のこと終つて、中に采土を賜うことをいう。以上中氏諸器にいう南征には大保の名がみえず、前掲玉戈銘にいうところとはまた別の征役であつたと考えられる。成王期の令毀には、「隹王于伐楚白、才炎」とみえ、これはまた南國あるいは虎方を伐つことをいう玉戈銘・中氏諸器とは別の征役であろう。これによつていえば、成王期の南征といつても、數次にわたる征役があつたとみられるのである。

中方鼎にみえる虎方の虎字は、その結體の上部にある虎頭の象を除くと、𤔲毀にみえる反荊の荊の字とかなり形が近い。過伯毀の荊はその字に井を加えたもので、𠫑毀では楚と合せて楚荊と稱している。字形の變遷からみると、荊という呼稱は虎方の虎と關係があるかも知れない。當時楚荊と稱した地域は、おそらく淮水上游の南方であつたと考えられ、武庚のときの熊盈の族とその方面を異にしている。昭王期の南征は、この楚荊の地に對して行なわれたもので、その地域には、成王期の中氏諸器にいう作戰がかつて行なわれたのである。なお中氏諸器については、小稿「安州六器通釋」甲骨金文學論叢十集參照。

成王期における南國經營は、玉戈銘・中氏諸器の南征によつて一時成功を收め、諸方族の歸服をえていたのであろう。康王期には小盂鼎にいう玁狁の征伐、伯懋父諸器にみえる東方の大遠征のほか、南方に軍を用いたらしい形迹はみえない。今本竹書紀年によると、康王十六年「王南巡狩、至九江廬山」とあるが、その記事は疑わしい。ただ成王期の南國戡定の後、康王の末年近くともなると、周の南方に對する規制力も次第に弛緩を來たしたので、康王末期の北伐・東征が一段落するに及んで、南方に兵を動かして支配の强化を圖つたことも考えられる。つづいて昭王期には、古本紀年によると十六年に楚荊を伐つて漢を渉り、十九年には漢に六師を喪い、その末年南巡して反らずという。昭王期にもまた、數次の征旅が試みられているのである。

その後、師雍父諸器・伯屖父諸器には淮夷討伐のことがみえる。淮夷が南夷・南國とよばれるものと同じ種族であるかどうかは確かめがたいが、周の漢・淮方面より淮水の流域に及ぶ經營はかなり長期にわたつて推進され、西周中期には、淮夷は周の貴晦の臣として朝貢するに至つたようである。しかし後期になると、かれらはまた屢〻叛亂を試み、北方の玁狁とともに周の大患となつたことは、金文にも詩にもみえる。周の東方經營は、周初以來、殆んど間斷なくつづけられた征旅による支配・朝貢という形式を以て行なわれたが、その支配の確立は伯懋父諸器にみられる東征において達成され、また南方は中方鼎・𤔲毀ののち、宗周鐘にいう昭王の南征はその頂點をなすものであつた。以上の經緯から考えると、伯懋父諸器は昭初における周の東方經營に關する遺器であり、宗周鐘はその後の南方經營の事情を示すものであると考えられる。

七二、尹姞鼎

器名　尹姞齊鼎断代

時代　昭王断代

尹　姞　鼎

收藏　一、冠斝樓藏器冠斝　三、「今在美國 Albright 美術館」斷代

著録

器影　一、冠斝・一二二玄・一三二

銘文　一、冠斝・一二二玄・一三一

二、録遺・九七

考釋　斷代・五・一一九

器制　斷代にいう。「傳世同銘各兩器、別一器今在美國Albright美術館、高三四釐、口徑二八・八釐、曾與公姞齊鼎、先後見之

于紐育市、此三器、花文形制大同、而僅有極小差異、乃是一家所作、後二器已製版、詳見將來出版的中國銅器綜錄一書中」。いま冠斝樓に錄する一器についてみるに、立耳分當、腹部が大きく張り、三足は太く短く、鬲に近い感じを與える。器腹に角飾ある大饕餮文を飾る。分當の界に相對う立刀形の文様があり、饕餮の尾部に當るようである。地にはすべて鮮麗な方雷文を埋めている。文様は魯侯熙鬲と似たところがある。

銘文　八行六五字

穆公乍尹姞宗室于□林

穆公は盠方彝にもみえ、禹鼎にはその皇祖を穆公と稱しているが、本器の穆公との關係は知られない。陳氏は「穆公與尹姞、當是夫婦、都是生稱」と

いう。しかし夫婦の關係にあるものが、夫人の宗室を別に作ることは、普通には考えがたいことである。宗室は過伯段に「用乍宗室寶䵼彝」とあるように、祀廟のあるところである。尹姑はおそらく公姑鼎に公姑とよばれている人と思われる。公姑は天君より蔑曆され賜賞を受けている。尹姑とは尹氏に嫁している姞姓の夫人であろう。

公姑は公姑鼎によると、漁の儀禮に關して蔑曆賜賞を受けている。その文にいう。

　隹十又二月既生霸、子中漁□池、天君蔑公姑曆、史易公姑魚三百

かくて公姑は天君の休に對えて器を作っているのであるが、次彝・次卣によると、公姑は次に命じてその田人を嗣めさせ、次に蔑曆して馬や裘を賜い、次は公姑の休に對揚して器を作っている。公姑は外事にも與かり、一家を代表して行爲しているとみられる。この鼎文に「尹姑宗室」のような語がみえるのはそのためであろう。穆公が尹姑の宗室を作っているのは、下文によると天君の慫慂するところであったらしい。尹姑は天君と親縁關係のある人とみられる。

隹六月既生霸乙卯、休天君弗望穆公聖䵼明□、事先王、各于尹姑宗室□林

天君は君后・君氏の稱であろう。作册睘卣にみえる王姜は、作册睘尊では君とよばれている。逋盂補釋・一三は後出の器であるが、文中に君・天君の稱がある。その器は西周中期以後に下るもので、この器の君・天君と一人とはしがたい。天君とは當時、太后を稱する語であったのであろう。

望は忘。「聖䵼明□」は穆公の德を稱する語。聖は聖保・聖武・哲聖のように用いる。䵼を陳氏は說文の「瞵、目精也」の瞵とし、また明下の一字についても補釋を試みているが、字は未詳。「事先王」の事は筆畫が稍しく異様にみえるが、尹・君の字形を參考するとやはり事である。

この銘文は、天君・穆公・尹姑の關係が明らかでなく、そのため銘文の內容に理解しにくいところがある。陳氏は穆公と尹姑とを夫婦と解し、その立場から器銘を論じていう。

穆公爲其妻尹姑、在某林之地、作了宗室、天君不忘穆公如何聖明的服事先王、因親臨于尹姑的宗室、而以玉和馬賞錫之、則作器者應是尹姑、而非穆公、學者或稱此器爲穆公鼎、應正、王后天君、臨于尹姑宗室、而賞錫尹姑、其賞錫的緣故、由于穆公有功于先王、則此天君似是作器當時的前一王之后、而穆公應是先王的公尹、左傳昭十二、燮父禽父幷事康王、事康王猶此銘的事先王

すなわち穆公がよく先君に事えたので、先君の后妣である天君が、穆公がその夫人尹姑のために作った宗室に赴いて、尹姑に賜賞を與えたと解するのである。この解釋には、穆公と尹姑とを夫婦とすることが前提となっているが、夫婦にそれぞれ宗室があるとは考えられず、夫たる穆公の功を賞するならばその宗室に赴いてなすべきである。

「不忘」とは、故人の遺德を追思する語である。すなわち穆公はすでに故人である。從って文首の「穆公乍尹姑宗室于□林」は追述の語であり、この文は、天君が、穆公の功を偲んで尹姑の宗室を訪れたことをいう。尹姑の宗室は、穆公の營んだものである。穆公はあるいは尹姑の同族父兄に當る人であろう。この天君とは、穆公あるいは尹姑と親緣の關係にある人と思われる。婦人にして宗室があるのは一般に考えがたいことであるから、尹姑は特に事情があって、一家の宗室を守る立場にあつた人なのであろう。

君蔑尹姞曆、易玉五品・馬四匹

尹姞に對する蔑曆の理由は述べられていない。單に穆公の功を追念して尹姞に蔑曆することは考えられないから、天君が宗室に臨んだ際の儀禮に關する賞賜と思われる。公姞鼎においては、子中が祭祀の際の漁の禮に奉仕したとき、公姞は同じく蔑曆を受けている。何れも祭事に關することである。

「玉五品・馬四匹」は噩侯鼎の「玉五瑴・馬四匹」というのに類している。左傳莊十八年にも

虢公晉侯朝王、王饗醴、命之宥、皆賜玉五瑴・馬四匹

とみえている。これらの賜與は饗醴の際に與えられることが多かつたらしく、噩侯鼎の上文にも饗醴の記事がある。本器の場合も、あるいはその禮があつて蔑曆が行なわれたものかも知れない。

拜頴首、對㲺天君休、用乍寶齊鼎

齊鼎と二字に分書されているが、齋と一字に書する例が多い。齋は方鼎をいう語でこの器の器形に當らぬため、陳氏はこれを齊鼎とよみ、齋とは異字とする解をとつている。

此器自稱爲齊鼎、下一器齊字從鼎、則齊當是一種鼎名、西周初期、自稱齋的、多是方鼎、而此器實是鬲形、疑假借爲齋、說文以爲、鼎之圜掩上者、从鼎才聲、爾雅釋器以爲、圜弇上者、郭璞注以爲、鼎斂上而小口、戰國時、有一種款足鼎、圜掩上、小口而有蓋、當是從此形式發展而來的、三代五・一六・二著錄一鬲、而稱齋鼎、猶薛氏九・一〇〇𬞿鼎、自銘寶鬲鼎（斷代・三・七九）、鬲鼎可能是齊鼎之類

器は殆んど鬲に近いが、鼎・鬲の別は足の款足・實足という點が主であり、從つて鼎は大名、鬲は專名というほどの關係も考えられる。それで器は鬲にして銘に鼎と稱している例も乏しくはなく、三代著錄の鬲の銘にも、「𣪘白乍齋鼎」・「戲白乍鐠齋」・「朱來隹乍鼎」・「邾伯作媵鼎」のような例が多くみえる。また鬲・鼎二字合文の例や齋鬲・盜鬲というものもある。齋・齊・盜は鼎・方鼎・鬲にこれを冠するものが多く、陳氏のように、器制として齊鼎の名を特に設ける必要はないと思われる。金文においては方鼎にも齊鬲にも同じように齊・齋の字を用いているのであるから、これを方鼎の器名と定めることもできない。從來方鼎を稱するのに齋の字が用いられているが、字の用法を檢すると必らずしも器名として適當な字でないように思われる。それで本書では器名に齋を用いず、方鼎の稱を用いる。

この銘文は、末文に「子孫寶用」の語を著けていない。簡略な銘では普通のことであるが、この器のように、蔑曆・賜賞を受けて、しかもこの種の末文を缺いていることは注意すべきである。作器者が女性であること、おそらくは特殊な立場にある女性であるためであろう。もし語を加えるとすれば、縣改段「毋敢忘伯休」のような語を著けるところである。

訓　讀

穆公、尹姞の宗室を□林に作る。

隹六月既生霸乙卯、天君の、穆公の聖粦明□にして先王に事へしを忘れずして、尹姞の宗室□林に

に格りたまひ、君、尹姞の暦を蔑はし、玉五品・馬四匹を賜へるを休とす。
拜して稽首し、天君の休に對揚して、用て寶齋鼎を作る。

参　考

この器の時代について、斷代には次のように論じている。

我們暫定此器井下器于昭王時，是從花文和字體兩方面推定的，此大獸面文，稍晩于我們定爲康王時的魯公熙鬲，而後者亦近于齋鼎的形式，尹姞三器的字體，介乎康王與穆王諸器之間，故宜在昭王時，此三器，不能晩于昭王，可能上及康世，而絶非成王時器，若如此，則銘中的先王是康王，而天君是康王之后

魯公熙鬲と本器とは、一は鬲、一は鼎であるけれども形制に通ずるところがあり、殊に文様のモチーフは殆んど同じである。また特徴的な角飾の形や、雷文を地文とする點なども同じ。殷代分當鼎の形式を承けるものであるが、本器の字迹・銘文を以ていえば、昭王期の器であることが確かめられる。

陳氏は本器の天君を康王の后であろうとしているが、その根據は專ら器制に對する時代觀による相對的比定によるものであつた。周初のある時期に王侯の妃より賜與を得て作られた器が、多く現われている。この尹姞鼎・公姞鼎をはじめ、內史鼎・天君鼎・次卣・睿彝・叔色尊・叔色方彝・保侃母の壺・段、保役母彝など、何れも天君・公姞・公姒・王姒、保侃母・保役母より賜與を得て作られた器である。それはこの時期以外には見ることを得ない、一時の風尚であつた。天君はもとより康王妃の太后であろう。從來標準器をうることが困難とされていた昭王期の器として、比較的確實な器群をうることとなろう。その字迹は犾段の字樣と似て圓潤の趣があり、女性の器であることが考慮されているようである。

天君の名はまた公姞鼎にみえる。公姞はあるいは尹姞であろう。

＊公姞鼎

器名　公姞齋鼎斷代
收藏　「一九四七年、見之紐育市古肆中」斷代
器影　中國銅器綜錄未刊
銘文　同上
考釋　斷代・五・一二〇
器制　斷代にいう。「通高三一糎、高至口二五糎、口徑二七糎、寬三五糎」。その器制・
　文様は尹姞鼎と同じであるという。

銘　文　六行三八字

隹十又二月既生霸、子中漁□池

銘は拓影未見。すべて陳氏の釋による。子中は周初の器にこの種の名字をみないが、殷器では王

子の名に用いる。子中もあるいはそういう出自の人であろう。遹𣪘において、葊京の大池で漁を行なつている遹も父乙の器を作つており、東方系の人である。

池上の一字は銹泐のため不明。陳氏は「漁于某池」とあるべきところだという。遹𣪘では「漁于大池」、また井鼎には「王漁于㝵池」とみえる。漁は何れも葊京において行なわれており、辟雍儀禮の一であつたらしい。本器には葊京の名をあげていないが、葊京辟雍の儀禮とみてよい。

天君蔑公姑曆、吏易公姑魚三百

天君は尹姑鼎にみえる。尹姑鼎においても、天君が賜與者としての立場にある。公姑は尹姑と同一人とみられる。

子中が漁の儀禮に與かり、公姑が蔑曆賜賞を受けているのは、子中と公姑とが一家の人であるからであろう。陳氏いう。

子中是主詞、而不知何人、吏易者、天君使子中、以所漁之魚三百尾、錫于公姑

子中を、漁を行い、かつ公姑への使者となつた人とみるのである。しかし公姑への蔑曆賜賞の前に子中の漁することが記されているのであるから、この蔑曆賜賞は、子中が漁に奉仕したことに對するものとすべく、子中は公姑一家の人であると思われる。

吏は使役。天君が使者をして公姑に魚を賜わしめたのである。漁に奉仕して魚を賜うことは當時の常禮であつたらしく、遹𣪘・井鼎には何れも漁して魚を賜うたことを記している。天君・公姑は王后・君婦であり、王后・君婦がこの種の儀禮に參與していたことが知られる。

拜䭫首、對䫹天君休、用乍齍鼎

齍鼎と稱しているがいわゆる方鼎ではなく、前器と同じく鬲に似た鼎である。

斷代にいう。

此器齊字從鼎、與三代五・一六・二之鬲同、鼎與鬲之分、在實足與款足、但兩者俱是炊器、可相通用、故金文甗字從鬲、亦或從鼎、說文曰、鬲鼎屬、西周初期金文、鬲爲一種奴隷的稱謂、而無作器名的

器名のことは尹姑鼎の條に述べた。鼎とともに、この器にも祖考の名をいわず、子孫寶用の語を著けていないことが注意される。婦人の器であるからであろう。

訓　讀

隹十又二月既生霸、子中、□池に漁す。天君、公姑の曆を蔑はし、公姑に魚三百を賜はしむ。拜して稽首し、天君の休に對揚して、用て齍鼎を作る。

この器の公姑は、また次尊・次卣にもみえている。尊・卣同文である。公姑の關聯器としてここに附載する。

＊次尊

銘文　　積古・五・二（邑尊）　攈古・二之三・五八（叉尊）　奇觚・一七・六（叉尊）　三代・一一・

三五・二（叉尊）

斷代にいう。「尊今在故宮、項下一帶分尾的長鳥紋」。

次尊銘

＊次卣

銘文　積古・五・五（邑卣）　攗古・二之三・五九（叉卣）　愙齋・一九・二五（叉卣、潘文勤藏）　奇觚・六・一四　周存・二・三四（鼎）・叉五・九〇（丑卣）　綴遺・一二・二一　小校・四・六一（叉卣）　三代・一三・三九・五，六（叉卣）

この器は器形未詳。周存に鼎として著錄する器も潘氏藏で、銘の行款同じ。

考釋　韡華・庚上・三（叉卣）　文選・下二・四（叉尊）　積微居・一七四（次卣）　斷代・五・一

二

銘文　四行三〇字。尊一文。卣、器蓋二文。

次卣銘

隹二月初吉丁卯、公姞令次嗣田人

積古にいう。

按說文、姞黃帝之後、……后稷妃家也、左宣三年傳注、姞南燕姓、又路史引陳留風俗傳云、敦氏姞姓後、引姓纂云、宋之雝氏本姞姓、此公姞未詳何國、公姞者公之妃也

金文には王姞・外姞・叔姞・尹姞・蔡姞などの名がみえ、相當の著姓である。春秋には南燕の外になお密須・偪などがあるが、その出自關係は明らかでない。次の釋は積微居による。積古には邑、攗古には叉、周存には丑と釋しているが、字は二に從い欠に從う。一應次と釋しておく。斗升の字形もこれに近い。

「嗣田人」の人は、多く厥と釋されているが、文義が通じない。人と厥とは金文に極めて似た形

に作るものがあり、大盂鼎にも人を本器と似た字形に記している。𤔲は官𤔲の義。ただ金文には官𤔲のことによつて蔑暦する例は殆んどなく、あるいは一時そのことに當つて賜賞をえたものかも知れない。

次蔑暦、易馬、易裘

賜物は一物ごとに賜字を加えて示されている。類を異にするものは、一々條擧するのが初期金文の例である。裘は裘形の中に又を加えている。卜文にもその字形がみえる。

對揚公姑休、用乍寶彝

公姑は次に田人を治めることを命じ、蔑暦賜賞している。婦人は外事に與からぬものであるが、周初の器には、婦人の關與する器が少數ながらある。

訓　讀

隹二月初吉丁卯、公姑、次に命じて田人を𤔲めしむ。次、蔑暦せられ、馬を賜ひ、裘を賜ふ。公姑の休に對揚して、用て寶彝を作る。

次尊・次卣はその器形をみないが、銘文の字迹によつて考えると、公姑・尹姑の器とほぼ同期のものであろう。王后・君夫人に關する記述を含むものは、さきに王姜の諸器があり、後には縣改段・琱生段一などをあげうるが、いま時期的に近いとみられる夫人關係の器若干を錄しておく。當時の君公夫人のあり方をみるべき資料として、重要な意味をもつものであると思われる。

*奢彝　愙齋・八・一三（公姒敦）　奇觚・五・一七（士吿彝）　小校・七・四六（奢作父乙彝）　三代・六・五一・四　河出・一九四

潘文勤舊藏。銘三行二六字。文にいう。

隹十月初吉辛巳、公姒易奢貝、才葊京、用乍父乙寶彝、其子孫永寶

奢と釋した字は者に從う形ではないが、かりに釋した。おそらく葊京の儀禮において助祭の功あり、奢に貝を賜うたのであろうが、賜與者は婦人である公姒である。文字は波折の強い雄健なもので、字樣からみると、成・康期にも屬しうる器であるが、器影をみないので確かめたがい。公姒・公姑は公夫人で、夫人世婦が祀享のことに與かつたとする經籍の記載は、これらの器銘によつて實證することができる。愙齋に、葊京を鎬京と釋する說がみえ、陳夢家氏の葊京鎬京說はその說に據つている。

奢　彝　銘

姒と稱するものには王姒・鬲姒などがあり、それらの諸器は周初にあるものと思われる。

*叔䖒尊　フリア藏。書道・四三

叔䖒易貝𢀛王姒、用乍寶障彝

王姒より賜與をえて器を作つたもので、文字は極めて古い。

*保侃母壺　貞松・七・三三　三代・一二・一二・四　錄遺・二三一（器蓋二銘）

王姒易保侃母貝、𩰫姒休、用乍寶壺

同じく王姒より貝を賜うて壺を作ることを記している。保侃母の保は保母の意であろう。禮記內則注に「保、保母」、後漢書崔寔傳注に「阿保謂傅母也」とあり、士昏禮・內則に姆と稱するものである。保侃母の名は次の器にもみえている。

*保侃母段　雙劍誃・上・一二」貞松・五・一五（南宮段）小校・七・八〇（庚宮段）三代・七・二三・二」文錄・三・三九

保侃母壺銘

保侃母易貝于庚宮、乍寶段

侃は類似の形によつて釋する。庚宮において貝を賜うているのは、助祭の功によるものであろう。器はいま葢のみを存し、葢鈕平底、口緣左右に二犧首あり、上二・下一の弦文間に凸乳文を配している。銘文字迹は初期の書風である。この器と文の似たものに次の器がある。

保侃母段蓋

保侃母段銘

*保攸母彝　三代・六・四五・四

保攸母易貝于庚姜、用乍𡢁彝

保は玉形に從う。庚姜の名號は、前器の庚宮の庚と關係があるかも知れない。庚を冠するものには他に庚姬・庚孟・庚季の諸器があり、庚姬彝には[illegible]形の圖象標識を用いている。

以上の諸器は何れも夫人から賜與を受けて作られており、作器者もみな女性である。保侃母等の器について、陳氏はいう。

由上所述、可知師保之保、最早是以女子擔任的保姆、漸發展而爲王室公子的師傅、至周初而爲執王國大權的三公、政治上的大保與保、已成爲一專由男子擔任的官職、而維持較古意義的保母之保、

仍同時存在、亦同時並見于一個時期的金文內斷代・二・九八

保は大保・明保など、祭祀官として最高の聖職を示す語である。その字形が古く玉に従うているのは、王子などの出生の際に、これを修祓する儀禮から出ているらしく、わが國の眞床襲衾のような儀禮の執行者であつたものと思われる。尙書顧命において、大保が新王即位の禮を司會しているのも、その意味であろう。保傅はそのような聖職者の傳統を承けるものとみられる。

周初以來この期に至るまで、王姜・天君・尹姞・公姒など、婦人關係の器が多くみえるが、中期以後にはこの種の器銘は殆んどない。夫人世婦が家廟の祭祀に與かることは依然として行なわれたのであろうが、その關係器銘を傳えていないのは、あるいは祭祀のあり方についての問題を含むものがあると思われる。

七三、令鼎

器名　藉田鼎攈古　大蒐鼎筠清　諆田鼎愙齋

時代　成王大系　康昭期韡華　昭王麻朔

收藏　「仁和夏之盛留餘堂藏」三代表

著錄

銘文　筠清・四・一　攈古・三之一・六七　古文審・二・二　奇觚・一六・一三　愙齋・五・一二　周存・二・二五　大系・一四　小校・三・二二　三代・四・二七・一　書道・五二　二玄・一九四

考釋　拾遺・下・一四　韡華・乙中・五一　大系・三〇　文錄・一・一四　文選・上二・三　麻朔・二・三三　積微居・一七

銘文　八行七一字

王大耤農于諆田、餳

耤農とは藉田のことであろう。愙齋に吳榮光の說を引いて耤を蒐と釋するも、字形異る。大を付しているのは常禮と異なることを示したもので、ときに常禮を超える儀禮が行なわれたのであろう。國語周語上にみえる千畝の禮は、藉田の儀禮と解される。その文にいう。

令鼎銘

宣王卽位、不藉千畝、虢文公諫曰、不可、夫民之大事在農、上帝之粢盛、於是乎出、……是故稷爲天官

古者、太史順時覛土、陽癉憤盈、土氣震發、農祥晨正、日月底于天廟、土乃脈發、先時九日、太史告稷曰、自今至于初吉、陽氣俱蒸、土膏其動、弗震弗渝、脈其滿眚、穀乃不殖、稷以告王曰、

史帥陽官、以命我司事、曰、距今九日、土其俱動、王其祗祓、監農不易

王乃使司徒、咸戒公卿百吏庶民、司空除壇于藉、命農大夫、咸戒農用、先時五日、瞽告有協風至、王卽齋宮、百官御事、各卽其齋、三日、王乃淳濯饗醴、及期、鬱人薦鬯、犧人薦醴、王祼鬯、饗醴、乃行、百吏庶民畢從、及藉、后稷監之、膳夫農正、陳藉禮、太史贊王、王敬從之、王耕一墢、班三之、庶民終于千畝

其后稷省功、太史監之、司徒省民、太師監之、畢、宰夫陳饗、膳宰監之、膳夫贊王、王歆太牢、班嘗之、庶人終食

是日也、瞽帥音官、以省風土、稷則徧誡百姓、紀農協功、曰、陰陽分布、震雷出滯、土不備墾、辟在司寇、乃命其旅曰、徇、農師一之、……宗伯九之、王則大徇、耨穫亦如之

廩于藉東南、鍾而藏之、而時布之、民用莫不震動、恪恭于農

ここに記されているものは、當時の史師の傳承する千畝の古禮であるが、古意を存するところがあると思われるので引用した。諆田はおそらくその千畝の禮の行なわれた地であろう。韡華に「地名、無考、當在周畿內」という。國語周語上によると、宣王三十九年、王は千畝の禮を修めず、姜氏の戎に千畝で敗績を喫している。

この器の作られた時代の藉田の古禮は知られないが、金文ではなお截毀考古・三・二二に

隹正月乙巳、王各于大室、穆公入右截、立中廷北鄉、王曰、截、令女乍嗣土、官嗣藉田

とあつて、藉田は正月に行なわれ、嗣土の官司するところとされている。その冊命の際に禮服禮器

のほか「楚走馬」を命じているが、これは他器にみえぬものであるから、特に藉田の禮に關する任命とみられる。𢦏段は考古圖によると、扶風の出土であるという。

詩の周頌中、臣工・噫嘻・載芟・良耜の諸篇には農事のことが歌われており、これを奴隷の集體耕作を歌うとする說もあるが、周頌に屬していることからも知られるように、神事的意義をもつ農耕であり、藉田の禮であると思われる。殷代にもそのことがあつたらしく、卜辭には「乎藉」・「萑藉」などの語があり、王が親しくその禮に涖み、王族などもその禮に與かつている。殷以來の古禮であるが、周頌・國語にみえるところを以て考えると、かなり大規模な儀禮であつたことが知られる。稿本詩經研究通論篇第三章參照

餳を郭氏は單に埸と釋しているが、これは藉田の際の儀禮をいうものであろう。韡華には饋饁のことと解していう。

詩載芟、有嗿其饁、思媚其婦、知古藉田禮、必有饋饁之事、餳訓饋食、爲近是矣

攈古に「晝食」と解しているのも同じであるが、もとより儀禮的意味をもつものである。積微居には餳を觴と解し、このとき賓主の間に獻酬が行なわれたのであるという。

按餳當讀爲觴、呂氏春秋達鬱篇注云、觴饗也、……匽侯鼎云、王南征伐角䚡、唯還自征、才砟、匽侯駿方內豊于王、乃僎之、駿方畣王、王休宴、乃射、駿方鄉王射、按、匽侯鼎記王休宴而射、駿方與王會射、此銘記觴後王射、有司與師氏小子會射、兩文情事相同、知此銘之觴、卽彼銘之宴也、二銘少異者、此銘王觴群下、爲君享其臣、彼銘匽侯納醴于王、爲臣宴其君而已

楊氏は、本銘の下文に卿射のことが記されているので、それとの關聯において餳を觴と解し、饗宴の義としているのである。さらにいう。

古人饗射二事、往往相因、儀禮燕禮云、若射則大射正爲司射、如鄉射之禮、此射以樂賓、因燕而有射也、鄉射大射之射、皆於賓主獻酬之後行之、射後鄉射大射並有坐燕、而大射坐燕時或復射、此因射而有燕、燕時復有射也、兩銘所記、先觴宴而後射、與禮經次序符同、其事殆與燕禮射以爲樂相近也

藉田の禮において饗が行なわれることは、國語・周頌諸篇にもみえることであるが、周語の藉田の記載からみると、それは功を終えた後の共餐の儀禮で、もとより神事的な農耕に伴なう儀禮の一である。從つて餳を觴と解するのは、國語にいう儀禮と必らずしも同じでない。楊氏が擧げている匽侯鼎の文は燕射の禮であり、藉田とは無關係である。その點では、柯氏が周頌を引いて論ずるところが事實に近いが、饋饁のことのごときは王者の自ら行なうことではなく、器銘に記すほどの重要な儀禮ではない。攈古に餳を晝食と解するのは、說文五下に餳の本字として、餯を錄し、「晝食也」と訓しているのに據るものであるが、何れも饋饁の義とみるものである。下文の射事との關係からいえば、餳は藉田の禮を終えて、國語にいう「王歆太牢、班嘗之、庶人終食」という儀禮に當るものと思われる。禮記月令には、躬耕の後、爵を大寢に執る勞酒の禮を記しているが、國語にいう共餐の禮の方が古儀に近いようである。

王射、有𤔲眔師氏小子、卿射

藉田の禮に射儀を伴なうことは、國語には記載がない。この銘にみえる射は、藉田儀禮の一として行なわれており、燕射の場合とは異なる儀禮である。鍚とよばれる共餮儀禮は、穀靈に對する豫祝の意味をもつものと考えられ、また射も作物に對する修祓として行なわれたようである。韡華に「古藉田禮、兼行射禮也」というも、説明はない。文獻には、藉田に射禮を行なうことを記したものをみない。卿は會。いわゆる鄉射は、この會射に起原しているものと思われる。金文にみえる射は、多くこの卿射の形式をとっている。周存に「卿射卽合射、可徵古大射禮」というが、ここでは藉田の際の附帶的な儀禮である。

この器銘においては、卿射は有嗣と師氏小子とによって行なわれている。卿射は兩班に分れて競射するものであるが、各班は單に人員を二分するのではなく、各班異質の構成をとるのが古制であるらしい。有嗣と師氏小子とは、身分・職掌の系統を異にするもので、有嗣は王朝の行政諸官、師氏小子は東方系出自の諸官である。師氏は成周八師・殷八師とよばれる東方系諸族を以て構成される軍團の師長、小子は東方貴游出自の身分稱號から出た官である。釋師・小臣考參照。師望鼎には兩者を合せて、大師小子とよぶ官がある。靜𣪘では「小子眔服眔小臣眔夷僕、學射」とあり、またその下文に吳・呂の族と𢽾・邦周の族とが大池で射を行なっているが、何れも卿射の形式をとったものとみられる。射は本來競射の形式をとるのが古儀であった。

卿射は祓禳・盟誓などの意をもつ神事的儀禮であったと思われる。この器銘では、藉田の禮に關して行なわれており、祓禳の意味をもつものであろう。卿射は祭祀・儀禮・饗宴のときに、すなわち多數の者が會同する儀禮に、神事的な行事としてなされたものであるが、藉田の禮に射儀を伴なうことをいう例は、他にないようである。

王歸自諆田、王馭溓仲僕、令眔奮先馬走

藉田の禮が終って、王が歸還する途次のことをいう。藉田の歸途、溓仲が王の僕御となった。馭は周禮に大馭の職がある。王馭を溓仲の職名とみる解もあるが、官名をいうに王馭のように王を冠する例はない。

溓仲は𣄰鼎・厚趠方鼎にみえる溓公であろう。溓公と稱していないのは王に對して公號を避けたものか、あるいは令・奮がその隷下でないからであろう。拾遺に溓を雩と釋するが、卜文の雩と字形が異なる。また韡華に溓を廉とし、秦の大廉の後であると論じているが、これも無稽の説である。溓仲の名を出しているのは、下文に溓の宮において賜與のことが行なわれているからである。僕は广に從う。ここは僕御の意。吳其昌は論語「子適衞、冉有僕」と同例であるとしている。

令は令彝・令𣪘にみえる令と同名であるが、器の時期が稍〻異なるとみられ、同一人であるか否か確かめがたい。郭氏は同人説をとり、本器をも成王期に屬しているが、字迹は康末以後とみられる。奮の名は他に所見がない。

先馬走は先驅・前驅というのと同じ。荀子正論篇「諸侯持輪、挾輿先馬」の楊注に「先馬導馬也」という。史記孟軻傳「鄒子……如燕、昭王擁篲先驅」、左傳閔二年「狄人伐衞、……渠孔御戎、子伯爲右、黃夷前驅、孔嬰齊殿」の先驅・前驅も同じ。漢以後官名となり、洗馬の字を充てている。

太史公の報任少卿書文選所載にいう牛馬走は、先馬走と同じ語例であろう。

王曰、令眔奮、乃克至、余其舍女臣卅家

乃は金文では多く二人稱領格に用いるが、ここでは曶鼎「乃弗得、女匡罰大」の乃と同じく副詞。先馬走に對して臣卅家を與えるのは賜賞として重きに過ぎると思われ、おそらく藉田の禮における事功に對する恩賞であろう。尤も先馬走のことも重要な除道の任である。中氏諸器には、軍行に先だつて先省除道のことをなし、賜賞を受けている例がある。舍は賜與。郭氏は「臣卅家」を「臣十家」と釋している。おそらく先馬走の褒賞として、臣卅家は重賜に過ぎるという考えであろうが、拓迹によると明らかに卅に作っている。

王至于濂宮、攷

至は到。濂宮は濂氏の宮廟である。濂宮は從來康宮とよまれていたが、郭氏はこれを濂宮と釋した。

吳其昌はこれを難じていう。

此康字見于拓片者、至爲明晰、吳榮光・吳式芬・劉心源皆釋爲康、絕無疑問、……乃郭沫若氏成見橫胸、因其不便于次令鼎于成王時之私見、不辭故作怪論、釋爲濂宮

字は左旁下邊が泐していてよく知られないが、字を康と定めることも、左旁になお橫畫のあとを存することや、字形が狹長である點などから疑問とすべく、やはり濂仲の濂とすべきであろう。吳氏は器を昭王期に屬せしめるため、强いて康字說を採つているように思われる。冊命賜與などの儀禮はすべて周廟もしくは冊命關係者の宮廟において行なわれる例であるから、王都へ歸還の途次、濂仲の宮廟において賜與を行なつたのである。

句末を郭氏ははじめ下文の一字とつづけて「畋命」とよみ、「陳命」の義とした。田・陳は古音同じく通用の字であるけれども、拓迹の字は田形に從う形ではない。孫氏は字缺釋、「疑以文義推之、當是施命之意」という。攈古に般と釋し、文錄はその義によつている。楊樹達氏は字を熙の初文と解し、列子力命篇の注に引く字林「熙、歡笑也」の義とする。

銘文は、上文において後刻の賜賞を約束し、下文には恩戴の語を著けている。楊氏は「銘文不記王賞之文」というも、文義上ここはどうしても賜與のことに關する辭でなくてはならぬ。それで郭氏は陳命を以て解したのであるが、字形上、字を陳と釋するのは困難であり、命と釋されている令は、作器者の名で下文に屬すべき字である。

字はあるいは啓の異文であろうかと思われる。啓ははじめて載書を啓く形象の字で、その辭を述べることをも啓という。啓で句讀、令は下句に屬する。郭氏は令字下に重點があるものとしてはじめ「畋命」と釋したが、大系新版ではこれを銹蝕による羨畫とし、「畋命」の釋を改めて畋を般にして頒の義とする。攈古・文錄の說に戻つたわけである。何れにしてもこの字は、さきの王言を實行することをいう。また愙齋賸稿に字を夙にして宿の義とするも、その說は全文の理解が全く異なるものであるから、後に述べる。

令拜頴首曰、小□廼學、令對珮王休

小下の一字不明。文錄には「小下疑是臣字」といい、文選には「小子」とする。拓には殆んど剔抉

のあとをとどめていない。上文の師氏小子と關係があろう。令の家は、中氏諸器にみえる虎方、宜侯矢段の虎侯矢・宜侯矢、令彝・令段にみえる矢令と一家であるらしいが、それならば小子・小臣の何れをも稱しうる家柄である。殷代には王族をはじめ諸族の貴游にも小子・小臣という身分稱號があり、

丁酉卜、其乎以多方小子小臣、其教戒粹・一一六二

によると、かれらが儀禮の教習に與かつていたことが知られる。「小□廼學」という句には、そのような傳統を想起させるものがある。

學の字は上下に離析してかかれている。也段では敢の字を上下二字に離析している例があり、行款によつて合文としたり、離析してかくことが行なわれていた。「小□廼學」の學は、學射のことであろう。靜段にいう。

王令靜嗣射學宮、小子眔服眔小臣眔夷僕、學射、……射于大池、靜學無罪、王易靜鞞剢

令の事功は、おそらく諆田における藉田の禮に師氏小子として卿射に奉仕したことにあり、先馬走のことも師氏としての職務であろう。この對揚の語は、そういう自己の職務について、將來の努力を誓う意のようである。學は靜段の「學無罪」の義。單に「對揚王休」とのみいつて作器のことに及んでいないのは珍らしい例であるが、大保段や大豐段などにも、こういう簡略な形式の末文がある。

訓讀

王、大いに諆田に藉農し、餳す。王、射す。有嗣と師氏小子と、卿射す。王、諆田より歸る。王の駿、濂仲、僕となり、令と奮と先馬走す。王曰く、令と奮よ。乃ち克く至らば、余は其れ女に臣卅家を舍へんと。王、濂の宮に至りて、啓す。令、拜して稽首して曰く、小子廼ち學(をし)へんと。令、王の休に對揚す。

參考

この器はその圖象影片をみず、器制よりしてその時期を推すことができない。郭氏は器銘を「文字甚古」とし、かつ文中の人物關係よりこれを成王期に屬したが、字迹よりいえば大盂鼎よりも時期は後れよう。文字に雄健の風なく、扁旁甚だ整い筆勢が鈍化していて、康末以後のものである。韡華に「此器之文字、當在康王昭王二代」と推定している。

器銘の解釋について、窓齋と積微居の說は、その全體的理解において通說とかなり異なるところがある。參考のためその說をあげておく。窓齋賸稿にいう。

王射、有嗣眔師氏小子會射、與靜段學射事同、小子疑卽王子也、駿卽馭、濂卽雪、廙當卽廄、說文、廄馬舍也、引周禮馬有二百十四匹爲廄、廄有僕夫、此從僕從广、爲僕夫所居之屋、卽廄字也、王馭雪中廄、言王遇雪而避入于廄、眔及也、令眔奮二人、馳馬先至、王喜其前驅而舍于其家、故曰、余其舍女、臣卅家、扈從之衆也、攺當卽夙之異文、宿夙古通、說文、夙早敬也、雖夕不休、

早敬者也、此從攴、象手執卜以宿衞、王所止宿之處、必有衞士也

これによると、器銘は令が賜與をえたことをいうものではなく、王が雪を廄舍に避けたとき、その先驅であつた令が宿處と從僕を供し、王の止宿をえたことを寵榮としてこの器を作つたことになる。その說はまた孫詒讓の拾遺にも採られており、ただ孫氏は、臣卅家をこの際の賜賞と解し、王が雪中に歸途を急いでいた折のことでもあり、そのため特に重賞を設けたのであるとしている。

このような解釋は、初期の硏究者の間にしばしば見られるところであり、彝銘の性質觀が確立される以前には、往々にして免れえなかつたところであるが、近時の硏究者においても、ときにこの種の解釋がみられる。積微居の說も稍〻これに類するところがある。

此銘記王親耕藉田、禮畢、饗其臣下、饗訖、王射、有司與師氏小子會射、及王歸、王馭溓中爲王御車、令與奮二人爲王車之先導、王欲試二人之足力、乃謂之曰、汝若能至、我當予汝以臣三十家、葢以此激勵之也、及王至康宮、甚悅、殆以令足健能至故也、令乃言曰、小子能至之言、今驗矣、言此者、葢欲王實踐臣三十家賞賜之約也、銘文不記王賞之文、然文末對揚王休、休本賜與之義、是王已踐其諾言矣、又不記奮之至否者、此爲令作之器、不記他人事也、當時王意或在講武、抑或出於一時遊戲、皆不可知、然其情事、則躍然如在目前矣

近世孫詒讓善說彝銘、然於此器以眔爲人名、釋王馭溓中爲王駛雪中、皆謬誤殊甚、不可據信、余今擷取成說、證之以禮經、附之以一得、似頗有文從字順之樂、或亦考文者所樂聞歟

楊氏は甚だ自得の言をなしているが、藉田の禮に武を講じ、あるいはその歸途に遊戲賭物して樂しむごときは、何れも常禮を以て考えがたいところであり、文從字順の說となしがたい。また孫釋が殆んど窓齋の說に據るものであることも、前述の通りである。金文には難解のものが多く、庖丁大解の喜びをうることは容易でない。ただ一得を重ねて、彝銘の全體的理解に努力してゆくべきであつて、本器のごときも、その本旨は、靜𣪘と同じく卿射等の儀禮執行に對する賜賞にあつたとみるべきである。先馬走のことは、卿射がたまたま藉田の際に行なわれたための附帶的事實であるとみられ、先馬走そのことが主題であつたのではない。

七四、段毁

器　名　畢敦攈古　畢仲孫子敦筠清　畢段敦奇觚　畢叚毁文選　叚敦河出

時　代　康王麻朔　昭王大系

收　藏　「湖北漢陽葉東卿藏」攈古　「後歸吳縣潘氏」周存

著　錄

銘文　筠清・三・二三　古文審・六・一五　敬吾・下・六九　攈古・三之一・四一　愙齋・一一・一九　奇觚・四・六　又・一六・三五　周存・三・三六　大系・二四　小校・八・四七　三代・八・五四・一　河出・二二四　二玄・二一三

考釋　韡華・丙・八　大系・五〇　文錄・三・五　文選・上三・四　麻朔・一・四二

銘　文　六行五七字

唯王十又四祀十又一月丁卯、王鼒畢、鲞、戊辰、曾

文首に「隹王某祀」と稱する例は師遽毁にもみえ、吳方彝・趩觶の文末に「隹王某祀」と記すものとともに、當時行なわれた形式である。麻朔に器を康王十四年とするも、大盂鼎の前に位置するこ

段毁銘

とは、字迹からみても困難である。

鼒は鼎鼒連文の例もあつて本義は器名。説文七上に「鼒、鼎之圜掩上者」という。聲の假借により、ここでは在の意に用いる。この字を在の義に用いた例は他にないようである。韡華には字を貞にして貞問の義とし、古文審に鲞祭に用いる牲目を卜したものとするが、語法的にも無理である。

畢は地名。大系にいう。

畢文王墓所在地、史記周本紀引泰誓文、太子發上祭于畢、集解引馬注、畢文王墓地名、孟子離婁篇、文王卒于畢郢、趙注亦云、畢文王墓、近豐鎬之地

おそらくこの地に畢仲が封ぜられていたのであろう。左傳僖廿四年にみえる「文之昭」のうちには、畢があげられている。

豋は烝。爾雅釋天に「冬祭曰蒸」という。時祭としての烝は冬の祭祀で、器文の十一月と季節の點で合するが、本來は陳公子甗「用鬻蒸稻粱」のように新穀を以て祀ることをいう。金文では烝嘗を對文に用いている例が多い。

戊辰は烝祭の翌日で、引きつづいて曾が行なわれている。曾は堂贈の贈。周禮男巫に「冬堂贈」とあり、杜子春注に「堂贈、謂逐疫也」とみえる。また鄭玄注に「冬歲終、以禮送不祥及惡夢」とあり、歲終の儀禮としている。占夢にも「贈惡夢」とみえ、方相氏にいうところの難に近い。難は儺。室において行う。堂贈のときは巫祝が王の前後に從う。禮運には「王前巫而後史」と記している。本器では、歲終のときの禮とされる曾が、十一月に行なわれていることが注意される。

王蔑段曆、念畢中孫子、令龔𡚸、逘大則于段

蔑の字は禾に從う。禾は曆字の两禾とともに、軍門の象である。蔑曆解參照。畢仲は畢公高のことであろう。筠清館に、この器文を盟約に關するものとする解釋がみえる。

畢中者畢公高也、文王之昭、獨畢公就封於陵墓、設後嗣侵畢之土地、則是侵文王之墓、故與其子孫盟

古者盟必詛於神、其禮用犬豭雞三牲

これは下文の大則の大を犬とよみ、犬牲を以て詛盟のことが行われたと解したもので、と說いているが、舊拓の字形によって誤ったものらしい。劉心源も古文審では大を犬と釋しているが、奇觚では大と改めている。

「念畢中孫子」とは、畢における豋・堂贈の儀禮に、畢仲の孫子である段がその禮を助けている。その家門を顯彰する語である。

龔𡚸を諸家は多く人名と解する。龔は龔王のほか、頌鼎の龔叔・龔㚸のような諡號があるけれども、一般の姓氏には殆んど例がない。文錄にはこれを護衞の臣をいうと解している。

龔拱同字、𡚸者執戈拱衞之臣、非人名也、邢侯尊、錫諸𡚸臣二百家

文意を以ていえば、上文に「王蔑段曆」とあり、下文に對揚の語があるので、ここは賜賞のことを記した文である。令には賜與の義があり、「令龔𡚸」は麥尊の「易諸𡚸臣」と同例とみてよい。龔は𡚸の修飾語であろう。韡華に龔𡚸を恭執と訓するも、文義が通じない。

「逘大則于段」もまた王の恩賜をいう。逘は奇觚に鄦食其の音が異基であることを證として遺とよむべしといい、文錄には饋の古文であるとしている。郭氏もその說を承けて、「當從辵食聲、聲在之部、以義推之、當是贈詒之詒」という。字釋はみな異るが、訓義はほぼ同じである。

大則の則は、左旁二鼎に從う。則の初文である。說文古文の字形は二貝に從い、二貝は則ち二鼎の形である。金文では則は多く連詞・動詞に用いるが、この場合大則は名詞である。大系にいう。

説文、則等畫物也、从刀貝、貝古之物貨也、籒文則从鼎、實則古文則字均从鼎作、其从貝者、乃後起之譌變、从重貝者、亦从重鼎之譌變也、从刀从鼎、當是宰割之宰之本字、唯本銘則字、當卽周官大宗伯、五命賜則之則、鄭玄云、則地未成國之名、王之下大夫四命、出封加一等五命、賜之以方百里二百里之地者、方三百里以上爲成國、王莽時、以二十五成爲則、方五十里、合今俗說子男之地、獨劉子駿等識古有此制焉

按此所言里數、在古已有異說、自難憑、唯謂地之未成國者爲則、擧莽制爲證、則無可易、余意則卽采地、謂宰割土地也、土地之宰割、有大有小、故此言大則也

郭氏は則を宰割の義とし、采地を大小に宰割するので、その大なるものを大則というと解する。思うに則が鼎と刀とに從うのは牲を宰割する意ではなく、鼎銘に刻する意を示したものとみられ、約劑の劑もまたその義である。ここでは大則とは、大鼎というと等しく彝器の類であろう。そして上文に遣という動詞があることからみて、これに饋食の類を盛る意と思われる。烝・嘗など祭事の後に賜うているのは、祭事が終つてその牲肉を頒つたものかも知れない。采土を賜う表現とは考えがたい。雟華には遣を嗣と訓し嗣服の義とするが、烝・嘗について嗣服のことに及ぶはずはない。

敢對覲王休、用乍設、孫〻子〻、萬年用享祀、孫子□□

末文の孫子の下二字不明。文錄にこれを横書の字とみて、

保之二字横書、爲鐘鼎奇字、考散盤之字、亦有横書者

という。散盤には横書の例はないが、倒書の體に作る字がある。しかしこれも特に倒書したものではなく、いわゆる倒文であろう。大系には横書說について

段所署之下款也、銘末二奇字、當是花押、或以爲保之二字之横書、非是

といい、花押の類とする。盟約を內容とする銘文の末に史官の名を署するような例はあるけれども、作器者が花押を附した例は他にみえず、ここは銘文中の語であろう。ただこの二字はその釋をえがたい。

訓讀

唯王の十又四祀十又一月丁卯、王、畢に在りて烝す。戊辰、贈す。王、段の曆を蔑はし、畢仲の孫子を念ひて、龔矧を令(たま)ひ、大則を段に遣(おく)らしむ。敢て王の休に對揚して、用て設を作る。孫〻子〻、萬年まで用て享祀し、孫子□□せよ。

參考

器の時期について郭氏いう。

作器者之段、自稱爲畢仲孫子、畢仲當卽畢公、畢公于康世猶存、死于何年雖無可考、然此言其孫子受封、並在王之十四年、當以隸于昭世爲宜

いまその字迹をみるに、獻彝のような鋒端の鋭さはないが、一・四などの用筆になお方筆を用いている。銘文・字迹からみて、ほぼ昭王期の器と考えてよい。

七五、貉子卣

器名　駱子卣小校

時代　康王斷代　康昭時器大系

收藏　原藏故宮。綴遺にいう。「西清古鑑著錄一全器、今歸李山農、一失蓋、潘伯寅尚書所藏」。斷代に、西清第一器、すなわち潘器李蓋のみが眞器であるとしていう。

其説需更正、原在清宮両器、第一器卽上所著錄的、器爲潘氏所得、蓋爲李氏所得、第二器、著錄于西清一五・一一、器銘著錄于三代一三・四一・一、蓋已失去、器爲李氏所得、李宗岱舊藏、今在美國米里阿波里斯市皮斯百 A. F. Pillsbury 處、其蓋是第一器之蓋、器是第二器之器、潘器李蓋、是西清的第一器、字體行款相同、應是眞的本來的全器、此器之蓋頂作一圈足形、亦是西周初期形式

第二器的銘文行款不同于第一器、審其刻劃、乃仿第一器而成、而有誤刻、此器之蓋頂作帽頂形、乃是更早的形式

一九四五年春、我于皮氏處一再審視原器、定其蓋是第一器之蓋、是眞的、其器是第二器之器、乃是僞作

著錄

器影　一、西清・一五・九　周存・五・八七（蓋）　通考・六七〇（器）　大系・一七六　斷代・五・圖版七（蓋一・眞、器二・僞）　又・圖八（蓋）　二玄・二四七

二、西清・一五・一一　周存・五・八七（器）　大系・一七六（器）

銘文　一、古文審・四・一八（蓋）　愙齋・一九・二四（器）　奇觚・六・一四（蓋）　周存・五・八六・一（蓋）又・五・八八・一（器）　大系・二三四・三（蓋）又・二（器）　綴遺・一二・一一（蓋）、一二（器）　小校・四・六三・一，三　殷存・上・四二・一（蓋）　三代・一三・四一・二（蓋）　又・一三・四〇・

貉子卣（蓋一，器二）

同　蓋

五（器）　書道・六二（蓋）　河出・二〇三（蓋）　二玄・二四六（蓋）
二、周存・五・八六・二（器）　大系・二三四・四（器）　小校・四・六三・二（器）　殷存・上・四二・二（器）　三代・一三・四一・一（器）

考釋　古文審・四・一八　攈華・庚上・二　大系・一九八　文錄・四・一四　文選・下三・八　通考・四二三　斷代・五・一一五

貉子卣二

器制　第一器について西清にいう。「通蓋高六寸、深三寸七分、口縱三寸、横三寸九分、腹圍一尺六寸八分、重七十五両、両耳有提梁」。提梁の両端は羊首形をなしている。蓋器の口縁部に鹿文あり、正中を中心に二鹿各〻相背き、みな顧首、正中に獣首なし。蓋頂は圏足状、また器の圏足部に二弦文がある。鹿の形は極めて寫實的である。通考に錄するところは器のみで、蓋を失っている。第二器について西清にいう。「通蓋高深口縱横倶同前、腹圍一尺五寸七分、重七十九両、両耳有提梁」。提梁の両端は羊首形をなすも羊角小、器蓋口緣の鹿文は第一器と同じく、ただ正中に小獸首があり、器の圏足に弦文を缺くなど小異。また蓋頂には帽頂形の把手がある。陳氏によると、今存する眞器は、第一器の蓋のみである。

銘文　二器、器蓋各〻六行三六字。第一器銘は末行「用乍寶障彝」五字。第二器銘は末行「乍寶障彝」の四字に作る。第二器の蓋銘は、西清の模刻のほか、拓影をみない。

唯正月丁丑、王各于呂、歔王牢于㕩

貉子卣一蓋銘

呂を綴遺に䧘の初文とし、歔を畋と解し、周王が雍において畋獵を行なつたことをいうとする。

呂卽雝、漢書地理志、有雍縣、歔疑畋之異文、從衜省、說文、衜治也、……按畋獵所以講武治兵、故從衜省、以見義、穀梁桓公四年傳、春曰田、夏曰苗、御覽引韓詩內傳亦云、春曰畋、此云王正月、王格于雍畋、與穀梁

綴遺・斷代は敵で句讀とする說である。

呂は雝・宮字の従うところであるが、必らずしも通用の字ではない。陳氏はこれを姜姓の呂に充てている。己侯貉子卣に己姜への分器を記しており、この器銘はその地に畋獵したことを述べたものだという。

己侯乍姜榮段三代・七・二七・四，五　攗古・二之一・八二字體近于上所述己侯貉子段、亦是紀國之器

杜預世族譜左傳隱元正義引 紀姜姓侯爵、西周初期、東土之齊是姜姓、而在河南南部的申許呂也是諸姜、齊世家集解引徐廣曰、呂在南陽宛縣西、而說文、邵南陽縣段注以爲南郡之誤、春秋之紀、在山東壽光境內、其在周初或與申許呂地相近、故此器王田于呂、而歸己侯貉子以鹿三

これは呂を以て姜姓四國の一である呂とし、その國は周初河南にあり、のち山東壽光の地に移ったとするのであろうが、南陽にしても南郡にしても、天子畋獵の地としては遠隔に過ぎるようである。かつ各という動詞は概ね祭祀儀禮の際に聖處に至る意に用いる。兮甲盤「王初各伐玁狁」のごときは後の用法で、後期に至ってみえるものである。本銘の各は、天子自ら牲を治めるためにその囿に至ることをいい、いわゆる遊獵のことではない。従ってその地は、王都の近旁にあると思われる。下文に鹿を賜與していることから考えると、あるいは鹿苑などの地であろう。鹿苑は渭水を超えた西北の山麓にあり、唐の貞觀四年、鹿苑に獵したことが史にみえ、原上に鹿臺祠があるという。おそらく古から鹿の棲息していた地であろう。

敵を綴遺に春畋の畋とする。卜文・金文何れも畋獵には多く田を用いる。銘文の敵字は、敵と田とに従う形に作っている。敵は䜌聲の字で、爾雅釋器に「彘罟謂之羉」とあり、郭注に「幕也」とあり、これを幕絡することをいう。釋文に「羉、本或作罠」とみえ、張協の七命に「布飛羉、張脩罠」、また吳都賦の劉逵注に「罠麋網」とある。麋鹿の類をとるのに用いる。この銘の敵は田形に従うが、田形は畢網の形を示し、聲義は羉に同じ。韡華に敵を祠の古字とするが、證を求めがたい。王牢とは養牲のところをいう。ここでは鹿苑などに飼育してあるもので、これを牢閑に收めて犧牲の用に供したのである。㕞は牢閑の義。韡華にすでにその說があり、陳氏は更に詳論していう。

說文云、阹、依山谷爲牛馬圏也、漢書揚雄傳蕭該音義引三蒼云、因山谷爲牛馬圏、謂之阹、是王牢于阹、是王將所獵獲之獸、牢閑于山谷間、但阹不但是牢閑牛馬于山谷之圏、亦是驅逐禽獸于山谷而田獵之法、文選吳都賦、劉淵林注、阹闌也、因山谷以遮獸也、文選上林賦郭璞注、因山谷遮禽獸爲阹、漢書揚雄傳下李奇注、阹遮禽獸圍陳也、漢書司馬相如傳上蘇林注、阹、獵者圜陳遮禽獸也、若如此說、則王牢于阹、是王爲圜陳毆逐禽獸于山谷間而捕獵之、應以後說爲勝

㕞とは山谷の圏に禽獸を毆逐しとじこめることをいい、呂はその山谷のある地名である。陳氏は韡華と同じく「王各于呂敵」で一讀、また「王牢于㕞」で一讀とするが、主語としての王字が重複する。王牢の二字で名詞とすべきである。

敵とは畢網を施して捕える意であるから、鹿苑の㕞に就いて、犧牲に用いるものを捕獲することをいう。文獻には四時の獵名を記すものがあり、春夏秋冬の四季にそれぞれ蒐苗獮狩左傳隱五・周禮大司

馬・爾雅釋天苗□蒐狩公羊傳桓四田苗蒐狩穀梁傳桓四のようにいう。この器銘は春田とする穀梁説太平御覽八三二引韓詩內傳說同とたまたま合するが、員鼎三二九頁では正月に狩を行つているから、四時田獵の名は後世の説であることが知られる。

咸、圂

圂は宜。雝華に「咸宜、古文成詞、商頌、殷受命咸宜」といい、陳氏もまた「咸宜、即諸皆合宜」と同じ解釋をとつている。大系にも宜を適宜と解し、

圂是宜字、此處正是適宜之宜、除此之外、釋俎釋房、均不可通

という。しかし金文では咸を一字句に用い、上文の儀節や行爲の終ることをいう例が多い。班段「令易鋚勒、咸」、噩侯鼎「王宴、咸、畬」などその例である。また大豐段「王饗、大宜」の例によると、宴・饗の後に畬や大宜が行なわれている。すなわちこの文は「敵王牢于庂、咸、宜」とつづき、咸は上文の敵牢を承けてそのことの終るをいい、ついで宜の禮が行なわれることをいう。宜は大豐段の大宜の宜と同じく宜肴の義。金文において宜を適宜・合宜の義に用いた例はない。

王令士道、歸貉子鹿三

士道の士は官名。臣辰卣に士上あり、克鐘に士舀の名がある。歸は饋遺。禽獸を遺る例には、中方鼎「中乎歸生鳳玗王」のように生鳳を遺るものがある。歸はもと師旅が凱旋して、寢廟に胙を奉ずることをいい、卜文は𠂤と帚とに從う。𠂤は軍行に奉ずる脤肉、帚は寢、脤肉を廟に納める儀禮である。ゆえに祭祀の牲を贈るのにもまたこの字を用いる。

貉子は己侯貉子段の貉子、すなわち己侯である。その族の器とみられる己侯鐘は山東壽光の紀侯臺下から出土している。陳氏はそれで上文の呂を姜姓四國の呂の地に比定したのであるが、己侯が山東に入つた時期は明らかでない。己侯の諸器については、列國の器の部に述べる。

この銘によると貉子は鹿三を賜うており、器にもまた鹿文を附している。鹿は浮雕的な手法で一見してスキタイ式の印象を与えるが、禽獸を寫實的にとり扱うことはすでに犧尊や兕觥・卣などにもみえるところである。ただ浮雕的手法は一般の刻法と異なるものとして注意される。

貉子對䚄王休、用乍寶隮彝

䚄は左旁のみの簡略な字體である。その字には異體が多い。

訓　讀

唯正月丁丑、王、呂に格りて、王牢を庂に敵む。咸りて宜す。

王、士道に命じて、貉子に鹿三を歸らしむ。貉子、王の休に對揚して、用て寶隮彝を作る。

參　考

この器の時代について、大系の己侯貉子段の條下にいう。「由字體觀之、此殆宗周初葉康昭時器、足證紀國文化之古」。また本器の條には「貉子卽己姜段之己侯貉子、二器字體、如出一人手筆、可證也」といい、器を康昭期においている。

陳氏は主としてその器制よりしてこれを康王期に屬する。その説にいう。

清末學者、考證銅器銘文、孫詒讓以外、方氏綴遺齋考釋、最有可取之處、惜其書稿很晩印出、尙有一部分未印、一九四〇年冬、在昆明桃園、因方氏文釋而重加考定、一九四五年見原器蓋、更爲分別眞僞両器、而定其時代于西周初期的後半部、當日對郭氏推定貉子卽己侯、未敢深信、今因排比康王銅器幷大鳥花文的繁盛時期、決定采用郭説而更定其時代

己侯の器には鐘があり、昭穆期以後と考えられるものであるが、この卣はそれより字迹も古く、まず康昭期に位置しうると考えてよい。同じ作器者の器とみられるものに、己侯貉子段がある。

＊己侯貉子段

著　錄

器影　夢郼・續・二〇　大系・八一　通考・三〇八　殷周・二七　二玄・二五〇

銘文　愙齋・一一・二五　周存・三・七四　大系・二三四　小校・八・七・三　三代・八・二・二　河出・二〇四　二玄・二四九

考　釋　大系・一九八　文錄・三・三七　文選・下二・一二

器　制　器は蓋のみを存する。通考にいう。「大小未詳。蓋飾鳥紋」。蓋鈕平底。口緣に大きな顧鳳文を飾り、地は雷文を以て埋めている。鳥の項下に大きな白字飾がある。

銘文　四行一九字。その文にいう。

己侯貉子、分己姜寶、乍段、己姜石、用□、用匄萬年

己侯貉子段蓋

己侯貉子段蓋銘

己侯貉子は、前器貉子卣の貉子であろう。己姜の分器を作つており、己侯が姜姓國であることが知られる。分器はおそらく後の媵器に當るものであろう。己姜石のように、婦人の名を記しているのは珍らしい例である。用下の一字未詳。語例上、祭祀の意をもつ字を加えるところである。匄は求。字は直方に篆撥の風を加え、器の文様、銘の字迹からみて、卣と殆んど同期のものと考えられる。

七六、命𣪘

器名　鹿敦小校

時代　康昭期續攷　厲王厤朔

收藏　「美國芝考哥美術館藏」續攷　海外圖

命　𣪘

著録

器影　歐米・一一七　續攷・一三　通考・二八四　海外圖・一九　二玄・二四五

銘文　小校・八・三〇　三代・八・三一・一、二　書道・五六　二玄・二四四

考釋　續攷・一三　厤朔・四

器制　通考にいう。「通蓋高七寸六分、侈口附耳有蓋、口及蓋均飾鳥紋一道、蓋上圏内飾鳥紋、足飾夔紋」。器形は殆んど盂に近く、その器形文様は

伯梡𣪘彝古・二・六と似ている。鳳文は分尾、蓋鈕圏内の鳳文は顧鳳である。

銘文　四行二八字

隹十又一月初吉甲申、王才華

華は地名。厤朔にこの器を厲王十六年に屬し、その理由として、何𣪘嘯堂・下・九七・大夫始鼎同・九二に華宮の名がみえ、両器は何れも厲王期の器であるから、その曆譜に入るところを求めて定めたというが、器の形制・銘文からみて首肯しがたい説である。華はおそらく華山・華縣の華であろう。

王易命鹿、用乍寶彝、命其永以多友𣪘飤

鹿を賜う例は貉子卣にみえる。以は與。多友は麥方鼎に多□友の語がある。𣪘はこの場合動詞の用法で、令𣪘にみえる「用廏寮人」の廏であろう。毛公方鼎にも、「我用䵼、厚眔我友匓、其用習」の

語がある。飤は食。多く器名に冠して、飤盂・飤簠・飤鰲・飤器のようにいう。初期の器では、盉・觶の類にこの字を用いた例がある。

訓　讀

隹十又一月初吉甲申、王、華に在り。王、命に鹿を賜ふ。用て寶彝を作る。命其れ永く多友と廏食せむ。

參　考

貉子卣においては厥の王牢を治めて鹿を賜うており、本器の場合もおそらく同例であろう。この二器以外に、鹿を賜う例をみず、これは一時の風尚であったようである。

白鶴美術館誌總目（二）

第八輯（邶鄘衞・召公關係諸器）昭和三十九年十一月

三六、北子方鼎……三九五

邶鄘衞諸器……三九六

三七、䚪伯卣……四〇九

三八、匽侯旨鼎……四一三

匽侯諸器……四一七

三九、伯害盉……四二一

四〇、害鼎……四二五

四一、大史友甗……四三三

四二、作册大方鼎……四四〇

四三、罍尊……四五〇

罍卣……四六〇

四四、小臣賣鼎……四六一

第九輯（康王期・諸侯伯諸器）昭和四十年三月

四五、𨟻圜器……四六七
四六、𦉢父方鼎……四八五
四七、效父𣪘……四九〇
四八、雁公鼎……四九六
雁公諸器……四九九
四九、獻𣪘……五〇五
五〇、史䛐彝……五一四
五一、𧊒方鼎……五一九
獻諸器……五二五

第十輯（康王期新出諸器）　昭和四十年六月

五二、宜侯夨𣪘……五二九
五三、叔德𣪘……五六一
五四、德方鼎……五六六
德諸器……五七一
五五、小臣𧼈鼎……五七四
中・公中諸器……五七六
五六、耳尊……五八〇
五七、䵼𣪘……五八四
五八、作册䰧卣……五八九

第十一輯（㸚・麥諸器）　昭和四十年十月

五九、㸚𣪘……五九一
㸚諸器……六〇七
六〇、麥盉……六一九
麥諸器……六二三

第十二輯（盂諸器）　昭和四十年十二月

六一、大盂鼎……六四七
六二、小盂鼎……六八二

第十三輯（伯懋父關係諸器）　昭和四十一年四月

六三、小臣謎𣪘……七一九
六四、小臣宅𣪘……七三七
宅諸器……七四四
六五、御正衞𣪘……七四六

六六、呂行壺……七四九
六七、師旂鼎……七五三
旂諸器……七六四

第十四輯（南征・夫人・儀禮關係諸器）　昭和四十一年六月

六八、盠殷……七七一
六九、過伯殷……七七五
七〇、𢦚殷……七七八
七一、小子生尊……七八一
服方尊・南征諸器……七八六
七二、尹姞鼎……七九四
夫人諸器……八〇一
七三、令鼎……八一一
七四、段殷……八二四
七五、貉子卣……八三〇
己侯貉子殷……八三八
七六、命殷……八四〇

昭和四十一年六月　初版發行
平成四年十月　再版發行

發行所　神戸市東灘區住吉山手六丁目一番一號
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ内中町五〇
中村印刷株式會社

白川静著作集 別巻　金文通釈1［下］（全七巻九冊）

発行日……二〇〇四年三月一五日　初版第一刷発行

著者……白川　静
発行者……下中直人
発行所……株式会社平凡社
〒一一二-〇〇〇一　東京都文京区白山二-二九-四
振替〇〇一八〇-〇-二九六三九
電話〇三-三八一八-〇六九四（編集）　〇三-三八一八-〇八七四（営業）
平凡社ホームページ　http://www.heibonsha.co.jp/
装幀……山崎　登
印刷……凸版印刷株式会社
製本……株式会社石津製本所
製函……永井紙器印刷株式会社

ISBN4-582-40370-0
NDC分類番号812.2　A5判(21.6cm)　総ページ492
乱丁・落丁本のお取替えは直接小社読者サービス係までお送りください
（送料は小社で負担いたします）。